

長崎国際大学大学院

人間社会学研究科

博士学位論文

中国における大学附属博物館の研究

—日本の大学附属博物館と比較して—

地域マネジメント専攻

1813D02

NIU MENGCHEN

令和5年12月

長崎国際大学大学院

人間社会学研究科

博士学位論文

中国における大学附属博物館の研究

—日本の大学附属博物館と比較して—

NIU MENGCHEN

目 次

序章 研究の背景と博物館の概念	1
第 1 節 研究の背景	1
1. 大学附属博物館の研究意義	1
2. 大学附属博物館の発展水準と問題点	3
3. 本研究の方法	4
第 2 節 「国際博物館会議(ICOM)規約」と日本「博物館法」に見る博物館の定義	4
1. 「国際博物館会議(ICOM)規約」に見る博物館の定義	4
2. 日本の「博物館法」に拠る博物館の定義	7
小結	10
注	11
参考文献	11
第 1 章 中華人民共和国憲法と博物館条例等に見る中国博物館の定義	12
第 1 節 「中華人民共和国憲法」における博物館の諸相	12
1. 五四憲法	12
2. 七五憲法	13
3. 七八憲法	13
4. 現行憲法	14
第 2 節 中国の一般法律に認められる博物館関係条文	15
1. 「中華人民共和国文物保護法」から見る博物館	15
2. 「中華人民共和国教育法」	21
3. 「公共文化体育設施条例」「古生物化石保護条例」	22
第 3 節 中国「博物館条例」(2015 年 1 月 14 日国務院第 78 次 常務会議通過)	23
第 4 節 「政府會計準則第 11 号——文化化財資源(意見募集稿)」	35
小結	40
注	45
参考文献	46
第 2 章 用語定義及び研究目的と問題	47
第 1 節 用語の「博物院」「博物苑」「博物館」の概念	47
1. 「博物院」	47

2. 「博物苑」	49
3. 「博物館」	49
第2節 用語「附属」「付属」の字義.....	50
第3節 用語「大学附属博物館」の定義	50
小結	52
注	53
参考文献	53
第3章 先行研究と研究の現状	54
第1節 中国博物館学の研究史	54
1. 大学附属博物館の特徴研究	54
2. 大学附属博物館の機能研究	55
3. 大学附属博物館の基礎業務の研究	56
4. 大学附属博物館の建設・発展に関する研究	56
5. 大学附属博物館の情報化研究	57
第2節 清朝末期における日本博物館の摂取	59
第3節 清朝末期における中国博物館の歴史	66
1. 宝順行動物園	66
2. 楊樹浦大花園	66
3. 北堂自然博物館	66
4. 香港博物院	67
5. 徐家匯博物院	67
6. 上海博物院	67
7. 上海格致書院知新堂	68
8. 京師同文館博物館	68
9. 米國博物院	68
10. 華衆會博物院	68
11. 梅溪書院植物園	68
12. 青州博物堂	68
13. 蠟人館	69
14. 北京官書局陳列室	69
15. 武漢漢口商務公所	69
第4節 民国期（1912～1949）の5冊本にみる大学附属博物館	70
第5節 中国の大学附属博物館に関する研究略史	82
1. 梁吉生、「博物館学教育芻議」『中国博物館』1985年7月号	82
2. 許順湛、「論博物館学」『中原文物』1987年7月号	82

3. 咎淑芹、続顔、陳軍、「中国大学附属博物館特色と発展傾向」 『中国博物館』2003年12月号	82
小結	83
注	84
参考文献	85
第4章 日本大学附属博物館研究の歴史と現状	89
第1節 大学附属博物館研究の濫觴と歴史	89
第2節 棚橋源太郎と日本博物館協会の大学附属博物館論	91
第3節 日本博物館協会による『大學専門學校における現存設備 博物館的公開利用の提唱』	92
第4節 「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」発表以降の 大学附属博物館論	93
第5節 「スクールミュージアム」構想	94
小結	95
付節 韓国の大学附属博物館の制度	96
注	97
参考文献	97
第5章 中国大学附属博物館の歴史	99
第1節 1917年「天民」に拠る学校博物館設置論	99
1. 維新派の康有為に拠る学校博物館設置論	99
2. 天民に拠る学校博物館設置論	99
第2節 1842年～1900年に中国で開館が計画された博物館	102
1. 上海格致書院博物館	103
2. 京師勸工陳列所	103
3. 郴州地理算数学会博物院	104
4. 京師大学堂儀器院	105
第3節 中国大学附属博物館の歴史的経緯	106
小結	117
注	118
参考文献	119
第6章 中国における医薬系大学附属博物館の歴史	120
第1節 山東大学齊魯医学博物館の前身「広智院」の歴史	120
1. 公衆講演会	124

2. 参観者層の拡大政策	124
3. 学堂の開設	124
4. 博物館友の会	124
5. 文化体験の提供	125
6. キリスト教教義の宣教	125
第2節 広智院の意義と中国の博物館事業に与えた影響	125
第3節 上海中医葯大学中医葯博物館の歴史	127
1. 青少年に対する情報発信	128
2. 中高年に向けての情報発信	128
3. 企業との連携	128
第4節 南方医科大学嶺南葯博物館の歴史	128
小結 医葯系大学附属博物館の役割と意義	129
1. 歴史文化の伝承	130
2. 発展成果の展示	130
3. 医学知識の普及	130
注	131
参考文献	131
第7章 中国の典型的な大学附属博物館－京師同文館の歴史－	132
第1節 京師同文館博物館の歴史	133
1. 京師同文館が博物館を建設した経緯	133
2. 京師同文館の設立背景	133
3. 博物館設備と機構設置の過程	134
第2節 京師同文館の設立に関わった人物	135
第3節 京師同文館博物館の歴史における信憑性	138
第4節 京師同文館博物館の意義と影響	139
小結	140
注	141
参考文献	141
第8章 上海大学の歴史と銭偉長記念・海派文化展示館・校史展示館 ..	143
第1節 復旦大学分校の博物館学専攻課程設立の経緯	145
1. 復旦大学分校の歴史と分校博物館学専攻の歴史	146
2. 復旦大学分校博物館学専攻の歴史	147
3. 復旦大学分校での博物館学専攻の教育	147
4. 元上海大学附属博物館学専攻の衰退と再興	148

第2節	上海大学附属銭偉長記念館の開館までの経緯と将来展望	149
1.	中国の偉人憲章の具現としての人物記念館の始まり	150
2.	中国における人物記念館の歴史	150
3.	中国における記念館型博物館の統計と設立目的	150
4.	人物記念館の意義	151
5.	大学附属博物館としての人物記念館の意義	152
6.	大学付属博物館の人物記念館の活用	152
第3節	銭偉長記念館の設立	153
1.	銭偉長 (Chien Wei-zang) とは	153
2.	銭偉長記念館設立の背景と目的	154
3.	銭偉長記念館の設立経緯	154
4.	銭偉長記念館の平面設計図	155
第4節	銭偉長記念館の展示内容と諸活動	157
1.	展示活動	158
2.	教育活動	158
3.	収集保存活動	159
4.	その他の活動	159
第5節	その他の上海大学博物館展示	159
1.	上海大学附属海派文化展示館	159
2.	上海大学校史展示館	160
第6節	現在の上海大学博物館	160
1.	文化遺産の価値の研究と説明を強化し、 一連の良質な展示を構築する	161
2.	学生の参加を積極的に導き、 博物館学科の教育と人材育成を支援する	161
3.	普及ルートを創新し、都市のマイクロ更新を推進する	162
4.	専門的な社会教育サービス強化と学校文化の構築	163
5.	学術性を高め、学術建設の道を広げる	163
小結		164
注		165
参考文献		165
第9章	中国大学附属博物館の観光に果たす役割	167
第1節	中国の大学における観光学の歴史と観光学教育	167
第2節	中国における観光学科の設置大学	168
第3節	大学における観光活動	170

第4節 観光地になっている大学附属博物館	173
1. 厦門大学人類博物館	173
2. 北京大学セクラー考古と芸術博物館.....	173
3. 香港中文大学文物館	174
4. 蘭州交通大学地震博物館.....	174
小結	175
注	176
参考文献	176
第10章 上海大学博物館の国際交流事業.....	177
第1節 中国と波佐見の交流史	177
第2節 長崎国際大学博物館学研修の試み	177
1. 上海大学博物館と長崎国際大学の協定締結に至る経緯	177
2. 両大学で行われた国際交流協定調印式	178
3. 上海大学と波佐見の交流活動.....	178
第3節 波佐見町研修の特徴と意義	180
第4節 長崎国際大学博物館学研修の特色	180
第5節 ICOM UMAC AWARD 2019 の受賞	182
1. UMAC とは.....	182
2. UMAC AWARD 2019 へのチャレンジ	184
3. UMAC AWARD 2019 受賞に至る経緯	185
4. 両大学への教育的波及効果	185
小結	186
注	186
第11章 大学附属博物館と地域マネジメント	187
第1節 大学附属博物館の特質と意義目的	187
第2節 大学附属博物館と地域社会	
－地域の文化の核としての大学附属博物館－	190
第3節 観光拠点としての大学附属博物館	191
第4節 博物館が観光活用の拠点となる意義	193
小結	194
1. 資料と資源を統合し、共同研究を展開する	195
2. 科学普及教育を展開し、大学の文化を発信する.....	196
3. 寄付・寄贈制度と支援体制の整備	196
4. 大学博物館資源共有連盟の構築	196

注	197
結章	198
謝辭	209
参考文献	210

序章 研究の背景と博物館の概念

第1節 研究の背景

中国における大学附属博物館の設立は、欧米の先進国に比べて発端が遅く、近年、国家の関連政策の助力を受けて、ようやくその発展の端緒が現れた。「博物館头条」などの専門コンサルタント会社の統計によると、中国の大学附属博物館の総数は、現在 450 ヶ所を超えており、まさに高速ともいえる発展途上にある。

大学附属博物館は、大学が有する文化部門の重要な一部であり、大学の文化部門の情報発信や人材育成に重要な役割を果たしている。特に博物館学専門の学生に対する技術的及び専門知識の涵養、博物館人としての使命意識の形成には大きな意義を有しており、社会の発展にも重要な推進作用がある。しかし、現代社会における中国の大学附属博物館の発展は、運営・管理・倫理・業務実践など多方面の問題が存在している。本研究は、多文化を背景とした大学附属博物館の運営の最適化、公共倫理、業務の強化を再考し、大学附属博物館の質の高い発展に寄与することを目的としている。

大学附属博物館は、大学に所属し一般公衆に公開されている博物館であり、大学の運営事業の重要な構成部分である。他の公共博物館と比べて、大学附属博物館は学術研究の面での優位性があり、その展覧会は先端性、学術性、実験性などを特徴としており、公共博物館の展覧会とは異なる特質を有している。大学附属博物館は、学生と直面し、教育の使命を担い、社会の価値観の形成に影響を与えている。時代の命題を解き明かすには、大学附属博物館の発展は欠かせない。本研究の目標は、大学附属博物館の建設を推進し、地域社会との健全なる発展に寄与することである。

1. 大学附属博物館の研究意義

大学附属博物館の資料は、大学の発展過程の中で徐々に蓄積されてきたもので、その資料は間接的に、または直接的に大学の精神や文化を体現している。大学附属博物館の趣旨、使命、運営理念、業務実践はすべてその背後に大学の創設者や、大学を代表する著名な研究者の思想を表している。

大学附属博物館は、大学の学術研究に対して実物資料の提供で支援することができ、大学教育と学術研究のレベルを反映している。人材育成の面では、一部の大学附属博物館が大学院生やポストドクターを採用し、未来の博物館研究者や業務実施者を育成するなど人材育成の役割も果たしている。

大学の機能は、人類の知恵を伝承し、現存する知識を拡充し、社会に貢献することにある。しかし最も重要なのは、健康を維持する環境を提供し、学生の全面的な発展を促進することである。大学附属博物館は、大学の文化と歴史を伝承し、大学の運営理念と教育目標を反映する重要な媒体である。大学附属博物館が伝える価値観は、大学の伝統文化と歴史の情報発信を担い、さらに人材育成に寄与し、最終的には中国社会に影響を与えることである。

社会の発展に伴い、大学附属博物館は大学の文化を伝承し、大学の歴史を保存継承すると同時に、館外の文化遺産の保護と伝承の重責を担っている。大学附属博物館は、他の公共博物館と比べて、専門性の高い資源や人材に恵まれている。

近年、大学附属博物館から一般公衆に与える影響が高まるにつれて、公共教育が大学附属博物館の重要な役割となっている。大学附属博物館の公衆教育は、家庭教育と学校教育の有益な補足であり、公民人格の形成を推進し、さらに安定した社会の構築を後押ししている。

一方で、大学附属博物館は、ほかの公共博物館よりも運営管理面の問題が際立っており、資金の逼迫、管理側との仕組みの不備、館長の兼務事務の負担、公共サービスに対する限界などが挙げられる。同時に、大学附属博物館の公共性の問題は常に検討されており、専門性の壁と一般公開の必要性は大きな課題となっている。業務実践の面では、大学附属博物館のデジタル資源開発、博物館学の専門研究、館内人材の発展にも多くの問題が存在している。

大学附属博物館は博物館体系の重要な構成部分であり、専門学科の教育と学術研究を補助する重要な役割を果たしているだけでなく、自らの優位性を積極的に利用し、大学の伝統と歴史を継承し、それらを伝える機能を担っている。

中国の改革開放以来、大学附属博物館は数、種類、建築、資料、展示などの面で顕著な変化があり、特に近年では急速な発展傾向を示している。また、大学附属博物館は大学の伝統文化を築く点においても重視され、校内の風景展示、イメージ宣伝の場になっている。大学附属博物館の発展過程において、教育部は『国家文物局、教育部の大学附属博物館の建設と発展の強化に関する通知』、『教育部弁公庁の大学附属博物館の管理業務の強化に関する意見』など、大学附属博物館の建設と管理に関する関連政策を公布し、大学附属博物館の発展に対して重要な指示を出した。

中国における大学附属博物館の急速な発展に伴い、学术界ではその発展状況と問題に対する研究は、若干であるが確認できる。しかし、大学附属博物館の発展について、法令及び大学附属博物館の歴史的視座から史料を整理し、時代背景と結びつけてその発展状態と特徴を分析した研究は少ない。本研究は関連文献の分析、関連ウェブサイト、新聞雑誌などの情報の収集と整理に基づいて、中国における大学附属博物館の発展段階を分析・整理し、各段階の発展特徴や歴史経験、規律を総括し、大学附属博物館の健全な発展に寄与することを目的とするものである。

中国の大学附属博物館を対象に研究を展開する主な意義は、以下の二点に集約できる。

(1) 理論的意義

系統的な研究を通じて、大学附属博物館の発展過程に対する多角的、系統的な認識を形成し、中国における大学附属博物館研究を深化させ、21世紀の中国一流大学建設における大学附属博物館の方向性を見出す。

(2) 実践的意義

多角な分析を通じて、大学附属博物館の発展状況と特徴を把握し、大学附属博物館の未来の発展に寄与するデータを提供する。

前述の如く、現代社会における大学附属博物館の発展速度が非常に速いことが特徴である。まず、大学附属博物館の設立数の増加スピードは、毎年平均で約 13 の大学附属博物館が新たに増えている。次いで、建物の規模の増大である。大学附属博物館の規模の拡大ペースが加速し、以前は平均数千平方メートルの規模が一般的であったが、平均で数万平方メートルの大型博物館に発展しているのが特徴である。大学附属博物館の多くは開館前から複数のルートから所蔵品を収集しており、その数は大幅に増加し、数十万点を有している。このような大学附属博物館の規模の拡大は、大量のコレクションを蓄積するための場所を提供し、大量のコレクションによる展覧会を開催し、研究を行うための資源を提供している。さらに、大学附属博物館の技術的な進歩が速いのも特徴である。大学附属博物館は、展示の中に VR 技術を利用した没入型デジタル化を採用し、技術的手段を多用した展示やインタラクティブを行っている。これにより、大学附属博物館の見学方法と見学体験は大幅に豊かになったのである。

2. 大学附属博物館の発展水準と問題点

大学附属博物館の発展水準の向上は、主にいくつかの面で表れている。

まず、大学附属博物館が分布する地域の広さがある。中国の大学附属博物館が最初に設立された地域は北京や上海など経済が発達した地域で、これらの地域の大学附属博物館の数は全国で最も多いが、ここ数年では、地方部にも大学附属博物館が次々と設立されている。

次に、設立された大学附属博物館の多くは、依然として大学の専門及び大学の特徴に基づいて設立されており、大学の多様な専門カテゴリは博物館の類型を豊かにする可能性を提供している。大学附属博物館が所在する大学などのレベルも、次第に重点大学から一般大学、専門学校へとレベルが低下し、大学附属博物館は権威の象徴ではなく、条件を備えた大学であれば、大学のレベルに関係なく博物館を設立することができるようになった。中でも専門学校が特色ある専門学科に基づき設立した博物館は、大学附属博物館の類型の増加をもたらしたのである。

また、大学附属博物館建築の発展動向、展示手段などの多面的視座から、大学附属博物館はこれまでの閉鎖的な体制から脱却し、積極的に社会に対して発展の機会を模索し始めており、受動的から能動的に変化している。

以上の如く、2000 年代から現在に至るまで、大学附属博物館は急速な発展段階に入っており、急速に増加する館数、近代的な建築、多様なタイプ、豊富なコレクション、多機能が完備された展示室などは、その顕著な現れである。各地の大学および各レベルの大学が、大学附属博物館の重要性を認識していると同時に、実力を持つ大学が中国国内で博物館群建設計画を推進している。また、大学附属博物館も積極的にキャンパスへ、社会へと進出し、発展の機会を図るようになり、まさに国を代表する博物館に変貌しつつある。

一方で、中国の大学附属博物館は、世界の大学附属博物館と同様に深刻な課題を抱えている。中国における大学附属博物館の研究は極めて少なく、論文、書籍、学会発表の数も、一般的な博物館学、あるいは他の領域の博物館学研究より少ないのが現状で

ある。世界の事例から見ても、大学附属博物館はそれぞれの国家における博物館の濫觴である場合が一般的であるにも拘わらず、その研究は遅れている傾向にある。当該点に関する理由は、社会の中で従来大学という自治独立といった特殊性に起因しているものと考えられる。当該研究により、中国の大学附属博物館に関する博物館学的視点での解明のみに留まらず、とりわけ中国の博物館学史の構築に寄与できるものと予想している。

3. 本研究の方法

本研究の方法は、文献渉猟、文献の分類比較、現地調査を基本に進めることとする。それらの情報分析を通して、収集した情報を分析し、関連文献を比較分類し、結論を導き出す。

また、中国の大学博物館研究を進める上で、他国の大学附属博物館と比較し、特徴を明らかにする。世界の大学博物館の歴史や発展過程を追究し、その変遷や影響を分析し、中国の発展動向を予測する。博物館コレクションに注目し、資料の歴史や展示方法について考究し、大学附属博物館の管理、運営の一例として列挙する。大学附属博物館の展示や教育プログラムの効果評価を行い、改善すべき方面を見出す。

以上の方法を総合に活用しながら、中国の大学附属博物館の研究を進めることで、未だ発展途上にある大学附属博物館の研究に一石を投じるものと予測される。

第2節 「国際博物館会議（ICOM）規約」と日本「博物館法」に見る博物館の定義

1. 「国際博物館会議（ICOM）規約」に見る博物館の定義

まず、博物館の定義を導き出すにあたり、1946・1951・1963・1989年の国際博物館会議（ICOM）規約と、1950年の第11回ユネスコ総会で採択された「博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告」を以下に引用した上で考察を加えるものである。

(1) 1946年 国際博物館会議（ICOM）統一見解

博物館は、一般に公開された、美術、工芸、科学、歴史または考古学、動物園及び植物園をも含めた、すべての収集を包括する。但し、図書館は、常設の陳列室を持つ者の外は除くものとする。

つまり、ここでの「博物館」とは、人文系学域の範疇に留まらず、生命ある資料を対象とする動物園、植物園も含めたものも博物館であるとした。また、常設の陳列室を持つ図書館は、一般的な図書館と区分した上で、博物館の一種であるとしている点が特徴である。このような観点は、図書館から始まる大英博物館の歴史からの認識であると把握できる。

(2) 1951年 国際博物館会議（ICOM）憲章

第2章 博物館とは、芸術、歴史、美術、科学及び技術関係の収集品、ならびに植物園、動物園、水族館等、文化的価値のある資料、標本類を各種の方法で保存し、研究し、その価値を高揚し、なかなづく公衆の慰楽と教育に資するために公開することを目的として、公共の利益のために経営されるあらゆる恒常的施設をいう。従って、公共図書館、公共記録保管所（文書館）等で常設の展示室を備えるものも博物館として扱う。（下線筆者）

先ず、1951年のICOM憲章は、博物館の定義を大きく広げたものとなっている。具体的には、上文の下線で記した如く、技術関係資料の収集、動物園、植物園の他、さらに水族館が追加され、機能に関しては、保存、研究、教育の三つが明記された。その上、常設展示室を持つ公共記録保管所（文書館）も博物館とみなしている点が特徴である。したがって、常設の陳列室を持つ図書館、文書館も博物館であるとする拡大定義がなされたと理解される。

(3) 1960年 第11回ユネスコ総会の会場にて採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」

博物館とは、各種方法により、文化評価を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ充実することを特にこれらが大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的・歴史的・科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする。（下線筆者）

つまり、1960年の第11回ユネスコ総会で採択された博物館に関する定義には、「恒久施設」という用語が初めて出現し、博物館の構成要素の一つとして挙げられ、博物館に恒久性を要求したのであった。すなわち、一時的な展示施設や展示会などは、一過性であるが故に博物館的役割を仮に果たしても博物館とは埒外の施設であるとした。

(4) 1963年 国際博物館会議（ICOM）規約

第3条 研究、教育、および慰楽を目的として、文化的、または科学的に意義のある収集資料を、保管し、および展示する常設機関はすべて博物館とみなす。

第4条 この定義には次のものが含まれる

- (a) 公共図書館および文書館によって常設されている展示館
- (b) 大衆に公開されている「史的記念館および寺社の宝物、宗教的建造物」等その附属物件、史跡および遺跡
- (c) 生きているものを展示している植物園、動物園、生態飼育館およびその他の機関、自然保護地域および自然景観（下線筆者）

1963年の国際博物館会議（ICOM）においては、博物館の定義はさらに拡大された結果となっている。従来の図書館、文書館、植物園、動物園などに加え、寺社などの宗

教的建造物、史跡及び遺跡、生態飼育館や自然保護地域及び自然景観が入れられ、これら全てを博物館の範疇に入るとされた。つまり、野外での歴史的建造物あるいは建造物群・史跡・自然景観などは、用語の使用は無いが野外博物館としての把握を示唆したものと推察される。しかし、以上のような範囲の拡大は、後に博物館の定義に関する混乱、誤用を齎す原因になったと考えられる。当該条文の出現は、1960年代のフランス人ジョルジュ・アンリ・リヴィエールの提唱による「エコミュージアム論」¹⁾に起因しているものと考えられる。

(5) 1989年 国際博物館会議 (ICOM) 規約第2条

博物館とは、社会とその発展に貢献し、研究・教育・楽しみの目的で人間とその環境に関する物質資料を取得、保存、研究、伝達展示する公共の非営利常設機関である。(下線筆者)

つまり、1989年の博物館定義は、非営利という特徴を強調した。しかし、「非営利」とは、入場無料とは区別がある。入場料などを取っても、収入を博物館の運営や発展に利用し、利潤として他の目的に使用しないことを約束している。

以上5回の国際博物館会議の規約・勧告から、博物館の概念を博物館の目的、恒久性、営利性に区分して纏めると以下の通りである。

上記した「国際博物館会議 (ICOM) 規約」及び国際博物館会議 (ICOM) 憲章から読み取れる博物館構成要件を、博物館の目的・恒久性/恒常性・営利性・図書館と博物館に分けて以下に記すこととする。

①博物館の目的

博物館の基本な目的に関しては、1946年の「国際博物館会議統一見解」には認められない点の特徴である。この点は、西欧においても当時はまだ博物館学意識が確立していなかった点に起因している。次いで、1951年に出された「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第2章」では、博物館の機能として「保存と研究」が明示されているが、「教育」に関しては確認できない。1960年の第11回ユネスコ総会の会場で採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」では、「展示の目的は娯楽と教育のため」と記載され、ここで始めて博物館の目的・機能として「教育」が明記されたのである。さらに、1963年の「国際博物館会議規約第3条」および1989年の「国際博物館会議規約第2条」の両規約には「研究・教育」が基本機能としてあげられるに至っている。

さらなる機能として、「娯楽」が1960年の第11回ユネスコ総会の会場において採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」から明示され、1963年・1989年版においても同様に記されているのである。

したがって、博物館の目的は、国際博物館会議 (ICOM) 憲章では資料の保存・研究・教育・娯楽の4点が潜在的な目的とされていることとなる。

②恒久性/恒常性

博物館の恒久性/恒常性に関しては、1951年の「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第2

章」で、「恒常的施設」が明示された点も特徴である。この恒久性/恒常性/常設性は、1960年の第11回ユネスコ総会の会場にて採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」においても同様であり、さらに1963年の「国際博物館会議規約第3条」や1989年の「国際博物館会議規約第2条」にも明記されているところからも、博物館の要点であることが理解されるのである。

したがって、一過性の博覧会をはじめとする見本市・見世物小屋等の各種イベント展示等々の展示や展示施設は、当然のことながら博物館とは区別されなければならないのである。また、博物館においては、あくまで恒久性/恒常性の視座からも常設展示が必要であり、期間が限定された特別展示・企画展示のみでは博物館の必要要件を満たすものではないのである。

③ 営利性

博物館の営利に関しては、1946年版・1951年版・1960年版・1963年版には何ら触れられていないが、1989年の「国際博物館会議規約第2条」には「非営利常設機関」として明示されている点が特徴である。したがって、博物館は非営利機関でなければならないが、後述する日本の『博物館法』第23条とは基本的に矛盾を有していることとなる。

④ 図書館と博物館

1946年の「国際博物館会議（ICOM）統一見解」では、「図書館は、常設の陳列室を持つもののほかは除くものとする。」と記している。しかし、1951年の「国際博物館会議（ICOM）憲章 第2章」の第4条では、1946年と同様の意味合いであるが、「常設の陳列室を持つ図書館は博物館である」と、表現を変えて強調した点が特徴である。当該「常設の陳列室を持つ図書館は博物館である」とする点は、大英博物館が図書館から始まった歴史を有する欧米思想の特徴かとも理解できる。確かに日本の場合も東京国立博物館の前身である東京博物館時代に書籍館を付帯していた歴史的事実も存在する。しかし、後述する日本の博物館法（1951年制定）には、常設展示室を付帯する図書館であっても博物館には含めていないのが現状である。

つまり日本の場合、博物館と図書館は、共に社会教育法（1947年制定）下においての社会教育機関・施設であるが、両機関・施設はそれぞれが図書館法（1950）、博物館法（1951）に基づく点で、種々に異なりが認められるのである。

以上、1946・1951・1963・1989年の国際博物館会議（ICOM）規約と1950年に開催された第11回「ユネスコ総会で採択された『博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告』」には、「博物館の学術的専門領域」「博物館の目的」「恒久性」「図書館と博物館」に関して明記され、博物館の定義の一例として把握されてきているのが現状である。

2. 日本の「博物館法」に拠る博物館の定義

以下は、日本の「博物館法」の条文である。

第1条（この法律の目的） この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）

及び文化芸術基本法（平成 13 年法律第 128 号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義）この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ）の設置する博物館をいう。（下線筆者）

上記に引用した法第 2 条の（定義）は、第 1 節で述べた 1960 年に第 11 回ユネスコ総会の会場にて採択された「博物館をあらゆる人に解放する最も有効な方法に関する勧告」の内容や、1946・1951・1963・1989 年の国際博物館会議（ICOM）の採択に拠る定義と、基本主旨は基軸を一にする点は上記の条文からも理解できる。

つまり、1946 年にユネスコの中に「国際博物館会議」が創設された点は、世界での文化財保護・博物館の設置運営に大きな影響が齎されたことは想像に難くないのである。国際博物館会議（ICOM）の博物館としての範囲設定は、日本の博物館の範囲の概念をはるかに凌駕するものであることが窺える。つまり、博物館のみを教育と知的娯楽性を有する施設に限定するのではなく、常設展示機関であるすべてをその範疇にしているのが基本思想であった。

さらに、注目すべき点は、1951 年の時点では博物館は「施設」として記しているのに対し、1963 年からは「機関」と変更されていることである。すなわち、博物館は単なる施設ではなく、目的と自主性を持って人に積極的に関与することを目的とした機関、換言すれば研究機能を有することで施設から機関となり、博物館は機関でなければならないことになる。

以上の博物館法第 1 条（この法律の目的）からも明白であるように、日本の博物館法の親法は昭和 24（1949）年に制定された社会教育法であることから、博物館は社会教育機関・施設である事が窺い知れるのである。

なお、具体的に社会教育法の本質とは、前述の社会教育法第 9 条（図書館及び博物館）「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」「2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。」に依拠しているのである。

また、今日の日本では、死語となりつつある用語「社会教育」なる呼称は、1990 年 6 月に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（通称 生涯学習振興法）に基づき、生涯学習と呼び替えられているが、法の意図するところは同一であると解釈される。

次いで、第 2 条の冒頭部は博物館の専門領域を具体的に明示するもので博物館は人文・自然の両分野に亘る広域な学域を対象とするものであり、さらに条文の中の保管箇所（育成を含む。以下同じ）と括弧を用いて記載されていることから、生命を有する資料を対象としている事も理解できるのである。即ち、生きている資料を扱う動物園・水族館・植物園も博物館であることを確認できる条文となっている。同様に、美術館と博物館は異なる施設であるとする社会での一般的ともいえる認識は、誤認であり美術館は美術を専門領域におく博物館なのである。

さらに、条文の 2~4 行は博物館の特性と博物館の機能を明記している。つまり、「資料を収集し、保管し」で始まるところからも明白であるように、いずれの専門領域の博物館においても、資料が基盤であることが博物館の基本特性であると把握できる。同じ生涯学習機関である図書館は、図書を基盤とする教育機関であると同様に、博物館は専門領域に整合した収集資料を基本に、それらの資料を媒体とする保存・研究・展示・教育等の機能を有した生涯学習に特化した教育機関なのである。

博物館の具体的な機能は、基本・展開・応用の 3 種の機能が存在すると考えられる。基本機能としては資料の収集・保管（存）・研究であり、展開機能は基本機能の一つである研究により抽出された情報の伝達・発信であるところの展示・教育諸活動である。応用機能とは条文が示す「その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために」を果たすことで、具体的には利用者が知的欲求の充足のために行なう利用者自らの調査・利用者自らの研究への取り組み支援である。具体的には、資料が無尽蔵に内蔵している学術情報を展示・教育諸活動などを通して博物館利用者が獲得し得る知的「発見と驚き」や「満足感」「充足感」あるいは博物館の専門領域の種類によっては「癒し」「やすらぎ」「回想」等の広い意味での楽しみを提供することであると考えられる（栗原 2022）。

第 2 条（定義）の条文中頃に施した下線部分「併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」は、直截に博物館は研究機関で在る、あるいは無ければならない点を明文化したものと考えられる。

条文の後半は、博物館の設置機関を明確にしたものである。そこには、先ず県及び市町村である地方公共団体・地方独立行政法人が挙げられている。ここで注意しなければならない点は、国は博物館法に基づく博物館を設置することはできないことである。したがって、東京国立博物館をはじめとする国立博物館は、博物館法に基づく博物館ではないのである。ここに、当該法は大きな矛盾を孕んでいると考える（小佐野・栗田 他 2020）。

これらの地方公共団体はいずれもが営利追及を目的としない点で共通しているのである。このことは、1989 に採択された国際博物館会議（ICOM）規約第 2 条定義の中に明示されている「非営利常設機関」の理念とも符号している。博物館は、あくまで教育機関であり、研究機関であって、さらに恒久性を有した非営利機関でなければならないのである。ゆえに、今日日本国内の、中でも観光地等に林立と表現できる利潤目的であって恒久性に乏しい株式会社や個人が設置する博物館とは何らかの峻別が必要であると筆者は考えている。したがって、博物館法第 26 条（入館料等）についても十分

な再考を必要とするものである。

小 結

現在に至っても中国博物館学史の研究と、これにともなう専門書が未だ不足している点を指摘したうえで、中国博物館学史の研究を深化展開させる必要性は、中国博物館界及び中国博物館学界において喫緊の課題であると考えた。中国博物館学史なかでも、大学附属博物館及び大学附属博物館史に関する研究は、さらに不十分であるため、本論は「大学附属博物館」に焦点を絞り論究するものである。

当該研究により、中国の大学附属博物館に関する博物館学的視点での解明のみに留まらず、とりわけ中国の早い時期、即ち 20 世紀初頭の博物館学史の構築に寄与できるものと予想している。さらに、二次的には、未だ不明瞭である清朝末期の西洋及び日本の博物館思想の受容期の解明をも目的としている。

次に、「国際博物館会議 (ICOM) 規約」及び国際博物館会議 (ICOM) 憲章から読み取れる博物館構成要件は、博物館の目的・恒久性/恒常性・営利性・図書館と博物館であった。

博物館の目的は、1946 年の「国際博物館会議統一見解」には認められず、1951 年の「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第 2 章」で博物館の機能として「保存と研究」は明示されているが、「教育」に関しては確認できない。1960 年の第 11 回ユネスコ総会の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」では、「展示の目的は娯楽と教育のため」と明記され、この時点で始めて博物館の目的・機能として「教育」が記された。1963 年の「国際博物館会議規約第 3 条」・1989 年の「国際博物館会議規約第 2 条」には「研究・教育」が基本機能として初めて確認された。1960 年の第 11 回ユネスコ総会の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」には「娯楽」が記載され、1963 年・1989 年版にも記されている。したがって、国際博物館会議 (ICOM) 憲章による博物館の目的は、資料の保存・研究・教育・娯楽の 4 点が目的とされていた。

博物館の恒久性/恒常性は、1951 年の「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第 2 章」で、「恒常的施設」が記され、1960 年の第 11 回ユネスコ総会においても同様であり、さらに 1963 年の「国際博物館会議規約第 3 条」や 1989 年の「国際博物館会議規約第 2 条」にも明記されているところからも、博物館の要点であると理解された。

博物館の営利性に関しては、1946 年版・1951 年版・1960 年版・1963 年版には何ら触れられていないが、1989 年の「国際博物館会議規約第 2 条」には「非営利常設機関」とであると明示されている点が特徴である。したがって、博物館は非営利機関でなければならないことが、世界の潮流であった。日本の「博物館法」第 26 条とは基本的に矛盾を有している点を指摘した。

図書館と博物館の関係について、1946 年の「国際博物館会議 (ICOM) 統一見解」では、「図書館は、常設の陳列室を持つもののほかは除くものとする。」と記していた。しかし、1951 年の「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第 2 章」の第 4 条では、1946 年

と同様の意味合いであり、「常設の陳列室を持つ図書館は博物館である」と記された点
が特徴である。

つまり、日本の場合博物館と図書館は、共に社会教育法（1947年制定）下において
の社会教育機関・施設であるが、両機関・施設はそれぞれが図書館法（1950年制定）、
博物館法（1951年制定）に基づく点で、種々に異なる点が認められるのである。

日本の「博物館法（1951年制定）」では、博物館必要要件は①必要な博物館資料が
あること。②必要な学芸員その他の職員を有すること。③必要な建物及び土地がある
こと。④1年を通じて150日以上開館することが日本での博物館の要件である。

博物館機能としては、調査・資料収集・保存・保管・研究からなる一連が基本機能で、
展示・教育活動により成果を展開し、利用者の知的欲求や癒しを齎す場であることが
理解できた。当該日本の博物館法は、数回の改定はなされているものの70余年前の制
定である点を斟酌した場合でも、正鵠を得た法であると評価できる。

次章は、歴代の中華人民共和国憲法と博物館条例などを比較し、中国博物館の定義
を明確にする。

注

- 1) ジョルジュ・アンリ・リヴィエール（1986）：「生態博物館——一つの進化して
いる定義」『中国博物館』1986年第4期75頁（ユネスコ『Museum』雑誌から翻
訳）

参考文献

- 栗原祐司（2022）：『基礎から学ぶ博物館法規』同成社
国立教育政策研究所・社会教育実践センター（2008）：「3博物館法」『博物館に関する
基礎資料』
小佐野重利・栗田秀法・芳賀満・半田正幸（2021）：『博物館の未来を考える』中央
公論美術出版
鶴田総一郎（1975）：「博物館定義の変遷」『博物館研究』10 - 5 頁
ICOM「国際博物館会議（ICOM）規約」

第 1 章 中華人民共和国憲法と博物館条例等に見る中国博物館の定義

第 1 節 「中華人民共和国憲法」における博物館の諸相

本章は、中国現行法規の最上位法としての「中華人民共和国憲法」での博物館に関する記載内容を確認する。

中華人民共和国憲法は、1982 年の制定を濫觴とするものである。その後 1988 年・1993 年・1999 年・2004 年・2018 年の 5 度にわたる修正がなされてきた経緯を有する。中国における中華人民共和国憲法に先行する中国憲法は、1954 年・1975 年・1978 年の 3 度にわたり発布されている。それぞれを、この制定年に因み「五四憲法」「七五憲法」「七八憲法」と一般的に略称で呼ばれている。個々の憲法内容は、制定時期の社会的背景が基本となることは蓋然的な事実であるところから、先ず以下に社会的推移を確認することとする。

1. 五四憲法¹⁾

五四憲法は、1954 年に制定された憲法であることは上述した通りで、社会的背景としては中華人民共和国（以下、中国と省略）が 1949 年に建国された当初の憲法となる点を最大の特徴とする。したがって、当該期の中国においては、国家機関の構成・編成などは体系的に未熟な部分が多く存在していた時代であったことは容易に推定される。したがって、中国国家の基本を為す「全国人民代表大会」「国務院」「人民法院」²⁾などの政府機関の設置や制度に関する骨格的定義や概念規定で、五四憲法の内容の大半は占められているのである。

当該憲法の第 94 条には、「公民的基本權利和義務」が明文化されており、下記の条文が認められるのである。

第九十四条 中華人民共和国公民有受教育的權利。国家設立并且逐步扩大各種学校和 其他文化教育機関、以保証公民享受這種權利。（下線筆者）

（第 94 条 中国国民は、教育を享受する權利を有している。国家は、各種の学校並びにその他の文化教育機関を逐次設立することによって、国民が当該權利を享受できるように保証する。筆者訳）

本条文には、「博物館」なる用語、あるいは類する機関の名称は全く記載されていないことから、博物館について直接に明言されたものではないことは明白である。しかし、張哲は条文に記載された用語「文化教育機関」の中には、博物館が含まれているものとの拡大解釈ができると指摘している（張 2023）。張の主張は、正鵠を射た指摘であると筆者も同意見を有するものである。何故ならば、五四憲法が制定された 2 年後の 1956 年に、北京で開催された「第 1 回全国博物館工作會議（全国博物館事業會議）」で文化部（文部科学省）副部長であった夏夏衍が、政府を代表して発言した中に、博物

館の性質は「科学研究機関」「文化教育機関」「物質文化と精神文化遺存や自然標本の主要な収蔵所」であることを強調し、博物館の任務は「科学研究に奉仕」「人民大衆に奉仕」の二つの方針を明確にした（通称「三性二務」）（全国博物館工作会議 1956）。このようなことから、博物館は文化教育機関であることは、十分に推定できるのである。

つまり、当該「三性二務」の基本的定義に立脚した場合、中国の博物館は文化教育機関としてみなされているのである。抛って、上記した五四憲法の第 94 条の中に博物館は包含されていると解釈することは矛盾では無いと筆者は考えるのである。

2. 七五憲法³⁾

七五憲法は、文化大革命（1966～1976 年）による中国社会の動乱の最中に制定された憲法であり、全体構成は五四憲法と同じく 5 部分から構成されている。五四憲法と七十五憲法の両者の条文数を比較すると、五四憲法の構成条文数は 106 条であるのに対して、七五憲法は僅か 30 条を数えるのみで、大幅な内容の減少が認められる結果となっている点が大きな特徴である。

七五憲法の記載条文には、「公民的基本権利和義務」（中国人民の権利と義務）と題する項目が認められる。具体的内容としては、中国国民は教育を受ける権利を有するとの一文が明記されているに留まっている。次いで、特徴的である点は、国民は全ての国家機関の職員に対して告発する権利を有するとの条文である。本条文は、中国国家体制下における相互監視に基づく体制の維持を目的としたものである。

また、本論上での最大の特徴は、文化教育機関に関する条文が完全に排除された点である。つまり、博物館をはじめとする文化教育機関に関する条文類が全廃されているのである。その最大の理由は、文化大革命中に発生した「破四旧運動」（1966～1968 年）が原因であることは容易に推定できるのである。

なお、「四旧」とは、旧思想・旧文化・旧習慣・旧風俗を具体的に指し示し、「破四旧運動」は中国五千年ともいわれる伝統文化の破壊を提唱し、推奨した非文化的思想であった。破四旧運動が始まった直後にすべての文物（歴史資料をはじめとする学術資料）は、「旧文化」の具現物と判断され破壊の対象となったことは事実である。

当該思想と蛮行は、日本の明治時代初期の明治政府の神仏判然令等に起因する「廃仏毀釈運動」に類似している点が両国にとって極めて残念である。多くの歴史的文物を展示・保存してきた博物館や、古書・古文書などの史料類を保存してきた図書館なども、「旧文化」の遺存品を保護する施設と把握された結果、破壊されたのである。このことから、文化教育機関に関する条文が憲法から削除されたことは容易に理解できるのである。換言すれば、中国の文化財保護史上での負の憲法であったと筆者は評価するものである。

3. 七八憲法⁴⁾

七八憲法の構成は、五四憲法と七五憲法との類似部分は認められるものの、最大の特徴は社会主義での民主的社会の進捗と、科学と教育事業の発展の重要性について初

めて明言した点である。これに伴い、中国の文化財保護思想・博物館思想は勿論、これらに付帯する具体においても大きな変革をもたらす結果となった。七八憲法が制定されたあと、1978年12月には「十一届三中全会」⁵⁾（中国共産党第十一届中央委員会第三次全体会議）が開催され、文化大革命中の歴史資料や歴史に関する思想的誤りの改正、さらなる「改革開放」政策は今日の中国を作り上げた点では大きく称賛される憲法であったと評価できる。以下に、当該憲法の中核である第51条を引用する。

第五十一条 公民有受教育的權利。国家逐步增加各種類型的学校和其他文化教育施設、普及教育、以保証公民享受這種權利。国家特別關懷青少年的健康成長。
(下線筆者)

(第51条 国民は、教育を受ける権利を有している。国家は、逐次各種の学校やその他の文化教育施設数の増加に努め、教育を普及させて、中国国民がこの種の権利を享受できるように保証しなければならない。国家は、特別に青少年の健康的な成長に留意しなければならない。筆者訳)

本51条には、「博物館」の名称は直截的には使用されてはいないが、「文化教育機関」「文化教育施設」へと名称が変更されて記載され、文化教育施設の数の増加が教育の普及、さらに国民が教育を受ける権利を保証できる要として定めた点が大きな特徴である。

なお、五四憲法の第94条には、「公民的基本權利和義務」の中で使用された用語「文化教育機関」は、本七八憲法では「文化教育施設」と用語が置き換えられている。

中国では「文化教育機関」と「施設」の名称によって、行政概念の区別が異なる。即ち「機関」は、行政の一環であり、国家の対応部門に直接管理されている機構である。機関には、国の法規に従って施策を実践する義務を持っている。これに対し「施設」は、中国語の「事業単位」に対応しており、国家が社会公益の目的に基づいて、国家機関あるいは国有資産で設立した社会サービス組織である。このような施設の職能範囲は、教育、科学、文化、医療などである。事業単位、すなわち施設は独立した法人であるが、政府の指示によって運営しなければならない。例にすれば、日本の教育委員会に相当している中国の教育局は、地方の教育機関であり、国の教育部に直接管理されている。各公立幼稚園、小中学校は、事業単位であるから教育施設であり、教育局の指示に応じて教育活動を行っている。博物館も同じく教育施設であり、日本の概念とは異なるものである。

4. 現行憲法⁶⁾

1982年に制定された現行憲法は、現在に至る40余年の間に5回の内容修正が繰り返行われてきた。しかし、「博物館」に関する条文は、1982年に第22条に記載されてから、その後約40余年の間、内容の変化を来さない点が特徴である。以下に、第22条を引用する。

第二十二条 A 国家發展為人民服務、B 為社会主義服務的文学芸術事業、新聞广播電視事業、出版發行事業、図書館博物館文化館和其他文化事業、开展群众性的文化活動。国家保護名勝古跡、珍貴文物和其他重要歷史文化遺產。（下線 A・B 筆者）

（第 22 条 国家は、人民に奉仕し、社会主義に奉仕する文学芸術事業、新聞・ラジオ事業、出版・發行事業、図書館・博物館・文化館やその他の文化事業を發展させ、大衆的な文化活動を展開する。国家は、名勝や古跡、貴重な文化財やその他の重要歷史文化遺産を保護する。張哲：2023 訳に筆者加筆）

本条文には、「図書館」「博物館」「文化館」などに関する施設名称が初めて明確に記載され、列記された施設が文化事業の具体的な実行の場としている点が大きな特徴である。また、本条文に列記された文化・教育を担当する施設は、国民と社会主義に奉仕する目的を有した施設である点も明記されているのである。つまり、文化事業に属する博物館は、国民のためだけでなく、社会主義の宣伝および体制維持の手段であると現行憲法は明確に定義しているのである。

上記引用条文で、下線 A で記した博物館と社会形態の発展との連携を明記する博物館関係法規は、おそらく中国のみであり、当該基本思潮は中国の現在の博物館展示においても維持継続されている基本的教育思想である。全国各所の博物館では、下線 B による共産党の宣伝や党による過去の革命運動に関する展示が行われることも、博物館の教育機能に付帯させた社会教育、すなわち国家教育である点も中国博物館ならではの展示の特徴であり、中国博物館の特徴なのである。

第 2 節 中国の一般法律に認められる博物館関係条文

中国憲法以外に博物館に関して記された一般法律もしくは関係法規は、各所に多数散在しているのが事実である。なかでも、「中華人民共和国文物保護法」は、博物館に関する最も重要な法規であると考えられる。即ち、文物保護法と博物館法は表裏一体の関係である。このことは、学術上で極めて近似する領域である、あるいは一部重複する関係に拠るからである。同様なことは、日本の「文化財保護法」と「博物館法」の関係についても共通性を見い出せることは、周知のとおりである。

1. 「中華人民共和国文物保護法」⁷⁾ から見る博物館

「中華人民共和国文物保護法」は、1982 年に制定された一般法律である。当該法の解釈に関しては、本法規が制定された直後に王世珩が記した「認真貫徹文物保護法」（文物保護法の徹底実行）がその嚆矢である。当該法規の特徴を簡潔に記すと、以下のとおりである。

「文物保護法」は、主に「文物」を対象に規定している法規であることは確認するまでもなく、博物館にのみ留まらず図書館や研究所などの文物保護機能を持つ全ての機関・機構・施設は当該法規を遵守しなければならないと定めている点が特徴である（王世珩 1982）。

さらに内容においては、清朝期（1616～1912）・民国期（1912～49）に制定された文物関係法規にも見られると同様に、外国人に関する制限がより厳格化されている点の特徴といえる。しかし、博物館と直截に関係する条文ではないため、以下に列举するに留めるものとする。

(1) 「外国人」にかかる制限

「文物保護法」の第2章「不可移動文物」第25条には以下の記載がある。

非国有不可移動文物不得轉讓、抵押給外国人。

（非国有で移動不可な文物は、外国人へ転売・抵当してはいけない。筆者訳）

しかし、当該法規には「国有不可移動文物」についての記載は存在しない。つまり、「文物保護法」では、「国有不可移動文物」の外国人への転売・抵当が不可であることを暗黙のルールと設定したうえで、「非国有不可移動文物」を外国人へ譲ってはいけないルールを設けていることが理解できる。また、同第3章の「考古発掘」の第33条には以下の条文が記載されている。

非經国务院文物行政部門報国务院特別許可、任何外国人或者外国团体不得在中華人民共和国境内進行考古調查、勘探、發掘。

（国务院行政部門を通じて国务院に報告し、特別許可が発給されない限り、全ての外国人または外国人団体は、中華人民共和国国内において考古調査・探査・発掘を行ってはいけない。筆者訳）

この条文は、1935年に制定された「外国學術団体或私人参加採掘古物規則」と類似しているが、前者に記載された、外国人・団体が中国で発掘調査を行うにあたって、中国国内の協力機関が必要とするような内容は、「文物保護法」にはみられない。一方、「文物保護法」とは別に、国家文物局による「外国人或者外国团体在中国境内考古調查、勘探、發掘許可（中国国内における外国人・外国団体による考古調査・探査・発掘の許可事項）」は発出されており、その中で「中華人民共和国水下文物保護管理条例」第7条⁸⁾と「中華人民共和国考古涉外工作管理弁法」（中国における外国と関係する考古業務管理方法）第12条⁹⁾により、依然として前記の1935年の法規による制限を保留しているのである。

また、第5章の「民間收藏文物」の第52条には以下の内容が確認できる。

国家禁止出境的文物、不得轉讓、出租、質押給外国人。

（国家に「出国禁止」と指定された文物は、外国人への転売・貸出・抵当は不可である。筆者訳）

実際に持ち出し禁止とされている文物は「一級文物」と「二級文物」が圧倒的に多いため、このようにして貴重文物の海外流失を防止している。この点は、欧米や日本の関

係法規と大きく異なる点である。日本では、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」により「重要美術品」と認定された資料は、「重要文化財」と新たに指定された場合以外には、文化庁との協議が必須であるが、海外への輸出が許可されれば「重要美術品」の「格」は取り下げられ、売り先は日本人・外国人を問わないことである。これに対し、中国の場合は文物の所有が個人・国家に関係なく、いったん指定されると指定の取り消しは不可能となる。

また、第 5 章の「民間収蔵文物」の第 55 条には、以下の条文が確認できる。

禁止設立中外合資、中外合作和外商独資的文物商店或者經營文物拍売的拍売企業。

(外国企業や個人との合同出資・合作、あるいは外国企業や個人で独立出資を基に、文物商店や文物オークションを經營することを禁止とする。筆者訳)

この条文は、実質的に外国人または外国の商社が文物を輸出・輸入する権利を否定するものとなっている。この原因は、清朝期・民国期において大量の文物が海外へ流失していた背景があったからと思われる。

(2) 文物の出国に関する制限

また、「文物保護法」においては、文物の出国に関しても厳しく制限が設けられている。条文は以下のとおりである。

第六章 文物出境進境 第六十条 国有文物、非国有文物中的珍貴文物和国家規定禁止出境的其他文物、不得出境；但是依照本法規定出境展覽或者因特殊需要經國務院批准出境的除外。

(第 6 章 文物の出境と進境 第 60 条 国有文物、貴重な非国有文物、あるいは国家の規定によって出国禁止とされている文物の出国は、禁止とする。ただし、本法の規定に従って海外の展示に参加するため、または特殊な要因がある場合、國務院より出国を許可されるものは除外とする。筆者訳)

第六十一条 文物出境、应当經國務院文物行政部門指定的文物進出境審核机构審核。經審核允許出境的文物、由國務院文物行政部門發給文物出境許可証、从國務院文物行政部門指定的口岸出境。任何单位或者个人运送、郵寄、携帶文物出境、应当向海关申報；海关凭文物出境許可証放行。

(第 61 条 文物の出国は、國務院の文物行政部門が指定した文物出入国審査機構の審査を受けなければならない。審査によって出国が許可された文物は、國務院文物行政部門から文物出国許可証が発行され、國務院文物行政部門が指定した税関を通過のみ、出国を認可する。全ての企業または個人は、文物を海外へ郵送・運送・携帶する場合、税関への申告を必要とする。税関は、文物出国許可証によって、文物の出国を許可する。筆者訳)

第六十二条 文物出境展覽、应当報國務院文物行政部門批准；一級文物超過國務院規定数量的、应当報國務院批准。一級文物中的孤品和易損品、禁止出境展覽。出

境展覧的文物出境、由文物進出境審核機構審核、登記。海關憑國務院文物行政部門或者國務院的批准文件放行。出境展覧的文物復進境、由原文物進出境審核機構審核查驗。

（第 62 条 文物は、海外の展示に参加する場合、國務院文物行政部門に申告し、許可を取得することが必要である。一級文物の点数は國務院が決定した数を超えた場合は、特別に國務院へ申告すべき。一級文物のなかの唯一品や易損品は、海外展示への参加は禁止とする。海外の展示に参加する文物の出国は、文物出入国審査機構によって審査し、記録を作成する。税関は、國務院文物行政部門、または國務院の許可書類に基づき文物の出国を許可する。海外の展示に参加した文物の再入国は、出国時と同じ文物出入国審査機構によって審査・検査されるべきである。筆者訳）

以上の条文から、博物館資料だけでなく、一般的な文物の輸出も原則として中国では禁止されている事項であることが理解できる。これに対し、日本では、文化庁に登録されていない文物は、特に出入国の制限がかからない。「一国二制度」が行われている香港においても、同様な規定は存在しない。これも香港は、現在アジアにおける文物取引の中心地になっており、欧米系大手オークション会社が香港を拠点とした理由でもある。「文物保護法」では、中国政府が最大限に文物の流失を防止する工夫が多く設けており、この点は歴史上で文物の海外流失事情が頻発していた中国において高く評価できるのである。

（3）博物館資料に関する規定内容

さらに、「文物保護法」において「館蔵文物」に関しては詳細に規定されており、第 36 条から第 49 条までの条文は、博物館を含む全ての文物保護の機能を有している施設が遵守しなければならない内容となっている。その原文と訳文は、以下のとおりである。

第四章 館蔵文物

第三十六条 博物館、図書館和其他文物收藏单位对收藏的文物、必须区分文物等级、设置藏品档案、建立严格的管理制度、并报主管的文物行政部門備案。县级以上地方人民政府文物行政部門应当分别建立本行政区域内的館蔵文物档案；國務院文物行政部門应当建立国家一级文物藏品档案和其主管的国有文物收藏单位館蔵文物档案。

（第 36 条 博物館、図書館及びその他の文物保存施設は、必ず所蔵品に対して文物の等級を区分し、台帳を作成し、厳格な制度を設けた上、主管の文物行政部門へ申告し記録を残すことが規則である。県レベル以上の各地方人民政府の文物行政部門は、当該行政区域内の館蔵文物の台帳を作成すべきである；國務院文物行政部門は、国家は一級文物の台帳及び主管する国有文物保存施設の所蔵品台帳を作成すべきである。筆者訳）

第三十七条 文物收藏单位可以通过下列方式取得文物、（一）購買；（二）接受

捐贈；（三）依法交換；（四）法律、行政法規規定的其他方式。国有文物收藏单位還可以通過文物行政部門指定保管或者調撥方式取得文物。

（第 37 条 文物保存施設は、以下の方法で文物を取得することができる、（1）購買；（2）贈与；（3）法に従って交換；（4）法律、行政法規が規定する其の方法。国有文物保存施設は、文物行政部門が文物を保管するように指示を下された時、または文物が割り当てられた時に文物を得られる。筆者訳）

第三十八条 文物收藏单位应当根据馆藏文物的保护需要、按照国家有关规定建立健全管理制度、并报主管的文物行政部門備案。未經批准、任何单位或者个人不得調取馆藏文物。文物收藏单位的法定代表人对馆藏文物的安全負責。国有文物收藏单位的法定代表人离任時、应当按照馆藏文物档案并理馆藏文物移交手續。

（第 38 条 文物保存施設は、馆藏文物を保護するための需要に応じて、国家の相關規定に基づき、健全な管理制度を設けた上、主管の文物行政部門へ申告し記録を残すこと。許可がなければ、全ての施設または個人は馆藏文物を移動してはならない。文物保存施設の法的代表は、馆藏文物の安全責任を担保すること。国有文物保存施設の法的代表は、離職時馆藏文物の台帳に基づき馆藏文物の移管を行うべきである。筆者訳）

第三十九条 國務院文物行政部門可以調撥全国的国有馆藏文物。省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門可以調撥本行政区域内其主管的国有文物收藏单位馆藏文物；調撥国有馆藏一級文物、应当報國務院文物行政部門備案。国有文物收藏单位可以申請調撥国有馆藏文物。

（第 39 条 國務院文物行政部門は、全国の国有馆藏文物を移動することができる。省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門は、当行政区域内主管の国有文物保存施設の馆藏文物を移動することができる。国有の馆藏一級文物を移動する際、國務院文物行政部門へ報告し、記録を残すべきである。国有文物保存施設は、国有の馆藏文物の移動を申請できる。筆者訳）

第四十条 文物收藏单位应当充分發揮馆藏文物的作用、通過举并展覽、科学研究等活動、加強对中華民族優秀的歷史文化和革命傳統的宣傳教育。国有文物收藏单位之間因举并展覽、科学研究等需借用馆藏文物的、应当報主管的文物行政部門備案；借用馆藏一級文物的、应当同時報國務院文物行政部門備案。非国有文物收藏单位和其他单位举并展覽需借用国有馆藏文物的、应当報主管的文物行政部門批准；借用国有馆藏一級文物、应当經國務院文物行政部門批准。文物收藏单位之間借用文物的最長期限不得超過三年。

（第 40 条 文物保存施設は、十分に馆藏文物の保存の役割を果たすべきであり、展示や科学研究などの活動を通じて、中華民族の優秀な歷史文化及び革命と伝統の宣傳を強化しなければならない。国有文物保存施設は、展示や研究のために馆藏文物を相互貸借する際には、主管の文物行政部門へ報告し記録を残さなければならない。馆藏の一級文物を借用する際には、國務院文物行政部門へ報告し記録を残すべきである。非国有文物保存施設は、その他の施設と展示を行う際に国有の馆藏文物を借用する場合、主管の文物行政部門から許可を取得すべきである。国有の館

蔵一級文物を借用する場合、国務院文物行政部門から許可を取得すべき。文物保存施設の相互貸借期間は、最長3年までとする。筆者訳)

第四十一条 已經建立館蔵文物档案的国有文物収蔵单位、経省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門批准、并報国務院文物行政部門備案、其館蔵文物可以在国有文物収蔵单位之間交換。

(第41条 既に館蔵文物の台帳を有している国有文物保存施設は、省・自治区・直轄市人民政府文物行政部門から許可を取得すれば、国務院文物行政部門へ報告し記録を残した上で、その施設の館蔵文物の交換が国有文物保存施設間で可能である。筆者訳)

第四十二条 未建立館蔵文物档案的国有文物収蔵单位、不得依照本法第四十条、第四十一条的規定処置其館蔵文物。

(第42条 館蔵文物の台帳を所有していない国有文物保存施設は、当法律の第40条、第41条に規定された活動ができない。)

第四十三条 依法調撥、交換、借用国有館蔵文物、取得文物的文物収蔵单位可以对提供文物的文物収蔵单位給予合理補償、具体管理办法由国務院文物行政部門制定。国有文物収蔵单位調撥、交換、出借文物所得的補償費用、必須用于改善文物的収蔵条件和收集新的文物、不得挪作他用 ;任何单位或者个人不得侵占。調撥、交換、借用的文物必須嚴格保管、不得丢失、損毀。

(第43条 法に従って国有館蔵文物を移動・交換・借用した文物保存施設は、文物を提供した文物保存施設に対して、合理的な補償を与えることができる。具体方法は、国務院文物行政部門が制定する。国有文物保存施設が文物の移動・交換・借用を通じて発生した補償費用は、他の用途に転用せず保存環境の改善及び新たな収集に用いなければならない。全ての施設または個人は、その費用を転用することができない。移動・交換・借用された文物は、必ず嚴格に保存し、紛失・破壊してはならない。筆者訳)

第四十四条 禁止国有文物収蔵单位将館蔵文物贈与、出租或者出售給其他单位個人。

(第44条 国有文物保存施設は、館蔵文物をその他の施設、個人に贈与・貸与または売却してはいけない。筆者訳)

第四十五条 国有文物収蔵单位不再収蔵的文物的処置办法、由国務院另行制定。

(第45条、国有文物保存施設によって、保存を放棄されたた文物の処置方法は、国務院が他の法規で通知する。筆者訳)

第四十六条 修复館蔵文物、不得改变館蔵文物的原状 ;复制、拍攝、拓印館蔵文物、不得对館蔵文物造成損害。具体管理办法由国務院制定。不可移動文物的单体文物的修复、复制、拍攝、拓印、适用前款規定。

(第46条 館蔵文物を修復する時には、当該文物の現状を変えてはならない。館蔵文物を複製・撮影・採拓を行う際、館蔵文物にダメージを与えてはならない。具体的な管理方法は、国務院が制定する。単体の移動不可文物の修復・複製・撮影・採拓を行う際にもこの条文を適用する。筆者訳)

第四十七条 博物館、図書館和其他收藏文物的单位应当按照国家有关规定配备防火、防盗、防自然损坏的设施、确保馆藏文物的安全。

(第 47 条 博物館、図書館及びその他の文物保存施設は、国家の規定に基づいて火災・盗難・自然災害を防止するための施設を設け、館蔵文物の安全を確保すべきである。筆者訳)

第四十八条 館蔵一級文物損毀的、应当報国务院文物行政部門核査处理。其他館蔵文物 損毀的、应当報省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門核査处理 ;省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門应当將核査处理結果報国务院文物行政部門備案。館蔵文物被盜、被搶或者丢失的、文物收藏单位应当立即向公安机关報案、并同時向主管的文物行政部門報告。

(第 48 条 館蔵の一級文物が損害された場合、国务院文物行政部門にすみやかに報告し当部門の検査を受けなければならない。その他館蔵文物が傷んだ場合は、省・自治区・直轄市人民政府の文物行政部門に報告し、当部門の検査を受けなければならない。省・自治区・直轄市人民政府の文物行政部門は、検査・処理報告を国务院の文物行政部門に報告し、記録を残さねばならない。館蔵文物が盗難・強盗・紛失にあった場合には、文物保存施設は直ちに警察に通報すると同時に、主管の文物行政部門に報告する。筆者訳)

第四十九条 文物行政部門和国有文物收藏单位的工作人员不得借用国有文物不得非法侵占国有文物。

(第 49 条 文物行政部門及び国有文物保存施設に勤めている者は、国有文物を借用・非法的に占有してはいけない。筆者訳)

以上の条文の通り、博物館の基盤ともなる博物館資料である文物に関する規定が明記されているのである。中国においての「文物」の概念は、日本人が表現する「歴史資料」及び「遺物」より、自然系資料や建築物を含めて極めて広範である点が特徴であるが、上記条文での文物が意図するものは、埋蔵文化財、換言すれば考古学資料である場合が大半である。つまり、中国では、埋蔵文化財が博物館資料の中で量的に占める割合が多いことによるものと考えられる。

2. 「中華人民共和国教育法」¹⁰⁾

「中華人民共和国教育法」は、「文物保護法」以外の博物館に言及した一般法律である。加えて、1995年に制定された「中華人民共和国教育法」についても取り上げることとする。「中華人民共和国教育法」第 51 条には、教育機関の種類である名称が以下の如く列記されている点が特徴であり、より具体性を帯びた結果となっている。

第五十一条 図書館、博物館、科技馆、文化馆、美術館、体育馆（場）等社会公共文化体育設施、以及历史文化古迹和革命紀念館（地）、应当对教師、学生实行優待、為受教育者接受教育提供便利。

(第 51 条 図書館、博物館、科学館、文化馆、美術館、体育馆・体育场などの

社会公共文化体育施設、および歴史文化古跡や革命記念館・記念地は、教師や学生を優遇し、教育を受けている者に対して教育を受けさせるための便宜を提供しなければならない。筆者訳)

「中華人民共和国教育法」では、博物館は社会における公共文化体育施設に位置づけられており、設置の目的は教育を受ける者のための生涯教育施設であることが理解できる。「中華人民共和国教育法」で明示する社会教育の現場としての教育施設は、図書館、博物館、科学館、文化館、美術館、体育館、体育場、歴史文化古跡、革命記念館・記念地であることが初めて本法で明示されたことは、当該法の特質であるといえる。

以下に、具体的施設名を記した条例である「公共文化体育施設条例」と「古生物化石保護条例」について概観する。

3. 「公共文化体育施設条例」¹¹⁾ 「古生物化石保護条例」¹²⁾

第二条 本条例所称公共文化体育設施、是指由各級人民政府举弁或者社会力量举弁的、向公衆開放用于開展文化体育活動的公益性的図書館、博物館、記念館、美術館、文化館（駅）、体育場（館）、青少年宮、工人文化宮等的建築物、場地和設備。

（第2条 本条例で称する公共文化体育施設とは、各級の人民政府または社会の力で設立された、公衆へ開放された文化・体育活動を展開するための公益図書館、博物館、記念館、美術館、文化館（センター）、体育場（館）、青少年活動センター、工人文化センターなどの建造物、場所及び設備である。筆者訳）

「古生物化石保護条例」第3条には以下の条文が記されている。

第三条 （前略）国有的博物館、科学研究單位、高等院校和其他收藏單位收藏的古生物化石、以及單位和個人捐贈給国家的古生物化石属于国家所有、不因其收藏單位的終止或者變更而改變其所有權。

（第3条（前略）国有の博物館、科学研究機構、高等教育機関及や他の保存施設が所有する古生物化石、および機構や個人から国家へ寄贈された古生物化石は、国家の所有物であり、保存施設の廃止や変更が発生しても、化石の所有権は不変である。筆者訳）

上記条文のとおり、博物館は公共文化体育施設であり、図書館や記念館と同じく公益性のある施設とみなされている。後者の「古生物化石保護条例」には、他の保存施設を記しているものの主としては国有の博物館、科学研究機構、高等教育機関を具体的にあげている。博物館は国有博物館であり、国の科学研究機構であり、高等教育機関は即ち大学である。化石類の保存場所は、専門性が高いが故の結果と推測されるが、国有博物館をはじめあらゆる古生物化石は国家所有であると明言している点も、博物館資

料の中でも埋蔵文化財と同等に重きを置いた結果の条文とみられるのである。

第3節 中国「博物館条例」（2015年1月14日国務院第78次常務會議通過）

2015年1月14日、中華人民共和國國務院により「博物館條例」が発令された。本条例は、2015年に制定された中国では最新の博物館に関する条例である。本条例は、第一章（総則）～第六章（附則）までの6章から構成され、条文は第1条～第47条で構成されている詳細な条例である。長くなるが以下全条文を記載する。なお、日本語訳は、国立国会図書館調査及び立法考査局主任調査員海外立法情報調査室の岡村志嘉子による優れた訳文が既にあるため、茲にお断りをして転載させていただくものである。

博物館条例¹³⁾

2015年2月9日中華人民共和國國務院

令第659号公布 自2015年3月20日起施行)

(中華人民共和國國務院令第659号2015年2月9日公布同年3月20日施行)¹⁴⁾

第一章 总则

(第1章 総則)

第一条 为了促进博物馆事业发展、发挥博物馆功能、满足公民精神文化需求、提高公民思想道德和科学文化素质、制定本条例。

(第1条 博物館事業の発展を促進し、博物館機能を發揮させ、精神文化に対する国民の要求を満足させ、国民の思想道德及び科学文化の素質の向上のため、本条例を制定する。)

第二条 本条例所称博物馆、是指以教育、研究和欣赏为目的、收藏、保护并向公众展示人类活动和自然环境的见证物、经登记管理机关依法登记的非营利组织。

博物馆包括国有博物馆和非国有博物馆。利用或者主要利用国有资产设立的博物馆为国有博物馆；利用或者主要利用非国有资产设立的博物馆为非国有博物馆。

国家在博物馆的设立条件、提供社会服务、规范管理、专业技术职称评定、财税扶持政策等方面、公平对待国有和非国有博物馆。

(第2条 この条例において博物館とは、教育、研究及び鑑賞を目的とし、人類活動及び自然環境の証拠物を収蔵し、保護し、及び公衆に向けて展示し、登録管理機関による法に基づく登録を経た非営利組織をいう。博物館は、国有博物館及び非国有博物館を含む。国有資産を利用又は主に利用して設置した博物館を国有博物館とし、非国有資産を利用又は主に利用して設置した博物館を非国有博物館とする。国は、博物館の設置条件、社会サービスの提供、管理・規制、専門技術資格の評価

認定、財政・税制上の支援政策等において、国有及び非国有博物館を公平に取り扱う。）

第三条 博物館开展社会服务应当坚持为人民服务、为社会主义服务的方向和贴近实际、贴近生活、贴近群众的原则、丰富人民群众精神文化生活

（第3条 博物館が社会サービスを展開するに当たっては、人民に奉仕し社会主義に奉仕するという方向性及び実際に即し生活に即し大衆に即するという原則を堅持し、人民大衆の精神文化生活を豊かなものにしなければならない。）

第四条 国家制定博物馆事业发展规划、完善博物馆体系。

国家鼓励企业、事业单位、社会团体和公民等社会力量依法设立博物馆。

（第4条 国は、博物館事業発展計画を制定し、博物館体系を完全なものとする。国は、企業、事業体、社会团体及び国民等の民間部門が法に従い博物館を設置することを奨励する。）

第五条 国有博物馆的正常运行经费列入本级财政预算；非国有博物馆的举办者应当保障博物馆的正常运行经费。国家鼓励设立公益性基金为博物馆提供经费、鼓励博物馆多渠道筹措资金促进自身发展。

（第5条 国有博物館の正常な運営に係る経費は、当該級財政予算に組み入れる。非国有博物館の設置者は、博物館の正常な運営に係る経費を確保しなければならない。国は、博物館の経費を提供するために公益性の基金を設置することを奨励し、博物館が多様な経路を通じて資金を調達し自館の発展を促進させることを奨励する。）

第六条 博物馆依法享受税收优惠。

依法设立博物馆或者向博物馆提供捐赠的、按照国家有关规定享受税收优惠。

（第6条 博物館は、法に従い税制上の優遇措置を受ける。法に従い博物館を設置し、又は博物館に寄附を行う者は、国の関係規定に基づいて税制上の優遇措置を受ける。）

第七条 国家文物主管部门负责全国博物馆监督管理工作。国务院其他有关部门在各自职责范围内负责有关的博物馆管理工作。县级以上地方人民政府文物主管部门负责本行政区域的博物馆监督管理工作。县级以上地方人民政府其他有关部门在各自职责范围内负责本行政区域内有关的博物馆管理工作。

（第7条 国の文化財主管部門は、全国の博物館の監督管理業務に責任を負う。国務院のその他の関係部門は、各職責の範囲内で関係する博物館管理業務に責任を

負う。県級以上の地方人民政府の文化財主管部門は、当該行政区域の博物館の監督管理業務に責任を負う。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各職責の範囲内において当該行政区域内の関係する博物館管理業務に責任を負う。)

第八条 博物館行业组织应当依法制定行业自律规范、维护会员的合法权益、指导、监督会员的业务活动、促进博物馆事业健康发展。

(第8条 博物館の事業者団体は、法に従い事業に係る自主規範を制定し、会員¹⁵⁾の合法的な権利利益を守り、会員の業務活動を指導及び監督し、博物館事業の健全な発展を促進しなければならない。)

第九条 对为博物馆事业作出突出贡献的组织或者个人、按照国家有关规定给予表彰、奖励。

(第9条 博物館事業に著しい貢献のあった組織又は個人に対しては、国の関係規定に基づいて表彰及び報奨を行う。)

第二章 博物館的设立、变更与终止

(第2章 博物館の設置、変更及び廃止)

第十条 设立博物馆、应当具备下列条件、

(第10条 博物館の設置に当たっては、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。)

(一) 固定的馆址以及符合国家规定的展室、藏品保管场所；

(1. 固定した施設所在地並びに国の規定に合致した展示室及び収藏品保管場所であること。)

(二) 相应数量的藏品以及必要的研究资料、并能够形成陈列展览体系；

(2. 相応の数量の収藏品及び必要な研究資料があり、かつ、陳列展示体系が形成可)

(三) 与其规模和功能相适应的专业技术人员；

(3. 当該博物館の規模及び機能に適応した専門技術要員)

(四) 必要的办馆资金和稳定的运行经费来源

(4. 必要な運営資金及び安定した運営経費の資金源)

(五) 确保观众人身安全的设施、制度及应急预案。

(5. 参観者の人身の安全を確保する施設、制度及び緊急対応マニュアル)

博物馆馆舍建设应当坚持新建馆舍和改造现有建筑相结合、鼓励利用名人故居、工业遗产等作为博物馆馆舍。新建、改建馆舍应当提高藏品展陈和保管面积占总面积的比重。

(博物館の建物の建設は、建物の新築と現有建築物の改築を組み合わせることを重視し、著名人旧宅及び工業遺産等を博物館の建物に利用することを奨励する。建物の新築及び改築においては、収蔵品の展示陳列及び保管に充てる面積の総面積に占める割合を高めなければならない。)

第十一条 設立博物館、应当制定章程。博物館章程应当包括下列事項、

(第 11 条 博物館の設置に当たっては、定款を定めなければならない。博物館定款は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。)

(一) 博物館名称、館址；(博物館の名称及び施設所在地)

(二) 办館宗旨及业务范围；(運営趣旨及び業務範囲)

(三) 组织管理制度、包括理事会或者其他形式决策机构的产生办法、人员构成、任期、议事规则等；(理事会又はその他の形式の意思決定機関の選出方法、人員構成、任期及び議事規則等を含む組織管理制度)

(四) 藏品展示、保护、管理、处置的规则；(収蔵品の展示、保護、管理及び処置に係る規則)

(五) 资产管理和使用规则；(資産の管理及び使用に係る規則)

(六) 章程修改程序；(定款改正手続)

(七) 终止程序和终止后资产的处理；(廃止手続及び廃止後の資産の処理)

(八) 其他需要由章程规定的事项。(その他定款で定める必要のある事項)

第十二条 国有博物館的設立、變更、終止依照有关事业单位登記管理法律、行政法規的規定辦理、並应当向館址所在地省、自治區、直轄市人民政務院文物主管部門備案。

(第 12 条 国有博物館の設置、變更及び廃止は、事業体の登録管理に関する法律及び行政法規¹⁶⁾の規定に基づいて処理し、かつ、施設所在地の省・自治区・直轄市人民政務院の文化財主管部門に届け出なければならない。)

第十三条 藏品属于古生物化石的博物館、其設立、變更、終止应当遵守有关古生物化石保護法律、行政法規的規定、并向館址所在地省、自治區、直轄市人民政務院文物主管部門備案。

(第 13 条 収蔵品が古生物・化石に該当する博物館にあつては、その設置、變更及び廃止は、古生物・化石の保護に関する法律及び行政法規の規定を遵守し、かつ、施設所在地の省・自治区・直轄市人民政務院の文化財主管部門に届け出なければならない。)

第十四条 設立藏品不属于古生物化石的非国有博物館的、应当向館址所在地省、

自治区、直辖市人民政府文物主管部门备案、并提交下列材料、

（第 14 条 収蔵品が古生物・化石に該当しない非国有博物館を設置する者は、施設所在地の省・自治区・直辖市人民政府の文化財主管部門に届け出を行い、かつ、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。）

（一）博物館章程草案；（博物館定款案）

（二）館舎所有権或者使用権証明、展室和蔵品保管場所の環境条件符合蔵品展示、保護、管理需要的論証材料；（建物の所有権又は使用権の証明書、展示室及び収蔵品保管場所の環境条件が展示、保護及び管理上の必要性に合致していることを論証する資料。）

（三）蔵品目録、蔵品概述及蔵品合法来源説明；（収蔵品目録、収蔵品概要説明及び収蔵品の入手経路が合法性の説明）

（四）出資証明或者验资報告；（出資証明書又は資金検査報告）

（五）専門技術要員和管理人員的基本情况；（専門技術要員及び管理要員の基本的状況）

（六）陳列展覽方案、（陳列展示計画）

第十五条 設立蔵品不属于古生物化石的非国有博物館的、应当到有关登記管理机关依法辦理法人登記手續。前款規定的非国有博物館變更、終止的、应当到有关登記管理机关依法辦理變更登記、注銷登記、并向館址所在地省、自治区、直辖市人民政府文物主管部門備案。

（第 15 条 収蔵品が古生物・化石に該当しない非国有博物館を設置する者は、關係登録管理機關において法に従い法人登記手續を行わなければならない。前項に定める非国有博物館の變更及び廢止は、關係登録管理機關において法に従い變更登記及び抹消登記を行い、かつ、施設所在地の省・自治区・直辖市人民政府の文化財主管部門に届け出なければならない。）

第十六条 省、自治区、直辖市人民政府文物主管部门应当及时公布本行政区域内已备案的博物館名称、地址、联系方式、主要蔵品等信息。

（第 16 条 省・自治区・直辖市人民政府の文化財主管部門は、当該行政区域において届け出のあった博物館の名称、所在地、連絡先及び主な収蔵品等の情報を速やかに公表しなければならない。）

第三章 博物館管理

（第 3 章 博物館の管理）

第十七条 博物館应当完善法人治理結構、建立健全有关組織管理制度。

(第 17 条 博物館は、法人統治の仕組みを完全なものとし、組織管理に関する制度を整備しなければならない。)

第十八条 博物館专业技术人员按照国家有关规定评定专业技术职称。

(第 18 条 博物館専門技術要員は、国の規定に基づき専門技術資格の評価認定を行う。)

第十九条 博物館依法管理和使用的资产、任何组织或者个人不得侵占。博物館不得從事文物等藏品的商業經營活動。博物館從事其他商業經營活動、不得違反辦館宗旨、不得損害觀眾利益。博物館從事其他商業經營活動的具體辦法由國家文物主管部門制定。

(第 19 条 博物館が法に従い管理し及び使用する資産は、いかなる組織又は個人もこれを横領してはならない。博物館は、文化財等の収蔵品に関する商業活動に従事してはならない。博物館がその他の商業活動に従事するときは、当該博物館の運営趣旨に違反してはならず、また、参観者の利益を損なってはならない。博物館がその他の商業活動に従事するに当たっての具体的な規則は、国の文化財主管部門が制定する。)

第二十条 博物館接受捐贈的、应当遵守有关法律、行政法规的规定。博物館可以依法以举办者或者捐贈者的姓名、名称命名博物館的館舍或者其他設施；非国有博物館还可以依法以举办者或者捐贈者的姓名、名称作为博物館館名。

(第 20 条 博物館は寄贈を受けるときは、法律及び行政法規の関係規定を遵守しなければならない。博物館は、法に従い運営者又は寄贈者の氏名又は名称を博物館の建物又はその他の施設に名付けることができる。非国有博物館は、さらに、法に従い運営者又は寄贈者の氏名又は名称を博物館の館名とすることができる。)

第二十一条 博物館可以通过购买、接受捐贈、依法交換等法律、行政法規規定的方式取得藏品、不得取得来源不明或者来源不合法的藏品。

(第 21 条 博物館は、購入、寄贈受理、法に基づく交換等、法律及び行政法規に定める方法を通じて収蔵品を取得することができ、入手経路が不明又は非合法的な収蔵品を取得してはならない。)

第二十二条 博物館应当建立藏品账目及档案。藏品属于文物的、应当区分文物等级、单独设置文物档案、建立严格的管理制度、并报文物主管部门备案。未依照前款规定建账、建档的藏品、不得交换或者出借。

(第 22 条 博物館は、収蔵品の帳簿及び記録ファイルを整備しなければならない)

い。収蔵品が文化財に該当するものは、文化財等級で区分し、文化財記録ファイルを単独で作成し、厳格な管理制度を整備し、かつ、文化財主管部門に届け出なければならない。前項の規定に基づく帳簿及び記録ファイルの構築がまだ行われていない収蔵品は、交換又は貸出しをしてはならない。)

第二十三条 博物館法定代表人对藏品安全负责。博物館法定代表人、藏品管理人员离任前、应当办结藏品移交手续。

(第 23 条 博物館の法定代表者は、収蔵品の安全に対して責任を負う。博物館の法定代表者及び収蔵品管理者は、離任前に収蔵品の移管手続を完了しなければならない。)

第二十四条 博物館应当加强对藏品的安全管理、定期对保障藏品安全的设备、设施进行检查、维护、保证其正常运行。对珍贵藏品和易损藏品应当设立专库或者专用设备保存、并由专人负责保管。

(第 24 条 博物館は、収蔵品に対する安全管理を強化し、収蔵品の安全を確保する設備及び施設に対し定期的に検査及び保守を行い、その正常な運営を保証しなければならない。貴重な収蔵品及び破損しやすい収蔵品は、専用保管庫又は専用設備を設置して保存し、かつ、専任者が保管に責任を負わなければならない。)

第二十五条 博物館藏品属于国有文物、非国有文物中的珍贵文物和国家规定禁止出境的其他文物的、不得出境、不得转让、出租、质押给外国人。国有博物館藏品属于文物的、不得赠与、出租或者出售给其他单位和个人。

(第 25 条 博物館の収蔵品であって、国有文化財及び非国有文化財の中の貴重文化財及び国が国外持出しを禁ずるその他の文化財に該当するものは、国外に持ち出してはならず、外国人に対し譲渡し、貸し出し、又は担保としてはならない。国有博物館の収蔵品であって文化財に該当するものは、他の組織又は個人に対して贈与し、貸し出し、又は販売してはならない。)

第二十六条 博物館终止的、应当依照有关非营利组织法律、行政法规的规定处理藏品；藏品属于国家禁止买卖的文物的、应当依照有关文物保护法律、行政法规的规定处理。

(第 26 条 博物館の廃止時には、非営利組織関係の法律及び行政法規の規定に基づいて収蔵品を処理しなければならない。収蔵品は国が売買を禁ずる文化財であるときは、文化財保護関係の法律及び行政法規に基づき処理しなければならない。)

第二十七条 博物館藏品属于文物或者古生物化石的、其取得、保护、管理、展示、处置、进出境等还应当分别遵守有关文物保护、古生物化石保护的法律法规的

規定。

(第 27 条 博物館の収蔵品であって文化財又は古生物・化石に該当するものは、その取得、保護、管理、展示、処置及び国境を越えた持出し・持込み等において、それぞれ文化財保護及び古生物・化石保護関係の法律及び行政法規の規定も遵守しなければならない。)

第四章 博物館社会福务

(第 4 章 博物館の社会サービス)

第二十八条 博物館应当自取得登记证书之日起 6 个月内向公众开放。

(第 28 条 博物館は、登録証書の取得日から 6 か月以内に公開しなければならない。)

第二十九条 博物館应当向公众公告具体开放时间。在国家法定节假日和学校寒暑假期间、博物館应当开放。

(第 29 条 博物館は、公衆に対し、具体的な開館時間を公告しなければならない。国の祝祭日及び学校の冬季・夏季休暇期間においては、博物館は、開館しなければならない。)

第三十条 博物館举办陈列展览、应当遵守下列规定、

(第 30 条 博物館が展示を行うときは、次の各号の規定を遵守しなければならない。)

(一) 主题和内容应当符合宪法所确定的基本原则和维护国家安全与民族团结、弘扬爱国主义、倡导科学精神、普及科学知识、传播优秀文化、培养良好风尚、促进社会和谐、推动社会文明进步的要求；

(1. テーマ及び内容が憲法の定める基本原則並びに国の安全と民族団結の維持、愛国主義の発揚、科学精神の提唱、科学知識の普及、優秀な文化の伝播、良好な気風の醸成、社会調和の促進及び社会の進歩の求めに合致しなければならない。)

(二) 与办馆宗旨相适应、突出藏品特色；

(2. 運営趣旨に適応し、収蔵品を際立たせること。)

(三) 运用适当的技术、材料、工艺和表现手法、达到形式与内容的和谐统一；

(3. 適切な技術、材料、技巧及び表現手法を使用し、形式と内容の調和及び統一が取れていること。)

(四) 展品以原件为主、使用复制品、仿制品应当明示；

(4. 展示品は原資料を主とし、複製品及び模倣品を使用するときは、それを明示

すること。)

(五) 采用多种形式提供科学、准确、生动的文字说明和讲解服务；

(5. 多様な形式を用いて科学的で正確かつ生き生きとした文字説明及び解説サービスを提供すること。)

(六) 法律、行政法规的其他有关规定。

(6. その他法律及び行政法規の関係規定)

陈列展览的主题和内容不适宜未成年人的、博物馆不得接纳未成年人。

(陳列展示のテーマ及び内容が未成年者に不適切であるときは、博物館は、未成年者を受け入れてはならない。)

第三十一条 博物馆举办陈列展览的、应当在陈列展览开始之日 10 个工作日前、将陈列展览主题、展品说明、讲解词等向陈列展览举办地的文物主管部门或者其他有关部门备案。各级人民政府文物主管部门和博物馆行业组织应当加强对博物馆陈列展览的指导和监督。

(第 31 条 陳列展示を行う博物館は、展示を開始する日の 10 日前までに、展示のテーマ、展示品の説明、解説文等を展示開催地の文化財主管部門又はその他の関係部門に届けなければならない。各級人民政府の文化財主管部門及び博物館の事業者団体は、博物館の陳列展示に指導及び監督を強化しなければならない。)

第三十二条 博物馆应当配备适当的专业人员、根据不同年龄段的未成年人接受能力进行讲解；学校寒暑假期间、具备条件的博物馆应当增设适合学生特点的陈列展览项目。

(第 32 条 博物館は、適当な専門要員を配置し、異なる年齢層や未成年者の理解能力に応じて解説を行わなければならない。学校の冬季・夏季休暇期間には、条件の整った博物館は、学生の特徴に合わせた陳列展示企画を追加しなければならない。)

第三十三条 国家鼓励博物馆向公众免费开放。县级以上人民政府应当对向公众免费开放的博物馆给予必要的经费支持。博物馆未实行免费开放的、其门票、收费的项目和标准按照国家有关规定执行、并在收费地点的醒目位置予以公布。博物馆未实行免费开放的、应当对未成年人、成年学生、教师、老年人、残疾人和军人等实行免费或者其他优惠。博物馆实行优惠的项目和标准应当向公众公告。

(第 33 条 国は、博物館が公衆に対し無料開放を奨励する。県級以上の人民政府は、公衆に対する無料開放の博物館に、必要な経費補助を行わなければならない。博物館が無料開放を実施していないときは、入館料、有料項目及びその基準は、国

の関係規定に基づいて実施し、料金徴収地点の目立つ位置において公表しなければならない。博物館が無料開放を実施していないときは、未成年者、成人の学生、教師、高齢者、障害者及び軍人等に対し無料又はその他の優待を実施しなければならない。博物館が実施する優待項目及びその基準は、公告しなければならない。)

第三十四条 博物館应当根据自身特点、条件、运用现代信息技术、开展形式多样、生动活泼的社会教育和服务活动、参与社区文化建设和对外文化交流与合作。国家鼓励博物馆挖掘藏品内涵、与文化创意、旅游等产业相结合、开发衍生产品、增强博物馆发展能力。

(第 34 条 博物館は、自館の特徴及び条件に基づき、現代化された情報技術を用い、形式が多様で活気のある社会教育及び社会サービスの活動を展開し、コミュニティ文化の建設及び対外文化交流・協力に参画しなければならない。国は、博物館が収蔵品の内面的価値を掘り起こし、文化クリエイティブ及び観光等の産業と結合し、派生製品を開発し、博物館の発展能力を増強することを奨励する。)

第三十五条 国务院教育行政部门应当会同国家文物主管部门、制定利用博物馆资源开展教育教学、社会实践活动的政策措施。地方各级人民政府教育行政部门应当鼓励学校结合课程计划和教学计划、组织学生到博物馆开展学习实践活动。博物馆应当对学校开展各类相关教育教学活动提供支持和帮助。

(第 35 条 國務院教育行政部門は、国の文化財主管部門と共同し、博物館資源を利用した教育及び社会実践活動の展開に係る政策及び対策を制定する。地方各級人民政府の教育行政部門は、学校がカリキュラムと授業計画を結合し、学生を組織して博物館での学習活動を奨励しなければならない。博物館は、学校が行う各種教育・授業関連活動に対し、支持及び援助を提供しなければならない。)

第三十六条 博物馆应当发挥藏品优势、开展相关专业领域的理论及应用研究、提高业务水平、促进专业人才的成长。博物馆应当为大学、科研机构 and 专家学者等开展科学研究工作提供支持和帮助。

(第 36 条 博物館は、収蔵品の優位性を発揮し、関係する専門領域の理論及び応用についての研究を展開し、業務水準を向上させ、専門人材の成長を促進しなければならない。博物館は、高等教育機関、研究機関及び専門家等の行う研究業務のために支持及び援助を提供しなければならない。)

第三十七条 公众应当爱护博物馆展品、设施及环境、不得损坏博物馆的展品、设施。

(第 37 条 公衆は、博物館の展示品、施設及び環境を大切に守らなければならない。博物館の展示品及び施設を損壊してはならない。)

第三十八条 博物馆行业组织可以根据博物馆的教育、服务及藏品保护、研究和展水平、对博物馆进行评估。具体办法由国家文物主管部门会同其他有关部门制定。

(第 38 条 博物館の事業者団体は、博物館における教育及びサービス並びに収蔵品の保護、研究及び展示の水準に基づいて、博物館に対する評価を行うことができる。具体的な規則は、国の文化財主管部門がその他の関係部門と共同して制定する。)

第五章 法律责任

(第 5 章 法的責任)

第三十九条 博物馆取得来源不明或者来源不合法的藏品、或者陈列展览的主题内容造成恶劣影响的、由省、自治区、直辖市人民政府文物主管部门或者有关登记管理机关按照职责分工、责令改正、有违法所得的、没收违法所得、并处违法所得 2 倍以上 5 倍以下罚款；没有违法所得的、处 5000 元以上 2 万元以下罚款；情节严重的、由登记管理机关撤销登记。

(第 39 条 博物館が入手経路の不明若しくは非合法的な収蔵品を取得し、又は陳列展示のテーマ及び内容が劣悪な影響をもたらしたときは、省・自治区・直辖市人民政府の文化財主管部門又は関係登録管理機関が業務分担に基づき是正を命じ、違法所得がある場合には、違法所得を没収し、あわせて違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の過料に処する。違法所得がない場合には、5 千元以上 2 万元以下の過料に処する。情状が重いときは、登録管理機関が登録を取り消す。)

第四十条 博物馆从事文物藏品的商业经营活动的、由工商行政管理部门依照有关文物保护法律、行政法规的规定处罚。博物馆从事非文物藏品的商业经营活动、或者从事其他商业经营活动违反办馆宗旨、损害观众利益的、由省、自治区、直辖市人民政府文物主管部门或者有关登记管理机关按照职责分工、责令改正、有违法所得的、没收违法所得、并处违法所得 2 倍以上 5 倍以下罚款；没有违法所得的、处 5000 元以上 2 万元以下罚款；情节严重的、由登记管理机关撤销登记。

(第 40 条 博物館が文化財の収蔵品に関する商業活動に従事したときは、工商行政管理部門が文化財保護関係の法律及び行政法規の規定に基づいて処罰を行う。博物館が文化財以外の収蔵品に関する商業活動に従事し、又はその他の商業活動に従事し、当該博物館の運営趣旨に違反し、及び参観者の利益を損なったときは、省・自治区・直辖市人民政府の文化財主管部門又は関係登録管理機関が業務分担に基づき是正を命じ、違法所得がある場合には、違法所得を没収し、あわせて違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の過料に処する。違法所得がない場合には、5 千元以上万元以下の過料に処す。罪状が重いときは、登録管理機関が登録を取り消す。)

第四十一条 博物馆自取得登记证书之日起 6 个月内未向公众开放、或者未依照本

条例的规定实行免费或者其他优惠的、由省、自治区、直辖市人民政府文物主管部门责令改正；拒不改正的、由登记管理机关撤销登记。

（第 41 条 博物館が登録証書を取得した日から 6 か月以内に一般公開せず、又はこの条例の規定に基づいて無料若しくはその他の優待を実施しないときは、省・自治区・直辖市人民政府の文化財主管部門が是正を命ずる。是正を拒んだときは、登録管理機關が登録を取り消す。）

第四十二条 博物館违反有关价格法律、行政法规规定的、由馆址所在地县级以上地方人民政府价格主管部门依法给予处罚。

（第 42 条 博物館が価格に関する法律及び行政法規の規定に違反したときは、施設所在地の県級以上の地方人民政府の価格主管部門が法に従い処罰を行う。）

第四十三条 县级以上人民政府文物主管部门或者其他有关部门及其工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊或者利用职务上的便利索取或者收受他人财物的、由本级人民政府或者上级机关责令改正、通报批评；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

（第 43 条 県級以上の人民政府の文化財主管部門又はその他の関係部門及びその職員であって、職務怠慢、職権濫用、情実による不正又は職務上の便宜を利用して他人の財物を要求若しくは收受する行為があったときは、当該級人民政府又は上級機關が是正を命じ、通報批判処分とする。直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対しては、法に従い、処分を行う。）

第四十四条 违反本条例规定、构成犯罪的、依法追究刑事责任。

（第 44 条 この条例に違反し、犯罪を構成するものは、法に従い刑事責任を追究する。）

第六章 附則

（第 6 章 付則）

第四十五条 本条例所称博物馆不包括以普及科学技术为目的的科普场馆。

（第 45 条 本条例での博物館は、科学技術の普及を目的とする科学普及施設を含まない。）

第四十六条 中国人民解放军所属博物馆依照军队有关规定进行管理。

（第 46 条 中国人民解放軍所属の博物館は、軍隊の関係規定に基づいて管理を行う。）

第四十七条 本条例自 2015 年 3 月 20 日起施行。

(第 47 条 本条例は、2015 年 3 月 20 日から施行する。)

第 4 節「政府会計準則第 11 号——文化財資源（意見募集稿）」¹⁷⁾

2023 年 8 月に、中国財政部はあらたに「政府会計準則第 11 号——文化財資源（意見募集稿）」と題する、文化財資源の応用指導案を起草し、関連部門に配布して意見を募集した。いわゆる中国版パブリックコメントである。このような単独で文化財資源準則を制定し、行政事業単位の文化財資源に対する会計計算をさらに規範化することは、文化財保存のうえでも非常に重要な意義があると評価できる。全文は、以下に全条を記し、日本語訳を筆者の訳文で各条文の下に施すこととする。

政府会計準則第 11 号——文物資源（征求意见稿）

第一章 总则（第 1 章 総則）

第一条 为了规范文物资源的确认、计量和列报、根据《政府会计准则——基本准则》、制定本准则。

(第 1 条 文化財資源の確認、計量と表示を規範化するため、『政府会計準則——基本準則』に基づき、本準則を制定する。)

第二条本准则中的文物资源、是指按照《中华人民共和国文物保护法》等有关法律、行政法规规定、被认定为文物的有形资产、以及考古发掘品、古籍和按照文物征集尚未入藏的征集物。

(第 2 条 本準則における文物資源とは、『中華人民共和國文物保護法』などの関連法律、行政法規の規定に基づき、文物と認定された有形資産、及び考古学発掘品、古書及び文物に基づき収集してまだ収蔵されていない募集物を指す。)

第三条 下列各项适用于其他相关政府会计准则、（一）博物馆、纪念馆、公共图书馆等用于提供公共文化服务、且未被认定为文物的建筑物、场地、设备等、适用《政府会计准则第 3 号——固定资产》等其他政府会计准则。（二）公共图书馆的普通馆藏文献等、适用《政府会计准则第 3 号——固定资产》等其他政府会计准则。（三）政府会计主体开发的文化创意产品、适用《政府会计准则第 1 号——存货》等其他政府会计准则。

(第 3 条 以下の各項目は、その他の関連政府会計準則を適用する、(1) 博物館、記念館、公共図書館など公共文化サービスの提供に用いられ、かつ文化財と認定されていない建築物、場所、設備などは、『政府会計準則第 3 号——固定資産』な

どその他の政府会計準則を適用する。(2) 公共図書館の一般所蔵文献等については、『政府会計基準第 3 号—固定資産』等のその他の政府会計基準を適用する。(3) 政府会計主体が開発した文化創意製品は、『政府会計準則第 1 号—在庫』などその他の政府会計準則を適用する。)

第二章 文物资源的确认

(第 2 章 文化財資源の確認)

第四条 政府会計主体应当将其承担管理收藏职责、且符合本准则第二条规定的资产确认为文物资源。

(第 4 条 政府会計主体は、その管理收藏の職責を負い、かつ本準則第 2 条の規定に合致する資産を文化財資源と確認しなければならない。)

第五条 通常情况下、对于购买、调拨、接受捐赠、依法接收、指定保管等方式取政府会計主体应当在其数量、形态稳定时予以确认、通常将提交考古发掘报告之日作为确认时点；对于考古发现的古遗址、古墓葬等、政府会計主体应当将文物行政部门发布文物认定公告之日作为确认时点。因文物认定等原因将现有其他相关资产重分类为文物资源的、政府会計主体应当在相关文物认定手续办理完毕时将其确认为文物资源。

(第 5 条 通常の状況の下では、購入、資金調達、寄贈の受け入れ、法に基づく接收、指定保管などの方式で取得した文化財資源について、政府会計主体は取得時にそれを確認しなければならない。考古発掘により得られた発掘品について、政府会計主体はその数量、形態が安定している時に確認しなければならず、通常は考古学発掘報告を提出した日を確認時点とする。考古学的に発見された古遺跡、古墳などについて、政府会計主体は文化財行政部門が文化財認定公告を発表した日を確認時点としなければならない。文化財認定などの原因により既存のその他の関連資産を文化財資源に再分類した場合、政府会計主体は関連文化財認定手続きが完了した時にそれを文化財資源であると確認しなければならない。)

第六条 政府会計主体应当将借入的文物资源作为受托代理资产予以确认。

(第 6 条 政府会計主体は、借入した文化財資料を受託代理資産として確認すべき。)

第三章 文物资源的初始计量

(第 3 章 文化財資源の初期計量)

第七条政府会计主体应当按照成本对文物资源进行初始计量；对于成本无法可靠取得的文物资源、应当按照名义金额计量。

（第7条 政府会計主体は、コストに基づき文化財資源品の見積もりを行わなければならない、コストが確実に取得できない文化財資源品については、名目金額に基づいて算出しなければならない。）

第八条 对于依法征集购买取得的文物资源、政府会计主体应当按照购买价款确定其成本。以一笔款项征集购买多项没有单独标价的文物资源、政府会计主体应当按照系统、合理的方法对购买价款进行分配、分别确定各项文物资源的成本。

（第8条 法により募集購入して取得した文化財資源について、政府会計主体は購入代金に基づきそのコストを確定しなければならない。1つの金額で単独の価格表示をしていない複数の文化財資源を募集購入する場合、政府会計主体は系統的かつ合理的な方法に基づき購入代金を分配し、各文化財資源のコストをそれぞれ確定しなければならない。）

第九条 政府会计主体通过调拨、依法接收、指定保管等方式取得的文物资源、其成本应当按照该文物资源在调出方的账面价值予以确定。调出方未将该文物资源入账的、政府会计主体应当按照成本无法可靠取得的文物资源进行会计处理。

（第9条 政府会計主体が調達、法に基づく接收、指定保管などの方式を通じて取得した文化財資源品のコストは、当該文化財資源の調達先における帳簿価額に基づき確定しなければならない。転出側が当該文化財資源品を計上していない場合、政府会計主体はコストが確実に取得できない文化財資源品に基づき会計処理を行わなければならない。）

第十条 政府会计主体控制的其他相关资产重分类为文物资源的、其成本应当按照该资产原账面价值予以确定。

（第10条 政府会計主体が管理するその他の関連資産を文化財資源に再分類する場合、そのコストは当該資産の元の帳簿価額に基づき確定しなければならない。）

第十一条 因盘点、普查等方式盘盈的文物资源、有相关凭据的、其成本按照凭据注明的金额确定；没有相关凭据的、按照成本无法可靠取得的文物资源进行会计处理。

（第11条 棚卸、全面調査などの方式により回収された文化財資源について、関連する証拠書類がある場合、そのコストは証拠書類に明記された金額に基づき確定する、関連資格情報がない場合、コストが確実に取得できない文化財資源に基づき会計処理を行う。）

第十二条 政府会计主体通过考古发掘、接受捐赠等方式取得文物资源的、应当按照成本无法可靠取得的文物资源进行会计处理。政府会计主体在接受捐赠过程中按照规定向捐赠人支付物质奖励的、在发生时计入当期费用。

(第 12 条 政府会計主体が考古学発掘、寄贈の受け入れなどの方式を通じて文化財資源を取得する場合、コストが信頼できない文化財資源に基づき会計処理を行わなければならない。政府会計主体が寄付を受ける過程において規定に基づき寄付者に物質奨励を支払う場合、発生時に当期費用を計上する。)

第十三条 政府会计主体为取得文物资源发生的相关费用、包括文物资源入藏前发生的保险费、运输费、装卸费以及专业人员服务等、应当在发生时计入当期费用。

(第 13 条 政府会計主体が文化財資源を取得するために発生した関連費用には、文化財資源が蔵入りする前に発生した保険料、輸送費、積卸し費及び専門人員サービス費などが含まれ、発生時に当期費用に計上しなければならない。)

第四章 文物资源的后续计量

(第 4 章 文化財資源の後継計量)

第十四条 文物资源不计提折旧

(第 14 条 文化財資源は減価償却を計上しない。)

第十五条 政府会计主体对于文物资源本体的修复修缮等相关保护支出、应当在发生时计入当期费用。

(第 15 条 政府会計主体は、文化財資源本体の修復修繕などの関連保護支出について、発生時に当期費用に計上しなければならない。)

第十六条 政府会计主体按照规定报经批准调出文物资源的、应当将该文物资源的账面价值予以转销。

(第 16 条 政府会計主体は、規定に基づき認可を経て文化財資源を転出する場合、当該文化財資源の簿価を転換しなければならない。)

第十七条 文物资源报经文物行政部门批准被依法拆除或者因不可抗力等因素发生毁损丢失的、政府会计主体应当在按照规定程序核查处理后确认文物资源灭失时、将该文物资源账面价值予以转销。

(第 17 条 文化財資源が文化財行政部門の認可を経て法により取り壊された場合、または不可抗力などの要素により毀損・紛失が発生した場合、政府会計主体は規定の手順に基づき査察処理後に文化財資源の滅失を確認した際に、当該文化財資

源の簿価を転換しなければならない。)

第十八条 文物资源撤销退出后仍作为其他资产进行管理的、政府会计主体应当按照该文物资源的账面价值将其重分类为其他资产。

(第 18 条 文化財資源の取消・撤退後もなおその他の資産として管理を行う場合、政府会計主体は当該文化財資源の簿価に基づきそれをその他の資産に再分類しなければならない。)

第五章 文物资源的列报

(第 5 章 文化財資源の列記)

第十九条 政府会计主体应当在资产负债表中单独列示文物资源项目、并在该项目下分别列示以成本计量和以名义金额计量的文物资源。

(第 19 条 政府会計主体は貸借対照表に文化財資源プロジェクトを単独で列記し、かつ当該プロジェクトの下でコスト計算した文化財資源と名目金額で計量した文化財資源をそれぞれ列記しなければならない。)

第二十条 政府会计主体应当在附注中披露与文物资源有关的下列信息、(一) 各类文物资源期初、期末数量以及本期増減变动情况。(二) 各类以成本计量的文物资源账面余额的期初、期末数以及本期増減变动情况。(三) 当期发生的文物资源征集支出、包括购买价款和捐赠奖金等。(四) 当期发生的文物资源本体修复修缮情况。(五) 文物资源的借入和借出情况、以及调出、撤销退出情况。

(第 20 条 政府会計主体は、注記中に文化財資源に関連する以下の情報を開示しなければならない、(1) 各種文化財資源の期首、期末の数量及び今期の増減・変動状況。(2) 各種コストで計量した文化財資源帳簿残高の期首、期末数及び今期の増減変動状況。(3) 当期に発生した文化財資源の募集支出。これには購入代金と寄贈奨励金などが含まれる。(4) 当期に発生した文化財資源本体の修復修繕状況。(5) 文化財資源の借入と貸与の状況、及び転出、取消の状況。)

第六章 附则

(第 6 章 附則)

第二十一条 政府会计主体按照《博物馆条例》进行管理其他藏品、参照本准则执行。

(第 21 条 政府会計主体が『博物館条例』に基づき管理を行うその他の所蔵品は、本準則を参照して執行する。)

第二十二條 本規則自 2024 年 1 月 1 日起施行。財政部此前发布的有关文物资源会计处理规定与本規則不一致的、以本規則为准。

(第 22 條 本規則は 2024 年 1 月 1 日より施行する。財政部がこれまでに公布した文化財資源會計処理に関する規定が本規則と一致しない場合、本規則を基準とする。)

小 結

以上、筆者はユネスコ、日本、中国などの博物館に関する法・条例・規範等から博物館の定義、内容、目指すべき姿に関して比較検討をおこなった。

ユネスコは、博物館の目的を資料の保存・研究・教育・娯楽の 4 点に集約し、さらに博物館の恒久性と非営利性の 2 点を強調していることを特徴としたものであった。

日本での博物館の定義は、営利を目的としない人文・自然の両分野における専門領域内での学術資料を媒体とする恒常的な教育(生涯学習)機関であり、且つ研究機関であると定義し、その上での一連の基本機能により得られた学術情報を広く展示という形態を中心に伝達、発信するといった博物館活動の成果を展開し、利用者の知的欲求や癒しを基本とする知的・精神的楽しみを齎すことを目的とする機関であると定義されていた。

しかし、日本の博物館法は、国を博物館の設立母体から除外している点は極めて理解し難く、当該点からも種々の矛盾と遺漏を生む結果となっている。また、前述したように罰則を持たない「法」であることも中国の「博物館条例」と比較しても民主主義国家の特徴と捉えられるのである。

一方、中国では表 1 の如く、文化財・博物館に関する法規は 1982 年の「憲法」に記されていることは、第 1 章 第 1 節「中華人民共和国憲法」で確認した通りである。また、同年の 1982 年に「中華人民共和国文物保護法」が制定され、その後各種の法・標準・規定等で明示されてきたことは、第 1 章 第 2 節の「中国の一般法律に認められる博物館関係条文」で記したとおりである。

抑々中国での博物館は、現在における大学での学術分野の区割りでも単独で「博物館学」ではなく、「文物と博物館学」といった、資料が先行する形態であり、1990 年頃までは文物に主体を置いた文化財保護法であった。このことは、日本でも同様であり序章 第 2 節で記した「博物館法」が 1951 年に制定されるまでは、博物館に関する法規は皆無であったのである。日本の博物館が 1868 年に開始された中であっても、明治政府に拠る博物館に関する法規は全く制定されず、大正時代、昭和時代前期に至っても存在することはなかったのである。

論を戻し、中国で「博物館」が法令の名称内に登場するのは、2000 年の北京市政府による「北京市博物館条例」である。その後、2005 年の国务院に拠る「博物館条例」や同年の文化部の「博物館管理弁法」が登場し、表 1 の通り 2012 年から一般化が認め

られるのである。

2015年1月に中華人民共和國国务院令第659号で公布された「博物館条例」は、「中華人民共和國憲法」や一般法律に認められる各種の博物館関係条文を取捨選択のなかで踏襲し、博物館専用の「法律」とした点が世界に例を見ない最大の特徴である。上述したように日本の「博物館法」は、あくまで「法」であって「律」はないのである。つまり、「博物館条例」には、律に相当する罰則規定が設定されている点が特徴で、具体的には、第5章（法的責任）の39～44条から成立する厳密な罰則規定である。例えば、第39条では、博物館が非合法的な収蔵品を取得した場合や劣悪な展示を行った場合は自治区・直轄市人民政府の文化財主管部や関係登録管理機関が是正を命じるとし、さらに違法所得に対しては没収し、2倍以上5倍以下の過料、違法所得がない場合でも5千元以上2万元以下の過料で、重いときは登録管理機関が登録を取り消すと明記しているのである。不法な資料の収集や違法所得に関しては理解できるが、劣悪な展示の開催にまで関係機関から是正命令が出る点も特徴である。このようなことから、日本の郷土資料館等に見られるような博物館展示の域に達していない展示は、中国では現在まで目にしていないことは事実である。また、40条では、博物館が文化財資料等の収蔵品を商業活動の対象物とした場合は、文化財保護関係法規・行政法規に基づいて処罰がおこなわれる。違法所得は没収した上で違法所得の2倍以上5倍以下の罰金と、違法所得がない場合でも5千元以上2万元以下の罰金を課し、罪状が重いときは、登録管理機関が博物館登録を抹消すると具体的な罰則金額まで明記されている。

さらに第43条では、県級以上や政府の職員による職務怠慢や、職務放棄・職権濫用・金品の要求・收受行為に対しては、人民政府や上級機関は是正命令と通報批判¹⁸⁾処分をおこなうと、博物館職員の綱紀粛清を記している。

当該章での罰則的内容の最終条文に相当する第44条は、この条例に違反し、犯罪を構成した者は、法に従い刑事責任を追及すると締め括っている。

以上の如く、博物館条例には、博物館職員の綱紀粛清を具体的に示す同時に、罰則規定までを記しているのである。抑々、第3条に「博物館が社会サービスを展開するに当たっては、「人民に奉仕し社会主義に奉仕」することを明示している点は確認したとおりである。つまり、換言すると博物館は人民のための機関でありながらも、また社会主義国家維持のための機関であることを厳然と記しているのである。

このような点は、第30条「博物館举办陈列展览、应当遵守下列规定（博物館展示の規定の遵守）に、展示テーマは「憲法の基本原則」と「国家の安全」を明記し、「民族の団結維持」「愛国主義の涵養」「優秀な文化の伝達」「良好な気風の醸成」「社会調和の促進」と「社会の進歩」を展示の基本要件としているのである。したがって、中国の歴史展示は、日本の歴史展示とは異なり、これらの要件に対応すべく明確な意図に基づく説示展示が一般的となっている現状は、本13条に起因するものと考えられる。この点については、展示には介在意図の必要性の完遂が想起される（青木2003）。

したがって、中国の歴史系博物館の歴史展示は、日本の歴史展示とは異なり、これら

の要件に対応すべく明確な意図に基づく説示展示が一般的となっている現状は、本 13 条に起因するものと考えられる。この点については、中国の歴史展示には介在意図の必要性の完遂が納得されるのである。故に、中国博物館の歴史展示は、見る者への情報の伝達内容が色濃く表現されている場合が多く、筆者が見学した限りでは日本の歴史系博物館の提示型展示とは大きく異なることは事実である。なお、韓国の歴史展示は、中国と同様に情報の伝達量と歴史的 content が多く、さらに韓国の歴史観が展示の意図として介在しており、その結果の意図ある展示、意図のある表示となっている。

一方で、「第 2 条 博物館とは」では、教育、研究、鑑賞を目的とし、人類活動及び自然環境に関する資料の収蔵・保護・展示を基本機能とした施設で、非営利組織であると定義している。本条文は、1989 年の国際博物館会議 (ICOM) 規約第 2 条と整合性を有している。さらに、同条で博物館は、国有博物館と非国有博物館の 2 種があると明記し、民営博物館、即ち日本で言う私立博物館の存在も肯定した結果となっている。

事実、第 4 条では、国は企業・事業体・社会団体・国民等による民間部門の博物館の設置を奨励しているのである。補助金を伴う本条に基づき、21 世紀には民営博物館の設置数は大幅な増加をもたらした結果となった。これにより、誰しもが資料の所在確認と同時に資料保存が容易となり、文化財保護の観点からも成功事例であると評価できるのである。

さらに第 33 条で、国は必要な経費補助と引き換えに博物館の無料開放を奨励している点は、日本では確認できない施策である。仮に、博物館が無料開放を行っていない場合でも、未成年者・成人の学生・教師・高齢者・障がい者・軍人等に対し無料、またはその他の優待を実施しなければならないと定めている点も、中国の博物館条例の優れた特質と評価できるのである。

以上の博物館条例に記された博物館運営の視点からも、中国での博物館は人民を対象とした教育施設であることは明確である。そこでの教育、換言するところの情報伝達は、第 1 に共産党国家による共産主義と第 2 に資料が有する学術情報であることが理解できる。

2023 年 8 月の中国財政部による「政府会計準則第 11 号——文化財資源（意見募集稿）」は、博物館資料である文物に関し、その名が示すとおり文化財資料の経済的価値からの管理等々について細かく示した点が特徴である。当該基準によって、博物館の基本機能である博物館資料の博物館での保管・保存がさらに強化される結果となった。

次章では、「博物院」「博物苑」「博物館」「附属」「付属」「大学附属博物館」など、本論文で論及する概念用語の定義と研究目的について考究する。

表 1-1 中国の博物館関係法規一覧表

年	主体	制定者	具体名称
1970	国際組織	ユネスコ	「關於禁止和防止非法進出口文化財產和非法轉讓其所有權的方法的公約」
1972	国際組織	ユネスコ	「保護世界文化和自然遺產公約」
1982	憲法	全国人民代表大会とその常務委員会	「中華人民共和國憲法 第 22 条第 1 項
1982	一般法律	全国人民代表大会とその常務委員会	「中華人民共和國文物保護法」 第 4 章 館藏文物
1986	行政部門	文化部	「博物館藏品管理弁法」
1987	国務院	文化部	「文物藏品定級標準」
1992	規範性のある法規	文、財政、公安、国家文物局等々	「文物系統博物館風險等級和安全保護級別的規定」
1995	一般法律	全国人民代表大会とその常務委員会	「中華人民共和國教育法」 第 51 条
1998	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「考古發掘品管理弁法」
1999	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「依法沒收、追繳文物移交弁法
2000	地方法規	北京市政府	「北京市博物館条例」
2001	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「文物拍攝管理暫行弁法」
2003	行政法規	国務院	「公共文化体育設施条例」 第 2 条
2003	行政法規	国務院	「中華人民共和國文物保護法實施条例」 第 4 章 館藏文物
2003	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於進一步加強博物館宣傳展示和社会服務工作的通知」
2004	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於公益性文化設施向未成年人免費開放的實施意見」
2005	行政法規	国務院	「博物館条例」
2005	国務院	文化部	「博物館管理弁法」
2005	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「文物出境展覽管理規定」
2006	国務院の各部署	文化部	「古人類化石和古脊椎動物化石保護管理弁法」

2008	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於全国博物館、紀念館免費開放的通知」
2008	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「全国博物館評估弁法」
2009	國務院	文化部	「文物認定管理暫行弁法」
2010	行政法規	國務院	「古生物化石保護條例」第3條
2010	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於進一步做好博物館紀念館免費開放工作的意見」
2010	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「文物入境展覽管理暫行規定」
2010	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於促進民弁博物館發展的意見」
2011	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「文物複製拓印管理弁法」
2011	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於進一步加強博物館安全工作的通知」
2012	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「民弁博物館章程示範文本」
2013	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「国家一級博物館運行評估規則」
2013	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於推進国有博物館對口支援民弁博物館工作的意見」
2013	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「中央補助地方博物館、紀念館免費開放專項資金管理暫行弁法」
2014	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「国家二、三級博物館運行評估規則」
2014	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於民弁博物館設立的指導意見」
2015	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於提昇博物館陳列展覽質量的指導意見」
2015	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於加強文教結合、完善博物館青少年教育功能的指導意見」

2015	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「非国有博物館運行評估規則（試行）」
2015	規範性のある法規	文化部、財政部、公安部、国家文物局等	「關於推進博物館理事会建設的指導意見」
2015	規範性のある法規	国務院	「博物館条例」
2023	規範性のある法規	財政部	「政府會計準則第 11 号--文化財資源（意見募集稿）」

（張哲：2023 をもとに筆者作成）

注

- 1) 1954 年 9 月 20 日に第 1 期全国人民代表大会第 1 回會議で満場一致で採択された中華人民共和国初の憲法。1954 年に頒布されたため、「五四憲法」と呼ばれている。
- 2) 人民法院は、日本の裁判所に当たる。
- 3) 中華人民共和国（1975）『中華人民共和国憲法』1975 年 1 月 17 日発行。
- 4) 中華人民共和国（1978）『中華人民共和国憲法』1978 年 3 月 5 日発行。
- 5) 「十一届三中全会」は、1978 年 12 月 18 日から 22 日まで、北京で行われた中国共産党第十一届中央委員会第三回全体會議の略称。會議では、以前十年の方向性錯誤を承認し、現実に基づく方針を確定した。
- 6) 中華人民共和国（1982）『中華人民共和国憲法』1982 年 12 月 4 日発行。
- 7) 1982 年 11 月 19 日に第 5 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回會議で採択された。
- 8) 「中華人民共和国文物保護法」に基づき、国務院は 1989 年 10 月 20 日に頒布した行政法規。第 7 条原文、外国国家、国際組織、外国法人或者自然人在中国管轄水域進行水下文物的考古勘探或者發掘活動、必須採取与中国合作的管道進行、其向国家文物局提出的申請、須由国家文物局報經国務院特別許可。
- 9) 国務院が 1991 年 2 月 22 日に批准した、国家文物局が作成した行政法規。第 22 条原文、外国留学人員（含大学生、研究生和進修生）以及外国研究学者在中国學習、研究考古学的准予期限在 1 年以上者、可以隨同學習所在組織參加中方單獨或者中外合作進行的考古調查、勘探、發掘活動。但須由其學習、研究所在組織征得考古調查、勘探、發掘組織的同意後、報国家文物局准予。
- 10) 「教育法は、1995 年 3 月 18 日に第 8 期全国人民代表大会第 3 回會議で採択された一般法律。
- 11) 「公共文化体育設施条例」は、国務院が 2003 年 6 月 26 日に批准した条例。
- 12) 「古生物化石保護条例」は、国務院が 2010 年 8 月 25 日に批准した条例。
- 13) https://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/02/content_9508.htm
- 14) 国立国会図書館調査及び立法考査局主任調査員海外立法情報調査室岡村志嘉子訳

- 15) 中国博物館協会の会員を示すもの。会員資格は、団体と個人があり、申請と審査によって承認され、会員証が配布される。
- 16) 注 15 と同じ
- 17) 2023 年 7 月 17 日、中国財政部事務局によって公開された最新公文。2024 年 1 月 1 日から施行予定。
- 18) 「通報批判」、中国語では「通報批評」という処分方式である。組織内で身分・行為・処分を公開することが通常である。

参考文献

- 青木豊（2003）：『博物館展示の研究』雄山閣
- 張哲（2023）：『中国博物館学の歴史－ 関係法規史を含めて－』雄山閣
- 全国博物館工作会議（1956）：「全国博物館工作会議紀要」『文物参考資料』1956 年第 6 期、9 頁。
- 王世瑚（1982）：「认真贯彻文物保护法」『法学』1982 年第 12 期、18 - 21 頁。

第 2 章 用語定義及び研究目的と問題

第 1 節 用語の「博物院」「博物苑」「博物館」の概念

1. 「博物院」

英語の Museum は、ギリシャ語の Mouseion に由来していることは知られている。ムセイオン (Mouseion) は、紀元前 5~4 世紀半ばの古典時代には「ミューズの神殿」を意味した。伝説により、全知全能の神ゼウスの娘ミューズの女神は 9 人いたとされ、女神たちは音楽や舞踊などを司る神であったが、後に詩人の守護神となり、さらには文芸と科学の各分野にまで拡大して、すべての文理科学の守護神となった。

世界最初の博物館とされるアレクサンドリア博物館は、プトレマイオス 1 世がミューズに捧げた神殿であり、博物館の各分野の所蔵品を集めた図書館、天文観測台、その他関連する研究と教育の設備をも有していたとされる。現代博物とは異なり、紀元前 280 年に古代エジプトに建設された世界初の博物館であるアレクサンダー博物館は、文化財や逸品を収蔵する場所ではなく、研究機関や図書館、アカデミーの連合体のような施設であった。

アレクサンダー博物館の創立 300 年後、古代ギリシャの有名な地理学者で歴史家のストラボは、自らアレクサンダーを訪れ、自らの著書『地理学』の中で「博物館も王宮の一部で、公共の通路があり、開放された座席付きの談話室があり、学者たちが共同で食事をするのできる食堂がある。これらの人々は財産を共有するだけでなく、博物館全体を管理する祭祀もある。

最初のムセイオンは、古代ローマ人が哲学的な討論や瞑想にふけた場所であった。紀元前 3 世紀になると、古代エジプト王プトレマイオス 1 世は、The Museum とも呼ばれるアレクサンダー博物館 Museum of Alexandria を建設し、Museum という言葉の意味を大規模な研究機関に広げた。

現存する最古の博物館は、英ロンドンのオックスフォード大学にあるアシュモリアン博物館である。オックスフォード大学の 4 大博物館の一つである当該博物館は 1683 年に一般公開され、300 年以上の歴史を有している。この博物館の最初のコレクションは、奇妙な鳥を愛する英国の自然学者、トラデスカンター (John Tradescant) が 17 世紀前半に、彼の息子と西欧、ロシア、北アフリカなどを旅して大量の動植物標本を収集したことから始まり、彼らの生涯のコレクションは、後にアシュモール (Elias Ashmole) の手に渡り、オックスフォード大学に寄贈された。

「博物院」については、イギリス宣教師ウィリアム・ミュアヘッド (William Muirhead、中国語名、慕維廉) による 1854 年の『地理全志』に記載されている「墨斯科博物院」(モスクワ博物院) が早い事例である。さらに先行する使用例として、1838 年 Elijah Coleman Bridgman (1801~1861、中国名：裨治文) の『美理哥合省国志略』の「邊西而文省 (ペンシルベニア州)」に博物院の記載が確認できる。

省城内有一博物院廣聚天下出類拔萃之物（下線筆者）

（省の都に博物院があり、天下の珍しいものを幅広く収集している。筆者訳）

以上の内容から、ペンシルベニア州の省都にあたるフィラデルフィアには、博物院が存在していたことが理解できる。実際に『美理哥合省国志略』が成立した年の1838年前後に、フィラデルフィアに所在した博物院は、「ピール博物館」(Peale Museum)のみであり、当内容の叙述はピール博物館に該当するものであると判断できる。なお、当該文章における「博物院」の記載は、現段階では最も早い使用例である。

ブリッジマンは、既に前記の如く「Museum」を「博物院」として訳しているが、それが後の『四洲志』にどのような影響を与えたかは不明瞭ではあるが、『四洲志』に収録されているアメリカに関する記載がブリッジマンの著作の内容を参考にしたことは間違いないと考える『四洲志』に「博物院」を直接言及した内容は、以下のとおりである。

兰顿建大书馆一所、博物馆一所。渥斯贺建大书馆一所、内贮古书十二万五千卷。¹⁾
(ラントン(オックスフォード大学)には大図書館、博物館を各一軒、オスガには大図書館を一軒建てており、その中には古書十二万五千巻を所蔵している。筆者訳)

(各部落)所举执事之人、数月一更代。如分管武事、设立章程、给发牌照、开设银店、贸易、工作、教门、賑济贫穷、以及设立天文馆、地理馆、博物馆、义学馆、修正道路、桥梁、疏浚河道、皆官司其事。²⁾

(各部落)が執事の人を選挙し、数ヶ月で一回交代する。例えば武事管理、章程設定、免許配布、銀行開設、貿易、工務、教育、厚生福祉、及び天文館、地理館、博物館、義学館、道路修正、橋梁、河川疎開、皆それぞれの役割を果たす。筆者訳)

しかし、当時中国にはまだ博物館が出現していない。上述の如く使われた「博物館」という言語は、『世界地理大全』から引用したと推測される³⁾。

The Bodleian Library at Oxford was the bequest of Sir Thomas Bodley, and was enriched by successive donations. The British Museum derived its first treasures from the collections of Sir Robert Cotton and Sir Hans Sloane...the library, which previously consisted of 125, 000 volumes, has been augmented by.⁴⁾

(オックスフォード大学図書館は、トーマス・ボドリー氏の寄贈であり、後継の寄贈者たちで充実された。大英博物館最初の収蔵は、ロバート・コットン氏とハンズ・スローン氏からの寄贈である。図書館は以前、十二万五千巻の蔵書を所有していたが、今は1.5倍まで増加した。筆者訳)

The state government manage the local and domestic affairs of the member of the confederacy...charter banking, trading, manufacturing, religious,

charitable, and scientific Companies and Societies; construct or authorize the construction of roads and canals; institute schools and colleges for the public education.⁵⁾

(州政府は、当地の事務と連盟、銀行、貿易、生産、宗教、福祉と科学会社や組織などを管理している、道路や河川の工事と准入、公立学校や大学も州政府に所管されている。筆者訳)

しかし、以上の用語が『四洲志』の段階で、何故「博物館」に変化したかはまだ研究の余地がある。もっとも「Museum」は、「博物館」「博物院」として訳されてから長い間に定着化しなかったことや、当時の中国知識人にすぐに受け入れられなかったことは、「博物館」「博物院」なる用語が西洋宣教師によって造語され、さらに翻訳者たちに伝わり、最終的に『四洲志』や『海国図志』以降の文章で記載されるまでの時間を要したことが一因ではないかと考えるものである。

2. 「博物苑」

中国人によって初めて作られた博物館には、「博物苑」という名称が付けられていた。南通博物苑は、実業家の張謇が清光緒 30 (1905) 年に建設中であった公共植物園を博物苑として計画したもので、敷地面積は当初 23300 平方 m²であったが、その後 71800 平方 m²に拡大し、中館、南館、北楼、東楼が建設された。苑内には 4 つの陳列館があり、自然、歴史、美術、教育の 4 分野の文化財と標本が陳列されている。中館は中国風の平屋三間で、上部に 2 階建ての尖塔を伴う小楼がある。南館は平面が凸字型で、洋風の 2 階建てである。北棟は 5 間 2 階建ての中国式の建物、東棟は X 型の中国式の建物である。苑内には樹木や草花を植え、鳥獣を飼育し、亭亭、築山、荷池などの園林建築で構成されていた。1912 年に南通博物苑と命名されてから、現在まで正式名称として使用されてきた。このような展示構成から考えると、「博物苑」の「苑」で表しているような野外空間、特に植物を飼育し、美しい自然環境を表現する名称は相応しいものであったといえる (吳学婷 2022)。

3. 「博物館」

中国で最初の博物館は、上海の震旦博物院である。震旦博物院は、フランス人宣教師の Pierre Heude (1836~1902 中国名は韓伯禄) と密接に関係している。韓伯禄は、清朝同治 6 (1867) 年に上海に布教に来て、徐家匯聖依納爵堂 (後に旧堂あるいは老堂と呼ばれる) で司教を務めた。韓は物理や動植物の諸学科に精通していた。上海に来た翌年、徐家匯天主堂 (現在の蒲西路 220 号) 沿いに博物院を創設し、自らが主任を務めた。設立当時、震旦博物院は「自然歴史博物院」として知られ、外国人が中国で設立した最初の博物館であり、中国で最初に出現した博物館でもあった。

また、蔵書棟を設けて中国・西洋の動植物科学の書籍を専門に収集した。博物院は、毎日午後に一般公開し、入館料は無料であった。以来 30 年以上にわたり、韓はここを拠点として、江蘇省、安徽省、極東の各地を何度も訪れ、鹿や猪の頭蓋骨と多くの肉食

獣類、二千羽以上の鳥と亀の甲羅、軟体動物、貝殻などの資料を収集し、大量の標本を作った。特にヘラジカが最も多かったとされている（蔣凡・項隆元 2022）。

清光緒 9（1883）年には、徐家匯イエズス会本部の南に専用の院舎を建て、徐家匯博物院に改称された。その後も韓は、フィリピン、スマトラ、ジャワ、モシカ、東南アジア一帯に出向いて標本を採取した。1899 年に再びベトナム、カンボジア、ラオスなどを視察した韓は、翌年過労でハノイに倒れ、上海に戻り 2 年で亡くなった。韓が生涯コレクションしてきた動植物標本は数千に上り、当時の極東では随一のコレクションであった。『南京地区河産貝類誌』『陸上軟体動物誌』『哺乳類動物誌』などの書籍を残したが、『鹿を語る』はフランスの許可を得て、科学の善本に定められた。

1930 年、博物院はまた新たな土地を開拓し、呂班路（今の重慶南路）223 号震旦大学（今の上海第二医科大学）の近隣に建物を建てて新しい院舎とした。落成後、徐家匯博物院の所蔵品はすべて新しい場所に移入され、震旦大学の管理下に置かれて「震旦博物院」と改称された。博物院の所蔵品の多くは、修道院のダビト院長が華北で採集した生物標本と、韓伯禄、柏永年が長江流域の各省で採集した珍しい標本で、中国産の植物標本が豊富に貯蔵されており、当時は「極東一」と称された。敷地内には生物研究部と古物部が設けられ、自然系標本と中国文化財の 2 大展示室を有している。自然系標本には動物、植物、鉱石、昆虫などの標本、中国の文化財には青銅器、陶磁器、玉器、貨幣などが展示されている。同院は常に特色ある標本の研究に供され、海外からの学者を受け入れて研究すると同時に、世界各地にも標本を送るなど国外の研究者に資料を提供している。開館当初は無料であったが、後に法貨 2 角の入館料となった。

第 2 節 用語「附属」「付属」の字義

『大辞林』には、「附属」及び「付属」の字義を「主となるものに付き従っていること」とある。『新明解国語辞典』には、「付属」は「形は独立しているが、成立（機能・機構）上、本体（上級）の物に属していること、「附属」とも書く」とある。すなわち、現代日本語では、附属と付属の字義と用法はすでに統一されている。

しかし、「付属」と「附属」の二種の漢字の「附」は旧字体であり、「付」は現行書体である。したがって、1946 年の当用漢字制定以前に使用された字体であることから、1946 年以前の名称には旧字の「附属」が使用され、そのまま踏襲して現行使用している例も一般的である。また、本稿では中国での使用実態に従い「附属」を原則として使用するものとした。

第 3 節 用語「大学附属博物館」の定義

大学附属博物館は、1343 年クレメンス 12 世（ローマ）教皇の勅令により創設されたイタリアで最古の大学の一つであるピサ大学で、1543～1544 年に設置されたヨーロッパ最古の学術植物園であるピサ大学附属植物園が最古とされている（田川 2021）。

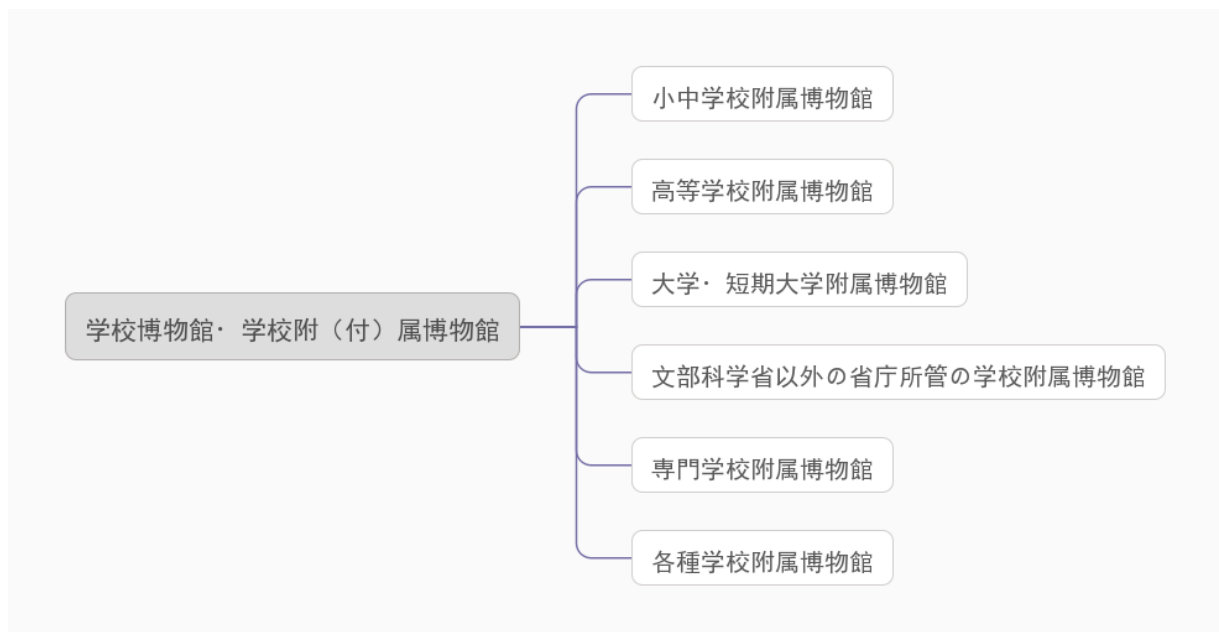
次いで、イギリスのオックスフォード大学の附属機関として 1683 年に設立された美術・考古学博物館であるアシュモレアン博物館（Ashmolean Museum）であることは周知のとおりである。さらに、当該博物館は、今でも現存し、一般公開に供された「公開」の点からも世界最古の博物館と認識されている。諸外国の主要な大学には、必ずと言ってよいほど大学附属博物館が設置されているのが現状である。それも、1 大学に 1 館ではなく、ハーバード大学などでは 5 系列、17 館を数える博物館群が設営されている。

以上の歴史的事例からも明白であるように、「大学附属博物館」とは博物館の設立母体を大学と称する教育・研究機関に置いた博物館であると概念規定される。

なお、「大学附属博物館」と「大学博物館」は同義である。さらに、大学が設置する博物館であった場合でも、必ずしも「大学附属博物館」あるいは「大学博物館」と命名されていない事例も多見されることも現状である。具体的には、参考館・資料館・史料館・校史館や当該博物館の学術的専門領域の名称を冠した美術館・芸術館・考古館・歴史館・民俗館等々が認められる。さらに、大学設立者や大学での先駆者等の顕彰を目的に氏名を冠した記念館も存在している。¹⁾

「大学附属博物館」は、「学校博物館」及び「学校附（付）属博物館」の一形態であり、詳細は下図の如くである。

図 2-1 学校博物館・学校附属博物館構成模式図



（筆者作成）

つまり、大学・短期大学附属博物館は、広義の学校附属博物館に含まれる博物館である。日本の小学校には大抵の場合、学校博物館が設置されており、東京 23 区内の公立小学校はおよそ 100% の設置率である（青木・鷹野・浜田 2008）。

序章でも論じたとおり、中国における大学附属博物館の研究は極めて少なく、論文、書籍、学会発表の数も、一般的な博物館学、あるいは他の領域の博物館学研究より少ないのが現状である。世界の事例から見ても、大学附属博物館はそれぞれの国家における博物館の濫觴である場合が一般的であるのにも拘わらず、その研究は遅れている傾向にある。当該研究により、中国の大学附属博物館に関する博物館学的視点での解明のみに留まらず、とりわけ中国の博物館学史の構築に寄与できるものと予想している。

小 結

第1節の用語「博物館」「博物院」「博物苑」の定義では、博物館の語源等に関して「博物院」「博物苑」について検討した。博物院については、「Museum」の対訳としての用語「博物館」名称論に関して、必ず引用される イギリス宣教師ウィリアム・ミューヘッド (William Muirhead、中国語名慕維廉) の1854年刊行の『地理全志』に記載のある「墨斯科博物院」(モスクワ博物院)と1838年の『美理哥合省国志略』に記載のある「邊西而文省」(ペンシルベニア州)と題される章内の「省城内有一博物院」(城内に博物院有り)から、博物院の使用事例を確認した。この両者の事例からも、19世紀中葉における中国に渡海した宣教師たちは Museum を、博物館ではなく博物苑と漢訳していたことが把握できた。次いで、1905年に張謇に拠って創建された「南通博物苑」は、その名称の通り博物館は、「博物苑」が使用されているなど博物館ではなく、博物苑・博物院であったことを確認した。

「2. 博物苑」で記した張謇に拠る博物苑の実態は、敷地面積は71800 m²を有し、中館・南館・北楼・東楼の複数の建物があり、さらに4つの陳列館があり樹木や草花を植え、鳥獣を飼育し、亭亭・築山・荷池などの園林建築であったと記録されているところから、自ずと「博物苑」であることが理解できた。つまり、博物苑は植物を植栽し、鳥獣の飼育をおこなう野外展示も含めた大きな野外展示空間を有した施設であると結論した。

一方、博物院は、野外展示を行う野外部を持つのではなく、中国各地に建設されている庭園的野外を付帯する大規模博物館であると考えられる。したがって、博物館は、規模も小さく専門領域も単科である点を特徴とする場合が多いようである。故に、第5章 第3節 「中国大学附属博物館歴史的経緯」のなかで作成した中国全国大学附属博物館一覧表を見ても、393大学附属博物館の名称に博物苑、博物院は皆無である。さらに、第6章「中国における医薬系大学附属博物館」での一覧表に掲載した35館の中についても同様なのである。

第2節「用語「附属」「付属」の字義」では、日本では「附」は旧字体であり「付」は現行書体である。したがって、1946年の日本での当用漢字制定以前に使用された字体であることから、1946年以前の名称には旧字の「附属」が使用され、そのまま踏襲されて現行使用している例も一般的であり、固有名詞に関する使用例は「附属」とした。中国では「附属」が常用であることから、「附属」を使用することとした。

第3節「用語「大学附属博物館」の定義」では、大学附属博物館は、1543～1544年にイタリアで最古の大学の一つであるピサ大学に併設されたヨーロッパ最古の学術植物園であるピサ大学附属植物園とオックスフォード大学の附属機関として、1683年に設立され現存するアシュモレアン博物館（Ashmolean Museum）を確認した。

以上の歴史的事例からも明白であるように、「大学附属博物館」とは博物館の設立母体を大学と称する教育・研究機関に置いた博物館であると概念規定した。さらに、「大学附属博物館」は、「学校博物館」及び「学校附（付）属博物館」の一形態であると考えた。

次章は、民国時代からの中国における博物館学研究史を概観し、大学附属博物館の研究史を詳述する。

注

- 1) 伊能秀明監修（2007）『大学博物館事典— 市民に開かれた知とアートのミュージアム—』、日外アソシエーツ株式会社、2007年。

参考文献

- 青木豊・鷹野光行・浜田弘明他（2008）；「学校博物館の現状と今後の可能性（予察）—学芸教諭の誕生に向けて」『全博協研究紀要第十号』全国大学博物館学協議会
- 吴学婷（2022）；「张謇创立博物馆与美育、智育及其他」『中国书画』第1期、56-59頁。
- 蒋凡・项隆元（2022）；「西方人在华博物馆的本土化转向—以震旦博物院和上海博物院为例」『东南文化』第1期、145-151頁。
- 田川太一（2021）；「日本における大学博物館の設立に関する研究」修士論文。

第3章 先行研究と研究の現状

第1節 中国博物館学の研究史

中国の現代博物館は、100年余りの歴史を有する。博物館事業の発展に伴い、中国博物館学の研究も盛んになった。1990年代から今日に至っても、中国の新設される博物館の機能と構造は、将に日進月歩の進捗状況であると評価できる。博物館の増加に伴い、博物館の内容と関わる周辺問題は絶えず深化し、拡張し、博物館学研究も飛躍的に進展する中で博物館学の成果も加速的に増幅しているのが現状である。

しかし、現在に至っても、中国の博物館学史の研究は未だ不十分であり、専門書がまだ不足していることは事実である。この点は、知る限りすべての学術分野に認められる現象であると考えられるが、博物館学が博物館学になるためには博物館学史の体系を明確にすることは必須の要点である。前述の如く、全体に不十分である中国博物館学史のなかでも、大学附属博物館史の研究は早急に解決すべき問題である。

1949年に中華人民共和国が成立する以前の中華民国時代の博物館界では、すでに多くの大学附属博物館に関する討論があったが、主に紹介的な文章を主とした著書であった。例えば、費耕雨・費鴻年は、欧米各国の大学附属博物館を紹介している（費耕雨・費鴻年 1936）。その後、鄭徳坤による華西協合大学附属博物館の紹介などが認められる（鄭 1957）。

博物館事業の発展に伴い、大学附属博物館を対象とした研究が増えてきた。関連文献は、主に二種類に分けられ、一種類は大学附属博物館の紹介的な著作であり、例えば『中国大学附属博物館誌』（徐・陳 2007）、大学附属博物館近づけシリーズとして『大学附属博物館科の学教育博覧に近づけよう』（全国 2013a）、『大学附属博物館の人文芸術に近づけよう』（全国 2013b）、『大学附属博物館の民俗文化に近づけよう』（全国 2013c）、『大学附属博物館の図録』（中国 2019）などである。もう一種類は、大学附属博物館の研究成果であり、異なる視座からの研究で、以下のように分類が可能である。

1. 大学附属博物館の特徴研究

大学附属博物館の特徴は明確であり、学術界ではその特徴に関する研究が増加している。陳徳富は、大学附属博物館の特徴として種類が豊富で、博物館スタッフのレベルが高いことを挙げたが、博物館の観客数が少ないと論じている（陳 1990）。

周曉陸・徐燕は、管理体制、建築、所蔵品、陳列、サービス、発展計画のいくつかの方面から大学附属博物館と公共文化博物館を全面的に比較して、大学附属博物館は全体的な発展レベルが比較的低い特徴を有すると指摘した（周・徐 1997）。

張爰民は、大学附属博物館と社会公共博物館の所蔵品の特徴を比較して、大学附属博物館の所蔵品はより専門性、学術性が高い特徴を持っていると述べ（張 2006）、宋向光は、大学附属博物館は発展の過程で理論化が先行し、実践が遅滞の特徴を示していると結論した（宋 2007）。陳楠楠は、以上の先行研究を分析した際に、大学附属博

博物館は実際の発展において比較的閉鎖的で、館内の利用率が低いと指摘した(陳 2008)。徐東と尹桂鳳は、「大学附属博物館のサービス対象は特殊で、特定の文化を持つが、発展の中でその地位は疎外されている」と指摘した(徐・尹 2016)。

以上の如く、様々な角度から分析することができる大学附属博物館の特徴こそが、何よりも大学附属博物館の独特性を証明するものでもあると考えられる。

2. 大学附属博物館の機能研究

大学附属博物館は、博物館の類型の一形態であり、収蔵、研究、展示、教育の基本的な博物館機能を備えていることは変わらないのである。例えば、張恵朗は大学附属博物館の基本機能を全面的に概括し、大学附属博物館は文化財の収集、学校の教育と科学研究、思想・政治教育などの面で重要な役割を果たしていると指摘した(張 1988)。高栄斌は、こうした基本的な機能を述べるとともに、大学附属博物館には文化の伝播、人材育成、国内外の学術・文化交流を促進する機能があることを指摘した(高 1996)。

大学附属博物館の類型の特殊性も、学术界がその機能について深く模索することを促している。大学附属博物館は、大学の構内にあり、その教育機能はこれまで学界の議論の重点となってきた。つまり、学术界では一般的に、大学附属博物館の資源を合理的かつ有効に利用して、革新的教育機能、科学普及教育機能を発揮した知識教育を行い、学生の教養教育に注目すべきであると考えられている。

このほか、大学附属博物館の人材育成機能、教養機能、愛国教育機能、環境保護教育機能、観光教育機能なども、大学附属博物館の教育機能研究の主要な方向になりつつある。また、大学附属博物館は、学校の精神や特徴を展示、説明する重要な場所として、学校文化(学統、建学精神)の構築においても役割を果たす必要がある。謝文静が指摘したように、大学附属博物館は専門、文化、社会教育の機能をキャンパス内の文化創出に融合させることができる点も大学附属博物館が有する特徴であるとした(謝 2014)。大学附属博物館が社会に進出する過程で果たす社会サービスの機能も、博物館界の研究主題となっている。前掲の陳徳富は、大学附属博物館と社会経済文化の関係の角度から大学附属博物館の機能を分析し、大学附属博物館は社会博物館事業、社会進歩などの方面に重要な役割を持っていることを提案した(陳 1994)。李絢麗と魏鎮は、大学附属博物館が社会に向けて積極的に文化伝播機能を発揮することを提案した(李・魏 2013)。黄維娟は、大学附属博物館は社会に進出し、社会教育サービスの機能を発揮すべきだと提案した(黄 2009)。大学附属博物館は、それぞれの機能を開拓すると同時に、それぞれの機能をバランスよく発揮しなければならない。

以上の論述は、大学附属博物館の機能を論理的に解説し、収蔵、研究、展示、教育などの基本的な機能の重要性と注意点を強調した。中には、大学附属博物館は博物館学専攻学生だけをサポートするのではなく、全学教職員及び学生に対して積極的な影響を与えるべきであるという共通点が伺える。例えば、学生の教養教育、学校精神の教育

と強化など、大学の一体化と認識性を高める役割を果たせることも、大学附属博物館の使命である。

3. 大学附属博物館の基礎業務の研究

大学附属博物館の基礎業務に関する研究は、運営・管理活動分野に集中している傾向が認められる。大学附属博物館の展示について、劉莉は地質博物館の展示品を研究、教育、科学普及、特定性の価値点に分類して、展示と機能の関係を個別に検討した（劉 2008）。王秋華は、陳列内容の設計は教育方針と科学研究の成果に従わなければならないと考え、展示品の選択と設計について系統性を必要とすると述べた（王 2003）。大学附属博物館の所蔵品の仕事について、譚紅兵は博物館が直面している所蔵品来源の欠如、収集目標の不明瞭、収集方式の単一化などの問題を分析し、多くの解決方法を提出した（譚 2002）。崔嵐、劉長友は、所蔵品の管理と利用に関する登録、デジタル化、制度規範、保存、利用などの作業注意点を検討した（崔・劉 2010）。

大学附属博物館のボランティアサービスについて、馬曉華は中央民族大学民族博物館を例に挙げ、ボランティアをおこなう大学生の素質を高めるのには役立つと持論を展開した（馬 2009）。陳理娟は、大学附属博物館ボランティアチームの構成、特徴、建設方法などを検討した（陳 2015）。大学附属博物館のミュージアムグッズの開発について侯懿航と樊一粟は、大学附属博物館が資源の獲得、製品の研究開発、広告宣伝の3つの目的で模索すべきだと提言した（侯・樊 2017）。梁曉らは、大学附属博物館のミュージアムグッズの開発について、事前の市場調査研究を展開し、学校文化と現代科学技術の要素を融合させ、その実用性・革新性・記念性を際立たせる必要があることを論述した（梁ほか 2020）。

以上の論文・会議発表は、大学附属博物館の基礎業務である展示デザイン、教育方式、所蔵品管理、ボランティアチームの建設と維持、グッズ開発などについて、それぞれの実践や研究と融合して論述した。他の中国大学附属博物館に、有意義な参考になった。

4. 大学附属博物館の建設・発展に関する研究

如何に大学附属博物館を建設し発展させるかは、長年にわたって博物館界が非常に重視してきた問題であり、その建設と発展の最優先任務は発展過程の中で発生した問題を解決することである。例えば、柴典騰は、大学附属博物館の発展における主な問題として、全体的な発展の不調和、専門性は高く深いが広くないことなどを指摘した（柴 2003）。汪長明は、大学附属博物館の学術成果の産出能力が弱く、学術プラットフォームのブランド効果を発揮しにくい、所蔵品の研究・サービス能力の低さ、会場の情報化建設水準の遅れ、文化・創造ブランドの遅れなどの問題があると指摘した（汪 2020）。

一方、大学附属博物館の発展を制約する原因としては、謝祥らは、主に行政主管が明確でなく、財政保障が行き届いていない、人材チームが弱い、対外宣伝力が弱いなどの4点を挙げている（謝ほか 2016）。咎淑芹、続顔、陳軍は、大学附属博物館が将来的

には総合化の方向に発展し、研究型に移行すると考えていると述べている（咎ほか 2003）。

大学附属博物館の発展の問題を解決する具体的な措置について、前掲の黄維娟は大学附属博物館の発展の過程で、数量と質を同時に重視し、ハードとソフトの発展を協力し、管理メカニズムと人材チームを結合し、文化産業の発展とキャンパス建設を協調することを提出した（黄 2012a）。葉涛らは、大学附属博物館の目標の整備、目標の明確、デジタル化の加速、専門化から総合化への転向などの対策を打ち出した（葉ほか 2014）。丁家榮は、大学附属博物館や観光部門との連携を強化するよう提言した（丁 1996）。

以上の論述は、主に大学附属博物館の所属研究員、あるいは大学附属博物館を研究対象とする研究者の成果であり、内部から業界発展の不足や欠点を直接に指摘したものである。しかし、問題を提示することは比較的簡単であるが、解決策を実践することは困難なのである。

5. 大学附属博物館の情報化研究

大学附属博物館に対する学術界の情報化研究は、デジタル博物館とVRなどで体験できるニューメディアの両面に集中している。デジタル博物館の研究は、主に2つの角度から展開されている。1つ目は、その性質、作用、ルートを中心に理論的な検討を行うことである。例えば王東・劉俊は、指導重視、教師参与、情報資源、教師研修及び学生革新精神の方面から大学附属博物館のデジタル化構築の方法と発展経路を提出した（王・劉 2007）。楊丹は、大学附属博物館のデジタル化構築に重点を置いて管理理念を更新し、標準計画を立て、専門人材を育成することを提案している（楊 2009）。黄維娟は、デジタル博物館は、大学精神の伝承、交流の利便性の強化、宣伝、社会教育の4つの面で調和のとれた文化キャンパスの建設を促進できると指摘した（黄 2012b）。

2つ目は、モデルの構築、技術発展の模索を中心に分析を行うことである。例えば、向輝らの『山東大学考古デジタル博物館の設計と実現』（向ほか 2003）、趙玥は、ニューメディア時代がもたらすチャンスは大学附属博物館の人材、資金、技術、管理モデルなどの面での深い変革を促すと指摘している（趙 2014）。

しかし、博物館界は、大学附属博物館を多角的、多面的に研究する一方で、大学附属博物館の発展過程に対する研究を比較的軽視している傾向が認められている。大学附属博物館の発展過程の研究は、大学附属博物館の発展を完全に認識する道であり、博物館界を含めた複数の角度からの研究を行う基盤でもある研究分野である。現在、学術界では現代中国大学附属博物館の発展過程に対する研究は比較的少なく、関連文献は主に次のものがある程度である。

続顔、劉世恩、邵学汶の『20～21世紀初めの中国大学附属博物館』（続ほか 2007）、朱蘭の『初探中国大学附属博物館の発展期』（朱 2015）、郭驥、曹勇画、馮志浩の『大学附属博物館発展研究は上海地区を中心とする』（郭ほか 2016）、馬建輝、王晓寧の

『中国大学附属博物館建設研究』である（馬・王 2015）。しかし、以上の研究文献には不足と争議の点がある。

1 つは、以上の研究の多くが大学附属博物館に関するデータの収集を一面的に行っている点である。続顔は 106 の大学附属博物館の資料を収集したが、主に類型と開館時期の両面から統計を取ったに過ぎない。朱蘭は建国当初の 24 の大学附属博物館のデータのみを集計しており、主なデータも館の建設時期とタイプの分類に留まるにすぎない。その他の文献では、大学附属博物館の関連情報について具体的なデータの統計と比較分析は行われていない。

もう 1 つは、以上の研究は大学附属博物館の発展段階の区分との深い検討が不足していることである。例えば、郭驥は大学附属博物館の発展段階の区分を行っておらず、続顔、朱蘭、馬建輝は大学附属博物館の発展段階の区分について異なる観点を持っている。続顔は大学附属博物館の発展段階を草創期（20 世紀初頭から 40 年代）、初歩的発展期（20 世紀 50 年代から 70 年代中期）、発展期（20 世紀 70 年代中期から 20 世紀末）、大発展期（21 世紀初頭から現在）の 4 段階に分けた。馬建輝は続顔と同じ観点で、この 4 つの段階から研究を行っている。一方、朱蘭は異なる見解を持ち、1950 年から 1966 年は大学附属博物館の発展期だと主張している。

以上の研究の観点は異なっているが、全体的に見ると、大学附属博物館の全面的なデータ統計と分析が不足しているといえる。これ以外にも、学識者の間では段階区分の考え方に違いはあるものの、大学附属博物館の外部環境の変化から区分されていることが多く、大学附属博物館を主体としたものではないため、その基準や結果については検討が必要である。

以上のように、中国内外の博物館界による大学附属博物館の多角的・多面的な研究は、大学附属博物館の重要性を証明している。中国の大学附属博物館を対象とした研究は依然として国内博物館界の研究が中心であるが、国内博物館界の大学附属博物館に対する関心はその特徴、機能、基礎業務、建設・発展、情報化などの角度に集中しており、各研究の基礎となる大学附属博物館の発展過程を軽視し、それに関する基礎研究も不足している。しかし、大学附属博物館の発展過程に関する研究は、その段階の発展状況に対する研究において十分なデータ収集と系統的な対比が不足しており、その段階区分の根拠と基準に対するさらなる精緻な分析が不足している。

中国博物館学に関する研究成果は、20 世紀 30 年代の濫觴期の僅かな専門書と論文から開始され、50 年代にソ連博物館学の理論を参考に博物館学の論著を翻訳・出版し、さらに 80 年代の新しい発展期に、専門性の高い雑誌が発行され、多数の学者が著述し、多くの学会や学術会を組織し、特集を出版し、博物館学学科の規模を拡大した。今日に至って、博物館の発展や研究方法の進歩と相俟って、博物学研究の学術化、創新化が進み、前代にないほどの研究者や学芸員、博物館学を専攻する学生は協力して研究を深めている。大量の専門書や論文は、中国博物館学の成果を最も集中的に体現したものであり、中国博物館学体系における貴重な財産になっている。その研究成果は、研究者が史料を探索して博物館学発展の歴史を理解するのに役立つだけでなく、博物館学研究と博物館事業の発展に科学的な参考を提供する。

中国博物館学の発生と勃興の過程及びその規則性特徴に基づいて、中国博物館学史は5期に分けられる。

(1) 第1期、萌芽期(1849~1905)

近代博物館の知識と観念、中国での伝播過程とその影響の研究。
博物館事業と博物館学の発展過程で果たす役割。

(2) 第2期、定礎期(1905~1949)

中国人による博物館設立の初期実践活動、他国の経験を単純模倣し、初期の中国博物館学を創出。

(3) 第3期、転向期(1949~1978)

新中国の博物館実践と「全面的なソ連化」、中国博物館学のモデルチェンジ及びこの時期の主な学術成果の研究。

(4) 第4期、探求期(1978~2020)

中国博物館事業の発展及び革新発展と学術活動の成果の研究。
中国香港・マカオ・台湾地区の博物館学研究概況の紹介。

(5) 第5期、創新时期(2020~現在)

新たな発展や文化環境に伴い、博物館学の研究対象、重点内容及び発展予測全般が更新され、中国独自の博物館学研究の原則や方法を生み出した。

以上のような長期間に亘る研究を通じて、中国博物館学研究の発展の歴史的軌跡を明らかにし、博物館学学科の建設成果を科学的に評価し、博物館学の発展中に現れた時代的特徴、関連学科との構造関係及び科学体系全体における地位、役割及び社会的影響を全面的に反映し、中国博物館学の更なる革新と発展に貢献することを目指している。大学附属博物館の研究は、博物館学研究の重要な一部として、推進しなければならない。

第2節 清朝末期における日本博物館の摂取

本節で意図する論点は、彭露に拠る『中国博物館学史の研究』(彭 2020)、第4章「日本の博物館学が中国博物館学構築への影響、濫觴と推移」、第一節「19世紀後半期における中国博物館学の揺籃期・博物館理論編」に、清時代末期の中国への日本の博物館に関する紹介や「戊戌の変法」¹⁾における博物館学意識などは詳述されているので、本節では要点のみに絞って記述することにする。

また、当該期の維新派の代表である康有為との学校附属博物館に関する思想は、本節とは区別し、第5章「中国大学附属博物館の歴史」第1節「維新派の康有為と「天民」に拠る学校博物館設置論」で記すこととする。

本節の目的は、日本の博物館および博物館教育思想が中国の知識層にもたらした影響を確認し、中国の博物館思想の萌芽と、中国博物館学の発展状況を客観歴史的視座に基づく把握を目的とし、本論が主題とする大学附属博物館の当該時期の歴史的背景を先ず固めようとするものである。

清朝は、アヘン戦争（1840～1842）、アロー戦争（1856～1860）、太平天国の乱²⁾（1851～1864）を経て、清朝の支配階級者達は西洋の近代軍事能力に驚嘆し、1861年に洋務運動³⁾は始まった。

洋務運動は、「中学為体、西学為用」（思想は中国の伝統的学問に置き、技術は西洋の器物を道具として活用する。筆者訳）の思想を提唱した。略して「中体西用」思想により、当該時期は西洋への「遊歴学者」と外交官が増加した時代であった。このような社会情勢の中で、明治維新後留学先に日本が選出された理由は、上記の第5章第1節で記すところの康有為は、次のように記している。先ず、1897年の『日本書目志』の自序の中で、日本に学ぶ理由を明らかにしている。

吾今取之至近之日本、察其変法之条理先后、則吾之治效可三年而成、尤為捷疾也。且日本文字猶吾文字也、但稍雜空海之伊呂波文十之三耳。泰西諸学之書其精者日人已略識之矣、吾因其成功而用之、是以吾以泰西為牛、日本為農夫、而吾坐而食之（康 1897）。

（今、私は地理的にも近い日本に学び、明治維新の沿革を研究すれば、改革の成果が三年間で見える。これは、捷徑である。また、日本語は空海が造った「いろは歌」である仮名を使っているが、日本語の大体が中国語と類似している。西洋の諸学の本は、日本人が全て日本語に翻訳している。日本は翻訳した本を使って明治維新の成功を手にした。今、私たちが日本語に翻訳した書籍の使用は、西洋と日本を踏み台にするのである。筆者訳）

続いて、1898年に康は、戊戌変法の政策綱領の指導書の地位を占めた『応詔統籌全局折』を上申し、この中で日本を学ぶことをさらに明確にしている。

若至近之墨跡可摹、絶佳之画譜可臨者、職於地球中新興者得二国焉、曰俄・曰日。職愿皇上以俄国大彼得之心為心法、以日本明治之政為治譜而已。昔彼得為歐洲所擯、易装游法学於船匠、変政而遂霸大地。日本為俄・美所敗、歩武泰西、乃至易服改紀、而雄視東方。此二国者、其始遭削弱與我同、其後底盛強與我異。日本地勢近我、政俗同我、成効最速、条理尤詳、取而用之尤易措手（康 1898）。

（最近、世界でのロシアと日本は、国力が急速な発展を遂げつつある国家である。今光緒帝は、ロシアのアレクサンドル 2 世や日本の明治天皇のように改革を推進すべきである。ロシアは、ヨーロッパの諸国に捨てられた後、西欧化改革を推進してユーラシア大陸を制覇した。一方、日本はロシアとアメリカに敗れた後、西洋の軍事を模倣し始め、西洋化改革を推進し東アジアを雄視する。ロシアと日本は、最初に清朝と同じように国力が弱まったが、改革を行った後に国力が増強した。この結果は、今の清朝における状況と異なる。日本は、地理的位置が清朝と近いし、政治と風習が清朝と似ているところからも清朝は日本を模倣しやすいのである。さらに、日本の明治維新は、結果が非常に素晴らしいし、改革の流れが非常に詳しいし、明治維新を模倣することは実行しやすい。筆者訳）

このように、上記の理由によっても理解できるように、康は日本に学ぶ理由を言及したのであった。その理由は、中国人にとって英語あるいは印欧語族文献は難しすぎると指摘し、ロシアと日本の改革を称賛しながら、ロシアに学ばない理由も上げている。ロシアは、清国の隣国であるヨーロッパに属し、清国との距離が遠すぎる点、ロシアは改革を行ったが、実際の効果が良好でなかった点、ロシア語は中国人にとって難しすぎる点をあげているのである。このような世界情勢や中日両国の文化の共通性、地理的条件などから日本への遊学が盛んになされることとなった。

本題に立ち返り、中国からの留学者が渡海した日本では、明治維新に拠る西洋文化の受容の一現象として、万国博覧会を倣った内国博覧会や近代博物館が設立され始めていた。このような状況を中国の有識留学者は、日本における博覧会や博物館の状況を記録し、母国中国へ紹介したのである。以下に、日本への留学等により博物館を実際に見学した人物が書き残した博物館に関する見聞や意見、思想を人物ごとに記すこととする。

19世紀末から、中国人は欧米諸国や日本の先進技術を見学するために、外交官や研究者を派遣し、海外見物の担当者にした。同時に、自ら外国の文化や技術発展に憧れ、留学あるいは旅行を開始した人物も絶えずに出現した。この時期の出国者数は、史上にない程の多人数であり、中に、日記、見聞、評論などの記録を残した者も多数である。近代の出国見物先行者たちの残した記録を調査すると、博物館や博覧会に対して評価したものも出現した。以下は、中国で最初に万国博覧会や博物館を訪問した人々が記録した感想である。

1876年、清朝の官僚であった李圭は、フィラデルフィア万国博覧会に参加するために、上海から日本を経てアメリカに行き、英国・フランス・インド・ベトナムを経由して上海に上陸する世界一周の船旅を達成した人物である。旅行後、李は『環遊地球新録』を編纂し、第四巻の「東行日記」には、李が日本滞在時に大阪での博物館を観覧し下記の如く記載しているのである。寧波税関附属税務局に務める李は、上司たちに付き添い、米国フィラデルフィアでの米国建国100周年博覧会に参加した。李は普段から日記をする習慣があり、フィラデルフィア万博の盛況を初めて中国語で詳しく紹介している。

内建陈物之院五所、一为各物总院、一为机器院、一为绘画石刻院、一为耕种院、一为花果草木院（李 1876）。

（中に物を陳列する場所を五つ建てており、一つは各物の総院、一つは機械院、一つは絵画石刻院、一つは耕作院、一つは花果草木院。筆者訳）

また、博物院についての描写は以下のとおりである。

又偕遊博物院、亦仿西法開設、広人見識。每人以寛永錢五十文購木牌、始可進院。内列各国貨物機器、各種化石。有枯木成石、骨殖成石、皆歴久所变化者。又有歴代

君后冠服、刀劍器皿及男女骸骨胎胚、鳥獸虫魚皮骨、即中華之金石碑帖書画亦有之。如所見宋徽宗白鷹、朱文公墨跡、宋元板書籍、皆世所寶貴者（李 1876）。

（友人と一緒に観覧した博物院は、西洋の博物館を模倣して設立されている。この博物院によって、観覧者の見識は増加する。観覧者は、寛永通宝の 50 文で入館券を買って、博物院に入館できる。この博物院には、各国の貨物と機械・各種の化石を展示している。また、化石とは、木と骨などが長い時間を経て形成されたものである。なお、展示品は、歴代天皇と皇后の服と装飾品・刀劍・器皿などの資料があり、人骨・動物の標本などの自然系資料もある。さらに、中国からの青銅器・石碑・書画などの展示品もある。例えば、北宋の徽宗が描いた「白鷹図」・朱熹の墨跡・宋と元の書籍など、全て世界中で珍しいものである。筆者訳）

また、博覧会の意義に関して、同時期の者は教育の補助であるという理解に対して、李圭はより深層に理解している、

广物产、并藉以通有无、是有益于国而不徒费（李 1876）。

（物産を豊富にし、博覧会に通じて有無を交流し、国のためになるが無駄にはならない。筆者訳）

1871 年に『日清修好条規』⁴⁾ の締結を契機に日中両国は、外交官の駐在制度を開始し、1877 年に何如璋は駐日大使として日本に赴任した。

その折りに、何の同郷である黄遵憲は、何の助手として日本に同道した。黄は、知日家・親日家であり、日本の自然・地理・人文・政治等に対して強い関心を有しており、日本を紹介する目的の『日本国志』⁴⁾ の編纂を志していた。『日本国志』上梓の前段階として黄は、『日本雑事詩』を先ず刊行した。

また、『日本雑事詩』は、黄遵憲が日本に参事官として赴任した際に、日本の歴史と現状を考察したものである。1877 年、外交団と日本に出使した詩人黄遵憲は、百首以上の「日本雑事詩」を残し、その中の第五十一首は黄が日本の博物館を見学した時、日本の国宝「倭国金印」を見たことを記述している、

博物千间广厦开、纵观如到宝山回。摩挲铜狄惊奇事、亲见倭奴汉印来（黄 1879）。

（博物館は千間の広さで開き、見渡すと宝の山のようなものである。長い歴史から不思議なことを網羅し、倭人の漢印も自分の目で見た。筆者訳）

黄は、当時「漢委奴国王印」を展示していた東京帝国博物館を視察したのである。

さらに、黄は註を添付し、以下の如く記している。

博物館、凡可以陳列之物、無不羅而致之者、広見聞、増智慧、甚於是乎頼。（後略）

(博物館は、館内に陳列する物品を通じて、観覧者の見聞と知識増加の役割を果たす。(後略) 筆者訳)

このように、博物館が見学者に果たす役割を明確に評価している。さらに、『日本国志』の中でも黄は、博物館について下記の記録を留めている。

(前略) 複有書籍館、匯聚古今図書以縦人観覧、博物館陳列欧亜器物以供人考証、新聞紙論列内外事情以啓人智慧。(後略) (黄 1879)

(前略) 図書館は、従来図書を収集し、公衆の閲覧に供する。博物館は、ヨーロッパとアジアの器物と新聞などの実物資料を展示し、観覧者の考証を導き、観覧者の知識を新聞の如く増幅させる。(後略) 筆者訳)

黄に拠る博物館に関する記述は、極めて断片であるはあるが、日本の明治期の近代博物館の様相が把握できるのである。

他には、社会改革の宣伝者である王韜も、1879年に日本に訪問し、三ヶ月の滞在をした。その間、日本の官僚、軍人、藩士、学者、文人などあらゆる人と交流し、当時の日本社会に深く観察した。その後、王は『扶桑游記』という日本見聞を記録した著書を出版し、近代中国で、日本の発展を了解する重要な出版物になった。王は日本文化の変化と発展に感心し、維新の必要性を強く提唱した。『扶桑游記』の中にも、博覧会について言及した、

清水誠曾赴法国博览会、往游瑞士、购新法器具而归(王 1879)。

(清水誠はかつてフランスの博覧会に赴き、スイスへ旅行し、新法の器具を購入して帰った。筆者訳)

また、もう一冊の海外見聞を記録した著書『漫遊随録』に、王は再び博物館の意義を論じている。

佐读书之不逮而广其识也、用意不亦深哉(王 1879)。

(読書による不足を補填し、見識を広め、その意義は深い 筆者訳)

中国近代革新運動にも、康有為など博物館の設立を提唱した人物がいた。強国富民の抱負と博物館の社会的機能に対する認識から、彼らは博物館の建設を強く宣伝したのである。1895年11月、維新有志者たちは、新聞の発行、書籍の翻訳、図書館や博物館の開設などを通じて、中国の自強方法の研究を目的に上海強学会を設立した。

「上海強学会規約」⁶⁾には、

开博物院。文字明其意、有不能明者、非图谱不显、图谱明其体、有不能明者、非器物不显。(略) 西国博物院凡地球上天生之物、人造之器、备列其中。苟一物利用、

必思考而成之、不令弃地。苟一器适用、必思则效、旋且运化生新、而利便又远过之。合众人之心思、以求实用、合万国之器物以启心思、乌得不强？今创设此院、凡古今中外兵农工商各种新器、如新式铁舰、轮车、水雷、火器及各种电学、化学、光学、重学、天学、地学、物学、医学诸图器、各种矿质及动植物类、皆为备购、博揽兼收、以为益智集思之助。

（博物院を開く。文字は意味を明らかにし、明らかにすることができないものもあり、図譜でなければ意味を示せない。図譜は実体を明らかにし、明らかにすることができなければ、器物で明らかにする。（略）西洋諸国の博物院は、地球上に生まれつきのもの、人工の器、全てその中に並ばせる。一つの物を利用するには、必ず考えてこれを成し、捨ててはならない。一度器を活用すれば、必ず思考して模倣し、また運用して新しいものを作り、その利便さはまた原物をはるかに超える。衆人の思考に合わせて実際の使用を求め、万国の器物を収集して創作心を開くとは、強くならないことはない。今、この院を創設し、古今東西兵農商工あらゆる新器、例えば新式鉄艦、輪車、水雷、火器および各種の電気学、化学、光学、力学、天文学、地理学、物理学、医学諸図器、各種の鉱物および動植物類を全て購入し、博覧兼収し、智慧を集めると存じる。筆者訳）

また、康は『中国名迹古器保存説』にも、古物を収集して展示することにより、博物館の意義を発揮させるように計画していた。

小物可移者则移而陈之于院中。巨石丰屋不可移者则守护之、过坏者则扶持之、畏风雨之剥蚀者则屋盖之、洁扫而慎保之（略）凡一国之古物、大之土木、小之、器、皆有司存。部录之、监视之、以时示人而启闭之（略）凡志书所已著之古物、宜知上法公共部录而令人守护之。其志乘未著录者、使学者查考之。（康 1913）

（小さくて移すことができる物は、移して院の中に陳列する。巨石や華麗な家屋など移すことができない物はその場で保護する。壊れた物は修復し、風雨の侵食に恐れる物は屋根を建てて、清掃して慎重に保つ……一国のすべての古物、土木のような大きい物でも、什器のような小さい物でも、すべて部署を設立して保護する。登録し、監視し、時には開閉して人に見せる……志書などですでに記録された古物は、国家の記録に通報して知らせ、役人に守護させなければならない。まだ著録されていない古物は、学者に調べさせなければならない。筆者訳）

梁啓超も、このような提唱に影響を受けて、1896年に執筆した「論学会」で、中国を振興するには、学会を興す必要があり、学会には16の重要なことがあり、その第12項には、「大陈各种仪器、开博物院、以助试验（梁 1896）。（各種計器を大いに陳列し、博物院を開き、実験を助ける。筆者訳）とある。

中国人によって最初に設立した博物館である南通博物苑の創設者張謇も、上海強学会の重要なメンバーであり、1905年に「学校部博覧館の設置を請う」と「上南皮相国が京師に帝国博覧館の建設を請う」を執筆した。2つの文章は、康有為の博物館の観念

を継承して、博物館の設立と実物で教育を補佐することの意義を強調した。また、博物館は豊富な収蔵を持つ公益文化機関である事も指摘している、

盖有图书馆、博物院、以为学校之后盾、使承学之彦、有所参考、有所实验、得以综合古今、搜讨而研论之耳（略）莫不高阁广场、罗列物品、古今咸备、纵人观览。

（略）且京师此馆成立以后、可渐推行于各行省而府而州而县必相继起、庶使莘莘学子、得有所观摩研究已辅益于学校。则此举也、揆诸时局、诚不可缓（張 1905）。

（図書館、博物館は学校の支援をして、学習者の参考になり、実験させ、古今を総合して搜討し、研究や議論を成させる（略）高閣や広場に、品々を網羅し陳列し、古今の物を全て完備させ、人に観覧させる。（略）しかも京師にこの館が成立してから、各行省、府、州、県で次々と推行し、多くの学子に観覧、研究させ、学校の補助になる。このことは時局を考量すると、まことに遅らせることができない。筆者訳）

また、王之春は外交を熟知する清朝政府の官吏で、1879年に政府からロシアと日本の動向を探る命を受け、日本を訪れた。滞在期間は、1879年12月～1880年1月までの凡そ1ヶ月で、長崎・神戸・大阪・横浜・東京などの5都市に滞在し、『談瀛録』記録した。

王に拠る博物館の記録は、現在の国立科学博物館、勸工場、東京帝国博物館の3館であり、国立科学博物館は当時「教育博物館」であり、東京国立博物館は「文部省博物館」であった。故に、『談瀛録』の中では、「教育博物院」「文部省博物館」と記載している。下記は、教育博物館の記載である。

（前略）繞穿而西、即抵院門。門者每人授竹籤一、任其入内。院宇宏広、分屋置器。每屋設小木椅数張、以為学者之所坐息（後略）（王 1868）

（（前略）博物館の正門は、庭の西側から進入。門番は、観覧者一人一人に竹籤を一本ずつ与えて、観覧者を入館させた。博物館の建物が大きいため、展示品は種類によって異なる部屋に置いている。なお、展示室には、観覧者が休憩できるように椅子が設置されている。（後略）筆者訳）

次いで、文部省博物館の「漢委奴国王印」⁷⁾を見て、これらの展示品はただ『考工記』⁸⁾ 『爾雅』⁹⁾ 『山海経』¹⁰⁾ などの漢籍を補うのみであると記している。

王は、伝統的な中華文明を盲目的に崇拜し、日本が西洋を模倣することを批判的に見ていたようである。したがって、明治維新の成功に対して偏見を持ち、西洋文明の象徴でもある博物館を日本が模倣することに否定的であったことは、見学した博物館での感激や詳細すら全く記されていないところからも窺い知ることができる。

以上の如く、清朝末期に日本の博物館を見学した李圭『環遊地球新録』、黄遵憲『日本雑事詩』、王之春『談瀛録』3名と各人の記載内容について概観した。王之春を除き他の者は、日本の博物館を社会で必要とする施設であると考えたことが理解できた。

当然、これら以外の人々が日本の博物館を見て、中国へ伝えた事例は多数存在しているものとする。これらの齎された情報の一部も中国の博物館を誕生させる一因となっていたと推測されるのである。

第3節 清朝末期における中国博物館の歴史

清朝末期の1840年、中国とイギリスとの間にアヘン戦争¹¹⁾が勃発した。中国は敗戦し、「南京条約」が締結され、イギリスの要求により広州、福州、厦門、寧波、上海の五つの都市を通商港として開放せざるをえなかった。通商港の開放によって、中国の財政と主権は全面的に侵害を受けたが、一方で西洋の文化や習慣に影響を受けて、中国の西洋化が始まったことも事実である。

その影響の一つに、中国の博物館事業が開始されたことが挙げられる。清朝末期の1842年から1900年頃までに、中国で設立された博物館は15館以上あるが、その多くは、当時中国で生活していた外国人によって開設されたものである。中国人によって開設された博物館も一部にはあるが、その博物館数は少なく、外国人により設立された博物館より規模も小さいものであった。つまり、清朝末期の中国人が開設した博物館は、外国人が開設した博物館と比較して、後進していたことは明らかといえる。本節は、1842年から1900年における、中国の博物館発展の歴史を概観するものである。

1. 宝順行動物園

1848年以前に、上海でイギリス人によって開業した商社宝順行は、動物園を商社の付属施設として開設した。その動物園には、多くの珍獣が展示されていた（簫 1898）。

2. 楊樹浦大花園

1893年以前に、西洋人によって上海楊樹浦大花園が建設されて、一般に開放された。楊樹浦大花園には、獅子、象、猿、豹などの珍獣が飼育され、高くて広い鳥籠の中に飼育された鳥類もいた。珍獣の他にも、海水魚、エビ、貝類も展示され、水族館としての要素も備わっていた（簫 1898）。

3. 北堂自然博物館

1862年に中国に移住したフランス人伝道士 Jean Pierre Armand David (中国名 譚衛道) は、パリ博物院の要請をうけて、中国で動物と植物標本の採集と研究を行った。その採集費用は、フランス教育部によって援助されたものである。譚衛道はカトリック教会北京北堂の付近に北堂自然博物館を開設し、4000種以上の動物標本が展示された。館内の標本については、「皮毛艶麗（生きているような動態が印象的）」と記録されている。動植物標本以外には、異種の木材、石材、金属、宝石なども収集され、展示されていた。展示物の豊富さと内容の珍奇さも相俟って、市民から貴族や大臣まで、多数の来館人が訪れた（簫 1898）。

北堂自然博物館の開館年の詳細な記録は現存していないが、博物館の創設者譚衛道が

1874年に中国から帰国したことから、北堂自然博物館の開館年は、少なくとも1874年以前である（程2005）。

4. 香港博物院

香港博物院は、1867年12月15日に郭嵩燾が訪問した記録が存在しているため、それ以前の開館である。博物館には鳥獣、昆虫、魚類、草木、花、金石などの標本が展示され、大量の書籍も所蔵されていた（程2005a）。

香港博物院の創設については、以下の記録が残されている。

郭嵩燾は、イギリス、フランスへ訪問した後、香港に経過した際、李逸楼、陳瑞南、冒哲存（略）と同行で都市から香港を訪ね、香港で十日あまり居候した。香港に到着した二日目、郭嵩燾は友人と東華病院を訪ね、西洋学館や博物院で一遊した（郭1994）。

以上の記録を分析すると、香港博物院は、東華病院の附属施設であり、病院を創設したのは西洋人であることから、博物院の創設者も西洋人の可能性が大きいといえる。

5. 徐家匯博物院

1868年、フランス人でカトリック教神父のPierre Heude（中国名 韓伯禄）は、上海を訪ねた後に徐家匯カトリック教会で博物院を開設した。徐家匯カトリック教会には、一定数の生物標本が所蔵されていたが、韓伯禄が到着した後は、中国長江流域を中心に動植物の標本収集を開始している。韓は植物学者であったことから、標本収集の目的は、主に研究に供するためであった。

韓の収集によって、徐家匯博物院の標本種類は鳥類、獣類、昆虫、貝類、魚類、植物類にまで拡大した。合計数千種にのぼる動植物標本は、主に中国で収集されたものである。1883年、徐家匯博物院はカトリック教会から独立し、独自の館舎を建設した。連日午後から、参観者に無料で開放した。管理者は、カトリック教会のフランス人伝道士で、参観を希望する者は、伝道士から許可を得なければならなかった。

6. 上海博物院

上海博物院は、1874年にアジア文会北中国分会によって上海で創設された博物館である。アジア文会北中国分会は、中国及びその隣国の調査を目的とする学会である。

上海博物院は、公共租界に所在するアジア文会北中国分会の四階と五階に位置している。博物院の建設目標を立てた後に、アジア文会は動物剥製標本の作家王樹衡に標本収集を委託し、収集は開始された。同時に各専門家を招聘して地質学、考古学、動物学などの分野においても事業を展開した。約一年の収集期間の後、上海博物院のコレクションは鳥類、獣類、爬虫類、貝類などの動物標本が整備された。また、中国を代表する芸術品や物産も有していた。

上海博物院の建設は、イギリス政府と上海在住の西洋人からの支援を受け、さらに上海とその周辺の中国人から資料の寄贈も受けた。1875年11月4日に上海博物院が開館したが、開館後は中国人、外国人を問わず、博物院は全ての参観者に対して無料で

開放した。最初のコレクションは生物標本を主体にしたため、初期の上海博物院は上海自然歴史博物院という名称であった。

7. 上海格致書院知新堂

格致書院は、フランス人外交官である Walter Henry Medhurst (中国名 麦華陀) が、1876年6月22日に上海で創設した。開院時、院内に天球儀、地球儀、天文器、自動風雨記録機、電信機器、熱度量表、筆類各種、化学道具とコンロなどがあり、鉄製蒸気機模型、新式砂時計、工業生産の生活用品、例えば針、釣り針、金銀ボタンなどがある。また、二枚の大地図があり、中国と隣国範囲で、鉄道開発に適合している地域を標注している。他に、人物写真数十枚を所蔵している。格致書院開院、知新堂内には、風力表、熱水箱、熱気吊筒、溶金炉などの化学器具も増設された (傳 1876)。

8. 京師同文館博物館

第7章 第1節でも記すように、京師同文館は、中国最初の現代的大学である北京大学の前身であり、1876年、校内に博物館を開設した。京師同文館の初代総教習でアメリカ人伝道士の William Alexander Parsons Martin (中国名 丁韋良) は1896年に「同文館記」を著したが、その中に、自分がアメリカから持参した電報器は同文館の陳列室内に貯蔵されていると記録されている (傳・丁 1983)。

9. 米國博物院

米國博物院は、上海に所在し、博物館には鳥類、獸類の他、生きているワニも展示されていた。米國博物院の開館年は、1876年である。

1876年に出版された『滬游雜記』には、西洋人が上海で開設している博物院を「西洋各国の新奇な者を収集し、院内に陳列している。機器から動物までそろえている」と紹介している (程 2005b)。

10. 華衆會博物院

華衆會は、当時の上海で人気であった茶寮である。華衆會博物院は、徐家匯博物院を模倣して、中国人が開設した博物院である。展示物は珍奇な鳥獸類の可能性が高い。徐家匯博物院は無料で参観できたが、華衆會博物院は有料である。華衆會博物院の開館年は、1883年以前である (程 2005b)。

11. 梅溪書院植物園

梅溪書院植物園は、1885年、近代の著名な教育家張煥綸などが上海に創設した、梅溪書院の付属施設である (程 2005b)。

12. 青州博物堂

青州博物堂は、イギリス人牧師怀恩光 (John Sutherland Whitewright) が、1887年に山東省益都に創設した博物館で、陳列内容は博物標本、蒸気機、電氣機模型や地理

図表などである（趙 2022）。

13. 蠟人館

上海の蠟人館は、1893年以前から開放している。世界における蠟人館の歴史は、1835年にロンドンで開設した蠟人館が始まりである。当時、蠟人形の展示は政治人物や貴族の面目を迫真に復元できるため、庶民に対して社会情勢を展示する場となっていた（趙 2014）。

14. 北京官書局陳列室

1895年、維新派の康有為・梁启超などが北京で強学会を設立したが、それは北京の官僚に実務を学習させるためのものであった。強学会は強学書局に改名され、書物を購入し、新聞の印刷も開始した（王 2019）。強学会はまもなく封鎖されるが、当時の皇帝光緒帝は、維新派を厚遇していたため、強学書局を官書局に改名し、皇室の管理によって存続させ、官僚の孫家鼐を官書局の管理者に委任した。孫は、官書局管理している間、強学会から没収された図書や機器を返還させることに尽力した人物である。

孫は、1896年に官書局の章程に、以下の内容を計画していた。

备仪器：拟设游艺院、广购化学、电学、光学诸新机、矿质、地质、动物、植物各异产、分别部居、逐门陈列、俾学者心摹手试、考验研求、了然于目、晓然于心、将来如制造船只、枪炮等事、可以别材质之良窳、物价之低昂、用法之利钝、不致受人蒙蔽（孫・王 1896）。

（機器を備え、遊芸院を設立し、化学、電学、光学などの新機器、鉱質、地質、動物、植物などの本土と異なる産物を購入し、分別して陳列し、学習者に実際に触れさせ、研究させ、目で了解し、心で理解させる。将来、船、銃、砲などを製造する際、材質や価格、用法の優劣を弁別することができれば、詐欺を受けることは避けられる。筆者訳。）

このような遊覧と鑑賞を通じて、観客の知識を増加させる遊芸院は、科学博物館に分類できるものであったが、予算不足からわずかな機器を購入するにすぎず、遊芸院の開設は実現されることはなかった。その結果、元来強学会が所有していた機器を利用して、官書局は小規模な陳列室を開き、参観者に開放したのである。

15. 武漢漢口商務公所

漢口商務公所は 1899年に武漢に設立された近代商業の発展を支援する政府施設であるが、その中に陳列室が附設されて新式機器などが展示された（陳 1936）。

以上 15ヶ所の博物館開設状況を縦覧すると、清朝末期の 1842年から 1900年頃までの中国における博物館の発展は遅れていたと推測できる。58年間で全国に開設された博物館、あるいは博物館に類似する展示施設はわずか 15館であった。上海には 9館が開館されていることから、この時期の上海は中国で博物館が最も集中している都市

であったといえる。そのほか、北京に 3 館、湖北の武漢、山東の青州、香港にそれぞれ 1 館が開設された。すなわち、長江の北側である北京と山東は、15 館のうちの 4 館と少なく、博物館の発展は遅れていたといえる。

また、この 15 館のうち外国人の主導で開設したのは 9 館であり、中国人独自で設立された博物館あるいは展示施設は少ないのが現状であった。展示内容に関しては、中国本土で収集した機械、標本、工芸などが主流で、科学研究よりも科学普及の目的に近いものが収集対象であった。

また、この 15 館以外にも当該時期に建設計画や設計に関する記録はあったものの、開館した記録が残っていない博物館が複数存在する（中国史学会 1957）。

第 4 節 民国期（1912～1949）の 5 冊本にみる大学附属博物館

表 3-1 中国博物館学の時代区分

時代	実年代	時代区分	備考
清朝	1841—1904	揺籃期	
清朝	1905—1934	確立期	第 1 次発展期 中国博物館学の濫觴（1905 年）
中華民国	1935—1948	発展期	第 2 次発展期 中国博物館学の構築の濫觴
中華人民共和国	1949—1965	変革期	第三次発展期
中華人民共和国	1966—1977	迷走期	文化大革命
中華人民共和国	1978—1989	中興器	第 4 次発展期
中華人民共和国	1990—現在	充実期	経済成長に伴う充実。2010 年、第 22 回イコム大会及び第 25 回総会が上海で開催

（彭露 2020『中国博物館学史の研究』に筆者加筆）

中国近代史における中華民国期は、清朝が倒れ新たに樹立された共和制国家の時代である。清代末期（1900 年前後）に開始された、洋務運動・変法自強運動¹²⁾・辛亥革命¹³⁾期の思想を色濃く継承する点が特質でもある。彭露は、中国博物館学上の推移・変遷の時代区分を試み（表 3-1）、当該期を確立期（第 1 次発展期）から発展期（第 2 次発展期）であるとした。彭は、民国期の中国博物館学の浸透と拡がり実態的特色を、「社会教育の役割を重視し、日本と西洋の博物館学観念を全面的に吸収し、模倣した。」時代であると記している（彭 2020）。

翻って、『中国博物館学研究著述目録』に拠ると（段 2010）1949 年以前の中国での博物館学の概論を記した単行本は 5 冊に留まるのみである。それらの具体的刊行物は、費畊雨・費鴻年兄弟に拠る『博物館學概論』（費畊雨・費鴻年 1936）、陳端志の『博

博物館學通論』（陳 1936）と『博物館』（陳 1937）、荊三林の『博物館學大綱』（荊 1941）及び曾昭燁・李濟の『博物館』（曾・李 1943）の 5 冊の単行本である（表 3-2）。

表 3-2 民国期の博物館学の単行本一覧

書名	著者名	出版社	出版年	全頁
『博物館學概論』	費畊雨、費鴻年	中華書局	1936	216
『博物館學通論』	陳端志	上海市博物館	1936	270
『博物館』	陳端志	商務印書館	1937	62
『博物館學大綱』	荊三林	中国文化服務社陝西分社	1941	102
『博物館』	曾昭燁、李濟	正中書局	1943	84

中華民国時代の中国の研究者に拠る博物館学に関する著書は、この 5 冊に限定されるのである。

これら 5 冊の著書の内容を確認すると、『博物館學概論』『博物館學通論』『博物館』（陳端志）の 3 冊は、博物館学の理論と応用を記した書籍であることは書名にもあるように、概論、通論書籍であることが理解できる。これに対して残る陳端志による『博物館』と曾昭燁・李濟による『博物館』の 2 冊は、博物館での応用に特化した内容である点が特徴である。

これら 5 冊のなかで大学附属博物館について触れているのは、『博物館學大綱』を除く 4 冊である。

まず、ここで確認しておかねばならない点は、これら 5 冊本の中で論述されている用語は「学校博物館」であり、「附属」を添付していないことが共通点である。なお、後述する費畊雨・費鴻年『博物館學概論』の藍本となった棚橋源太郎による『眼に訴へる教育機関』の第 6 章「学校博物館」の章の名称においても、さらに章中の用語はすべて学校博物館であり、これらは大学附属博物館を指し示すものであった。

したがって、5 冊本（表 3-3）の中で最も先行する費畊雨・費鴻年兄弟に拠る『博物館學概論』は、著作者が明示するように『眼に訴へる教育機関』の藍本であることから、棚橋が使用した「学校博物館」をそのまま踏襲したであろうことは十分推察される。さらに、『博物館學概論』に続く後の 4 冊も用語として、「学校博物館」を踏襲した可能性は十分に考えられる。故に、1930 年代の中国には「学校博物館」なる用語は無かったものと考えられるのである。。

そうした場合、棚橋は何故「学校附属博物館」ではなく、「学校博物館」を使用したのかが大きな疑問である。再度、日本での当該用語の使用については、第 4 章第 1 節「大学附属博物館研究の濫觴と歴史」で記した日本で最初の大学附属博物館必要論で確認する。1912 年に鵬心生（本名、黒田鵬心）による讀賣新聞の記事には、「吾輩は、大學在學時代よりの宿論たる、大學博物館設立の急務に想到せざる能はず。」と記しており、「大学附属博物館」ではないのである（鵬 1912）。

これも後述するが、日本博物館協会『大學専門學校に於ける現存設備の博物館的公開利用の提唱』（日本博物館協会 1943）にも、用語「附属」は全く使用されておらず、「附録 大学専門学校設備公開利用の実施例」で紹介されている一、三重高等農林学校農林博物館 二、早稲田大学演劇博物館 三、國學院大學考古学資料室 四、神戸高等工業学校工業科学博物館及安全博物館 五、宮崎高等農林学校農業博物館の 5 館に付いても、「附属」は認められないのである。

また、後文で掲げた「表 3-3、1874（明治 7）～1934（昭和 9）に設立された日本の大学附属博物館一覧」では、25 館が数えられるが、「附属」を付置した植物園、臨海実健所、資料館、博物館は僅か 5 館のみである。しかし、最古の大学附属博物館は 1874 年の東京大学理学部附属植物園に開始されることは確認しなければならない。

以上の「附属」の有無に関する歴史的見地から使用されることが無かったことは、事例として挙げてきた論文等からも明白である。これに対して、上述の「1874（明治 7）～1934（昭和 9）に設立された日本の大学附属博物館一覧」では、5 館が確認されるのである。したがって、博物館学界と大学をはじめとする学校現場との間での齟齬であると指摘するものである。

表 3-3 1874（明治 7）～1934（昭和 9）設立の「附属」を冠する日本の大学附属博物館一覧

開館年	大学附属博物館の名称
1874（明治 7）	東京大学理学部附属植物園
1915（大正 4）	広島文理科大学附属教育博物館
1925（大正 14）	大阪薬科大学附属植物園
1928（昭和 3）	東京帝国大学理学部附属臨海実験所
1928（昭和 3）	國學院大學国史研究室附属考古学資料室

抑々博物館学界で学校博物館や大学附属博物館の用語を記したのは、棚橋源太郎である。1930 年に棚橋は、「學校博物館問題（承前）」と題する論を発表し、同年に棚橋の最初の著作となる『眼に訴へる教育機關』を上梓した中で、第六章「學校博物館」に下記の如く記している。

学校博物館は英語の School Museum、Colledge Museum、University Museum 等のことで、小學校から中等學校、専門學校及び大學に至るまでの實物教育施設の極めて重要な一つである。

すなわち、学校博物館・大学附属博物館等の関連用語は、School Museum、College Museum、University Museum の棚橋に拠る日本語訳であることが理解できるのである。これに対し、「附属博物館」は大学をはじめとする諸学校の機構編制、組織編成から出現した用語と考えられる。「附属」は、学校関係組織に留まるものではなく、大学

病院、図書館などなどでも広く使用されている用語である。

本題に戻し、費兄弟に『博物館學概論』は、第 1～3 章は博物館の基礎理論、第 4～9 章は専門博物館の種類、第 10～13 章は博物館機能と博物館経営に関して論述している。

費鴻年は、『博物館學概論』序に下記の文言を明記している。

以日人棚橋氏所著「訴於眼的教育機關」爲藍本

(日本人棚橋氏が著した『眼に訴へる教育機關』(棚橋 1930)を藍本にして)

本書は、費畊雨・費鴻年が明記したとおり『眼に訴へる教育機關』を基盤に編まれており、張哲は、「棚橋源太郎の思想から中国初の『博物館學概論』へ」の章で詳細な比較検討を行ない、両書の間を下記の結論として導きだしている(張 2023)。

あくまで概論的な専門書の出版を目的とし、博物館及び博物館学の基礎的な理論や事例を中国国内に紹介したかったのであろう。最も棚橋が構築した博物館学の内容は、1930 年代当時の中国社会では乖離が多く、たとえ『眼』をそのまま翻訳し、出版していたとしても棚橋の博物館学が果たして理解されたのかどうか不明瞭であり、逆に知識の普及のみならず博物館学の発展には繋がらないだろうと判断した結果であろうと考えられる。

さらに、両著書の章立てを比較検討し、下記の『博物館學概論』と『眼に訴へる教育機關』の構成表を作成している。

表 3-4 『博物館學概論』『眼に訴へる教育機關』の比較構成表

書名 構成	『博物館學概論』 (費畊雨・費鴻年)	『眼に訴へる教育機關』 (棚橋源太郎)
		「緒論」
第 1 章	「緒論」	「眼に訴へる教育機關發達の歴史」
第 2 章	「博物館發達史略」	「博物館の種類及び職能」
第 3 章	「博物館の種類及効能」	「地方博物館」
第 4 章	「地方博物館」	「郷土博物館」
第 5 章	「教育博物館」	「教育博物館」
第 6 章	「學校博物館」	「學校博物館」
第 7 章	「兒童博物館」	「兒童博物館」
第 8 章	「室外博物館」	「戶外博物館」
第 9 章	「動植物園與水族館」	「動植物園水族館」
第 10 章	「物品的收集與保存」	「物品の蒐集製作整理保存」
第 11 章	「博物館的陳列」	「博物館の陳列」

第 12 章	「博物館的社會事業」	「博物館の説明案内」
第 13 章	「博物館的建築」	「博物館と學校教育」
第 14 章		「研究機關としての博物館」
第 15 章		「博物館の宣傳」
第 16 章		「博物館の建築」

(張哲 2023『中国博物館学の歴史－ 関係法規史を含めて－』より転載)

表 3-4 から明瞭であるように、『博物館學概論』の第 6 章に「學校博物館」は記載され、紹介されているのである。これが恐らく中国で「學校博物館」について系統的に記された嚆矢であろうと筆者は考えている。詳細な章内での構成は、表 5 のとおりである。

先ず、費畊雨・費鴻年による『博物館學概論』での、學校博物館は 6 章として、1 章全体で取り上げられ、表 5 の如く 6 項からなり、「學校博物館的意義」「初等教育博物館」「中學的博物館」「大學附屬博物館的一例」など、棚橋の『眼に訴へる教育機關』と同様に立項している。ここで確認しなければならないことは、學校博物館は初等教育博物館、中學的博物館、大學附屬博物館に分類し論述している点である。

3-5 『博物館學概論』・『眼に訴へる教育機關』第 6 章の内容対比表

費畊雨・費鴻年『博物館學概論』	棚橋源太郎『眼に訴へる教育機關』
第 6 章「學校博物館」	第 6 章「學校博物館」
「學校博物館」	「學校博物館の意義」
「學校博物館的意義」	
「初等教育博物館」	「初等教育程度の學校博物館」
「教室内的水族器」	「教室内備え付けの水族器」
「中學的博物館」	「中等學校における學校博物館」
「大學附屬博物館的一例」	「イリノイス大學附屬博物館の設備」

(張哲 2023『中国博物館学の歴史－ 関係法規史を含めて－』より転載)

さらに、張は詳細に内容を比較し、下記のとおり指摘している。

棚橋による「專門學校及び大學附屬博物館」「專門學校大學附屬博物館の必要」「農科大學の農業博物館」「大學附屬博物館に関するミーヤ卿の意見」「大學附屬博物館に関するベーカー氏の意見」、特に大學附屬博物館に関する重要な情報といえる「大學附屬博物館の教育価値」「大學附屬博物館の特色」「大學附屬博物館と研究」「ハブス博士とミシガン大學附屬博物館」「本邦大學專門學校博物館」と題される内容は、費は「大學附屬博物館」という一つの項の中に取り入れているに留まっている。

棚橋が取り上げた「美術專門學校の博物館」「シカゴ美術研究所」「ロードアイランド図案學校」「ペンシルバニヤ美術院」「ペンシルバニヤ博物館及工芸學校」「フオック美術館」「英國諸大學の博物館」「東京美術學校の陳列館」「各種專門學校の博物館」

については、費は「美術専門学校博物館」の内容として要約しているが、当然ながら内容的には脆弱感が強く紙幅も狭く、簡潔すぎると言わざるを得ない（張 2023）。

張が指摘するように、確かに棚橋が『眼に訴へる教育機関』で記した内容を、『博物館學概論』では極めて簡略化していることは事実である。『博物館學概論』は、全 13 章からなり、大学附属博物館は第 6 章に下記の通り記されている。

大学的博物館：欧、美各国的专门学校及大学、若无图书馆与博物馆的设备、则教学几乎视为不可能的。原来中小学校每学期能率领学生至公开的博物馆中二、三次或四、五次、或由公共博物馆借用参考品以供教授上的使用、已能济事、而专门学校及大学、则需要博物馆的各项物品频繁、由其学科的性质、往往非有自备的博物馆不可、专门以上学校的、在原则上必须设备学校博物馆亦正为此。大学博物馆苟使陈列品配置适当、则学生在理解科学上得重大的利益。美国伊利诺大学（Ilenoi）博物馆的培加（Baker）氏说：“教室及实验室所得断片的知识、能看了博物馆良好的陈列、可以得一合理的全体综合的知识。例如生物的变异、形态的进化、成长的变态等、能利用博物馆的陈列品而教授、方能收善良效果。博物馆的陈列品、在教授适当的种种科目、绝对必要。故与各科目有关的各种标本、必须陈列于博物馆、博物馆的排列、必须暗示若干原理与原则、方为合理。”这种意见、就可代表大学博物馆的效能的所在。

（大学の博物館 欧米諸国の専門学校や大学は、図書館や博物館の設備がなければ、授業はほぼ不可能とみなされている。元々小中学校は、学期ごとに学生を率いて公開されている博物館の中で二、三回、あるいは四、五回授業を実施したり、あるいは公共博物館から参考品を借りて授業の使用に供する程度であった。小中学校の場合はそれで済むが、専門学校と大学は博物館の各種資料を頻繁に必要とするため、学科の性質に応じては専属の博物館がなくてはならないことが多いのである。専門学校以上の学校は、原則的に学校附属博物館を設けることを以上の理由とする。大学附属博物館が陳列品の配置を適切に実施すれば、学生は科学を理解する上で重大な助益になる。米イリノイ（Ilenoi）大学附属博物館のベーカー（Baker）氏は、「教室や実験室で得られた断片的な知識は、博物館のよく陳列されているのを見ることができ、全体的に総合的で合理的な知識を得ることができる。例えば、生物の変異、形態の進化、成長や変態などを博物館展示で教えることができ、良好な効果を得られる。博物館展示は、適切に様々な科目を教える上で絶対に必要である。そのため、各科目に関連する標本は、博物館に陳列されなければならず展示資料の配置は、いくつかの原理や原則を考慮していなければならない」（筆者訳）と述べている。このような意見は、大学附属博物館の效能の所在を表している。

在海外美术专门学校中、亦有若干学校、备有专门的博物馆。例如美国芝加哥美术学院（The Art Institute of Chicago）、在一八六六年私人团体所设立、最初为一美术学校性质、后来变更组织、兼行美术馆的事业。美术馆最初成立、亦不过借用一、二较大的教室充之、到一八八二年、始购一独立的建筑物。一八九三年、利用芝加哥

の万国博览会の機会、与博览会合作、约定建筑一完备的美术馆、以备开会后保存各种美术方面的出品、遂成现在该校附属的美术馆。除公开之外、同时对于教授上亦裨益不浅。更如美国的劳能特图案学校（The Rhode Island School of Design）、创立于一八七七年、当初设立的目的专在栽培绘画雕刻建筑室内装饰图案染织、化学宝石及银细工等的专门家、同时经营美术及工艺的博物馆、并常开关于美术的一般讲演会、以启发一般的美术思想。这个学校的美术馆、亦是一方面公开、一方面为本校学生应用的。

（海外の美術専門学校の中には、専門の博物館を備えた学校もいくつかある。例えば、米国のシカゴ美術学院（The Art Institute of Chicago）は、1866年に私設団体が設立したもので、当初は美術学校としての性格を有していたが、組織を変更して美術館を兼ねている。美術館が設立された当初は、一、二の比較的大きな教室を借りて充てたにすぎなかったが、1882年には独立した建物を購入した。1893年、シカゴ万国博覧会の機会を利用して、博覧会と協力し開催後に各種の美術品を保存するための完備な美術館を建設することを約束し、現在の同校美術館となった。公開するだけでなく、同時に授業にも役立たせることができる。さらに、米国の Rhode Island School of Design は、1877年に創設された。当初は、絵画・彫刻・建築・装飾・文様・染織、化学宝石、銀細工などの専門家を養成することを目的として設立された。また、美術と工芸の博物館を運営し、美術に関する一般講演会を開き、公衆の美術思想を啓蒙している。この学校の実験室も、一般公開されると同時に、本学の学生のために活用されている。筆者訳）

次いで、陳端志に拠る『博物館學通論』は、全 18 章から構成され「第八章 教育博物館（下）」に学校博物館が記されている。本章の節立ては、学校博物館・合於小学程度的学校博物館・秀書女子的意見・中等学校的学校博物館・専門以上の学校博物館・關於大学附属博物館的意見の 6 節から成りたっている。

专门以上学校博物館の发达、凡和小学校中的博物館并駕齊驅、因为大家有了这样的见解、在专门学校及大学中如果没有博物館及圖書館的设备、不但不能实施教育学生、并且失却了教育的意义。他们以为在中小学校程度、可于每学期二三次或每年五六次、率领学生向公开的博物館去观摩；或向博物館的貸出部借取必要的参考品以使用于教授上、所以即使各学校没有学校博物館的设备、和普通教具室中置备不十分充足时、亦不致发生什么大不了的困难。可是、在专门以上学校、许多教材、只有在博物館中可以觅到、亦只有博物館中、可以解释。所以任何科目、如果靠近没有一所博物館、则在教育上便将发生极大的困难、已为一般所公认。所以在专门学校及大学中、必须在校内设置学校博物館为原则了（陳 1936）。

（専門学校以上の博物館の発展は、小学校の博物館と肩を並べているが、専門学校や大学に博物館や図書館の設置がなければ、学生教育を実施できないばかりか、教育の意義を失っているという見解がある。小中学校程度であれば、学期に二、三回、あるいは年に五、六回、学生を率いて公共博物館を見学すれば済む、あるいは

博物館の貸与部から必要な参考品を借りて授業に使用し、学校に博物館がなくても、一般教具室に十分に備え付けられていなくても、たいした困難は生じない。しかし、専門学校以上の学校では、多くの教材は博物館でしか見ることができず、博物館でしか説明することができない。したがってどのような科目でも、近くに博物館がなければ、教育に大きな困難が生じることは、一般に認められている。専門学校や大学では、校内に博物館を設置することが原則となっている。筆者訳)

一、米亚氏关于大学博物馆的意见

(一、大学附属博物館に関してミーア氏の意見)

美国伊利诺依士大学博物馆的勃卡氏关于美国的大学博物馆设施、曾发表如下的意见、

(米国イリノイ大学附属博物館のボーカー氏は、アメリカの大学附属博物館の施設について、次のような意見を述べている)

英国博物館界の权威亨利米亚卿、关于英国的专门学校博物馆及大学博物馆设施、曾发表其意见如下。

(英国博物館界の權威ヘンリーミア卿は、英国の専門学校博物館および大学附属博物館施設について、次のような意見を述べている)

今日英国的大学博物馆、同时为民众开放者、一般都以学生为本位。而对于公众(不论儿童与成人)的要求、全然漠视。然而比较大一点的几家大学博物馆、例如孟启斯特大学博物馆(此馆由大学与孟启斯市共同经营的)、剑桥大学的斐支维利亚博物馆及动物学博物馆、乌克斯福特大学的大学博物馆及阿西摩末恩博物馆等、一方面为大学博物馆、同时又尽都市博物馆的作用。所以大学博物馆的当事者如能稍稍注意、则大学博物馆的价值可随之而生变化。而其搜集品、不仅须引起一般公众之兴味而成为都市博物馆、同时又须不失为大学博物馆的本位。(下線筆者)

(今日の英国の大学附属博物館は、一般にも開放されているが、学生本位であることが一般的である。そして、公衆(子どもと大人)の要求には、全く無頓着である。しかし、いくつかの大きい大学附属博物館、例えばモンテスター大学附属博物館(この館は大学とモンテス市が共同経営している)、ケンブリッジ大学のフィデリア博物館と動物学博物館、ウクスフォード大学の大学附属博物館とアシモマルーン博物館などは、一方では大学附属博物館であり、同時に都市博物館の役割を果たしている。したがって、大学附属博物館の当事者が少しでも注意を払うことができれば、大学附属博物館の価値はそれに応じて変化することができる。その収集品は、一般大衆の興味を引いて都市博物館になるだけでなく、同時に大学附属博物館の本位をも失わなければならない。筆者訳)

北美合众国的大学博物馆、有二百以上。然其中能尽其职责者、不过十二。其他差不多可说是没有作为实物教育之补助机关价值。因此、对于专攻科学及美术的学生、要其明了理解其所学这一点上、并不能给以有价值有实效的助力。不仅如此、往往使学生们进了大学博物馆鉴赏其陈列品、不能满足其要求。所以在大学中不借助于博物馆所藏的标本做参考、而要无障碍的学成大学中任何学科、殆为不可能、这也不是过言。

(北米合衆国の大学附属博物館は、200館以上ある。しかしその中で職責を全うできているのは、12館にすぎない。他はほとんど実物教育の補助機関としての価値がないと言っていいだろう。したがって、科学や美術を専攻している学生に、その学んだことを明確に理解させるという点では、価値ある効果的な助力にはならない。そればかりか、学生たちは大学附属博物館に入って展示品を鑑賞することが多く、博物館はそれ以上の需要を満たすことができない。故に、博物館所蔵の標本を参考にせず、どの学科にも支障のない学習を行うことは不可能であるといっても過言ではない。筆者訳)

从这里也许可以明了该种博物馆陈列品之少、及其与大学所定课程之密切的关联。这个方针日益扩展、博物馆活动的各方面、遂得于大学所定一切的学科教授上有所贡献。

(以上の内容から、博物館の展示品の少なさや、大学のカリキュラムとの密接な関連が明白されているかもしれない。この方針は日増しに広がり、博物館活動のあらゆる面で、大学の定めるすべての学科の教授に貢献するようになった。筆者訳)

三、哈布士博士与密歇根大学博物馆

(三、ハーブス博士とミシガン大学附属博物館)

还有美国密歇根大学动物学教授、兼该大学博物馆鉴定者卡尔·爱尔·哈布士博士、曾因出席太平洋会议之便而游历日本、对于大学博物馆问题、有如次的意见。

(また、米国ミシガン大学の動物学教授で、同大学附属博物館の鑑定者でもあるカールエルハーブス博士は、太平洋会議に出席するために日本を旅行したことがあるが、大学附属博物館の問題について、次のような意見を述べている。筆者訳)

无论何种大学博物馆、不外是由于为一般参观者及为学生研究用资料而设立的、但一般可以区分为展览性的与学习性的。凡研究用搜集品、大都收容于博物馆特设之陈列室中、为一般观览人所不许随便入内、以免妨及人家的研究。普通一般观览者的陈列品、当然是供大学生观摩的；但是因为其主要目的是在一般大众、故宜陈列于便利公众出入比较低层的房间内。

(いずれの大学附属博物館も、一般来館者および学生の研究用資料のための設置であるが、通常は展示用資料と学習用資料に区別される。研究用の収集品は、ほとんど博物館の特設展示室に收容されており、一般観覧者が勝手に立ち入ることは許されていない、それは、他人の研究を妨げないようにしなければならないからである。一般観覧者の展示物は、もちろん大学生の見学用でもあるが、主な目的は一般大衆の観覧であるため、博物館自体も比較的低層の部屋に置き、出入りを容易にするために陳列することが適当である。筆者訳)

密歇根大学的博物馆、大体上亦是依照着他所说的方针办理。该校博物馆的区分、与校内分科数目相同。各科分配可得一万至二万美金圆。所以就博物馆全体说、是有相当多额的经费。当哈布士博士担任学生的教学时、始终利用博物馆的方法。

(ミシガン大学附属博物館も、おおむね彼の言う方針に沿って運営されている。

同校博物館の区分は、学内の分科数と同じ。各科に1万ドルから2万ドルを分配することができる。博物館全体で言うと、かなりの額の経費がかかる。ハブス博士が学生の授業を担当する際には、あくまでも博物館の手法を利用している。筆者訳)

同じく、陳端志は、自著『博物館』で大学附属博物館について下記の通り記している。

近世博物館事業中、除前述各種外、尚有学校博物館 (School Museum、College Museum、University Museum) 和儿童博物館 (Children's Museum) 或少年博物館 (Junior Museum) 的设立。学校博物館自小学至大学实物教育施設上的一种最主要施設、与图书馆同成为学校的学习上和研究上的两轮、缺一不可。儿童博物館、则以教育儿童为目的、有独立的和附设的二种。其主体对象为幼稚园程度之孩儿以至小学程度的儿童。如美国圣路易公共学校教育博物館 (The Educational Museum of the St. Louis' Public School) 即为一大规模的儿童博物館 (陳 1937)。

(近世の博物館事業では、前述の各種のほか、学校博物館 (School Museum、College Museum、University Museum) と子ども博物館 (Children's Museum) または少年博物館 (Junior Museum) の設立がある。学校博物館は小学校から大学までの实物教育施設の最も主要な施設の一つで、図書館と同じ学校の学習上と研究上の二輪になって、一つも欠けてはならない。子ども博物館には、子どもの教育を目的とし、独立したものと併設されたものがある。対象となるのは幼稚園程度の児童から小学校程度の児童である。例えば、アメリカのセントルイス公共学校教育博物館 (The Educational Museum of the St. Louis Public School) は大規模な児童博物館である。筆者訳)

陳は、先ず『博物館學通論』では、モンテスター大学附属博物館、ケンブリッジ大学のフィデリア博物館と動物学博物館、オックスフォード大学の大学附属博物館とアシモレアン博物館などの事例を挙げて、大学附属博物館は学生の為の博物館であり、同時に都市博物館の役割を果たしていると断じている点が特徴である。さらに、引用、4の下線 A で示したとおり「都市博物館」なる用語を使用しているのも特徴である。当該用語は、棚橋の『眼に訴える教育機関』でも使用されておらず、従って費畊雨・費鴻年に拠る『眼に訴へる教育機関』においても使用されることはなかった。そうした場合、用語「都市博物館」は陳端志による造語である可能性が極めて高いと指摘するものである。

用語「都市博物館」は、現在の日本の博物館界・博物館学界においても「都市型博物館」はあっても、前例の無い用語である。棚橋をはじめ以後の博物館学研究者は、当該引用部を意図する用語としては地方博物館・郷土博物館・地域博物館を使用して現在に至っている。

例えば日本の東京都内 23 区の博物館での名称に杉並区立郷土博物館、白根記念渋谷

区郷土博物館、港区立郷土歴史館、大田区立郷土博物館、豊島区立郷土資料館などがあるが、これらはいずれも東京都内にあっても郷土博物館なのである。都会にあってもその郷土であることを強調する目的であることは理解しても、違和感は存在している。また、日本社会では社会の変容に伴い、郷土の曖昧さから 1970 年の文部省『中学校指導書 社会編』で、郷土から生徒が生活している地―「身近な地域」と用語規定したことで、その後郷土から地域への変化をもたらした。仮に、これに従い杉並区立地域博物館、白根記念渋谷区地域博物館、港区立地域歴史館との用語変更も同様に違和感のある呼称名である。

筆者は、陳の使用に倣い都会に設立される自然・歴史・民俗・芸能などの複数の専門領域を有する公立の博物館を、都市博物館と呼称することを提唱するものである。例えば、上海市に設置された公立博物館であれば、上海市都市博物館である。仮に上海大学附属博物館の地域への貢献等を記す場合は、「上海大学附属博物館は、もう一方の責務として上海市都市博物館の機能を有せねばならない。」の如くの表現が現代社会においては自然であると考ええる。

さらに、学校博物館から子供博物館へ論を発展させ、その具体は記していないが、アメリカのセントルイス公共学校教育博物館は（The Educational Museum of the St.Louis Public School）は、大規模な児童博物館であると結論している。

荊三林に拠る『博物館學大綱』では、大学附属博物館について以下のとおり記している。

美国共有一千五百个博物馆、其中有八百个是公共博物馆、四百个是历史博物馆、一百七十个是艺术博物馆、还有一百二十五个科学博物馆、二十四个实业博物馆、五十个普通博物馆、学校博物馆也有六百多个、至于建筑费一方面、据最近之调查公共博物馆是一万万美金、学校博物馆是一千万美金、常年经费的预算也已超过一千六百万。但是公共博物馆主要的经费来源是出自补助金、捐款和会员的会费、这也是美国与别国不同的一点。（中略）

美国省立博物馆差不多都是普通博物馆、因为每个馆内的收藏都离不开艺术、科学、历史、实业和普通这五个主要部分。（中略）至于儿童博物馆和学校博物馆不用说当然是一种普通博物馆的性质。（後略）

（米国には 1500 の博物館がある。そのうち、公共博物館が 800、歴史博物館が 400、芸術博物館が 170、科学博物館が 125、実業博物館が 24、一般博物館が 50、学校博物館は 600 余ある。建築費については、最近の調査によると、公共博物館は 10,000 万ドル、学校博物館は 1,000 万ドルで、年間経費の予算もすでに 1,600 万ドルを超えている。しかし、公共博物館の主な経費源は補助金や寄付金、会員の会費であることは、米国が他国と異なる点である。米国の州立博物館はほとんどが普通博物館である。各館内の収蔵は芸術、科学、歴史、実業、普通の 5 つの主要な部分から離れられないからである。（中略）子供博物館や学校博物館は言うまでもなく普通博物館の性格を持っている。筆者訳）

荊は、『博物館學大綱』で大学附属博物館について、上記引用の如くアメリカでの博物館の概況や学校附属博物館の設置数、設立予算等の紹介に始終している。

曾昭燏・李济に拠る『博物館』では、学校附属博物館についての記事は以下のとおりである。

（博物館）与其他文化机关合作、

（一）与其他博物馆合作、博物馆相互合作之事甚多、其关于研究一方面最重要者、为共同组织采集团体、交换并互借物品与刊物、公用专门人才等。

（二）与专科以上学校合作、专科以上学校、往往自己附设一小博物馆、然结果不甚满意。因学校房屋、多不合于博物馆之用、而学问高深之教授、未必有关于博物馆各种技术之知识与经验；往往极有价值之标本、或因保存方法不良而损坏、或因陈列不当而失其意义、此种损失、殊非浅鲜。故实物知识一方面、最好大半由博物馆供给。博物馆可斟酌情形、尤许当地专科以上学校全体或部分师生、至博物馆研究室工作。必要时、可将一部分标本出借与学校、许其作短期之陈列或研究。同时博物馆可借学校之收藏物品、在馆展览、并可请学校师生来馆、帮助分类陈列等工作、以为交换条件。

（（博物館）他の文化機関との連携、

（一）他の博物館との協力、博物館が相互に協力することは非常に多く、その研究に関する面で最も重要なのは、共同で収集团体を組織し、物品や刊行物を交換し、相互に借用し、専門人材を共用することである。

（二）専科以上の学校との連携、専科以上の学校は、自分で小さな博物館を併設することが多いが、その結果は時々不十分である。学校の建物は、博物館の用途に適さないことが多いため、学問の深い教授は、博物館の様々な技術に関する知識と

経験を持っているとは限らない、非常に価値のある標本が、時々保存方法の不適によって破損したり、陳列が不適切なことで意義を失ったり、このような損失は珍しくない。したがって、実物の知識は、主に博物館から供給されることが望ましい。博物館は状況を考慮し、地元の専科以上の学校の教師と学生が博物館の研究室で実験することを許可すべきである。必要な場合は、一部の標本を学校に貸し出し、短期間の陳列や研究を許可すべきである。博物館は学校から資料を借りて、展示することができ、教員と学生を来館してもらい、分類陳列などの作業に手伝うことと引き換えにすることもできる。筆者訳)

以上、中国における博物館学の誕生時期に比定される第2期である定礎期（1905～1949）、換言すれば民国期（1912～49）の5冊本にみる大学付属博物館について検証を行った。その結果、陳端志に拠る『博物館學通論』『博物館』が最も学校附属博物館について詳細に論述されていた。さらに、用語「都市博物館」の使用は中国・日本での濫觴であることと、筆者は適切な用語であると評価した。また、学校博物館から子供博物館へ論を発展させている点も他書と比較して新たな地平を開いたものと評価できる

点も、5冊本の中での特徴である。

第5節 中国の大学附属博物館に関する研究略史

中国の大学附属博物館に関する研究は、民国時代の遺産を受け継ぎ、中華人民共和国に入ってから大きな発展を迎えている。中国の大学附属博物館に関する研究の論文で、大学附属博物館に大きな影響を与えた研究者を挙げてその特徴を示す。博物館学研究論文の中でも大学附属博物館に関する論文は少ないことは前述したが、その中でも代表的な研究者と論述内容に絞り以下に紹介する。

1. 梁吉生「博物館学教育芻議」『中国博物館』1985年7月号

梁は、1985年に中国で初めて博物館学教育に関する論文を発表した。博物館事業と博物館学教育の重要性を揭示し、当時中国における大学附属博物館学科の募集状況や科目内容を明確に提示した。欧米、ソ連、日本における博物館学教育の現状を対象として、中国の博物館学教育の改善について詳述したものである。外国との比較から、当時の中国における博物館学教育の課題は、主に受験者数の不足と課程設置に対しての不都合を指摘したのである。それに対して梁は、今後の中国において博物館学教育を全日制大学の教育に位置付け、余暇時間を利用して学ぶ社会人教育との二つの方法が必要であることを提案したのである。さらに授業科目の改善に関しては、現在では主たる科目となっている歴史学や考古学関連の科目のみならず、倫理論、情報論、教育論、陳列デザイン論、実践学習などの科目を加えるべきであることを提唱した。そして教員不足の現状を改善するための方策として、博物館現場で勤務する兼任講師を招聘すべきであることを指摘した。

2. 許順湛「論博物館学」『中原文物』1987年7月号

許は、当時の国際社会における議論に対して、「博物館学は一種の科学である」と提唱した。事実に基づき、博物館学の学術価値を疑う意見に反論したのである。さらに許は、博物館学の特殊性について詳述し、博物館の社会的機能と科学的研究における役割りについて論究した。世界の多様な博物館を紹介し、全人類の歴史を保存、展示する場であることを明記したのである。「総合科学」として博物館学は、管理学、教育学、陳列学などの学科と統合し、情報と教育の場として未来性を保つべきであることを提唱した。博物館学の学識者として、中川成夫、倉田公裕、許維枢の三人の理論を紹介し、比較を試みている。そして、博物館の総合発展の方向性と基本的目標及び研究方法について新たな論を展開したのである。

3. 咎淑芹・続顔・陳軍「中国大学附属博物館特色と発展傾向」『中国博物館』2003年12月号

咎、続、陳は中国の大学附属博物館の現状及び特色を統計し、中国の大学附属博物館は、歴史考古、民俗、文化芸術を主流とし、重要な専門教育と生涯教育の場として特色

を保つと論じた。さらに大学附属博物館のもう一つの役割は、大学の社会に対する宣伝であると強調したのである。中国の大学附属博物館は、これから大きな発展を迎えると予想され、咎らは、大学附属博物館の発展に関して、総合型、研究型に転向すると予測したのである。そして、大学附属博物館は情報化事業にも専念すべきであり、最近十年の発展を契機に、新型の生涯学習と大学教育の場として発揮すべきであることを考究した。

このような大学附属博物館に関する研究により、大学附属博物館が学生のみならず一般市民に対してあるべき姿というものが明示され、大学附属博物館の活用、つまり観光活用に繋がっていったのである。

小 結

先ず、第 1 節「中国博物館学の研究史」では、従来の研究成果に基づく中国博物館学史の 5 期の分類を踏襲し、近代博物館の概念を中国への伝播過程とその影響を研究した第 1 期、萌芽期（1849～1905）、中国博物館学の誕生時期である第 2 期、定礎期（1905～1949）、新中国の博物館実践期となった第 3 期、転向期（1949～1978）、中国博物館学の革新発展である第 4 期、探求期（1978～2020）、中国独自の博物館学研究原則や方法を生み出している第 5 期、創新期（2020～現在）について述べた。

第 2 節「清朝末期における日本博物館の摂取」では、李圭に拠る『環遊地球新録』（1876 年刊行）第 4 巻「東行日記」から、黄遵憲では『日本雑事誌・其五十一』（1879 年刊行）を、王『扶桑遊記』などから 19 世紀後半における日本からの博物館思潮の受容を確認した。

第 3 節「清朝末期における中国博物館の歴史」では、清朝末期の 1840 年頃中国の西洋化が開始されるなかで、その影響の一つとして中国の博物館事業が開始された。清朝末期の 1842～1900 年頃までに、中国で設立された博物館は 15 館以上を数える。これら 15 館の博物館創設の歴史をとおして中国の博物館発展の歴史を概観した。

第 4 節「民国期（1912～1949）の 5 冊本にみる大学附属博物館」では、中国博物館学研究の萌芽期である 1930～1940 年代に出版された博物館学研究書籍は、次の点で共通している所があった。これら 5 冊の書籍は、いずれもが外国の博物館を対象にして、それぞれの歴史や特徴を紹介しながら、中国国内の博物館の現状を分析し、今後の課題や発展経路を論述した点であった。殊に、大学附属博物館に関しては、複数の本にイリノイ大学附属博物館、ケンブリッジ大学アッシュモリン博物館などの典型事例が掲載されている点共通特性である。

つまり、5 冊本の作者たちは、海外先進国の大学附属博物館の創設理念や運営方法などを紹介しながら、大学附属博物館の発祥、概念、目標などを中心とする大学附属博物館のあり方について先行事例を列挙した内容であった。

このような大学附属博物館の事例からも、中国の博物館の発展において参考にできる対策も総括されていた。例えば、学校教育に密接しなければならない点、十分な経費を募集しなければならない点、他の博物館との連携を重視しなければならない点など、

大学附属博物館の事業内容を詳細に論述、紹介したものであった。

以上の紹介や総括は、民国時代（1912～1949）の中国人にとっては初めて大学附属博物館という概念の導入と同時に啓蒙となったものと考えられる。中で挙げられていた課題の一部は、現在に至っても十分に重視しなければならない要諦であると筆者は考えている。

第5節「中国の大学附属博物館に関する研究略史」では、中国の大学附属博物館に関する研究は、民国時代の舶載情報の移入を受け継ぎ、中華人民共和国時代に入ってから社会の民主化の中で大きな発展を迎えた。当該期の中国の大学附属博物館に関する研究論文として、1985年刊行の梁吉生「博物館学教育芻議」『中国博物館』、1987年に上梓された許順湛「論博物館学」『中原文物』、2003出版の咎淑芹・続顔・陳軍「中国大学附属博物館特色と発展傾向」『中国博物館』の3論考を取り上げ大学附属博物館に関する思想を確認した。

次章は、日本の大学附属博物館研究の歴史を概観し、明治時代の濫觴から現在に至る発展経緯を明確にする。さらに付節では、韓国の大学附属博物館制度を対象として、中国の大学附属博物館の歴史及び相関研究を比較する。

注

- 1) 戊戌の変法は、変法自強運動とも称され、先進国の科学文化、教育、政治を学ぶことを提唱した改良運動であったが、およそ100日で失敗した。
- 2) 太平天国は、清朝末期の農民蜂起であり、広い地域で清朝の統治を混乱させ、1864年に鎮圧された。
- 3) 洋務運動は、「中学為体、西学為用」（思想は中国の伝統的学問に置き、技術は西洋の器物を道具として活用する。筆者訳）の思想を推進した活動。略して「中体西用」思想により、当該時期は西洋への「遊歴学者」と外交官が増加した時代であった。
- 4) 『日清修好条規』とは、明治維新後、清国と日本の両国間の正式な国交を樹立するため1871年に天津で締結した条約であったが、日清戦争で失効した。条約内容は、日中両国が互いの「邦土」への「侵越」を控える・外交使節の交換と領事を駐在させる・制限的な領事裁判権と協定関税率を互いに認め合うなどが含まれていた。一般的には、この条約を対等条約と見なす。
- 5) 『日本国志』は、黄遵憲が中国人を対象に書いた日本の現状を紹介する書籍。
- 6) 『上海強学会章程』にも呼ぶ。1895年刊行。
- 7) 筑前国那珂郡志賀島村東南部（現福岡県福岡市東区志賀島）、1784年4月12日発見したとされ、黒田家に伝来した純金製の王印（金印）で国宝に指定されている。『後漢書』「卷八五 列傳卷七五 東夷傳」の「倭奴國」「倭國」「光武賜以印綬」の記述にある印綬であると認識することが文化財としての価値を決定しているものである。
- 8) 中国最古の技術書である。『考工記』は、『周礼』の一編として、古代の車・兵器・楽器等の製作法と宮室造営の技術を記載する文献。中国では、先秦の戦国時代の斉という国家の人が著わした書といわれる

- 9) 中国で最古の類語辞典・語釈辞典である。『爾雅』は、『十三経』の一つとして、当時における標準語を規範した。編纂者は、春秋戦国時代以降の儒教学者が整理補充したと考えられている。
- 10) 『山海経』とは、中国で最古の空想的地誌。著者と編纂年は、不明である。内容は、各地の地理・動植物・鉱物などの産物と、伝説的国・妖怪・神などの神話が含まれる。現存は、五巻の『山経』と十三巻の『海経』である。
- 11) アヘン戦争は、1840年林則徐の禁煙運動を口実に、イギリスが清朝に発動した最初の侵略戦争。
- 12) 同注 1。
- 13) 辛亥革命は、1911年10月10日に爆発した清朝の統治を倒した軍事革命。

参考文献

- 王子恒 (2019) : 「戊戌变法前的“阴影” : 強学会的失败」 『青海师范大学学报 (哲学社会科学版)』 第 3 期、95-99 頁。
- 王秋华 (2003) : 「高校社会历史类博物馆陈列内容设计问题」 『中国博物馆』 第 4 期、87-90 頁。
- 王之春 (1879) : 『談瀛録』
- 王韜 (1879) : 『扶桑游記』、264-265 頁。
- 王东・刘俊 (2007) : 「论新形势下高校数字化博物馆的建设」 『教育与职业』 第 27 期、191-192 頁。
- 黄遵憲 (1879) : 『日本雜事詩』
- 黄遵憲 (1887) : 『日本国志』
- 黄维娟 (2009) : 「试论高校博物馆的社会教育服务功能」 『苏州科技学院学报 (社会科学)』
- 黄维娟 (2012a) : 「关于我国高校博物馆发展的思考」 『江苏高教』 第 6 期、63-64 頁。
- 黄维娟 (2012b) : 「和谐文化校园视域下的数字博物馆建设」 『江苏大学学报 (社会科学版)』 第 14 期、90-92 頁。
- 郭嵩焘 (1994) : 『倫敦与巴黎日記』 岳麓書社、963-964 頁。
- 郭驥・曹永均・冯志浩 (2016) : 『高校博物馆发展研究以上海地区为中心』 中国文联出版社、2016 頁。
- 葉涛・宋行健・李响・刘锋・胡歆・邓君韬 (2014) : 「我国高校博物馆发展简述」 『才智』 第 25 期、257-258 頁。
- 侯懿航・樊一粟 (2017) : 「高校博物馆文创开发与实践」 『课程教育研究』 第 20 期、7-8 頁。
- 向辉・孟祥旭・杨承磊 (2003) : 「山东大学考古数字博物馆设计与实现」 『系统仿真学报』 第 3 期、319-321 頁。
- 康有為 (1896) : 『日本書目志』
- 康有為 (1913) : 「中国名迹古器保存説」 『不忍』 第 3 期

- 高荣斌（1996）：「试论我国高校博物馆的功能与发展」『中国博物馆』第4期、21—24頁。
- 柴典騰（2003）：「21世纪高校博物馆建设的思考」『科技进步与对策』第20期、166—167頁。
- 謝祥·章鑫·沙迪（2016）：「高校博物馆发展现状、问题及对策探讨」『自然科学博物馆研究』第2期、22—29頁。
- 謝文静（2014）：「高校博物馆与大学校园文化建设」『教育评论』第7期、18—20頁。
- 朱兰（2015）：「初探中国大学博物馆的发展期」『时代文学（下半月）』第9期、133—134頁。
- 周晓陆·徐燕（1997）：「试谈我国高校博物馆的特点」『中国博物馆』第3期、43—46、50頁。
- 徐士進·陳紅京（2007）：『中国大学博物館誌』上海科技出版社
- 徐东·尹桂凤：（2016）「高校博物馆特点和育人作用探析」『黑龙江高教研究』第12期、167—169頁。
- 鐘叔河（1985）：『走向世界叢書』、103頁。
- 全国大学博物館育人連盟（2013a）：『走进高校博物馆科教博览』上海交通大学出版社
- 全国大学博物館育人連盟（2013b）：『走进高校博物馆人文艺术』上海交通大学出版社
- 全国大学博物館育人連盟（2013c）：『走进高校博物馆民俗文化』上海交通大学出版社
- 宋向光（2007）：「从大学文化视角解读高校博物馆的特点和发展」『文化学刊』第3期、10—14、1頁。
- 曹從坡·楊桐（1993）：『張謇全集』江蘇古籍出版社、第4卷、272—275頁。
- 統顏·刘世恩·邵学汶（2007）：「20—21世纪初的中国高校博物馆」『文化学刊』第3期、5—9頁。
- 孫家鼐·王鹏运（1896）：「京师大学堂章程」
- 中国史学会（1957）：『中国近代史资料丛刊、戊戌变法四』上海人民出版社、466—468頁
- 中国史学会（2000）：『戊戌の变法資料叢刊（三）』上海人民出版社、391頁。
- 中国史学会（2000）：『戊戌の变法資料叢刊（四）』上海人民出版社
- 中国博物館協會大学博物館專業委員會（2019）：『大学博物館図録』
- 丁家荣（1996）：「高校博物馆提高两个效益的思考」『中南民族学院学报（哲学社会科学版）』第2期、58—61頁。
- 張惠朗（1988）：「试论高校博物馆的功能」『中南民族学院学报（哲学社会科学版）』第6期、40—44頁。
- 張謇（1905）：「学校部博覽館の設置を請う」、「上南皮相国が京師に帝国博覽館の建設を請う」
- 張爱民（2006）：「高校博物馆功能及特点初探」『社科纵横』第11期、156—157頁。
- 陳端志（1937）：『博物館学通論』上海博物館、28頁。
- 陳楠楠（2008）：「试论我国高校博物馆的特点与作用」『内蒙古医学院学报』第2期、166—169頁。

- 陳理娟（2015）：「高校博物館讲解員隊伍特色化建設路徑探討」『文博』第1期、76—81頁。
- 陳德富（1990）：「大學博物館應有一個較大的發展」『中國博物館』第3期、62—66頁。
- 陳德富（1994）：「再論高校博物館的功能」『中國博物館』第1期、65—67、75頁。
- 程軍（2005a）：「香港博物館開館時間考」『博物館研究』
- 程軍（2005b）：「上海近代早期博物館史料補遺」『博物館研究』第4期、14—16頁。
- 鄭德坤（ChengTe-Kun）（1957）：「四川の考古学（Archaeological Studies in Szechwan）」『Artibus Asiae』1958年第21卷第1期、89頁。
- 馬建輝·王曉寧（2015）：『中國高校博物館建設研究』新華出版社
- 馬曉華（2009）：「高校博物館志願讲解服務工作與大學生素質教育——以中央民族大學民族博物館志願者中心為例」『民族教育研究』第3期、110—113頁。第2期、122—124頁。
- 鵬心生（1912）：「銀座より」『讀賣新聞』讀賣新聞社、4月13日
- 楊丹（2009）：「高校博物館數字化建設的理性思考」『黑龍江教育（高教研究與評估）』第12期、45—46頁。
- 李圭（1876）：『環遊地球新錄』
- 李絢麗·魏鎮（2013）：「提升高校博物館文化傳播功能的幾點思考」『中國博物館』第1期、78—83頁。
- 劉莉（2008）：「高校地質博物館展品的陳列」『吉林大學學報（地球科學版）』第5期、830頁。
- 梁啓超（1896）：「論學會」
- 梁驍·阮仕祺·王林·李琳（2020）：「校園博物館文創產品問題與開發對策研究——以武漢高校博物館為例」『藝術與設計（理論）』第2期、96—98頁。
- 傅任敢·丁韙良（1983）：「同文館記」『中國近代學制史料』第一輯上冊158—159頁。
- 傅蘭雅（1876）：「上海格致書院」『格致匯編』、夏第6卷
- 崔嵐·劉長友（2010）：「高校綜合類科技博物館藏品的管理和利用」『煤炭高等教育』第6期、65—67頁。
- 彭露（2020）：「19世紀後半期における中国博物館学の揺籃期・博物館理論編」『中国博物館学史の研究』國學院大學博士學位申請論文81—83頁。
- 汪長明（2020）：「高校博物館的時代機遇與使命擔當」『中國文化報』10月14日、3頁。
- 蕭若瑟（1898）：「天主教傳行中國考卷八」『民國叢書第一編』上海書店
- 譚紅兵（2002）：「努力作好高校博物館的藏品征集工作」『成都中醫藥大學學報（教育科學版）』第4期、40—41頁。
- 趙國香（2022）：「近代博物館教育實踐方式探析——以濟南廣智院為例」『自然科學博物館研究』第6期87—96頁。
- 趙晨宇（2014）：「杜莎夫人蠟像館落戶前門大街」『時尚北京』第7期200—203頁。
- 趙玥（2014）：「新媒體時代高校博物館面臨的機遇與挑戰」『今傳媒』第22期、158

—160 頁。

昝淑芹・续颜・陈军（2003）：「中国高校博物馆特色与发展趋势」『中国博物馆』第 4 期、81—86 頁。

第4章 日本の大学附属博物館研究の歴史と現状

第1節 大学附属博物館研究の濫觴と歴史

日本で、大学附属博物館に関する必要論が論じられるのは、1912年に鵬心生(本名、黒田鵬心)による讀賣新聞の記事が濫觴であると青木豊は指摘し(鵬 1912、青木 2012)。以下に鵬心生記事を引用する。

吾輩は、大學在學時代よりの宿論たる、大學博物館設立の急務に想到せざる能はず。既に早くより建築学科に列品室あり、文科大学にも亦昨年より新たに列品室を設けらる、他の分科の事は知らざれども亦列品室ある科もあり、或は室なくして品物の空しく置かれたるもあらん。大學博物館は即ちこれ等各科の品物を集めて一館に陳列する外ならず。(中略)現今の學問は分化甚だしく、専門の數極めて多きと共に一面において専門相互の關係の甚だ密接なるもあり。然るに専門學科の區別は、ひいて教室、研究室、圖書室等の分離となり、爲めに學生の不便は實に想像の外に在り。今大學博物館を設けんか、これら専門の學科に屬する品物を一堂に集むるが故に、茲に始めて關係密接たる他學科の研究に従ふを得べし。而して是所謂綜合大學の利益ある所以にして、現在の狀態は實に此利益を放棄しつつ有るなり

当該新聞記事は、大学附属博物館必要論の初見であり、設置の目的を各学科の品物を集めて一館にまとめて陳列し、大学の各学科における各専門相互の關係は、非常に密接であると述べ、さらに大学附属博物館に関する「公開」の重要性を記したのである。この公開性は、大学附属博物館の定義や意義に関与する重要な要点がここで記されたことは注目すべき点である。

本節では、大学附属博物館設置の意義および大学附属博物館の定義は省略するものとするが、大学附属博物館設置の目的を以下の7点に纏めている(青木 2012)。

1. 大学における教育資料・研究資料の保存・公開・活用
2. 各専攻・学科生の研究・実習の場
3. 博物館学課程履修学生の実習の場
4. 地域における生涯学習の場
5. 大学の建学理念の可視化
6. 大学の学史の公開
7. 大学の学部、学科の特色を明示

中でも、「4. 地域における生涯学習の場」は、大学と地域の結節点となり、大学が所在する当該地域の「郷土博物館」としての役割を果たさなければならない要諦であると論じている。

この点に関し、明治大学考古学博物館館長を務めた考古学者の大塚初重は、大学附

属博物館の設置意義を次の如く記しており、極めて正鵠を射た設置理論であると評価できる。

大学が都市や地域の知の営力として、その存在価値が評価されるとすれば、研究博物館であることは勿論、地域社会の進歩発展に貢献しうる社会教育の機関としての博物館でもなければならぬ。そうでなければ、いたずらにアカデミズムの殿堂の中に安定的な埋没を続けることになるのではあるまいか（大塚 1986）

立ち返り、1881年刊行の『明治初期教育関係基本資料 其之三 工部大学校第二報』に確認できる1883（明治16）年の大学付属博物館に関する記載は、以下のとおりである（朝倉 1981）。

金石學助教授中野外志男申報 明治16年

且ツ茲ニ勸告セント欲スルノ一事ハ金石結晶模型一組ヲ製造シ分類其宜キニ從テ之ヲ本校博物館中ニ陳列シ以テ生徒ノ参考ニ供スルニハ其便益ヲ得ル蓋シ至大ナルヲ保スルニ足ルヘシ（下線筆者）

同じく、177頁には下記の記載が確認できる。

博物館ノ事

本學年中場内陳列品ノ増数ハ總計七品ニシテ其個數ハ百九拾三個トス内土木學ノ部洞道及鐵道寫眞七木材強弱試驗標本拾壹機械學ノ部瀛關車寫眞壹電信學ノ部電氣車三化學ノ部茶標本拾九結晶鹽壹冶金學ノ部錫鑛石壹製錫四鑛山學ノ部寒水石貳拾七班石化石等貳拾壹鐵鑛山寫眞貳巖石標本六武術ノ部清畫八拾八雜部寫眞貳トス然リ而シテ其購入ニ係ルモノハグリスコム氏及ヒエルトン氏カツリス氏製造ノ電氣車三個ニシテ其他ハ皆内外公私及ヒ生徒ノ寄贈品ナリ但シ此内清畫八拾八枚ハ舊美術學校殘品受入ニ係ルモノトス又減數ハ總計百貳拾九個ニシテ内日本百工製造ノ部水晶玉貳個水晶文鎖壹個及ヒ雜部機械工作用器具百貳拾六個ニシテ其水晶玉及ヒ文鎖ハ紛失ニ係リ工作器具ハ拂下ニ係ルモノトス今其減ノ差ヲ算シテ之ヲ在來數壹萬六千壹百貳拾六個ニ加フルニハ壹萬六千壹百九拾個ニシテ是レ實ニ現今存在スル所ノ總數ナリ左ニ表ヲ附シテ參觀ニ便ニス

上記引用に記された工部大学校は、現在の東京大学工学部の前身で1871年に工部省に設置された工学寮に始まり、後に東京大学工芸学部と合併し帝国大学工科大学となった大学である。日本では最も古い大学の一つであることも相俟って、恐らく上記引用文は大学付属博物館に関する最古の記載であろうと推定される文献史料である。

抑々大学付属博物館の視点に立脚した論文の嚆矢は、1911年に黒板勝美が著わした『西遊弍年歐米文明記』である。黒板は、欧米滞在を記録した同著の中の「牛津劍橋の兩大学」で、オックスフォード大学とケンブリッジ大学の大学附属博物館を紹介して

いる（黒板 1911）。

1929（昭和 4）年の『博物館研究』第二卷第八号には、「大學教育における博物館の位置」と題する論が確認される。当該論は、イリノイ大学附属博物館のフランク・コリンズ・ベーカーがアメリカ博物館協会機関誌『ミュージアム・ワーク』第七卷三号に掲載した論文を、一記者が翻訳し、転載したものである（一記者 1929）。

明治・大正時代の大学附属博物館に関する記載事項は、日本人が見た欧米の大学附属博物館に関する紹介に留まる程度で、大学附属博物館の具体論には到達していない点は時代的特徴といえる。

第 2 節 棚橋源太郎と日本博物館協会の大学附属博物館論

日本の博物館学の父と尊称され、博物館学の先駆を為した棚橋源太郎の大学附属博物館論思想を以下確認することとする。

1930（昭和 5）年、棚橋は「學校博物館問題（承前）」と題する論を発表している。棚橋は、各大学において図書館は整備されているが、博物館は未発達で博物館施設に乏しい国にあつては大学や専門学校の博物館に期待したいとする目的で大学附属博物館の必要性に次の如く記している（棚橋 1930）。

専門學校以上になると、一層頻繁に博物館へ出入する必要が起り、学科の性質に依つては、手近かな處に博物館がなくては教育することが殆ど不可能と認められるものもあるからである。

本論第 3 章第 4 節にも引用しているように、大学附属博物館の必要性を訴えた上で、1930 年に上梓された棚橋の最初の著作である『眼に訴へる教育機關』では、第六章「學校博物館」と章を設けて下記の如く論じている（棚橋 1930）。

學校博物館は英語の School Museum、Colledge Museum、University Museum 等のことで、小學校から中等學校、専門學校及び大學に至るまでの實物教育施設の極めて重要な一つである。今日學校に兒童及び學生のための圖書室乃至書圖館の設備のないところは殆んどないくらいになつてきたのに、獨り博物館の設備は尚ほ甚だ幼稚で、専門學校や大學にさへも之を持つてゐるのか、極めて少いといふ憐れな狀況にある。學習及び研究の機關として、圖書館と博物館とは恰も車の兩輪のやうなもので、兩者何れを缺くわけにもゆかぬのである

その後棚橋は、1950 年に刊行した『博物館學綱要』では、その基本的な論述思想と内容は『眼に訴へる教育機關』と変わらないが、學生の教育において図書館及び博物館が設置されるべきであり、實物教育を行う上では極めて不都合であると指摘するに至っている（棚橋 1950）。

第 3 節 日本博物館協会による『大學専門学校における現存設備の博物館的公開利用の提唱』

1943 年、日本博物館協会は『大學専門学校における現存設備の博物館的公開利用の提唱』を刊行している。当該書は、日本で初めて刊行された大学附属博物館に特化した刊行物である点と必要論に留まるものではなく、そのあるべき姿にまで及んでいる点が特徴であった。以下の章立てからも、積極性が理解できるのである。

- 一、大学専門学校等における現存設備公開利用の急務
- 二、諸外国大学専門学校等における附設の博物館
- 三、我国大学専門学校等における現存設備公開利用の現状
- 四、大学専門学校等における現存設備公開利用の方策
- 附録 大学専門学校設備公開利用の実施例
 - 一、三重高等農林学校農林博物館
 - 二、早稲田大学演劇博物館
 - 三、國學院大學考古学資料室
 - 四、神戸高等工業学校工業科学博物館及安全博物館
 - 五、宮崎高等農林学校農業博物館

上記の通り、大学附属博物館の必要性を述べるだけでなく、日本の大学附属博物館のあるべき姿を初めて示した章立てであり、5 件の大学専門学校の事例を明示している点も特徴である。

1874 年の明治時代以来、1934 年の昭和時代前期までの日本の大学専門学校等の附属博物館を示すと以下の通りである。

表 4-1 1874（明治 7）年～1934（昭和 9）年に設立された日本の大学附属博物館一覧

年代	博物館名称	特徴
1874（明治 7）	東京大学理学部附属植物園	
1876（明治 9）	東京大学専門別分野の列品室（英名 museum）	
1876（明治 9）	札幌農学校博物館（札幌農学校博物標本室）	
1876（明治 9）	東北帝国大学農科大学附属博物館（現北海道大学農学部附属博物館）	
1877（明治 10）	東京大学附属植物園	
1880（明治 13）	東京大学理工学部博物館	欧米大学博物館の模倣 あるいは類似施設
1884（明治 17）	北海道大学農学部附属植物園	

1887 (明治 20)	東京農工大学工学部附属繊維博物館	
1903 (明治 36)	東京水産大学水産資料館	
1905 (明治 38)	東京農業大学農業資料館	植物園等の自然系博物
1906 (明治 39)	岩手大学農学部附属植物園	館が主体
1909 (明治 42)	秋田大学鉱山学部附属鉱業博物館	
1909 (明治 42)	富山大学薬草園	
1914 (大正 3)	京都大学文学部陳列館	人文系博物館の設置
1915 (大正 4)	広島文理科大学附属教育博物館	
1919 (大正 8)	鹿児島大学指宿植物試験場	
1924 (大正 13)	三重大学農学部附属農林博物館	
1924 (大正 13)	東北大学臨海実験所水族館	
1925 (大正 14)	大阪薬科大学附属植物園	
1927 (昭和 2)	東京文理科大学史学科標本室	
1928 (昭和 3)	東京帝国大学理学部附属臨海実験所	
1928 (昭和 3)	早稲田大学坪内博士記念演劇博物館	
1928 (昭和 3)	國學院大學国史研究室附属考古学資料 室	
1929 (昭和 4)	明治大学刑事博物館	
1934 (昭和 9)	早稲田大学會津博士記念東洋美術陳列	

(筆者作成)

第 4 節 「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」 発表以降の大学附属博物館論

1996年に、文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会は、「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」と題した中間報告を公表した¹⁾。当該中間報告は、博物館に関する政府の施策では初めて大学附属博物館について触れた点が大きな特徴である。本中間報告により、大学附属博物館の研究と大学附属博物館の設立は加速された。殊に、国立大学機構に属する大学での設立は顕著であった。

当該中間報告により、大学附属博物館に関する多くの論文が記される契機となったことは事実である。代表的論著は、守重信郎による「我が国の大学附属博物館の問題点と背景」(守重 2007)、黒沢浩の「大学附属博物館論」(黒沢 1997)、安高啓明の『歴史の中のミュージアム—驚異の部屋から大学附属博物館まで』(安高 2013)、高橋有美「大学附属博物館に関する序論的検討」(高橋 2001)、山本珠美「大学附属博物館

の初期形態に関する考察～昭和初期における長岡高等工業学校附属科学工業博物館を例に～」(山本 2011) 等が挙げられる。

現在の大学附属博物館論は、中間報告の内容を基本として展開しているが、大学附属博物館の問題点の背景や大学附属博物館の性格など総合的な研究が始まっているのである。

第 5 節 「スクールミュージアム」構想

本節は、設立趣旨をやや異にする学校附属博物館として、ミュージアムパーク茨城自然史博物館²⁾が提唱するスクールミュージアム構想を取り上げることとする。スクールミュージアムとは、学校内に付設する点では、学校附属博物館とは形態の上では変わらないが、設立目的と設立方法が従来の学校附属博物館とは大きく異なる構想に基づくものである。

抑々スクールミュージアム構想とは、日本のミュージアムパーク茨城自然史博物館が茨城県下の小学校を対象に、ミュージアムパーク茨城自然史博物館と学校が協力の基に自らで空き教室などを利用して、茨城県立自然史博物館の学芸員の指導の下に小学生たちが資料を収集し、製作・展示設置するもので、これを「スクールミュージアム構想」と称している(久松 2006)。

ミュージアムパーク茨城自然史博物館の博学連携思想に基づく学校附属博物館であり、下記に列記した特質を有した点で、従来の学校附属博物館とは異質である(青木 2008)。

1. 従来の博学連携では、市町村立博物館と小学校との連携が定型であったのに対し、県立博物館と小学校の連携である点。
2. 博物館の収蔵資料を持ち出して学校で展示するといった定型に留まらず、学芸員が学校で児童を指導し、植物採集等を行いさく葉標本製作し、展示まで児童が行う点。
3. 通常その専門領域が民俗・考古系を一般とするのに対し、自然系である点。
4. 博学連携の常套である出前授業をさらに前進させた点。

以上の点からも明確であるように、スクールミュージアムの理念と具体は、本論で対象とする学校附属博物館とは、趣を異にするものであり、恒久性等の点で不安も有していると考えられる。既に、1953年の時点で棚橋源太郎は、21世紀に出現したスクールミュージアムと将に同意趣と判断される「児童本位学級単位の博物館」と呼称する博物館形態について、下記の如く記しているのである(棚橋 1953)。

今日の教育思潮に鑑みて、これを児童自らして収集加工し、陳列保管せしめるに見たならば、児童に尊重愛用されはしないだろうか。少なくともそれを造り上げるまでの児童の努力と操作に、教育価値が認められはしないだろうか。一応考えてみる必要がある。

棚橋は、児童が製作する「児童博物館」の教育的意義について、その必要性を示唆しているのである。

小 結

日本の大学附属博物館の濫觴は、現在の東京大学工学部の前身で、1871年に工部省に設置された工部大学校に関する書類の中の記載に、「博物場」という用語で大学附属博物館と推定される施設を確認できるのが、現時点では最古と考えられている。

大学附属博物館の必要論の先駆けとなったのは、遅れること約40年後の1912年に鵬心生（本名、黒田鵬心）による讀賣新聞の記事が濫觴であった。ここでの年代的ずれは、大学附属博物館に相当する博物場は学内に留まるものであった為、鵬心生は一般大衆に公開する大学附属博物館を意図し、記したであろうことは記事の内容から推定できるのである。

1930年に棚橋は、「學校博物館問題（承前）」と題する論文で、各大学において図書館は整備されているが、博物館は未発達で博物館施設に乏しい国にあっては、大学や専門学校の博物館に期待したいとする目的で大学附属博物館の必要性を博物館学の観点から論じた。さらに棚橋は、1950年に刊行した『博物館學綱要』では「学生の教育において図書館及び博物館が設置されるべきであり、実物教育を行う上では極めて不都合である」と実物教育の観点を追加し論じたのであった。

1943年に日本博物館協会は、『大學専門學校における現存設備の博物館的公開利用の提唱』を公刊した。当該書は、日本で初めて刊行された大学附属博物館に特化した刊行物である点と必要論に留まるものではなく、そのあるべき姿にまで及んでいる点が特徴であり、日本博物館界・日本博物館学界を広く啓蒙したと考えられる。

1996年に、文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会は、「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」と題した中間報告を公表した。当該報告は、政府の施策による初めての大学附属博物館に関する施策である点が大きな特徴であり、その結果大学附属博物館の研究と大学附属博物館の設立は加速されたのである。特に、国立大学機構に属する大学での設立は顕著であった。

一方、2005年頃の学校附属博物館論は、大学附属博物館に限定した傾向が強かった中で、「ミュージアムパーク茨城県立自然史博物館」は、小学校を対象とした学校附属博物館構想とその実践を行った点が特徴である。

次章は、引き続き民国初期からの中国大学附属博物館の歴史を概観し、中国で最初に開設された学校附属博物館を列挙し、また現在中国の大学附属博物館発展現状を紹介し、一覧表を作成する。

付 節 韓国の大学附属博物館の制度

韓国では、1955年に「大学設置基準令」が制定され、1988年までに改正されるまでの間、同基準令で図書館と博物館の設置が定められていた。2010年に刊行された『韓国博物館百年史』に拠ると（国立中央博物館・韓国博物館協会 2009）、大学附属博物館は118館が記載されており、この数は韓国の総大学数161大学に対する73%強である点は韓国の博物館設置の上での大きな特徴である。これを日本と比較すると圧倒的な数字であることが窺い知れるのである。

日本の大学院大学を含めた大学数は、2022年5月1日時点での統計では国立大学86校、公立大学99校、私立大学607校、合計792校を数えている。床面積200㎡以上で、一般公開している大学附属博物館数は、1996年の文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会報告に拠る「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」以前の、専修大学の亀井明徳の1989年の統計では僅か57館を数えるのみであった（亀井1989）。

表 4-2 韓国の博物館設立の現状

地域	計	国立	公立	私立	大学
ソウル	96	10	6	53	27
釜山	12	0	3	1	8
大邱	6	1	0	2	3
仁川	5	0	0	4	1
光州	9	1	2	2	4
大田	14	1	3	4	6
蔚山	1	0	0	0	1
京畿	67	4	12	40	11
江原	19	1	6	6	6
忠北	18	1	4	7	6
忠南	18	5	1	11	1
全北	9	1	2	2	4
全南	14	1	6	4	3
慶北	24	2	4	9	9
慶南	21	2	9	6	4
済州	16	1	5	9	1
合計	349	31	63	160	95

（韓国の大学附属博物館（社）韓国博物館協会『韓国の博物館、美術館』2006.1を参考に筆者作成）

しかし、本章第4節で述べた1996年の「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）－学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について」に拠る旧文部省の政策により、2000年前後に多数設置されたことと、薬学部の開設には薬草園の設置義務による大学附属植物園の設置が相俟って、国立14大学、公立大学5大学、私立大学58大学の計77大学が新たに設立されている。したがって、日本での大学附属博物館の設置率は、単純計算では9.72%である。

この大学附属博物館設置数の違いは、前述の韓国政府に拠る「大学設置基準令の義務的設置」で、国立の総合大学設置基準に、付属の博物館の設置が義務付けられていた。このために韓国の国立総合大学及び大規模私立大学には大学附属博物館が結果として設置されたのである（金2004）

これに対し、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）には、「第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従いこれを設置しなければならない。」と明記され、第三十八条で図書館に関しては細かく記されているが³⁾、大学附属博物館に関しては全く触れられていないのである。

注

- 1) 1996年1月18日学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会が発表「ユニバーシティ・ミュージアムの設置について（報告）－学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について」
- 2) 1994年に開館した、自然環境保全地域である白鳥も飛来する「菅生沼」のほとりに広がる、15.8haもの敷地をほこる日本最大級の県立の自然博物館である。
- 3) （図書等の資料及び図書館）第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

参考文献

- 安高啓明（2013）：「大学博物館組織論：法規と類型」『西南学院大学博物館研究紀要』西南学院大学博物館、第1号
- 伊能秀明（2007）：「新時代の大学博物館をめざして」『University Museum in Japan』
- 亀井明德（1989）：「大学博物館」『ミュージアム九州』30頁。
- 久松正樹（2006）：「スクールミュージアム」『環境とカウンセラー』茨城県環境カ

ウンセラー協会

- 金花子（2004）：「海外博物館事情 韓国における大学博物館の現況と役割」『神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議』神奈川大学
- 高橋有美（2001）：「大学博物館に関する序論的検討」『生涯学習・社会教育学研究』東京大学大学院教育学研究科、第 26 号
- 国立中央博物館・韓国博物館協会（2009）：『韓国博物館 100 年史』韓文書
- 黒沢浩（1997）：「大學博物館における教育活動」『明治大学博物館研究報告』明治大学博物館事務室、第 1 号
- 山本珠美（2011）：「大学博物館の初期形態に関する考察～昭和初期における長岡高等工業学校附属科学工業博物館を例に～」『香川大学生涯学習教育研究センター研究報告』第 16 号
- 社韓国博物館協会（2006）：「韓国の大学附属博物館」『韓国の博物館、美術館』
- 守重信郎（2007）：「わが国の大学博物館の問題点とその背景」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第 8 号、208 頁。
- 西野嘉章（1996）：『大学博物館－理念と実践と将来と』東京大学出版
- 青木豊・鷹野光行・浜田弘明他（2008）：「学校博物館の現状と今後の可能性（予察）－学芸教諭の誕生に向けて」『全博協研究紀要』第十号
- 青木豊（2012）：「大学付属博物館とは－我が国の大学付属博物館の歴史と展望－」『博物館学教育と大学博物館』、第 14 号
- 鷹野光行（2013）：「博物館教育に果たす大学博物館の役割」『全博協研究紀要』第 14 号
- 鵬心生（1912）：「銀座より」『讀賣新聞』讀賣新聞社 4 月 13 日
- 名古屋大学博物館（2002）：「名古屋大学博物館・サテライトフォーラム開催記録」『姉妹校博物館連携による智の創造と共有』」

第 5 章 中国大学附属博物館の歴史

第 1 節 1917 年「天民」に拠る学校博物館設置論

1. 維新派の康有為に拠る学校博物館設置論

維新派の代表人物であった康有為は、明治維新から明治 20 年頃（1897）までの改革による変遷を時間軸で記した『日本変政考』全 12 巻を、1898 年に日本の明治維新に対する康の考え方も明記し光緒帝に上呈している。

当該『日本変政考』の巻 5 は、主に明治政府の教育改革が記載されており、康は 1872 年の学校制度の発布に関して下記のように論述している。

而隸於学校者有動物室、植物室、金石室、有生物室、土木機械模型室、製造化学諸品室、古器物室、羅列各品、以供生徒考驗。（中略）有博物院、陳列欧亜器物、以供考証。

（動物室・植物室・金石室・生物室・土木機械模型室・製造化学諸品室・古器物室などの教室は学校に属する。教室の中では陳列物品を学生の参考に供する。（中略）学校の博物院は、アジアとヨーロッパの物品を陳列し、学生の参考に供する。筆者訳）

さらに、学校博物院の教育効果について「有動物植物金石土木型模古器物、以備考驗、則物無遁形。」（動植物の標本・金石・土器木器、模型・古器物などが有る。このように、学生たちは物に対する考究が十分になる。筆者訳）のように評価している。

康は、巻五の結論として、明治維新の成功原因を「日本之驟強、由興学之極盛。其道有学制、有書器、有訳書、有遊学、有学会。」（日本が強くなった原因は、教育を重視した結果である。日本の教育方法は、学校・図書と博物・訳書・遊学（見学会）・学会である。筆者訳）と記述している。すなわち、康は教育の発展は、学校・図書と博物・訳書・遊学・学会の 5 点に集約されると断じたのであった。

結論として、「有訳書而無博物蔵書各書器、則無以為教之実験。」（訳書があっても、博物・蔵書・蔵品などがなければ、実験で教えることはできない。筆者訳）と明記したのであった。将に、博物館の必要性を表現した格言であると考えられる。

2. 天民に拠る学校博物館設置論

1917 年に、「天民」を名乗る人物による「学校博物館之設施」と題する論文が、『教育雑誌』に掲載された（1917、天民）。20 世紀初頭頃、すなわち清朝末期から民国期の初頭に複数の中国人はが日本へ留学し、日本に関する記載を多く残した。その中には博物館見学記や博覧会等の記録も認められる。

例えば、張謇は南通博物苑を創設した人物であることは前述したとおりで、張は日本への留学中であった 1903 年に、大阪で明治政府が開催した内国博覧会最後の第五回内国勸業博覧会¹⁾を見学し、著書『癸卯東遊日記』に見学記を以下の如く留めている

(2016、鐘)。

同至博覧会。以請帖易其優待票入場。会場在大阪市天王寺今宮、為日本第五回内国勸業博覧会、規地凡六十万餘方尺、館舍凡九万餘方尺、聚其国内所産製物品、分列農業・園芸・林業・水産・鉱冶・化学・工芸・染織・工業製作・工芸機械・教育學術・衛生・經濟・美術及美術工芸為十門、一門之中、又各分類、以八館處之。別列参考館、置各国之物品。

(博覧会に行つて、招待状を優待券と引き換える。博覧会の会場は、大阪の天王寺と今宮であつた。日本での第五回内国勸業博覧会であり、その規模は凡そ約 60 万平方尺で、館舍の建築面積は凡そ 9 万平方尺である。日本国内の産品と製品を収集し、農業・園芸・林業・水産・鉱冶・化学・工芸・染織・工業製作・工芸機械・教育學術・衛生・經濟・美術・美術工芸の 10 部門分類した展示がなされている。一部門の中においても、さらに展示品は各種類に分けられ、展示品が 8 館に及んでいる。他には、参考館があり、各国の物品を展示している。筆者訳)

しかし、学校附属博物館に関する記事や論文は確認できず、筆者が確認できたのは標記した天民に拠る「学校博物館設置論」のみである(天民 1917)。

先ず天民に関しては、実名ではなく筆名であることはその名「天民」からも理解できるが、詳細は未だ不明なのである。『博物館歴史文選』によれば、天民は「擬是一位遊学日本或諳熟日文并生活在民国初年的学人。」(日本への留学経験があり、さらに日本語に長けた人物である可能性がある。天民は、民国初年の人物であろう。筆者訳)と宋・李は推定している(宋・李 2000)。

その判断理由は、当該論文の参考文献に日本の元号である「大正三年搜集」や「日本煉炭会社長崎工場寄贈」などの日本の会社の名称が記載されていることから、宋・李は日本への留学経験を持った人物と判断したと思われる。

次に、「学校博物館之設施」を見て行くと、当該論文は学校博物館について 4 つの問題点を論述し、学校博物館の目的・展示品の収集・展示の方法・学校博物館の活用などの内容を含めて構成された内容の論文である。具体的には、「第一 学校博物館設置之目的」「第二 陳列材料之選択及搜集」「第三 陳列之方法」「第四 学校博物館之利用法」の 4 点であり、その構成からも専門的であることを窺い知ることができる。

さらに、「第一 学校博物館設置之目的」については、「一 實際教授上の要求」「二 処世常識之付与」「三 發明・發見・創作能力之練磨」「四 産業思想之養成」「五 郷土之理解」の 5 点が主たる目的であるとしている。上記した 5 点から天民の学校附属博物館に関する観点は、学校博物館は学校教育の補佐として、学生の育成のための設立を基本目的としていると理解できる。すなわち、学校附属博物館は、学校における授業の具体的な必要性よつて設立され、学校で教授された知識の増幅を目的とし、学生の能力向上を図ることである。なお、学校附属博物館で培う能力とは、生きてゆく上での社会能力で、發明・發見・創作などの学習能力であり、産業思想の養成であり、郷土の歴史・文化などを理解に拠る愛郷心と愛国心の育成とするなど、日本的郷土思想の影響

が感じられる。

「第二 陳列材料之選択及搜集」の展示品の収集については、「一 陳列材料選択之方針」と「二 搜集之方法」が記されている。陳列材料と展示品の選択は、上記した「第一 学校博物館設置之目的」の目的によって選する必要があると記し、例として課程で必要とする展示品、新聞雑誌などの刊行物、文明開化が明白に理解できる品物、科学技術が理解できる品物、病理・医療・通信・交通・政治・法律・経済に関する実物資料、輸出入品・原料などの品物、設備や工場の写真、地元の歴史・文化・自然に関する実物資料を挙げている。

さらに、天民は、展示品は量よりも、展示品の学術的価値に基づく教育価値が重要であると収蔵品構成の基本理念を指摘した点も博物館学の上では大きな特徴といえる。

次に、「二 搜集之方法」については、天民は下記の具体的な方法を挙げてた上で、実用的な考え方を明白に記している。第一は教員が収集に関与すること、第二に資料収集は長時間を掛けて展示を意識して行うこと、第三は学校附属博物館と商店や工場などと連携すること、第四は児童向け用品の収集、第五は展示品の購入に関する点である。

「第三 陳列之方法」の展示の方法については、展示品の配列の明確化と展示設備について具体的に言及している。同一の展示主題や展示主題が相似する展示資料は、図表による説明と対比が効果的であると述べている。さらに、天民は上述の展示での図表の使用に関して、展示場所の壁に展示品に関する説明等の紙或いは設計図を壁面に貼ることを提唱したのである。つまり、今日では一般的であるパネル類の展示使用であり、博物館展示に対する専門的知識にも驚かざるを得ないのである。日本でも博物館展示の技術論を始めて展開したのは坪井正五郎²⁾であり、1899～1912年の頃であることがその理由である。

まとめとして、学校附属博物館の見学利用者は、児童が中心であるから児童に対する注意の喚起の必要性や、展示ケースは観察しやすいこと・移動しやすいこと・掃除しやすいこと・体積が小さいこと・費用が安いことなどを指摘している。

「第四 学校博物館之利用法」の学校附属博物館の活用では、児童が学校博物館を有効的に利用する点が重要であるとし、有効利用ために展示品の説明と見学方法をさらに明確に記している。展示品の説明（説明板・解説板）は、児童が理解しやすいように文字と言葉が民国学校四年生程度を選択するべきであるとしながらも、説明内容の担保と国語教育の観点から難しい述語は適量に使用するべきであると記している。また、説明・解説の内容は、展示品の名称・用途及び要点などは必要に応じて更新すべきであり、さらに文字説明の他には、解説員による今でいうギャラリー・トークが必要であると指摘しているのである。

以上の天民の博物館展示に関する思想と知識の高さは注目すべき点であり、同時に本論文が、中国における学校附属博物館の濫觴となる論文であることも需要である。

第 2 節 1842 年～1900 年にかけて、中国で開館が計画された博物館

第 3 章で 1842 年から 1900 年までに中国で建設された博物館を列挙したが、これまでの資料から、この期間中の中国博物館の特徴について簡略に分析する。

前述の如く、1842 年から 1900 年までの間は、中国における博物館事業の発展は低迷期であった。約 60 年の間、中国で建設され、開館した博物館は 15 館であるが、その内訳は上海に 9 館、北京に 3 館、香港に 1 館、山東に 1 館、湖北に 1 館を数えるのみである。この他に、中国人が建設計画を作成したものの、開館に至らなかった博物館は 4 館ある。また、この時期に外国人によって開設された博物館は、少なくとも 7 館あり、その中の 3 館は伝道士によって設立されたことが記録に残っている。

外国人が開設した中国の博物館は、主に中国で収集した標本や芸術品を展示していた。また、海外から輸入した新奇物もある。このような博物館は、自然科学研究、或いは自然科学の普及に重点を置いたものであった。

1842 年の「南京条約」³⁾で、中国が広州、福州、厦門、寧波、上海五つの都市を通商港として開放した後、1843 年、「虎門条約」⁴⁾で、西洋諸国はこの 5 つの都市で土地を賃貸し、房舎を建造し、永久に居留する権利を取得した。

また、他の複数の条約によって、イギリス、米国、フランスなどは全て上海で租界を獲得し、同時に前述の 5 都市で教会や病院を開設する権利を得た。このような権利は、西洋諸国が中国で商業、伝教、文化浸透を行う利便を提供した。中国全土でも、上海が最も重要な通商港であるため、上海に開設された博物館は最も多かったのである。

西洋人が開設した博物館の影響で、中国人も博物館の建設に着手したが、中国人が開設する博物館の規模は小さく、館数も少なかった。1842 年から 1900 年までの間に開設された博物館の中で、現在判明している中国人によって開設された 5 つの博物館であり、表にすると以下の如くである。

表 5-1 1842～1900 年の間に中国人によって建設された博物館

博物館名称	開館年	所在地
上海博物院	1874	上海
京師同文館博物館	1876	北京
華衆会博物院	1883 以前	上海
梅溪書院植物園	1885	上海
北京官書局陳列室	1896	北京

(筆者作成)

以上 5 館の中、北京に位置する 2 館（京師同文館博物館、北京官書局陳列室）は清朝政府によって建設されたが、上海に位置する 3 館は私立であり、そのうちの 1 館（上海博物院）は、中国人と西洋人の協力で開設されたものであった。

上海は、当時政治の中心であった北京から離れていたために、民衆の思想に対する束縛は比較的少なかった。上海地域の住民は、新しい事物・思想・文化を受け入れ易く、外国人が開設した博物館の影響で、中国人の主導で最初に博物館が創設されたのも合理的であったといえるのである。

前述の 15 の博物館以外に、1842 年から 1900 年にかけて建設計画や設計に関する記録はあったものの、開館した実証がなかった博物館も複数存在している。記録からは、これらの博物館は中国で開館計画がなされたが、実際に開館されたことは確認できないが、計画されたことは事実である。

1. 上海格致書院博物館

上海格致書院は、開校する準備期間であった 1875 年に、多分野に亘る資料を所蔵する博物館の建設計画を作成した。博物館の収蔵内容は、以下の十種類である。

- ①生き物、即ち動物、植物各種。
- ②工芸物あるいは食物用の生材料や熟材料。
- ③織物、鍛造物や衣服装飾物。
- ④建築用の材料各種や屋内の器具各種。
- ⑤手で所持できる器や機器、蒸気機、水力機器、熱力機器など。
- ⑥工程用具あるいは水路、陸路用の交通物、また鉱産開発機器、水利機器、電報機、橋梁などの工程用機器。
- ⑦人物写真や絵画用道具。
- ⑧砲弾各種や戦闘用具。
- ⑨絵画、撮影、地図など。
- ⑩以上の九種に含まれない物各種。

しかし、経費不足や中国人と西洋人理事の間に合意を得なかったために、格致書院博物館の建設は成功に至っていない（程 2006）。

2. 京師勸工陳列所

1886 年、清朝の政府機構である商業部は、京師勸工陳列所の開設を計画した。その陳列内容は、中国各省で出産する商品、主に出産量が豊富で、国家の経済や人民の生計に有益な自然物産、或いは創新性を持つ工芸品である。商業部は、このような物産を陳列することで、産物を中国と海外で販売することと工芸品の発展に着目したからである。政府主導の施設であるため、京師勸工陳列所の経費は全て国家からの支出であり、商業部は、陳列所で販売する物産は全て仲介料金を徴収しないと規定した。

京師勸工陳列所で展示、販売する物産は、以下の種類が計画された。

自然産物

- ①鉱産、金属、塩、石料、燃料など
- ②水産、水生動植物各種
- ③林産、竹、木材、木炭など
- ④農産、五穀、シルク、棉、野菜、果物、酒、タバコ、茶や花草の種各種。

工芸品

- ①教育品、書籍、文房具、写真用具、測量用具、楽器類、化学薬品など
- ②美術品、書道、絵画、彫刻など
- ③製造品、陶磁器、ガラス器、玉器、金属器、時計類、竹木器、漆器、紙、革、牙製品、角製品など
- ④器械織製品、紡績、染色、刺繍品など（商务印书馆编译所 1909）

3. 郴州地理算数学会博物院

1898年2月21日、地理、数学の研究により科学の発展を図るために、郴州地理算数学会が成立された。郴州地理算数学会は、博物院を設立することを章程に導入した。郴州で地理算数学会を設立する目的について以下のように規定した。

今生等拟在郴创办輿算学会、輿地以绘险要究兵略为主、旁及农矿、算学以程功董役行军布陈制器为主、旁及天文、集金赁舍、广购图籍器具、延请海内通儒以为师范。

（今、我々は險要な地の地図を作成し、農業や鉱業に補助し、金銭を集め、房舎を賃貸し、図絵、書籍、機器、道具などを広く購入し、国内外の学者を師範として招聘する。筆者訳）（中国史学会 1957）

また、郴州地理算数学会章程に博物院の建設に関する内容は以下である。

一、农矿兵商为今日之大政、本会俟经费稍充、门径稍辟、即专立学堂、以扩輿算实用。一、格物致知为孔门正轨、无此则修齐治平俱付虚说、各教无从担荷。兹拟设立博物院一所、即借公所庙宇、先行陈立中国土产、凡花卉、草木、虫鱼、泥沙有关考究者、无不可入、一面函知各省善堂书院首士商务会馆襄同料理。此事有益于各省商务、无不乐从、即用文行知各国领事商会、教会、亦可立行捐送。一、郴城文昌宫作学师馆舍及同学聚会藏书藏器之所。

（農業、鉱業、兵器、商業は今日の大切な役目であり、資金が充実され、場所が拡張できたら、本会は専門的な学堂を設立して、実用に使用する。また、格物致知は、教育の正統であり、実物を学習しなくては、知識を得ることができない。故に、学会は博物院一箇所を設立し、公共場所である寺院を借り、先ず中国の地産を陳列し、花、草木、昆虫、魚類、泥や砂など、研究されたもの全て陳列内容に取り入れられる。また、博物院は国内各省の慈善組織や書院、名士や地方会館などを招致し、博物院の管理に協力する。この事業は、各省も商業発展に有益であるため、快諾される可能性が高い。最後に、文書で各国領事や商会、教会などに告知し、寄贈の取得を計画する。また、郴城文昌宮を教室として使用し、院友会の書籍や器物を収蔵する場にする。筆者訳）（中国史学会 1957）

当時の郴州地理算数学会は、現地の道教寺院である文昌宮を、校舎と書籍や道具を貯蔵する施設として利用していた。このような経緯を踏まえ、公共建築を借りて博物

院を開設する構想が起こったと推測できる。以上の章程から、郴州地理算数学会が作成した博物院建設計画は、現代博物館の要素を有していることが分かる。展示場所は政府所有の公共空間を利用し、管理者はチャリティー組織や有名人を理事に任命し、コレクションは国内外から寄付や寄贈により獲得する。以上の経営方針は、極めて実践性の高い計画であったことが読み取れるのである（中国史学会 1957）。

4. 京師大学堂儀器院

1989年7月3日に清朝政府所属機構の総務部は、皇帝に京師大学堂を開設する要請を提出した。要請章程を以下に記す。

泰西各种实学、多藉实验始能发明、故仪器为学堂必需之事。各国都会、率皆有博物院、搜集各种有用器物、陈设其中、以备学者观摩、事半功倍。今亦宜仿其意、设一仪器院、集各种天、算、声、光、化、电、农、矿、机器制造、动植物各种学问应用之仪器、咸储院中、以为实力考求之助。

（西洋の実学各種は、実験から発明が生じている。故に、儀表と機械は学堂の必需品である。世界各国の都会に、全て博物院を有している。有用な器物を収集し、博物院に陳列して、見学者に観察、学習させ、教育の効率向上に助力する。我が国も、外国の経験に模倣し、儀器院を設立し、天文、算数、声学、光学、化学、電学、農業、鉱産、機器製造、動植物各種学問に応用する儀器を収集し、全て儀器院に貯蔵し、実学に支援する。筆者訳）（王・郭 1993）

儀器院とは、欧米先進国の科学実験、測量、絵図などに使用されつ機械を統合して展示する教育施設である。総務部は京師大学堂儀器院の章程を作成したが、数ヶ月後に変法自強運動は失敗し、京師大学堂は保留にされた。規模は縮小され、儀器院の建設計画も中止された。1902年、皇帝に提出する京師大学堂を建設する章程の中に、再度博物館を建設する内容を提言した。

京師大学堂建設地面、現遵旨于空旷处所择地建造、所应备者、曰礼堂、曰学生聚集所、曰藏书楼、曰博物院、曰讲堂。讲堂分二式：一式为通常讲堂、一式为特别讲堂、曰寄宿舍、曰寢室、曰自修室、曰公毕休息房、曰食堂、曰盥所、曰养病所、曰浴室、曰厕所、曰体操场。体操场分二处：一处为屋外体操场、一处为屋内体操场#。此外曰职员所居室、曰教习所居室、曰执事人所居一切诸室。……堂内所应备者、曰图书、曰黑板、曰几案、曰椅凳、曰时辰表、曰风雨表、曰寒暑表、以及图画、算学、物理、化学、地质、矿学、輿地、体操之各种器具标本模型、皆随时购置、以应各学科之用（王・郭 1993）。

（京師大学堂の敷地に、空き地を選択し建築を建設すべき。会堂、学生集会所、蔵書楼、博物院、講堂（通常講堂と特別講堂に分別する）、宿舍、寢室、実習室、公共休憩室、食堂、洗濯所、病院、浴室、便所、体操場（野外体操場、屋内体操場に分別する）、他には職員宿舍、講師宿舍、役人宿舍など諸室一切を建成すべき。

(中略) 堂内に備えるべき物は、図書、黒板、机、椅子、時計、天気計、温度計、そして図絵、算学、物理、化学、地質、鉱物学、地理、体操など各種の器具、標本、模型、皆随時に購入し、各学科の使用に備える。筆者記)

以上の如く、詳細な建築計画があったものの、1907年未まで京師大学堂は博物館を建成することなく、動物、植物、鉱物標本室の3ヶ所計13室と植物園1ヶ所を所有していた(王・郭1993)。

第3節 中国大学附属博物館の歴史的経緯

中国における大学附属博物館は、表5-2で示した如く総数389館を数える。但し、当該附属博物館数は、直截に設置大学数を示す数字ではない。その理由は、上海交通大学大学のように附属博物館や記念館等を含めて4館の設置が確認されるように、大学によっては複数の大学附属博物館を設置運営しているからである。設置大学数で見ると、約370大学である。中国政府の統計サイト「国家データ」によると、2022年現在、中国の大学数は2760校であるところから、大学附属博物館設置率は14.1%である。
(data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01&zb=A0M0101&sj=2022)

本設置率は、第4章付則で記した如く日本の9.72%と比較してその数は多いことも特徴である。

視点を転じ、中華人民共和国建国後の大学附属博物館を見てみると、嚆矢となる大学附属博物館は、1951年創設の中央民族大学民族博物館・北京交通大学運輸設備教学館の2館である。翌1952年開設の大学附属博物館は、北京交通大学運輸設備教学館・華東師範大学中国農業大学標本館・安徽師範大学生物標本館・厦門大学魯迅記念をはじめとする18館を数える。1953年には、華中師範大学附属博物館・厦門大学人類博物館・中南民族大学民族学博物館等の6館である。1954年には、武漢大学考古・芸術博物館・広西師範大学靖江王府博物館・河南中医学院医史陳列館・北京師範大学文物博物館の4館と減少傾向をたどることとなる。これは、新しく建国された中華人民共和国国家への届け出に起因するものと推定される。つまり、国家への届け出が1951年に開始されたのである。したがって、上記した30館は、既に中華民国時代に設置されていたことは容易に推定できるのである。

その後、大学附属博物館の設置は断続的に増え続け20世紀後半から21世紀初頭頃の一つの山場を迎えるようである。このことは、中国経済の目覚ましい発展に基づく中国社会での博物館の新設や、何よりも中国での博物館学の充実に伴う蓋然的結果であると考えられる。

また、1966～1976年までの10年間は1館を除き皆無であることは、別章でも記した文化大革命に拠る伝統文化全否定の対象に博物館も入れられたことは周知のとおりである。毛沢東の死後(1976年9月)中国社会は、平常を取り戻す中で早速に1976年にハルビン商業大学食・薬標本館が、1978年に南方医科大学人体博物館、1979年に鄭州地質学校地質陳列が設置されているのである。将に、失われた10年なのである。

表 5-2 中国全国大学附属博物館一覽表

番号	名前	地域	分類	開館年
1	チベット医学院チベット医薬天文星算博物館	チベット	医薬	2003
2	安徽師範大学生物標本館	安徽	自然・標本	1952
3	安徽中医学院新安医学文化館	安徽	医薬	1999
4	中国科学技術大学博物館	安徽	科学	2003
5	安徽師範大学博物館	安徽	文物	2007
6	安徽宿州学院孟二冬記念館	安徽	人物	2007
7	合肥工業大学工程認知博物館	安徽	科学	2010
8	安徽中医薬高等専門学校中医薬博物館	安徽	医薬	2010
9	合肥財経職業学院中国大学生スポーツライミ ング博物館	安徽	体育	2018
10	安徽医科大学人体科学館、博物館中医珍品館	安徽	医薬	2020
11	中央民族大学民族博物館	北京	民族・人類	1951
12	北京交通大学運輸設備教学館	北京	技術・機械	1951
13	中国農業大学標本館	北京	自然・標本	1952
14	中国地質大学（北京）博物館	北京	地理・地質	1952
15	中央美术学院美術博物館	北京	美術	1953
16	北京師範大学文物博物館	北京	文物	1955
17	北方工業大学芸術館	北京	美術	1986
18	中央民族大学民族博物館	北京	民族・人類	1988
19	北京中医薬大学中医薬博物館	北京	医薬	1990
20	北京大学サイクラー考古・芸術博物館	北京	文物	1993
21	中央音楽院查阜西記念館	北京	人物	1995
22	北京印刷学院中国印刷博物館	北京	技術・機械	1996
23	北京服装学院民族服飾博物館	北京	民族・人類	1999
24	北京師範大学地質標本陳列・教育実験室	北京	地理・地質	2000
25	北京師範大学文物博物館	北京	文物	2000
26	北京物資学院物流博物館	北京	技術・機械	2002
27	中国石油大学（北京）地球科学博物館	北京	地理・地質	2003
28	首都師範大学歴史博物館	北京	文物	2003
29	北京師範大学啓功書画展覧室	北京	美術	2004
30	首都師範大学書道文化博物館	北京	美術	2005
31	北京航空航天大学芸術館	北京	美術	2006
32	北京舞踊学院中国舞踊博物館	北京	民族・人類	2007
33	首都体育学院オリンピック教育博物館	北京	体育	2008

34	中国人民大学博物館	北京	文物	2008
35	中央美術学院美術館	北京	美術	2008
36	清華大学美術学院美術館	北京	美術	2009
37	北京林業大学野生動植物標本館	北京	自然・標本	2009
38	清華大学標本館	北京	自然・標本	2009
39	北京林業大学標本館	北京	自然・標本	2012
40	中国伝媒大学メディア博物館	北京	技術・機械	2012
41	北京航空航天大学航空宇宙博物館	北京	技術・機械	2012
42	清華大学芸術博物館	北京	文物	2016
43	中国農業大学飼料博物館	北京	科学	2016
44	北京交通大学大学生機械博物館	北京	技術・機械	2017
45	北京大学生物標本館	北京	自然・標本	2018
46	北京工業大学科学技術・芸術博物館	北京	技術・機械	2011
47	同济大学博物館	北京	文物	2016
48	上海財經大学商学博物館	北京	文物	2017
49	上海大学博物館	北京	文物	2018
50	上海交通大学錢学森図書館	北京	人物	2011
51	上海金融学院現代貨幣博物館	北京	文物	2012
52	中国立信会計学院中国会計博物館	北京	文物	2013
53	厦門大学魯迅記念館	福建	人物	1952
54	厦門大学人類博物館	福建	民族・人類	1953
55	北京航空航天大学北京航空館	福建	科学	1986
56	中国地質大学（北京）博物館	福建	地理・地質	2010
57	厦門大学海洋・環境学院海洋生物標本館	福建	自然・標本	2005
58	福建中医薬大学中医薬文化博物館	福建	医薬	2008
59	厦門大学陳嘉庚記念館	福建	人物	2008
60	甘肅中医学院中医薬文化博物館	甘肅	医薬	1986
61	西北民族大学西北民族博物館	甘肅	民族・人類	2000
62	西北師範大学博物館	甘肅	文物	2000
63	蘭州大学博物館	甘肅	文物	2009
64	厦門大学芸術学院美術陳列館	甘肅	美術	2015
65	厦門大学革命史展示館	甘肅	文物	2016
66	厦門大学海洋科学技術博物館	甘肅	技術・機械	2016
67	厦門大学抗艾防艾作品展示館	甘肅	美術	2018
68	甘肅農業大学認知館	甘肅	科学	2016
69	蘭州交通大学シルクロード染色芸術博物館	甘肅	美術	2015
70	隴南師範高等専門学校校史館、隴南歴史博物館、隴南自然博物館	甘肅	文物	2018

71	中山大学孫中山記念館	広東	人物	1953
72	広州美術学院美術館	広東	美術	1958
73	南方医科大学人体博物館	広東	医薬	1978
74	南方医科大学嶺南薬博物館	広東	医薬	1982
75	仲恺農業工程学院廖仲 恺何香凝記念館	広東	人物	1982
76	中山大学人類学博物館	広東	民族・人類	1987
77	中山大学地球科学系地質鉱物博物館	広東	地理・地質	1991
78	広東海洋大学水生生物博物館	広東	自然・標本	1991
79	広州美術学院嶺南画派記念館	広東	美術	1991
80	中山大学地質鉱物博物館	広東	地理・地質	1991
81	広州金融学院広州貨幣金融博物館	広東	文物	1995
82	中山大学生物博物館	広東	自然・標本	2000
83	広州中医薬大学中国伝統医薬文化博物館	広東	医薬	2001
84	広州美術学院美術館	広東	美術	2003
85	中山大学医学博物館	広東	医薬	2004
86	華南理工大学無線電子博物館	広東	技術・機械	2006
87	広州医学院抗非記念館	広東	医薬	2008
88	華南理工大学テレビ工業博物館	広東	技術・機械	2009
89	深セン大学医学院人体標本陳列館	広東	医薬	2010
90	星海音楽学院音楽博物館	広東	文物	2017
91	深セン大学深セン現代設計博物館	広東	技術・機械	2014
92	広東肇慶学院博物館	広東	文物	2018
93	広東工業大学浩沢リンドル設計博物館	広東	技術・機械	2018
94	広西師範大学靖江王府博物館	広西	古建築	1954
95	広西師範大学生物多様性標本館	広西	自然・標本	1959
96	広西中医学院医史館	広西	医薬	2001
97	広西師範大学ベトナム学校記念館	広西	文物	2010
98	賀州学院博物館	広西	文物	2013
99	広西民族大学言語博物館	広西	文物	2019
100	桂林理工大学地質博物館	広西	地理・地質	2020
101	貴州工業大学古生物博物館	貴州	自然・標本	2004
102	貴州財経大学手形博物館	貴州	文物	2007
103	貴州大学自然博物館	貴州	自然・標本	2007
104	海南師範学院海南生物多様性博物館	海南	自然・標本	2002
105	海口経済学院貨幣博物館	海南	文物	2020
106	河北大学博物館	河北	文物	1996
107	河北師範大学生命科学館	河北	医薬	1996

108	石家莊經濟学院地球科学博物館	河北	地理・地質	2006
109	河北科技師範学院生物標本館	河北	自然・標本	2007
110	河北経貿大学中国発票博物館	河北	文物	2013
111	燕山大学北東アジア古代シルク文明博物館	河北	文物	2020
112	河南中医学院医史陳列館	河南	医薬	1954
113	鄭州大学文物展示室	河南	文物	1956
114	鄭州地質学校地質陳列館	河南	地理・地質	1979
115	河南理工大学地球科学技術館	河南	地理・地質	1983
116	河南師範大学生物標本館	河南	自然・標本	1984
117	河南大学歴史文化学院文物館	河南	文物	1986
118	河南安陽師範学院独山玉博物館	河南	文物	2003
119	河南師範大学社会発展学院文物館	河南	文物	2004
120	河南南陽師範学院美術館	河南	美術	2006
121	河南安陽師範学院博物館	河南	文物	2007
122	河南農業大学中原農業博物館	河南	文物	2008
123	許昌学院呉道子美術館	河南	美術	2009
124	中原農耕文化博物館	河南	文物	2012
125	河南工業大学中国食糧博物館	河南	文物	2014
126	黄河科技学院中国民間教育博物館	河南	文物	2014
127	許昌学院キン磁文化芸術館	河南	美術	2012
128	許昌学院中原農耕文化博物館	河南	美術	2013
129	開封大学大観博物館	河南	美術	2015
130	ハルビン商業大学食・薬標本館	黒龍江	医薬	1976
131	ハルビン工業大学宇宙館	黒龍江	科学	1986
132	ハルビン商業大学商業文化館	黒龍江	文物	1996
133	黒龍江大学博物館	黒龍江	文物	2003
134	ハルビン工程大学船舶博物館	黒龍江	技術・機械	2007
135	ハルビン医科大学伍連徳記念館	黒龍江	人物	2008
136	ハルビン商業大学連崗奇石館	黒龍江	文物	2009
137	ハルビン工業大学博物館	黒龍江	文物	2010
138	牡丹江師範学院博物館	黒龍江	文物	2010
139	東北林業大学中国（ハルビン）森林博物館	黒龍江	自然・標本	2013
140	黒龍江中医薬博物館	黒龍江	医薬	2015
141	黒龍江工程学院工程文化博物館	黒龍江	技術・機械	2012
142	ハルビン工程学院中国人民解放軍軍事工程学院記念館	黒龍江	技術・機械	2013
143	黒龍江エネルギー職業学院中国防爆電器博物館	黒龍江	技術・機械	2018

144	華中師範大学博物館	湖北	文物	1953
145	中南民族大学民族学博物館	湖北	民族・人類	1953
146	武漢大学考古・芸術博物館	湖北	文物	1954
147	中国地質大学（武漢）逸夫博物館	湖北	地理・地質	1957
148	長江大学農学部昆虫標本館	湖北	自然・標本	1982
149	湖北中医学院医史標本館	湖北	自然・標本	1984
150	武漢大学中国典型培養物保存センター	湖北	自然・標本	1985
151	長江大学石油科学技術博物館	湖北	技術・機械	1986
152	湖北大学博物館	湖北	文物	1995
153	武漢大学極地展覽館	湖北	地理・地質	2003
154	中国地質大学博物館	湖北	地理・地質	2003
155	中国財經政法大学中国貨幣金融歴史博物館	湖北	文物	2004
156	湖北警察官学院湖北警察史博物館	湖北	文物	2005
157	湖北經濟学院錢幣陳列館	湖北	文物	2007
158	華中農業大学武漢蜜蜂博物館	湖北	自然・標本	2008
159	湖北民族学院生物多樣性標本館	湖北	自然・標本	2010
160	武漢科技学院紡績科技館	湖北	技術・機械	2010
161	武漢船舶職業技術学院艦船博物館	湖北	技術・機械	2010
162	華中農業大学博物館	湖北	文物	2010
163	中南工業大学地質博物館	湖南	地理・地質	1952
164	湖南第一師範学院青年毛沢東記念館	湖南	人物	1963
165	湖南大学岳麓書院	湖南	古建築	1981
166	中南工業大学地質博物館	湖南	地理・地質	1987
167	中南大学鉱業冶金科学技術史館	湖南	技術・機械	1992
168	中南大学湘雅医学院院史展覽館	湖南	医薬	2004
169	吉首大学黄永玉芸術博物館	湖南	美術	2006
170	中南大学人体形態神秘科学技術館	湖南	医薬	2007
171	懷化学院易図境美術館	湖南	美術	2009
172	湖南師範大学地学標本館	湖南	地理・地質	2019
173	中南大学中国村落文化博物館	湖南	民族・人類	2019
174	東北地質学院博物館	吉林	地理・地質	1952
175	東北師範大学自然博物館	吉林	自然・標本	1987
176	長春大学シャーマン文化博物館	吉林	民族・人類	2004
177	長春中医薬大学吉林省中医薬博物館	吉林	医薬	2009
178	吉林大学考古・芸術博物館	吉林	文物	2013
179	長春金融高等専門学校北東アジア金融博物館	吉林	文物	2013
180	東北師範大学民族民俗博物館	吉林	民族・人類	2014

181	延辺大学朝鮮族民俗博物館	吉林	民族・人類	2011
182	吉林アニメーション学院ロジェフ・ジェイソン 国際アニメゲーム博物館	吉林	技術・機械	2011
183	延辺大学家系図館	吉林	文物	2015
184	南京中医薬大学医史博物館	江蘇	医薬	1958
185	南京中医薬大学漢方薬標本室	江蘇	医薬	1958
186	南京曉荘学院陶行知記念館	江蘇	人物	1980
187	南京師範大学呉文芳記念館	江蘇	人物	1985
188	河海大学張聞天陳列館	江蘇	人物	1985
189	揚州大学生物・技術学院動植物標本館	江蘇	自然・標本	1989
190	南京航空航天大学航空博物館	江蘇	技術・機械	1992
191	南京医科大学生命科学展覧館	江蘇	医薬	1995
192	南京森林警察学院希少動物標本館	江蘇	自然・標本	1996
193	南京監査学院貨幣陳列館	江蘇	文物	1996
194	揚州大学料理文化博物館	江蘇	民族・人類	2000
195	南京大学考古・芸術博物館	江蘇	文物	2002
196	南京大学地球科学博物館	江蘇	地理・地質	2002
197	東南大学呉健雄記念館	江蘇	人物	2002
198	南京農業大学中華農業文明	江蘇	文物	2004
199	南京理工大学兵器博物館	江蘇	文物	2005
200	南京大学ラベ・国際安全記念館	江蘇	人物	2006
201	南京芸術学院古陶磁器標本博物館	江蘇	文物	2007
202	江南大学民間服飾伝習館	江蘇	文物	2008
203	江南大学銭紹武芸術館	江蘇	美術	2008
204	江蘇警視学院南京中華指紋博物館	江蘇	技術・機械	2008
205	中国鋳業大学中国石炭科技博物館	江蘇	技術・機械	2009
206	蘇州大学博物館	江蘇	文物	2010
207	西安交通大学リバプール大学博物館	江蘇	文物	2014
208	江蘇省中医薬博物館	江蘇	医薬	2014
209	南京師範大学呉文芳記念館	江蘇	人物	2020
210	南京特殊教育職業技術学院中国特殊教育博物館	江蘇	技術・機械	2011
211	南京監査学院監査文化・教育博物館	江蘇	文物	2011
212	東南大学楊廷宝旧居記念館	江蘇	人物	2012
213	南京大学パール・バック記念館	江蘇	人物	2012
214	江南大学科学技術館	江蘇	技術・機械	2012
215	江南大学酒科学技術館	江蘇	技術・機械	2015
216	南通大学現代教育技術博物館	江蘇	技術・機械	2016

217	江南大学人体科学館	江蘇	医薬	2016
218	江蘇警視学院南京中華指紋博物館	江蘇	技術・機械	2016
219	江南大学美術館	江蘇	美術	2016
220	南京観光職業学院ホテルと料理博物館	江蘇	技術・機械	2018
221	江南大学奮闘博物館	江蘇	文物	2019
222	徐州医科大学裸足医師博物館	江蘇	医薬	2020
223	南昌大学医学生命標本陳列館	江西	医薬	2006
224	江西財經大学中国租税票証博物館	江西	文物	2013
225	贛南師範学院中央ソビエト区歴史博物館	江西	文物	2011
226	南昌大学博物館	江西	文物	2012
227	景德鎮陶磁器学院陶磁器芸術博物館	江西	美術	2012
228	井岡山大学井岡山精神博物館	江西	文物	2020
229	遼寧大学歴史博物館	遼寧	文物	1998
230	遼寧大学自然博物館	遼寧	自然・標本	1998
231	大連大学博物館	遼寧	文物	2002
232	遼寧中医薬大学人体生命科学館	遼寧	医薬	2006
233	瀋陽理工大学兵器博物館	遼寧	文物	2007
234	瀋陽建築大学博物館	遼寧	文物	2010
235	魯迅美术学院芸術博物館	遼寧	美術	2011
236	渤海大学古生物センター	遼寧	自然・標本	2011
237	瀋陽師範大学遼寧古生物博物館	遼寧	自然・標本	2011
238	内蒙古師範大学博物館	内蒙古	文物	2002
239	内蒙古大学民族博物館	内蒙古	民族・人類	2004
240	内蒙古医学院蒙医薬博物館	内蒙古	医薬	2006
241	寧夏医科大学中華回族医薬文化博物館	寧夏	医薬	2011
242	青海民族大学民族博物館	青海	民族・人類	2009
243	山東師範大学文物展示室	山東	文物	1952
244	済南大学蔡冠深博物館	山東	文物	2006
245	山東大学博物館	山東	文物	1995
246	山東工芸美术学院博物館	山東	美術	2000
247	青島萊陽農学院昆虫博物館	山東	自然・標本	2002
248	泰山医学院医学画像博物館	山東	医薬	2007
249	山東力明科技職業学院華夏扁額博物館	山東	文物	2009
250	青島職業技術学院陶行知記念館	山東	人物	2011
251	山東財經大学芸術中心碑帖展覽館	山東	文物	2011
252	臨沂大学博物館	山東	文物	2011
253	青島職業技術学院青島技術博物館	山東	技術・機械	2011
254	青島黄海学院博物館	山東	文物	2012

255	青島黄海学院雷鋒記念館	山東	人物	2012
256	山東棗莊学院エスペラント博物館	山東	人物	2012
257	チルー工業大学チルー陶磁器ガラス科学・芸術博物館	山東	美術	2013
258	山東体育学院齊魯体育文化博物館	山東	体育	2018
259	臨沂大学山東革命根拠地北海銀行博物館山東革命金融博物館	山東	文物	2019
260	山東大学（青島）博物館	山東	文物	2020
261	山西師範大学戯曲博物館	山西	文物	1984
262	太原師範学院書道博物館	山西	美術	2008
263	太原師範学院書道博物館	山西	美術	2018
264	陝西師範大学博物館	陝西	文物	1952
265	西北大学生命科学部生物標本室	陝西	自然・標本	1953
266	長安大学地質博物館	陝西	地理・地質	1958
267	陝西中医学院陝西医史博物館	陝西	医薬	1964
268	西北工業大学西安航空館	陝西	技術・機械	1986
269	西安地質学院地質博物館	陝西	地理・地質	1988
270	西安科技大学地質博物館	陝西	地理・地質	2002
271	陝西中医学院人体標本陳列館	陝西	医薬	2003
272	西安美术学院西部美術館	陝西	美術	2003
273	西安交通大学博物館	陝西	文物	2004
274	西安建築科技大学建築博物館	陝西	文物	2005
275	西北農林科技大学博覧園	陝西	文物	2006
276	西安建築科技大学賈平凹文学館	陝西	人物	2006
277	陝西師範大学博物館	陝西	文物	2006
278	西安建築科技大学材料・鉱物標本陳列館	陝西	地理・地質	2006
279	榆林学院陝北歴史文化博物館	陝西	文物	2007
280	西安工業大学兵器館	陝西	文物	2007
281	延安大学路遥記念館	陝西	人物	2007
282	西安工程大学紡績服装博物館	陝西	文物	2007
283	西安建築科技大学中国音楽史博物館	陝西	文物	2008
284	西安交通大学芸術館（陝西秦腔博物館）	陝西	文物	2009
285	西安海棠職業学院漢方美容博物館	陝西	医薬	2010
286	西安航空職業技術学院航空科技館	陝西	技術・機械	2017
287	陝西科技大学中国軽工業博物館	陝西	技術・機械	2018
288	西安石油大学鉄人王進喜記念館	陝西	人物	2011
289	西安科技大学地質博物館	陝西	地理・地質	2018

290	西安ユーラシア学院デザイン博物館	陝西	美術	2018
291	西安交通大学西遷博物館	陝西	文物	2018
292	陝西師範大学教育博館	陝西	文物	2020
293	華東師範大学地理学部地質標本館	上海	地理・地質	1952
294	華東師範大学歴史文物展示室	上海	文物	1952
295	華東師範大学古銭博物館	上海	文物	1952
296	南京師範大学希少動物標本館	上海	自然・標本	1952
297	華東師範大学生命科学学院標本館	上海	自然・標本	1952
298	上海水産大学中国魚類標本室	上海	自然・標本	1952
299	同济大学古代機械展覧館	上海	文物	1982
300	華東理工大学地質博物館	上海	地理・地質	1986
301	上海音楽学院東方楽器博物館	上海	文物	1987
302	復旦大学博物館	上海	文物	1991
303	上海戯曲学院戯曲博物館	上海	文物	1997
304	上海出版印刷高等専門学校上海印刷博物館	上海	技術・機械	1998
305	上海交通大学程及美術館	上海	美術	1999
306	上海師範大学博物館	上海	文物	2002
307	上海海洋大学中国魚文化博物館	上海	文物	2002
308	上海交通大学董浩雲航運博物館	上海	技術・機械	2003
309	上海中医薬大学上海中医薬博物館	上海	医薬	2004
310	上海体育学院中国武術博物館	上海	文物	2005
311	華東理工大学材料博物館	上海	科学	2007
312	同济大学深海科学普及館	上海	技術・機械	2008
313	東華大学上海紡績服飾博物館	上海	文物	2009
314	上海外国語大学言語博物館	上海	文物	2019
315	四川大学自然博物館	四川	自然・標本	1952
316	成都地質学院陳列館	四川	地理・地質	1962
317	成都中医薬大学伝統文化博物館	四川	医薬	1991
318	四川音楽学院西南少数民族楽器陳列館	四川	文物	1994
319	西南財經大学貨幣証券博物館	四川	文物	2003
320	四川大学美術館	四川	美術	2005
321	四川大学博物館	四川	文物	2005
322	成都理工大学博物館	四川	文物	2006
323	四川大学中国口腔医学博物館	四川	医薬	2009
324	四川大学華西医学展覧館	四川	医薬	2010
325	電子科学技術大学電子科学技術博物館	四川	技術・機械	2016
326	成都工業学院機械博物館	四川	技術・機械	2012

327	四川大学華西口腔健康教育博物館	四川	医薬	2015
328	四川大学華西カナダ学校陳列館	四川	文物	2016
329	四川大学ヒマラヤ宗教・文化研究センター博物館	四川	民族・人類	2016
330	四川大学華西病院院史陳列館	四川	医薬	2019
331	四川大学江竹筠記念館	四川	人物	2019
332	四川地方誌館四川大学分館	四川	文物	2019
333	天津大学計量博物館	天津	文物	1998
334	天津美术学院美術館	天津	美術	2006
335	南開大学陳省身記念館	天津	人物	2009
336	南開大学博物館	天津	文物	2014
337	武漢大学万林芸術博物館	武漢	美術	2015
338	武漢理工大学芸術館	武漢	美術	2016
339	武漢音楽学院湖北省音楽博物館	武漢	文物	2016
340	武漢商学院校史館	武漢	文物	2017
341	武漢生物工学学院銭学森記念館	武漢	人物	2011
342	武漢生物工学学院酒文化博物館	武漢	文物	2018
343	新疆大学民族民俗博物館	新疆	民族・人類	1999
344	タリム大学西域文化博物館	新疆	民族・人類	2002
345	伊犁師範学院動植物標本館	新疆	自然・標本	2006
346	石河子大学博物館	新疆	文物	2006
347	新疆医科大学漢方薬民族薬標本館	新疆	医薬	2010
348	昆明理工大学地質博物館	雲南	地理・地質	1952
349	雲南民族大学雲南民族博物館	雲南	民族・人類	1981
350	雲南師範大学「一二・一」運動記念館	雲南	文物	1982
351	雲南大学人類学博物館	雲南	民族・人類	2003
352	雲南大学伍馬瑤人類学博物館	雲南	民族・人類	2003
353	雲南大学熊慶来、李広田旧居	雲南	人物	2003
354	雲南大学美術館	雲南	美術	2006
355	雲南中医薬文化博物館	雲南	医薬	2008
356	カシュ師範学院民俗博物館	雲南	民族・人類	2012
357	雲南農業大学雲南民族農耕文化博物館	雲南	民族・人類	2018
358	雲南師範大学西南聯大博物館	雲南	文物	2018
359	雲南農業大学鶏文化博物館	雲南	文物	2018
360	雲南大学歴史博物館	雲南	文物	2020
361	浙江大学文物室	浙江	文物	1952
362	杭州師範大学植物標本館	浙江	自然・標本	1978
363	中国美术学院美術館	浙江	美術	2003

364	中国美术学院影絵芸術博物館	浙江	美術	2003
365	温州大学温州民俗博物館	浙江	民族・人類	2008
366	浙江中医薬大学浙江中医薬博物館	浙江	医薬	2009
367	寧波大学恵明古灯博物館	浙江	文物	2010
368	浙江大学芸術・考古博物館	浙江	文物	2019
369	浙江商業職業技術学院中国冷凍博物館	浙江	技術・機械	2019
370	浙江観光博物館	浙江	文物	2013
371	浙江理工大学絹の博物館	浙江	文物	2017
372	湖州職業技術学院包畹蓉京劇服飾芸術館	浙江	文物	2012
373	浙江大学医学人体博物館	浙江	医薬	2012
374	浙江商工業大学浙江商文化博物館	浙江	文物	2013
375	麗水学院麗水市処州青磁博物館	浙江	美術	2013
376	杭州職業技術学院友嘉工作機械博物館	浙江	技術・機械	2015
377	中国美术学院中国国際設計博物館	浙江	美術	2018
378	浙江中医薬大学浙江中医薬博物館	浙江	医薬	2020
379	西南大学歴史博物館	重慶	文物	1952
380	西南民族大学博物館	重慶	民族・人類	1952
381	重慶師範大学歴史博物館	重慶	文物	1984
382	四川美术学院美術館	重慶	美術	1984
383	西南大学歴史博物館	重慶	文物	1986
384	重慶医科大学重慶市人類生命・健康博物館	重慶	医薬	2013
385	四川美术学院羅中立美術館	重慶	美術	2014
386	西南大学校史館	重慶	文物	2016
387	重慶大学博物館	重慶	文物	2019
388	西南政法大学法文化博物館	重慶	文物	2011
389	重慶師範大学博物館	重慶	文物	2014

(筆者作成)

小 結

中国大学附属博物館の歴史の中で、当該分野で嚆矢と考えられる1917年の「天民」に拠る学校博物館設置論を紹介すると同時に論文内容を論述した。

当該論文は学校附属博物館について4つの問題点を論述し、学校博物館の目的・展示品の収集・展示の方法・学校博物館の活用などの内容を含めて構成された優れた内容の論文である。具体的には、「第一 学校博物館設置之目的」「第二 陳列材料之選択及搜集」「第三 陳列之方法」「第四 学校博物館之利用法」の4点であり、構成からしてもかなり専門的であることが窺われる論文である。

本名不明の筆名天民の、中でも博物館展示に関する思想と知識には驚かされた。同時に本論文が、中国での学校附属博物館の濫觴となる論文であることにも驚かざるを得ないのである。それほど、時代錯誤を生じるよう学校附属博物館に関して実践的な内容を有していることから、今後の研究課題とする。

第2節「1842年～1900年にかけて、中国で開館が計画された博物館」では、1842年から1900年までに中国で建設された博物館を列挙したが、以上が全てであることは明白ではないが、これまでの資料から、この期間中の中国博物館の特徴について簡略に分析した。その結果、1842年から1900年までの間は、中国における博物館事業の発展は低迷期であった。約60年の間、中国で建設され、開館した博物館は15館のみで、その内訳は上海に9館、北京に3館、香港に1館、山東に1館、湖北に1館を数えるのみであったことを確認した。

この他に、中国人が建設計画を作成したものの、開館に至らなかった上海格致書院博物館、京師勸工陳列所、郴州地理算数学会博物院、京師大学堂儀器院の4館について概要を記した。

1951年創設の大学附属博物館は、中央民族大学民族博物館・北京交通大学運輸設備教学館の2館である。翌1952年開設の大学附属博物館は、北京交通大学運輸設備教学館・華東師範大学中国農業大学標本館・安徽師範大学生物標本館・厦門大学魯迅記念をはじめとする18館を数えた。1953年には、華中師範大学附属博物館・厦門大学人類博物館・中南民族大学民族学博物館等の6館である。1954年には、武漢大学考古・芸術博物館・広西師範大学靖江王府博物館・河南中医学院医史陳列館・北京師範大学文物博物館の4館と減少傾向をたどることとなる。これは、新しく建国された中華人民共和国国家への届け出に起因するものと結論した。つまり、国家への届け出が1951年に開始されたのである。したがって、上記した30館は、既に中華民国時代に設置されていた大学附属博物館であろうと考えた。

その後、大学附属博物館の設置は断続的に増え続けて20世紀後半から21世紀初頭頃の一つの山場を迎えるようである。このことは、中国経済の目覚ましい発展に基づく中国社会での博物館の新設や、中国での博物館学の充実に伴う必然的結果であると考えた。

なお、1966～1976年までの10年間は、1館を除き皆無であることは文化大革命に拠る伝統文化全否定の対象に博物館も範疇とされたことに起因するものであり、毛沢東の死後（1976年9月）中国社会は、平常を取り戻す中で早速に1976年にハルビン商業大学食・薬標本館が、1978年に南方医科大学人体博物館、1979年に鄭州地質学校地質陳列が設置された点を確認した。

次章は、事例として、中国における医薬系大学附属博物館の歴史に焦点をあてて、紹介し、中国における大学附属博物館の発展経緯と現状を考察する。

注

- 1) 明治政府が殖産興業の振興を目的に日本国内で開催した博覧会で、国際的な「万国博覧会」に対し、国内での開催博覧会は「内国博覧会」と呼称し、区別した。日

清戦争（1894-95年）の勝利と、鉄道網の完成により博覧会への期待は大きく、敷地は前回の「京都内国勸業博覧会」（1895）の2倍余、会期も最長の153日間で明治政府最後にして最大の内国勸業博覧会。

- 2) 坪井正五郎（1863—1913年）は、日本初の人類学者で、人類学の中から考古学うち立てた帝国大学理科大学教。1899「土俗的標本の蒐集と陳列とに関する意見」『東洋学藝雑誌』第16巻217号、1904「人類学教室標本展覧会に関する諸評」『東洋学藝雑誌』第29号など。
- 3) 1842年にアヘン戦争を終結させるため、清とイギリスの間で結ばれた講和条約。江寧条約とも呼ばれる。
- 4) 正式には、「虎門寨追加条約」という。1840—1842年に発生した阿片戦争で締結した南京条約の後に、清とイギリスの両国間で締結された不平等条約のことである。

参考文献

- 王学珍・郭建荣（1993）：『北京大学史学料』第一巻、81、97、567—568頁。
- 商务印书馆编译所（1909）：「大清光绪新法令第十类实业陈列所」『商部奏定京师劝工陈列所章程』
- 鐘叔河（2016）：『張謇癸卯東遊日記・凌文淵鑰盒東遊日記』『走向世界叢書』岳麓書社
- 宋伯胤・李淑萍（2000）：『博物館歴史文選』陝西人民出版社、136-137頁。
- 中国史学会（1957）：「中国近代史資料丛刊 戊戌变法四」上海人民出版社、466—468頁。
- 程军（2006）：「上海格致书院博物館建成与否之研究」『博物館研究』第2期
- 天民（1917）：「学校博物館の設施」『教育雑誌』第9巻、第1号

第6章 中国における医薬系大学附属博物館の歴史

第1節 山東大学齐鲁医学博物館の前身「広智院」の歴史

本節は、中国の医学系大学附属博物館に焦点を当てて論ずるものである。医薬系大学附属博物館の中で最も古い歴史を有する博物館は、1905年に主に医学や医史をテーマに開館した山東大学齐鲁医学博物館で、次いで古いのは1938年に開館した上海中医薬大学医史博物館である。また、薬学系大学附属博物館で最も古いのは、1982年に開館した南方医科大学嶺南薬博物館である。

大学附属博物館は、多様な形態、各種の専門領域を有しており、文化・教育事業の中でも重要な役割を担う機関である。その中でも医薬系博物館は、収集・保存するコレクションの学術専門性が高いことから、医学文化の伝承と発展に特別な意義を有しているといえる。

それと同時に医薬系博物館は、その発展過程の中で博物学、医学、科学、倫理、文化など様々な専門領域の課題を抱えてきたことも現状である。例えば、人体標本の展示、参観者を不快にさせる写真や模型の使用、伝統医学と現代医学の区別など、注意を払わねばならない点が多数存在する。したがって、医薬系博物館は、他種の学問領域と融合し、時代の発展や変化と共に改革する必要があると考える。

中国の医薬系博物館は、衛生医療に関わる行政機関、医学薬学系大学、医療機関などに所属することが多く、医学に関する発展の歴史、研究の成果などの資料を収集・保存・展示し、教育や研究に供している。筆者は、医薬系大学附属博物館を主に総合的な医学系博物館、専門的傾向性のある医学歴史系博物館、漢方医薬系博物館、軍事医学博物館、人体や生理標本の陳列館の5つに分類した

表6-1の中国医薬系大学附属博物館一覧表に掲載した35館は、小規模で専門領域も単科である点を特徴とする場合が多いようである。

表6-1 中国医薬系大学附属博物館一覧

	地域	大学名	博物館名	開館年	展示面積 (㎡)
1	安徽	安徽中医薬大学	新安医学文化館	1999	200
2	安徽	安徽中医薬大学	人体科学館	2019	不明
3	北京	北京中医薬大学	中医薬博物館	1990	1500
4	福建	福建中医学院	中医薬文化博物館	2008	3716
5	甘肅	甘肅中医学院	医薬文化博物館	1986	3000
9	広東	南方医科大学	人体博物館	1978	1700
7	広東	广州中医薬大学	広東中医薬博物館	2001	8000
8	広東	南方医科大学	嶺南薬博物館	1982	350
6	広東	中山大学	医学博物館	2004	300
10	広西	广西中医学院	医史館	2001	5000

11	河南	河南中医学院	医史陳列館	1954	不明
12	湖北	湖北中医学院	医史標本館	1984	不明
14	湖南	湖南中医薬大学	針灸陳列館	1979	240
13	湖南	中南大学	湘雅医学院院史展覽館	2004	240
15	吉林	長春中医学院	医史博物館	1963	200
16	江蘇	南京中医薬大学	医史博物館	1999	230
17	江蘇	江南大学	医学院人体科学館	2016	700
19	江蘇	南京中医薬大学	中薬標本室	1985	500
18	江蘇	中国薬科大学	中薬標本館	1986 (1938)	760
20	江蘇	南京医科大学	生命科学展覽館	1995	550
23	江西	贛南医学院	紅色衛生史博物館	2016	400
21	江西	南昌大学	医学生命標本陳列館	2006	640
22	江西	江西中医薬大学	中医薬博物館	不明	不明
24	遼寧	遼寧中医薬大学	博物館	2009	1800
25	内モンゴル	内蒙古医学院	蒙医薬博物館	2006	不明
27	山東	山東中医薬高専	中医薬博物館	2017	不明
28	山東	山東大学齊魯病院	齊魯医学博物館	1905	不明
26	山東	泰山医学院	医学影像博物館	2007	2000
29	陝西	陝西中医薬大学	陝西医史博物館	1965	2300
30	陝西	第四軍医大学	標本陳列室	1945	1000
31	上海	上海中医薬大学	中医薬博物館	2004 (1938)	3940
33	四川	成都中医薬大学	中医薬伝統文化博物館	1991	4300
32	四川	四川大学	華西口腔医学博物館	2009	592
34	ウイグル州	新疆医科大学	中薬民族薬標本館	2010	596
35	浙江	浙江中医薬大学	中医薬博物館	2009	不明

(筆者作成)

山東大学齊魯医学博物館の前身は、済南広智院である。欧米では、病院内に展示室が設置されることは珍しくなく、一般市民に医学・科学知識を伝達してきた歴史を有している。西洋化した医療施設が中国に出現するのは、1835年以降で欧米伝教師の主導によるものであった。

広智院は、イギリス人伝道士の John Sutherland Whitewright (中国名 懷恩光 1858～1926) が主導となり開設したものである。懷恩光は、1879年にイギリスで神

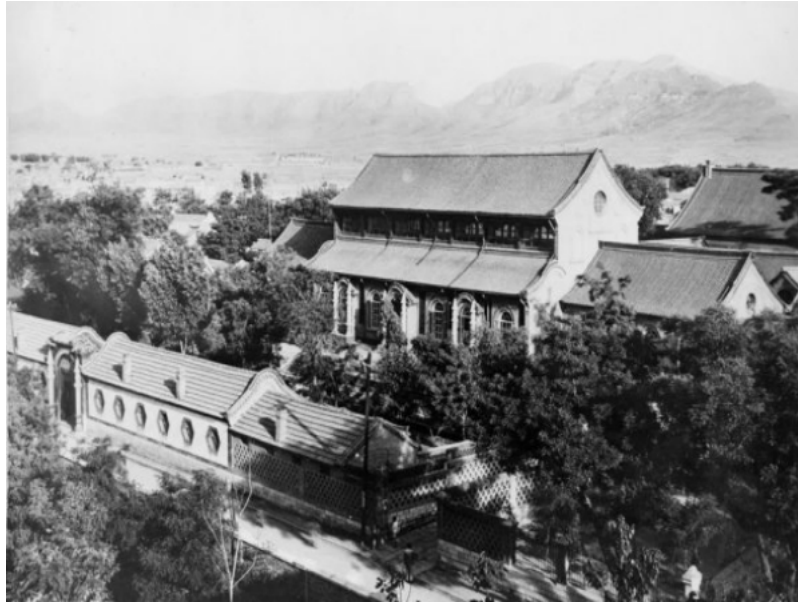


図 6-1 1947 年撮影の広智院（『図説済南老建築・近代巻』より転載）

学院を卒業後、中国山東省青州に伝道士として配属された¹⁾。1887 年、青州で博古堂なる展覧館を開館し、1 年目は 5 千人、2 年目には 2 万人の参観者が訪れ、その後、博古堂の年間参観者数は 7 万人にまで達したのである（于 2018）。1904 年に青州と済南を繋ぐ鉄道が開通し、済南は山東省の中心都市に変貌を遂げた。交通網の変化に伴い、懐恩光は博古堂を青州から済南に移転拡大した。新たな広智院は、中国の伝統と欧米の特徴を兼備した建築様式の建物で総面積 2 万 m²の博物館となったのである。1905 年 12 月 2 日の広智院の落成式には年 11 月 29 日には展覧会の開幕式が執り行われている。広智院は、博物館の専門領域からは総合博物館で、設立当初から無料で開放されていた。展示内容は、動物、植物、鉱物、文、地理、機械、医学、整理、農産、文化、歴史、芸術、古物などで、自然・人文の両分野に亙る資料群で構成されていた。小講習室などの施設も設置され、展示品は 1 万点以上にのぼっていたと伝えられている（田 1986）。展示資料は中国全土からの参観者を集めて、1914 年の「申報」の新聞記者黄炎培が上海から見学を訪れ、以下のように記録した。

広智院者、一教育博物院也！创建于今院长英人怀恩光君、自观地建屋、于今十年、粲然大备。院长谓十年来购地建屋及一切布置陈列约耗银 96000 元、皆陆续捐募得之、若常年费、仅 3600 元耳……院在济南城西南关山水沟、自表门入、经隙地七八丈、得巍然大建筑、四围环以高下缤纷之花木、起前为博物堂、大自鸣钟昂然矗立于云表。入堂、立记数机于门、验之、院长出示英文报告、去年一年间、得入览者男 282163 人、女 39892 人、共 322055 人、可云盛矣！

（広智院は、一つの教育博物院である。現在の院長懐恩光によって創設され、自ら土地を選び、建物を建設し、すでに十年が経ち、概ね完備している。院長曰く、十年館の土地購入費や建設費、陳列費全額はおおよそ 96,000 銀元であり、すべて寄贈によっての資金である。毎年の経費は、わずか 3,600 元である。（中

略)博物院は濟南城西南関の水溝にあり、表の門に入れば、空地七、八丈があり、巍然と大きな建物が見え、四周には高低なる花木を栽培し、正面は博物堂であり、大自鳴鐘が直立している。院長の英文レポートによると、去年(1913年)の一年間で、參觀者は男性が282,163人、女性が39,892人で極めて盛況している。筆者訳) (田 1986)

1922年に、著名な歴史学者の胡適は、広智院を訪問した。

此院在山东社会里已成了一个重要教育机关。每日来游的人、男男女女、有长衣的乡绅、有短衣或着半臂的贫民。本年此地赛会期内、来游的人每日超过七千之众。今天我们看门口入门机上所记的人数、自四月二十六日起、至今天(七月七日)共七十日、计来游的有七万九千八百十七人。

(ここは、山東地域の重要な教育機関になっている。參觀者は老若男女問わず、教養の高い紳士もいれば、貧困な農民もいる。本年、この地域の祭典時期には、来館人数は毎日7千人を超えている。入り口の来館者記録機を見れば、4月26日から今日(7月7日)までの間に79817人が来館している。筆者訳) (田 1986)

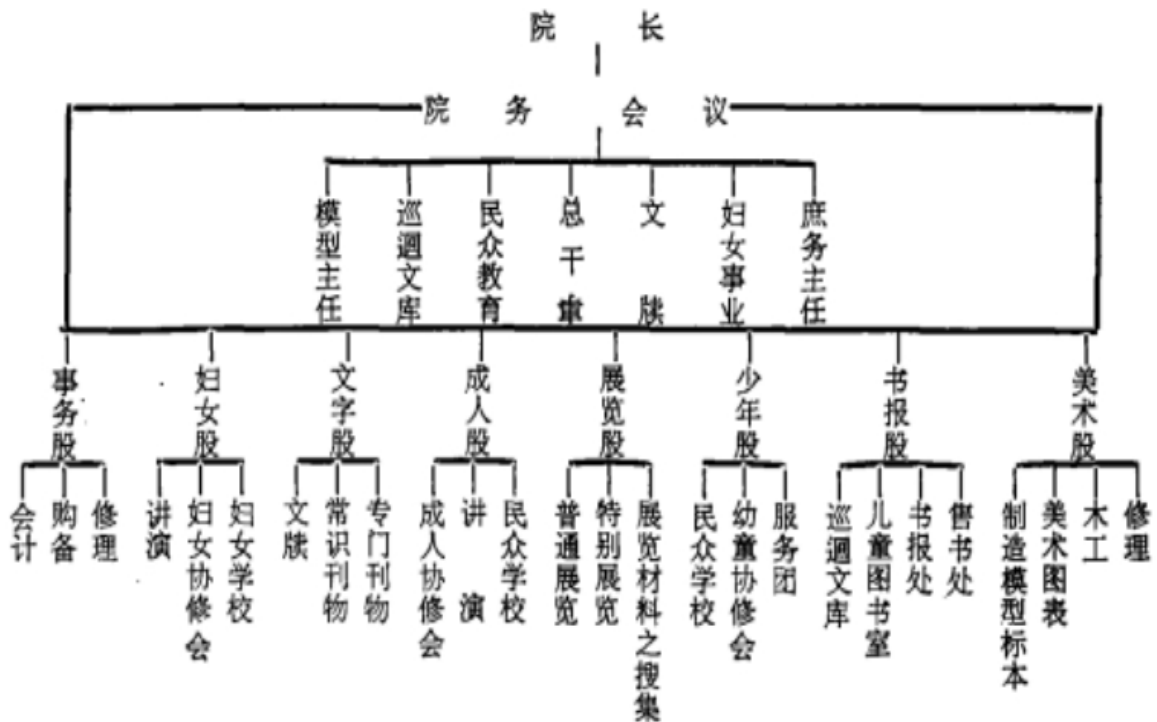


図 6-2 広智院の人員構成 (『濟南広智院誌略』より転載)

1931年2月に発行された『濟南広智院誌略』(濟南広智院1931)によると、1912年から1914年まで、それぞれの月の參觀者数は、15000人を超えていることがわかる。広智院は、当時からすでに常設展示以外にも企画展示を開催し、乳幼児を託す保

育部や医療機能を備えた治療部なども併設されており、現代博物館以上の複合施設であったことが理解できる。

広智院が実践した教育・宣伝活動は以下の6点である。以下、広智院での博物館的諸活動を上掲の『済南広智院誌略』を要約して記すこととするが、原文は紙幅が大きいため省略する。

1. 公衆講演会

公衆講演会は、「樹木を植える利点は何か」「社会の改良」「衛生の要点」「聖書の起源」といった化学・医学・哲学・宗教などを主題にしたもので、講演者は当地の官僚や名士が多かった。1912年の記録では、当年に921回の講演会²⁾が開かれ、聴講者は毎回40人から200人にのぼったという。同時に、学生を対象とした学術的な専門講演会も開催された。例えば、1930年の農村事業展覧会期間中には、農村事業に関する講演会が連日開催され、さらに農業実務に関する書籍を刊行販売し、参観者の注目を集めていたと記されている。

2. 参観者層の拡大政策

当時の中国では、女性は家庭から出ることが少なく、公衆の場では顔を見せてはならないとする風習があったために、社会教育を受ける機会は極めて乏しかったのである。中国の悪しき習慣を打破する目的で、広智院では婦人参観日を設置し女性に限った参観時間を設け、多くの女性参観者を招致するといった革新的な博物館活動を実施したのであった。

また、軍隊に対しては、済南郊外の軍隊駐屯地の近くに広智軍界院を設立し、兵器に関する展示室や世界各国の軍隊を紹介する情報室、体育室、新聞室、講堂などを設置し、軍人に向けての専門的な展示を行った点に関しても評価に値する。

3. 学堂の開設

1927年、広智院は男女民衆学校を設立して、一般公衆教育を開始した。男女を班分けした上で授業が行われ、初級生には習字、算数、歌唱の授業を、上級生には作文、衛生、地理、歴史、自然、公民などの授業を提供していたとされる。すべての授業は、無料でなされ、学生は年齢・階層・男女などの制限がなかった点は、教育方法の観点から一大特徴といえる。学生の多くは、貧困などの理由で一般の学校に入学できなかった者であったことから、広智院は中国の平民教育事業に多大な貢献を果たした施設なのである。

4. 博物館友の会

広智院は、「幼童協修会」「成人協修会」と命名する、今日でいう博物館友の会ともいえる2つの組織を設立し、会員を募り多彩な活動を行っていた。「幼童協修会」は、毎週遊戯・歌唱・語りなどを企画し、参加した子どもは一日平均130人～140人にも

のぼり、博物館の職員のほかボランティアが対応した。新聞雑誌室を開設して、子どもに閲覧させるなど、文字教育も実践していたのである。

さらに「成人協修会」は、齊魯大学の教職員や教会の執事、広智院の職員により運営され、約 80 人の会員が集まったと記されている。その活動内容は、運動・将棋・囲碁・読書・社会問題に関わる討論会や「婦人協修会」などであった。

以上の活動内容からも、「博物館友の会」の先駆を為す思想と実践であったと考えられ、この点は、日本の博物館より先行していたと推定される。

5. 文化体験の提供

月に一回映画が上映され、放映前には宗教に関わる講座が開催されていた。映画会に参加した人は、毎回 300 人余りで、映画上映を活用して、汽車や飛行機など最先端の技術を民衆に展示した。つまり、視覚教育が実践されていたのである。

6. キリスト教教義の宣教

広智院は、前述の如くイギリス人のキリスト教伝道士によって建設された博物館であったことから、キリスト教の布教も主たる責務の一つであった。科学をテーマとする展示を開催すると同時に、複数回の宗教活動を行なった。ミサや礼拝のほかに、聖書や宗教書籍を販売し、宗教をテーマにした講演会も開催されていた。

つまり、広智院は、済南におけるイギリス浸礼会³⁾の活動拠点であったのである。催行された諸活動の目的は、中国でキリスト教信者を増加させ、キリスト教の影響力の拡大を目的とする布教活動であったが、教導の拡張に伴う様々な教育活動を通じて現代社会に相応の博物館の役割を果たした。広智院は、科学・歴史・考古・地理・建築など、様々なテーマを統合した、さらには諸施設を付帯した複合博物館であったと見做せるのである。

第 2 節 広智院の意義と中国の博物館事業に与えた影響

前節の「山東大学齊魯医学博物館の前身「広智院」の歴史」で具体的に述べた広智院の経営方法は、中国の博物館事業に大きな影響を与えた。その影響を受けて、1922 年 6 月、天津にも広智院を模倣した広智館が開館している。次いで、1949 年には愛国者で華僑の陳嘉庚が広智院を見学し、1950 年にはアモイに博物館が建設された。このような経過から、中国の初期の博物館は、広智院に影響されていない博物館は少ないと言えるのである。

翻って 1917 年に、広智院は社会教育科として中国で最初のキリスト教系大学である齊魯大学に合併された。1924 年、齊魯大学教授 A・G・パーカーの調査統計によると、1920 年代の広智院は年間 50 万人以上の参観者を招致しており、済南以外からの参観者には外国人も含まれ、その国籍は 30 ヶ国以上にもものぼったとされている（齊

魯大学 1924)。広智院は社会の各階層に広く浸透し、済南の重要な文化交流の場となったのである。

中華人民共和国成立後、広智院は山東省自然科学教育研究所に委嘱されて国有化となったが、一時は山東省博物館の一部として運営されていた歴史を有する。1952年に齊魯大学は廃校となり、医学科は山東医学院と合併した(田 1986)。その後、齊魯大学医学科と附属病院は、山東医科大学を経て、2000年に齊魯医学院と改称されて、山東大学の一学部に編入された。再度確認すると、広智院は当初は齊魯大学医学部の附属施設であったが、後に山東大学の附属博物館になったのである。

しかし、1952年から山東省自然博物館の建設準備部として使用されることになり、展示物は全て収蔵庫に移動され、展示業務は中断されてしまった。その後、1992年に広智院の歴史ある建物は、山東省重点文物保護単位⁴⁾に指定され、2013年には全国重点文物保護単位に指定された。広智院は、山東医学院に所属のまま、大学の改名や合併などの紆余曲折を経て、現在の名称である山東大学齊魯医院広智院となったのである。

新たな広智院は、大学医学部の発展に伴い総合的博物館から専門的な医学博物館へと、その内容が大きく変更された。展示は従来 of 生理標本、医学道具、動植物標本を保存し、さらに齊魯大学医学部の教職員によって製作され、収集されてきた医学標本や授業道具なども、展示品の一部として収蔵され保存された。後に、齊魯大学は山東大学に合併され、齊魯大学医学部は必然的に山東大学医学部と改称された。広智院の閉鎖期間中は、収蔵品の一部は山東大学生命科学学院標本館に保存されて、展示の一部になったという複雑な経緯を有しながらも、実態は保存されてきた点が特徴である。

2019年に、山東大学、山東省文化と観光庁、山東省文物局、山東博物館による広智院管理使用協同案が通過し、広智院の建築を保護利用した医学博物館を建設する提案が議決され、広智院再建設の計画案が作成された。新しい広智院は、山東省初の医学博物館になったのである。

広智院百年の歴史は、中国博物館の黎明期から伝承された思想や文化だけでなく、貴重な歴史建築物の歴史でもある。現在、大学・病院・行政の協働開発で、広智院の建築物を如何に保存活用するかが課題となっている。歴史的建築物を利用した医学博物館は、伝承と創造を融合したプロジェクトになる可能性がある。

2019年、山東大学は、広智院と隣接する趵突泉キャンパスに人体科学館を新たに開館した。この人体科学館には、9室の展示室があり、100年に亘り山東大学医学院の歴代教師が制作・収集した約1000点の人体標本コレクションを展示している。山東大学は、広智院・人体科学館・医学院校史館の三館を統合し、文化教育資源として医学院の人文基地、すなわち国家と地域、大学の歴史を総合的に紹介する場所として、建設を計画している。

第 3 節 上海中医薬大学中医薬博物館の歴史

上海中医薬大学附属中医薬博物館の前身は、中華医学会に所属する中華医学会医史博物館である。当該博物館は、1938年に開館した中国で最初の医史博物館である。医学研究や標本資料を展示する山東大学齐鲁医学博物館とは異なり、主に中華医学会の医学の歴史と変遷過程を紹介する専門領域は医学であるが、その歴史を主題とする歴史博物館である。

創設者の王吉民（1889～1972）は、中国の医史学研究家である。王は、広東に生まれ、香港医科大学を卒業後、48歳まで医師を勤め、1937年に中華医学会副会長として招聘されたのを機に中華医学会医史学会を創設し、会長となった人物である。後に、中華医学会医史学会は中華医史研究会と改称され、医史博物館の建設が確定したのであった（梁 2008）。中華医史研究会による研究と資料収集は、医史博物館の建設に多大な貢献を果たしたのである。

医史博物館建設計画は、世界中に正しい医学資料を提供することが目的であった。王は、1932年に医学家伍連徳（1879～1960）と共に『History of Chinese Medicine』と題した英文書を編纂、出版した。それと並行して、二人は中国医史に関する文物資料の収集にも傾注したのであった（傅 1996）。1937年、王が担当した医史文献展覧会は、中華医学会全国大会に合わせて開催され、そこには1000点以上の資料が展示された。それらは主に、中国歴代製薬道具・薬瓶・鍼灸外科道具・中医学の古典籍・歴代中医学家の伝記と絵画・医療の現場を描写した医事画などであった。王は大会で、「医史博物館を建設せよ」と題する講演を行い、会員の賛同を得たのである。展示された医史資料は、後の博物館コレクションの一部になっている。

1938年7月、中華医学会医史博物館が開館して、王が館長に就任し1966年まで館長職の座に就いた。初期の医史博物館陳列室は、上海市池浜路（現慈溪路）にあった中華医学会図書館内の一室で、陳列品は中医道具・製薬道具・薬瓶・著名医師の手跡・中医古籍・医事画など約400点である。

1956年、中華医学会医史博物館は、医学会上海分会と共に新築のビルに移転したが、医史博物館の収蔵品は2000点以上に増加し、陳列室も5室、面積200平米になった。展示は医学史と李時珍に関する文献二つのテーマから構成された（傅 1996）。その他、事務室、医史資料室、文物登録室、文物倉庫等が設置され、現代博物館としての施設を備えたものであった。1959年1月、上海市衛生局は中華医学会医史博物館を上海中医学院に所属することを決定し、博物館を上海中医学院内に移転させたのである（傅 2008）。

2005年3月、医史博物館の規模が拡大され、上海中医薬博物館と改称された。収蔵資料は一万点を超え、独立した建物となり、博物館専属の薬用植物園を附設した。移転した新たな博物館は、上海市浦東新区の上海中医薬大学校内に所在し、展示面積は4000 m²である。

上海中医薬博物館の年間平均参観者数は、約7万人を数える。郊外にある大学附属博物館としては、極めて集客力の高い博物館であると評価できる。その要因は、中医薬

博物館が研究施設としての役割を果たしているのみならず、積極的に社会教育の役割を実践しているからである。

下記に、上海中医薬博物館の主な社会教育活動の実態を紹介する。

1. 青少年に対する情報発信

中医薬博物館は、青少年を対象に中医の伝統体操「五禽戯」⁵⁾を改造した、キャラクターによる芝居を演じている。また、中医薬のフィギュア、漢方ハンドクリームの製造、中医薬の試飲会など様々なイベントを開催し、青少年の中医薬に対する興味を喚起させ啓蒙活動に努めている点は、特記すべき博物館活動なのである。地域の小中学校に向けた出前博物館も実践している。

2. 中高年に向けての情報発信

中高年に対しては、健康生活の啓蒙活動を行っている。中医薬博物館は、地域住民の行政管理部門と連携し、中医薬の科学理念の情報発信をしており、老年大学では中医薬知識講座の開催や、食品と薬品の安全に関する社会教育を実践している。博物館は、上海の生涯学習の拠点となっているのである。

3. 企業との連携

中医薬博物館は、企業社員に対して脳の過労、運動不足、ストレスの累積などを軽減する中医薬教育宣伝活動を行なうなど、現代サラリーマンに共通する健康問題に対して極めて現実的である点が特徴である（全 2017）。

第 4 節 南方医科大学嶺南薬博物館の歴史

南方医科大学嶺南薬博物館は、1982年に開館した第一軍医大学。中薬標本館を引き継いで建設された総面積 350 m²の博物館である。2003年に、南方医科大学は嶺南薬博物館をリニューアルした際に、中医薬を主題とした標本資料類は約 1300 種類に増加した。その後、伝統的な中医薬器機、現代型中医薬、中医薬の製剤、蠟製標本⁶⁾、液浸標本資料などを収集し、収蔵資料は計 2000 種類以上に増加している（張 2011）。

嶺南薬博物館は、中国福建省と広東省の山地である嶺南地域で産出される中医薬材料を主に展示している。展示内容は、嶺南地域の人々がよく使用する植物薬材、広東北部の瑶族の民間薬材、四川の薬材、西北地域の薬材、貴重薬材と動物薬材、鉱物薬材などケースごとに異なっている。鼎湖山薬用植物、西北山地と砂漠の薬用植物、校庭内に一般的に栽培されている植物などのパネル展示と、学生の課外研究を紹介するコーナーがある。

蠟浸標本と液浸標本は、中国科学院華南研究所、中山大学の大学標本館と同じ標本である。中医学、中薬学を専攻する学生教育に対応して、ハッチンソン植物分類法⁷⁾によって、対応症と植物薬材の部位に分別して展示資料が配置されている。

嶺南薬博物館は、中医薬分野の教員の長年の努力により収集された中医薬材、中薬錠剤、中薬を原料とした薬剤及び薬用植物などに関する総合的な標本館になっており、南方医科大学生の重要な実習科目における実践の場になっている。また、博物館は中医薬文化を情報発信する場として、広州市内や、アメリカ、キューバなど海外からの訪問団を積極的に招致している。

さらに、中医薬研究にも力を注いでおり、中医薬目録の作成、標本資料のデジタル化の構築などのプロジェクトを推進している。また、長年の中医薬標本制作の経験を活かし、液浸植物標本の独自の制作技術を開発して、特許の取得を目指している。2006年以降、嶺南薬博物館は展示内容の豊富さと実用性の高さで高い評価を得てきた。歴史文献や文学・芸術などをテーマとする分館を増設し、中医薬標本以外にも模造・模型等の二次資料の中薬標本を収集、展示している。

また、嶺南地域の果物や食物などの薬膳文化を紹介するコーナーも新たに加えられた。歴史文献館は、嶺南中薬に関する歴史、人物、伝説、書籍などを収集して展示し、一般市民に対して定期的に文学作品のコンピティーションを開催している。文学芸術館は、嶺南中医薬をテーマにした絵画、撮影及造形芸術作品を収集して、地域住民に対して芸術作品の創作活動を開催している。その他にも、民族薬と外来薬、広東地区の中薬製造工場の製品を系統的に紹介し、郷土教育の場としての役割を果たしている。

小結 医薬系大学附属博物館の役割と意義

中国の医学系博物館では、中国の代表的な伝統文化である中医薬学を主題にする博物館が多い点が、医学系博物館での最大の特徴である。中医薬文化を外部に向けて情報発信するためには、館と館、地域と地域の境界を取り除き、医薬系大学附属博物館は、文化を伝達する機関としての役割を果たすと同時に、社会教育の機能を発揮することで、その影響力と存在価値をさらに高めることができるのである。

例えば、上海中医薬博物館は、大学の中にある大学附属博物館でありながら、中医薬文化の伝承と教育の代表的な場所として、多くの外国人参観者を受け入れている。その中には、世界各国の首相や、政府官僚、著名な研究者、企業経営者なども多く含まれている。世界各国の来訪者に中医薬文化に対する興味を喚起し、高い評価を得ているのである。このような活動を通して、上海中医薬博物館は、中医薬文化を海外に発信するプロジェクトを企画し、アメリカ、イギリス、シンガポール、スリランカなどで中医薬文化展を開催し、現地での知名度を広げて、世界の多くの人々に中医薬文化を伝達することに努めている。このような形で社会教育を試み、成果を達成していることは展示内容の独自性以外にも、大学附属博物館独自の資源や特徴を活用した点にある。

医薬系大学附属博物館は、博物館としての基本的機能である収集、保存、教育、研究機能を明確にする上で、医学博物館独自の特性を生かし、時代の発展との協調を目指すことが必要である。また、大学附属博物館の特徴を利用し、医薬と大学両方の長所の融合を目標にすべきである。医薬系大学附属博物館は、医薬の歴史コレクションを収

集すると同時に、現代医学の発展状況や、未来の予測などにも注目し、公衆に向けた教育活動を通して、博物館の役割を果たすことが重要であると筆者は考えている。

中国には、本章第 1 節で記した広智院のように、歴史的保存建造物を活用した医薬系大学附属博物館が複数存在している。保護されている歴史的建造物を活用する博物館にとっては、その建築自体が価値の高い重要な収蔵資料であることは確認するまでもない。また、歴史的保存建造物以外にも、中国の一級文物と二級文物を所蔵している医薬系大学附属博物館もあるが、このような文物を保存、展示するには、大学や政府の資金と支援を要請することが必要である。資料を最大限に利用するために、医薬系大学附属博物館は、大学の研究室や OB、OG の関連組織と連動し、利用法の開発方法を探索することが効率的であると考えられる。

医薬系大学附属博物館の意義は、西洋医学、薬学あるいは中国伝統医薬の独特な歴史、文化、知識を展示しているために、医薬文化の保存と発展に重要な意義を所有している。したがって、保管・保存資料が内蔵する医学・薬学的学術の伝達こそが最大の使命である。当該意義を受けての目的は、①歴史文化の伝承、②発展成果の展示、③医学・薬学知識の普及の 3 点に尽きるものとする。

1. 歴史文化の伝承

医薬系大学附属博物館は、医学と薬学の発達史を展示テーマにすることが多く、歴史文物を保存するほか、文物を通じて社会教育を行うことが可能である。展示から、参観者は医学と薬学の発展過程を知ることができ、歴史を理解することにより、未来を予測することも可能となるのである。

医薬学の発展は、自然科学、社会科学、人文科学、認知科学などを包括しており、人類の発展に伴い、医薬学も進化、革新している。医薬系大学附属博物館は、人々が参観を通して医薬学という独特な学科を紹介し、医学の歴史や文化及実践形式を研究、伝承する場といえる。

2. 発展成果の展示

医薬系大学附属博物館は、医学研究の成果と医薬文化を集中的に展示する場所であり、ひとつの大学、病院あるいは医学学科の発展歴史を紹介することが主流である。このような特定した主題や機構の歴史を展示することは、大学の学生、病院の従業員などに一体感を感じ、協同的な努力をする意欲を喚起することができる。

3. 医学知識の普及

医学は、人道主義とチャリティー精神を顕彰する方式の一種である。医学は人格と生命を保護することを基本としているため、医学の歴史は人類の文明史に関係している。医学を普及することは、人類社会の共同事業である。大学は、高等教育の場であり、大学で医学普及事業を行うことは、青少年に直接的に影響を与えることができるものとする。

次章は、医薬系博物館の他、中国で典型的な大学附属博物館の一つである、京師同文館の歴史を詳述する。また、中国博物館の初期発展に貢献した学校や外国人の歴史と思想を紹介する。

注

- 1) 『The Annual Report of the Baptist Missionary Society』
- 2) 原文では講演会と記しているが、展示解説等をだしているものと推定される。
- 3) バプティスト、17世紀から独立したキリスト宗派である。
- 4) 重点文物保護単位は、中国で保護対象に納入された移動不可の文物に対する総称である。国家級、省級、市級、区級などに分類され、それぞれの級の行政機関に保護されている。
- 5) 禽類を模倣して動作し、健康を目的とする中国伝統体操。
- 6) 植物を平面に圧迫して台紙に固定する標本製法。蠟葉標本にも呼ぶ。
- 7) ハッチンソン植物分類法は、イギリスの植物学家 J. Hutchinson が 1926 年～1934 年に『有花植物科誌』第 I・II 巻で構築した分類法である。

参考文献

- 落合知子 2019：『医歯薬学系博物館事典』雄山閣
- 済南広智院 1931：『済南広智院誌略』
- 全瑾 2017：「发挥大学博物館育人优势、拓展社会教育功能—以上海中医薬博物館为例」『课程教育研究』第 32 期 205-206 頁。
- 田鷹 1986：「済南広智院」『中国博物館』第 2 期、89-91 頁。
- 梁峻 2008：「中华医学会医史学分会会史」『中华医学会医史学分会第 12 届 1 次学术年会论文集』中华医学会、254-261 頁。
- 于芹 2018：「二十世纪前半叶的済南広智院」『春秋』第 4 期、41-43 頁。
- 傅维康 1996：「60 年来的中国医学史博物館」『中华医史杂志』第 4 期、35-40 頁。
- 傅维康 2008：「王吉民和中国首家医史博物館的创办」『上海中医薬杂志』第 7 期、72-73 頁。
- 刘华 2016：「『申报』（1912～1949）博物館史料初步整理与分析」吉林大学
- 张奇锋 2011：「科学与艺术的美妙结合」『广东科技报』第 8 期、15 頁。
- 齐鲁大学 1924：『齐鲁大学社会学系调查』

第7章 中国の典型的な大学附属博物館—京師同文館の歴史—

中国における博物館の濫觴については、耶蘇会フランス人宣教師のピエール・ワードが1868年に創立したとされる徐家匯博物院が、中国初の博物館であると一般的に認識されてきた。当該徐家匯博物院の設立年に関する20世紀前半の諸学説は、張哲の先行研究によると下表の通りである（張2023）。

表7-1 震旦博物院（徐家匯博物院）の創建年に関する諸説一覧

執筆者	時代	記事名（書籍名）	雑誌名（出版社）	創設年（掲載頁）
Frédéric Courtois（杜若城）	1928	「LE MUSEÉ DE ZI-KA-WEI」（徐家匯博物院）	『自然界』第3巻2期、143～150頁	1868年以降（143・147頁）
	1930	「近事：教中新聞：震旦大學新建博物院行奠基禮盛」	『聖教雜誌』第19巻第6期、284～286頁	1872年（258頁）
張若谷	1935	「震旦大學院與博物院」	『時代』第8巻8期、14～15頁	1868年（15頁）
	1936	「震旦博物院概況」	『中国博物館協会会報』第1巻3期、2～11頁	1868年（3頁）
朱志鳴	1936	「震旦博物院」	『上海法租界納稅華人會會報』第1巻16期、313頁	1868年（313頁）
費畊雨・費鴻年	1936	『博物館學概論』	中華書局	1870年前後（23頁）
	1936	『中國博物館一覽』	中國博物館協會	1868年（75頁）
	1937	「震旦博物院史略（上）」	『上海法租界納稅華人會會報』第2巻5期、67～69頁	1868年（67頁）
	1938	「科学新聞、震旦大學博物院將舉行七十週年紀念」	『科学』第22巻11/12期、557頁	1868年（557頁）
	1939	「科学新聞、震旦博物院七十週年」	『科学』第二三巻第五/六期、328～330頁	1868年（328頁）
	1939	「韓氏博物院七十週年紀念」	『震旦医刊』第四巻第四期、324～326、328～329頁	1939年で70周年と明記（328頁）
曾昭燏、李濟	1943	『博物館』	正中書局	1868年（5頁）

（張『中国博物館学の歴史— 関係法規史を含めて—』から転載）

しかし、上海大学の呂建昌によって、開館年と一般公開の両点が不明瞭であるところから比定されるに至っている（呂 2011）。現在の通説では、張謇が 1905 年に創設した南通博物院が最初であるとされている（費・費 1936）。したがって、中国の博物館の歴史の中で、南通博物院の創設が博物館の幕開けとなったのである。しかし、南通博物院は、張謇個人によって建設された博物館であるが故に、私立博物館の範疇に当たる博物館である点も重要である（包 1964）。

一方、中国で最初の官立・公立博物館は、1912 年に蔡元培の主導で創設された国立歴史博物館である。国立歴史博物館は、1912 年から開館の準備を開始したが、予算不足の為に 14 年後の 1926 年ようやく開館した経緯を有する。故に、中国最初の公立博物館は、1914 年に開館した古物陳列所であるとする説もある（呂 2004）。

しかし、以上の南通博物院、国立歴史博物館、古物陳列室以外に、中国国内には 1876 年に創設された博物館が存在している。この博物館こそが、中国人によって建設された最初の公立博物館であると筆者は考えている。即ち、中国最初の公立博物館は、京師同文館博物館なのである。資料の不足や研究の未熟性が原因で、京師同文館博物館に関する研究は十分なされてこなかったが、筆者は現存している資料の再検討により、以下に当該博物館の歴史を探求して行くこととする。

第 1 節 京師同文館博物館の歴史

1. 京師同文館が博物館を建設した経緯

京師同文館は、京師大学堂及び北京大学の全身であり、中国近代大学教育の濫觴であったといえる。京師同文館は、中国清朝末期の近代化社会へ向かう社会変革のなかで創設され、発展した経緯を有している。近代博物館は、西洋諸国で最初に建設されたが、中国の近代的博物館も、西洋文化を吸収する過程の中で建設された文化的成果である。第 2 章第 1 節でも記したように博物館の出現は、教育機関の設置に呼応すべく発生し、それが大学附属博物館である。

京師同文館博物館は、19 世紀後半期、中国と西洋諸国の間に思想文化、科学教育、大衆伝達、風習改善などの目的で建設された近代的教育機関に附属施設として創設され、博物館機能を保有した博物館であった。中国最初の博物館が京師同文館博物館であったことは、蓋然性に基づくものであったのである。

2. 京師同文館の設立背景

1840 年、イギリスとのアヘン戦争の敗戦で、中国社会及び中国国民は精神・思想・経済をはじめとするすべての面で大きな衝撃を経験し、世界にも大きな影響を与えたことは歴史的事実である。イギリスやフランスなど外部からの侵略者と、太平天国、白蓮教など中国国内からの農民蜂起¹⁾は、内外両方向から清朝政府の政権を大きく揺るがす結果を招いた。本危機に対応するために、中国人為政者達は西洋の科学技術の習得、機械化による工業生産方式の追求などを内容にした「洋務運動」を開始した。「洋務運動」の一つとして、新式の教育を実践するためには新式学校である西洋様式の教

育形態と教育科目を開設することが求められ、それは新式教育の要点であった。

京師同文館を設立するもう一つの理由は、中国が西洋諸国に接する機会が増大する中で、言語や文字の齟齬は、交流に大きな障害になっていたからである。1860年の第2次アヘン戦争の敗戦で、中国はイギリスと「天津条約」を協定し、条約文の中に①イギリスから発送する文書は、全て英語で作成する、②現在、一時的に中国語で伝達するが、中国は学生を選別して英文を習得させ、英文で読み書きする能力を取得した時点で中国語での文書伝達は中止する、③英文と中文の文書は、内容について論争がある時は全て英文を正論とすることが規定されていた。このような一方的な条約内容によって、中国人が英語を早急に理解する必要性が発生したのである。清朝政府は、言語学校を設立し、英文に堪能な人材育成を重視し始めたことが、当該期の教育上の背景であった。

このような社会的事情で、1861年恭親王奕訢²⁾は皇帝に助言し、上海、広州などから外国語に長じた商人を選出し、北京へ外国語教師として招聘し、清朝皇室の同族である満州族から選出した児童を対象に外国語を教授した。しかし、外国語教育に適合した教育人材は、一時的に得られなかったためイギリス人ボルドンだけが請われて英語教師の任についた。このような状況下で、1862年3月に京師同文館が設立されたのであった。設立初期の京師同文館は、英語のみを対象とした英文館（英語科）のみで、学生は10名にとどまったところからも、精鋭主義を採用したことが窺われる。

1863年には、フランス文館（仏語科）、ロシア文館（露語科）を設立し、後にドイツ文館と漢文館を増設した。京師同文館の設立当初の目的は、翻訳人材を育成する外国語専門学校であったが、国語である漢文館を増設することにより、幅広い教育を目的とする教育機関を意図したようである。管轄は清朝政府総務部の付属施設であった。

1866年、奕訢は、さらに天文・算学館を設立することを提案したが、保守派の強い反対を伴う激しい論争が展開された。後に、保守派は論破され、天文・算学館の設立は1867年を待たねばならなかった。天文・算学館の設立は、京師同文館の歴史の上での重要な一歩であり、京師同文館を単純な外国語学校から、多様な専攻学科を所有する総合的教育機関へ転向する端緒はここに開始されたといえるのである。

3. 博物館設備と機構設置の過程

京師同文館は、上述の如く1867年に天文・算学館を設立した後、1869年にイギリス人伝教師 William Alexander Parsons Martin（中国名 丁韪良）を招聘して総教習（学長）にした。その後、京師同文館の規模は、飛躍的に拡大され、当時の「同文館題名録」によると、開設された課程は英文、フランス文、ロシア文、ドイツ文、漢文算学、洋文天文、洋文算学、格物測算、公法学、漢文化学、医学などが確認できる（高 1992）。数年の発展を経過した後、京師同文館は文学と理学を併設する学校となり、組織管理方式や教育方式の両面についても近代西洋大学の特徴を有した教育機関となったのである。

京師同文館の発展と共に、近代的な教育施設や教育機器も取り入れられた。例えば、1873年に京師同文館は、印刷所を附設し、その中に中文と英文・ローマ字印刷機をそ

れぞれ一台、手動印刷機を 7 台設置し、同文館と総務部の文書類は全てそこで印刷された。本印刷所は、中国国内で当時最先端の設備を備えていたことになる。丁韪良は、「同文館記」の中に「同文館附属印刷所の設立は、後に皇室印刷所の位置を獲得した。」と記している（朱・王 1983）。

1876 年、京師同文館は化学実験室を、次いで、1888 年には格物館³⁾を増設している。格物館以外にも、格物という物理学の基礎知識の専門授業を設置し、英文教師であったオリバーに物理知識を教授させ、同時に物理実験室を設立した。同年に、京師同文館は、現代の天文台にあたる観星台を建設した。

光緒十四年建星台一区、上设仪器、顶盖四面旋转、高约五丈、凡有关天象者、教习即率众馆生登之、以器窥测

（光緒 14 年（1888）に観星台を一つ建設し、上には、儀器各種を設置し、ドーム天井は回転することができ、高さは約五丈（15 メートル）である。天文に関する全ての現象の観測が可能で、教師は学生を引率して観星台に登り、機械で天文現象を観測させる。筆者訳）（呉 1998）

また、京師同文館には図書館に相当する蔵書閣があり、漢文・洋文など各種の書籍を収蔵していた。清朝政府総務部は、常に外国から贈与された書籍を同文館に配架し、蔵書の収蔵・保存に力を注いでいた。1896 年の蔵書閣には、漢文仏経や書籍 800 冊、洋文書籍 1900 冊、漢文算学書籍など 1000 冊が収蔵されていたと記録されている（呉 1998）。

以上の新式の教育施設や設備の取り入れは、京師同文館の教育水準を著しく進歩させ、当時中国で最先端を誇る新式の学校水準を定着させていた。実験室や天文台も、西洋の先進的な教育方式を模倣した産物であった。当時、西洋諸国の大学では、博物館を附設し、博物館の教育的役割を重視する所も少なくはなかった。したがって、京師同文館も、西洋諸国の大学の実態を模倣し、博物館建設に着目したのであった。

第 2 節 京師同文館の設立に関わった人物

中国で最初の博物館が京師同文館に設立された最大の理由は、京師同文館に先進的な教育意識を有する優秀な人材が集中していたからである。同文館の教師と学生たちは、博物館と深くつながりを持つ者が多く、丁韪良、徳貞、徐継畚、斌椿、張徳彝などがその一例である。

丁韪良は、アメリカ長老会の伝道士である。1850 年、長老会の派遣で中国へ伝教を目的に入国し、1916 年に北京で死去した。生涯中国で活動し、66 年間に中国で生活した（呉 1998）。中国で影響力のある伝道士で、近代中国の発展に影響を与えた人物として、清朝末期の多くの重大事件に参加した記録が残されている。丁が京師同文館で総教習を担当したのは 60 年ほどであり、同文館の発展と歴史上、非常に重要な人物であった。京師同文館博物館は、丁が総教習を担当する時期に建設されたものであり、同

文館博物館の設立は、丁の豊富な国際経歴と国際的視野によって設立したといっても過言ではない。1863年、丁は寧波から北京に伝教で訪問し、1865年に崇実館という教会学校を開設した（匿名 2016）。その後、丁は数回に渡り教会に要請を提出し、教師の増員や校内に小規模の博物館の設立を提唱した。しかし、この時期の要請は教会の了承を得られなかったため、実現することはなかった。

1876年、丁は皇室アジア文会北中国支会博物院院長に任命された。皇室アジア文会北中国支会博物院は、後に上海博物院へと発展している。この博物館の前身は、1857年、上海で生活していたイギリス人とアメリカ人数人が創設した、博物標本を収集目的とする研究会である上海文理学会で、主に動植物の標本を収集、展示していた。1858年、上海文理学会はイギリス皇室アジア文会に加入し、皇室アジア文会北中国支会（「アジア文会」と以下略称）に改称した（王 2005）。アジア文会は、近代中国における重要な文化施設であり、中国の自然・人文についての広域調査を行った。1864年から1896年に至る長期間、丁はアジア文会の名誉会員として在籍、アジア文会の要員でもあった。

アジア文会は、成立当初から博物館を開設することを重要な目標に掲げ、1874年3月25日に博物院を成立した。アジア文会博物院のコレクションは、中国陶磁器、青銅器、少数民族服装、甲骨、石刻、煉瓦、宝石、古器物、兜、銭幣など多様であった。コレクションが豊富な上に、頻繁に展覧会を開催し、公衆に向けて開放していた。また、博物院は、欧米諸国の有名な博物館と、コレクションや学術研究の交流活動を行っていた。このような活動から、19世紀後半のアジア文会博物院は、展示規模と研究水準に置いて、中国国内で一流に達していた（劉 2020）。

丁は、アジア文会博物院での経験から、博物館の意義の中でも特に、科学知識を伝達する教育施設としての意義に注目した。丁は、科学技術を利用した伝教の経験を紹介する時、次の4点を示している。①科学教科書を編纂する際、宗教を強引に科学と結合させることは不都合である。しかし、宗教を教科書以外に排除することも不必要である、②各地の教会は、それぞれ博物館を一館開設し、西洋の技術と科学展示をすべきである、③科学・芸術類の紹介書籍を出版する際、科学を矢にして、宗教を的にする。④伝道士に電球、レコーダー、光学器機、電気道具、蒸気器械などの科学器機を配布する。

以上の4点を分析すると、科学技術を中国で推進することの目的は、あくまでも宗教の宣伝、信者の獲得に留まるが、丁の科学知識の伝達に対する考え方は、伝教を超えたものであったといえる。丁のこのような行為は、当時の中国の科学知識の向上と博物館建設を推進し、中国社会に大きな影響を与えた。

次に、清朝末期に中国の博物館の発展に影響を与えた人物は、John Dudgeon（中国名 徳貞、1837～1901）である。徳貞は、医学伝道士であったが、1863年にグラスゴー大学で医学の修士号を取得し、教会の配属で中国に医学の伝教を目的で赴任して来た。1871年、徳は清朝政府の招聘で同文館初代の医学生理学教習になり、生理学、解剖学と西洋医学を教授した（李 2005）。同文館で開設された医学課程は、中国近代医学教育の起源と定義されている。徳は、『全体通考』⁴⁾ という医学書籍を翻訳し、解剖

学の知識を中国人に紹介した。その中には、西洋解剖学の発展は、各国で設立された動物博物院や、それを基礎にして設立した解剖博物館などから大きな学習資源を受けていることが記されており、本著を通じて徳は、近代医学における博物館の必要性を重視したのである（李 2006）。

また、1867年から1869年まで、同文館事務を総括的に管理する官僚であった徐継畬は、近代中国人の中で最も早く西洋の科学に目を向け、それを学習しようとした人物の一人である。徐は、西洋社会のあらゆる事象に注目し、西洋諸国の政治風俗、科学技術を参考にすると同時に、博物館に着眼したのであった。1844年、徐は海外の社会を中国に紹介する著書『瀛環志略』⁵⁾を完成した。当該書中に、博物館に関する記述があり、博物館を「古玩庫」と呼称していることは知られている。「古玩庫」の他に、徐は軍事器械庫のことを「軍器局」や「軍功場」として記録し、このような施設は、初期形態の軍事博物館と推測できる。

斌椿と張德彝は、京師同文館の教師と学生として、中国人で最も早く西洋の博物館を紹介した人物である。1864年、斌は税関税務司に入職し、文書の整理職に着いたことを契機に、丁韪良と知り合い、頻繁に交流していた。1867年に斌は、同文館西学総管に就任し、1871年まで継続して同文館で勤務した。張は、同文館開校後の第一期の学生であり、入学した3年後には清朝政府の科挙に合格し、官僚に任命された。1884年、張は同文館の英語副教習になり、後に光緒皇帝⁶⁾の英文教師にもなった人物である。光緒皇帝の改革維新に対する支持も、張の影響で成立したと推測できる。

1886年、斌と張など5人は、欧州11カ国を訪問した。斌は、訪問中の日記を整理し、『乗槎筆記』として出版している。書中には、斌が訪ねた各種の博物館について、例えば、同治五年四月二十一日(1866年)にロンドンハイド公園内の「水晶宮」(Crystal Palace)という野外博物館に遊覧したことなどが記録されている。

晴。往都南二十五里、各里思答尔巴累恩（译言水晶宫也）。山上地势甚高、建大厦、高二里、广三里。南北各一塔。北十一极、高四十丈。皆玻璃为之、远望一片晶莹。其中造各国屋宇人物鸟兽、皆肖其国之象。司宫者启关、导予遍观、且备小车以代步。表裏洞明、凭栏远眺、能见六十里之外。旋邀至客座、小楼三层、精彩可人。穿廊咸罩玻璃。绕廊紫藤盛开、红药、杜鹃皆大于中土、间以杂色花草、绿茵铺地、璀璨可观。夫人备茶酒、出画册于观、款洽甚殷。

（晴れ。都か25里行くと、水晶宮がある。山上に地勢が高く、大きな建物を建て、高さは2里、幅は3里。南北に塔が各1つ。北の塔は11階あり、高さは40丈。皆ガラスで作られ、眺望するとキラキラしている。中には各国の家屋、人物、鳥獣が置かれ、それぞれの国のものに似ている。管理者は鍵を開け、私たちを導びき、また小車で移動した。外も中も明るく、眺望すると60里以上まで見える。（主人は）私たちを客座に招き、楼は3階あり、精彩である。廊下はすべてガラス張りで、廊下には紫藤が植えられ、紅葉、ツツジも皆中国より大きく、その中に雑色の草花が挟まれ、芝生が地面に生え、綺麗である。夫人はお茶と酒を準備し、図録

を出して見せ、丁寧に招待してくれた。筆者訳)

また、張も、同治十年(1871)にルーブルを参観したことを『随使法国記』に記録している。

六月十四日、癸酉、晴。酉正、随星使乘车赴凯歌路。行数里、过埃及石柱、步入其居洛里王宫后之菊罗篱园。(略)宫前设有总艺院、院名“鲁瓦”、四面有门、崇宏靡丽、与宫并峙。王割宫之四分之一为禁地、守以兵卒。其他四分之三、则许人民游眺。

(6月14日、癸酉、はれ。18時頃、大使と車で凱歌路に行った。数里行くと、エジプトの石柱を通り、居洛里王宮殿の裏にある菊羅籬園に到着。(略)宮殿前は、総藝院が設けられ、名前は「ルワ」である。四面に門があり、高く広く美しく、宮殿と並立している。王は宮殿の四分の一を私地にし、兵士が守備している。他の四分之三は、人民に観覧させている。筆者訳。)

斌と張以外では、京師同文館ドイツ文館の学生であった治格も、後に古物陳列所を創設し、初代の所長となるなど中国の博物館事業の発展に大きく影響を及ぼした(段2004)。1896年、治は優秀な成績であることから抜擢され、ドイツに駐在する中国大使館に就職することになり、ドイツ中国大使館に赴任し、1989年に帰国している。その後、治は招聘入試に参加し、清朝政府のドイツ文通訳官に任命された。1912年民国政府成立後、古物陳列所を設置する場所の決定を依頼されると同時に、決定後、治は遼寧省の清朝帝室文物を北京に移送する役目を任じられ、移送された文物を基に1914年古物陳列所が設立され、古物陳列所の初代所長に就任した。このように、古物陳列所の建設は治によるところが大きいのである。

以上の日記や見聞録を見れば、京師同文館の教師や学生たちは、西洋の博物館を観察、記録することにより、中国へ博物館を導入し、コレクションの収集と保護にも多大な貢献をしたことが窺い知れる。このような人物たちの努力によって、19世紀末期の同文館は、中国で最も博物館の誕生に適した環境を備えたと言えるのである。

第3節 京師同文館博物館の歴史における信憑性

京師同文館博物館は、中国人によって最初に創設された博物館であるが、その設立に関する記録に関しては、殆ど明確な記録は現存していないのが事実である。それと比較して、南通博物院の設立や発展に関する記録はまだ健全であるため、京師同文館博物館を除いて、南通博物院を中国最古の博物館とする考え方も存在しているのである。しかし、現存している有限な資料を踏まえた場合、京師同文館博物院の歴史を探求することは重要な意義を有していると筆者は考えている。

京師同文館博物館の歴史に関する日記等々の記述はあるが、殆どの記録は、詳細な内容に関する記載はなく、単に「同文館は、実験室と博物館を設立した」「同文館は、

博物館を開設した」などの記載が認められるのみである。『中国大百科全書』の中で、中国博物館史の条目に、「中国人が博物館を創設した歴史は、19世紀70年代から始まった。西洋諸国の自然科学技術や知識を習得するためである。1876年、京師同文館は最初に博物館を創設した。」この記録以外、京師同文館博物館の設立に関する事実や具体的な経過、具体的な証拠は確認できていない。

前述の如く、京師同文館は、近代的博物館を創設するために必要な条件を所有していた。しかし、条件を揃えたものの、必ずしも博物館建設を達成したか否かは確定できない。コネール大学歴史学教授 Knight Biggerstaff (中国名 毕乃德、1906～2001) は、中国近代教育史の専門研究者であり、1935年に記した論文に同文館博物館の記述が認められる(毕 1935)。その来源は、1879年に編纂された『同文館題名録』である。他には、丁韪良の回想録である「還暦の思い出」の中に、丁は電報機一台を同文館の博物館内に放置したと記録されている。『同文館題名録』は、同文館から管理部門である清朝政府総務部に提出する事業内容報告書であり、信憑性のある資料と認められている。したがって、京師同文館博物館の存在は、事実であったことは証明できるのである(陳 2014)。

京師同文館は、1862年に開設されたが15年の経過後の1876年に博物館を設立し、同文館は健全な学科専攻を所有する総合的大学になったのである。この時期は、前文で述べた変法自強の高揚期でもあり、変法革命の一部である洋務運動は、皇帝の支持によって重視され、政府の支援や国家政策の優待を受けていた。

京師同文館博物館の具体的な建物配置については、同文館は総務部と隣接しており、同文館は東側に設置されていたということから、博物館も当時の同文館構内に設置されていたとみるのが妥当である。同文館の校舎は、元々官僚の屋敷であったため、伝統的な中国式四合院建築⁷⁾であった。同文館は、7つの四合院で構成され、正面の大広間は教室や事務室として使用され、両側の小部屋は役人や学生たちの寝室として使用されていた。博物館は、その部屋の中に存在していた可能性が高く、面積はさほど広くなく、小部屋一室や二室ほどの可能性が大きいと推定されるのである。

第4節 京師同文館博物館の意義と影響

京師同文館博物館は、前述の如く1876年に創設され、中国で最も古く開設された近代的博物館に位置付けるものである。即ち、中国人自らが創設した中国最古の博物館であると考えられる。展示規模やコレクションの数量・内容等々の詳細は不明であるが、少なくとも同文館博物館の設立は1905年に創設された南通博物苑より約30年も遡るのである。再度述べると京師同文館博物館は、当時中国の深刻な社会危機の中から誕生し、中国の近代化発展に対して特殊な歴史的意義を有している点も忘れてはならないのである。

京師同文館博物館は、最初の国有博物館である。それと比較し南通博物苑は、張謇個人によって創設された博物館であり、私立博物館の範疇に入るもので、両者は共に中国の博物館の発生に明記しなければならないことは記すまでもない。同文館は、清朝

政府総務部に直接所属していたことから、同文館を直接管理する官僚も、清朝政府の要員を任命していた（陳 2007）。同文館総教習（校長）であった丁韪良も、1885年に三品⁸⁾の官級に任命され、1898年に二品まで抜擢されている。同文館の教育経費や博物館の建設経費を含め、全て清朝政府から予算が配属された（陳 2007）。

京師同文館博物館は、中国最古の国立博物館であると同時に、中国で最初の大学附属博物館でもある。同文館は、外国語を運用できる人材を育成するために設立された施設であり、近代大学の要素を備えていたことは確認したとおりである。同文館の教育に関する試みは、中国の新式教育の多様な方面で、革新性を有していた。当該革新性の一発露が京師同文館博物館であり、新式人材を育成する目的、即ち顕著な教育を目的に開設された博物館であった点も内容の上では大きな特質である。当時同文館に訪問した西洋人は、同文館のことを「大学」と呼び、同文館博物館を「Science Museum」と呼んでいた。同文館博物館の主な役割は、学生が自然科学知識を学ぶ時の補佐施設であり、教育の支援機構としての作用が主要である。この点について、同文館博物館と南通博物苑は一致している。南通博物苑の設立も、南通師範学院学生の学習需要に応じて建設されたのである。

京師同文館博物館は、清朝末期中国の半植民地半封建社会の背景に誕生し、社会環境に影響され、鮮明な特徴を表していた。同文館博物館の創設は、アメリカ人伝道士である丁韪良の思想と実践によって可能になったが、同時期の徐家匯博物院、アジア文会博物院などの完全に外国人によって設立された博物館と比較すると大きく相違している。京師同文館博物館の創設は、奕訢を代表にした洋務運動を支持する官僚によって実現した。その運営と管理も、終始清朝政府総務部の監督の下で行った。京師同文館の中で、外国人教師は多数存在したが、すべての外国人教師は、招聘試験を通じて雇用された身分を有していた。外国人教師の中に、同文館の発展に大きな影響を与えた人物は何人も存在したが、清朝政府の管理の下で、校内での伝教や、聖書の教授は厳しく禁止されていた。総教習を担当した丁韪良も、学長としての立場ではなく、教務長に近い立場であったと推測されている。

以上の史実から、京師同文館の所有権と管理権は、すべて清朝政府が保有していたものと推定される。同文館博物館の開設も、清朝政府総務部の同意と支持を得ない上、実行することは不可能なのである。したがって、京師同文館博物館は、外国人と中国政府の協力によって設立され、主に外国人が管理運営を担当した学校博物館であると筆者は総括している。

小 結

京師同文館の建設と発展を促した新式教育運動は、洋務運動の重要な要素である。このような教育改革は、清朝政府の衰退を阻止することはできなかったが、中国で西洋科学と知識の伝達普及において、大きな影響を与え、中国の近代化発展の大きな助力になった。京師同文館博物館は、社会が激動する環境の中で誕生し、洋務運動と中国

近代化の重要な成果となった。このような産物は、近代における中国人が世界の発展に注目し、中国社会の発展を推進しようとする証拠である。しかし、同文館博物館に関する資料は僅かであり、その歴史に関する考証はまだ不十分であることは事実である。現存する資料を通じて、京師同文館博物館の存在と教育施設の補助としての意義を判明することは、中国博物館史の重要な一部として承認されるべきであると筆者は考える。

京師同文館の設立は、西洋諸国の言語を学習し、先進な科学知識と科学技術を習得することを目的にしていた。西洋の技術や経験を利用し、中国の発展進歩を図ることは、当時の清朝政府の国策に適うものであった。

このようなことから、京師同文館博物館は、最初は物理実験室、化学実験室、観星台、蔵書閣と同じ教育を補佐する施設であると定義した。博物館のコレクションは、新式の器械や模型、鉱石、動植物や医学標本であった。コレクションは、主に外国から購入し、或いは外国人の寄贈によって収集された資料群であった。博物館の主な役割は、同文館学生に参観学習させることである。直観的、実践性の強い課程は、博物館の現場で講義された可能性も考えられる。

1900年、農民起義や外国聯軍による内乱や戦争が起こり、イギリスとフランスの連合軍隊が北京に侵入し、皇帝は北京から西安へ逃げ出し、京師同文館は終焉を迎えた（呉 1983）。京師同文館は、四十年に及ぶ歴史に終止符を打ち、1902年に後の北京大学となる京師大学堂の一部として編入された。

以上の歴史的変遷および内容を有した京師同文館博物館は、一般大衆に解放し、一般大衆の利用を目的とした博物館ではなく、あくまで高等教育の現場で出現した博物館として、中国最初の大学附属博物館であると提唱するものである。

次章は、筆者が勤務する上海大学附属博物館に焦点を当てて、銭偉長記念・海派文化展示館・校史展示館などの附設展示室の設立経緯を紹介し、加えて上海大学及び上海大学博物館学科の歴史を詳述する。

注

- 1) 清朝末期の、農民層が統治に対しての一連の転覆運動。
- 2) 奕訢（1832～1898）、清朝末期の洋務派大臣、道光皇帝の第六子。
- 3) ものを実際に見て学ぶ場所
- 4) 徳貞が 1886 年に書いた人体医学を紹介する著作
- 5) 徐继畲が 1848 年に書いた日本見聞録
- 6) 光緒皇帝は、清徳宗爱新觉罗・载湉（1871-1908）、清朝第 11 任の皇帝。維新変法を支持するが失敗した。
- 7) 四合院は、中国北部の家屋建築形式。四面に囲む部屋と中庭で構成されている。
- 8) 品は、中国古代官僚の等級。三品は、比較的的高级な等級である。

参考文献

- 王毅（2005）：『皇家亚洲文会北中国支会研究』复旦大学、16頁。
- 王毅（2018）：「1868年亚洲文会黄河科考：“中国之患”形象的确立」『自然科学史研究』第2期、205-217頁。
- 段勇（2004）：「古物陈列所的兴衰及其历史地位述评」『故宫博物院院刊』14-39、154頁。
- 張哲（2023）：『中国博物館学の歴史－ 関係法規史を含めて－』雄山閣
- 匿名（2016）：「北京市第二十一中学」『教育家』2頁。
- 費畊雨・費鴻年（1936）：『博物館學概論』
- 包遵彭（1964）：『中国博物館史』台湾中華叢書編審委員會
- 李传斌（2005）：「近代来華新教医学伝道士の西医訳」『中華文化論壇』
- 李传斌（2006）：「教会医院与近代中国的慈善救济事業」『中国社会經濟史研究』
- 呂建昌（2011）：「近代中国博物館史上需要澄清的一個問題－上海徐家匯博物院創建年代質疑」『上海文博論叢』第4期
- 呂濟民（2004）：『中国博物館史論』紫禁城出版社
- 吳洪成（1998）：『中国教会教育史』西南师范大学出版社、266頁。
- 吳宣易（1983）：「京师同文館史略」『读书月刊』1983年第2卷
- 陈向阳（2007）：「论京师同文館的洋教习」『重庆社会科学』第10期、78-82頁。
- 陈为（2014）：「京师同文館博物館考略」『中国博物館』第3期、84-89頁。

第8章 上海大学の歴史と銭偉長記念館・海派文化展示館・校史展示館

本章は、中国の博物館学教育の歴史を概観し、これまで周知されてこなかった上海大学の博物館学教育の歴史と博物館界に与えた影響について考察するものである。上海大学の博物館学教育史を未公開の文献資料から調査・分析を図り、上海大学の博物館学教育史を明らかにし、中国における博物館学教育史の更新を図ることを目的とするものである。

上海大学は、1994年に四つの大学が合併された上海市立大学である。すなわち、設立母体は上海市で、上海市が設置経営する総合大学である。上海大学の前身は、上海工業大学（1960年開校）、上海科学技術大学（1958年開校）、原上海大学（1983年開校）、上海科学技術高等専科学校（1959年開校）である。

1983年に開校した原上海大学は、文学院、工学院、美术学院などで構成されており、後に新しい上海大学の文学院や美术学院の一部になった経緯を有している。また、1983年に開校した原上海大学は、復旦大学分校を改称した大学である。しかし、この復旦大学分校は、現在の復旦大学の教職員によって分立された大学であるが、1983年から、上海大学の一部として併合されたため、現存している復旦大学とは直接は関係していない。

復旦大学分校は、中国で最も早く博物館学専攻を開設した大学である。この事実が長年注目されてこなかった理由として、2000年代初期上海大学は、学科の合併で博物館学専攻の学生募集を一時的に停止したことと、さらに復旦大学分校～原上海大学～新上海大学の一連の発展的解消に伴う繰り返された改名と合併の中で、各学科の歴史に関してはさほど重視されなかったことにある。

そのような中で、復旦大学分校は20年以上に亘り、博物館学専攻の学生を募集し、博物館学の専門教育を展開してきた。その結果、復旦大学分校は、中国の博物館業界に多くの人材を輩出したのである。本章は、中国の博物館学教育における上海大学が築いた立場と、博物館界に与えた影響について考察するものである。

上海大学沿革图

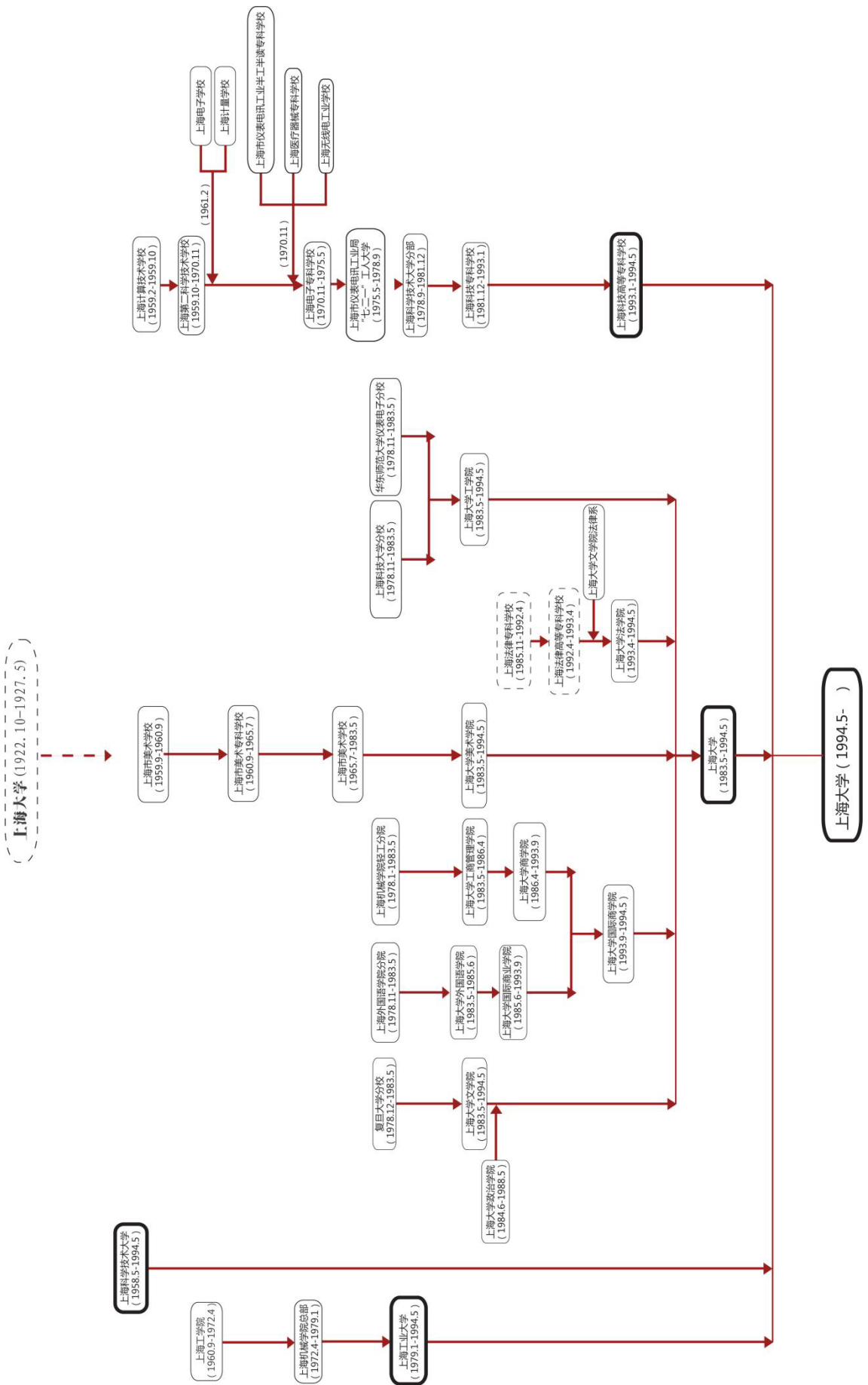


图 8-1 上海大学沿革图 (上海学博物馆展示より転載)

第1節 復旦大学分校の博物館学専攻課程設立の経緯

中国の大学で、博物館学専攻課程の設置が始まるのは、1930年代からである。博物館学界においては、1936年に中国博物館学会が第一回大会を開催し、国立大学で博物館学専攻課程を設立する計画を明確にしている。しかし、1937年、第二次世界大戦の拡大とともに、博物館学専攻課程の設立計画は、一時中止せざるをえない状況となった（彭 2007）。このような社会情勢の中においても1942年、蘇州に所在する国立社会教育学院は、図書博物館学専攻を設立した。これが、中国における大学の博物館学教育の濫觴と把握できるのである。続く1947年、北京大学歴史学科は、2年制の博物館学専修科を開設し、学部生の募集を開始した（李 2015）。

この2つの大学の取り組みは、中国の大学における博物館学専攻教育の嚆矢であり、中国の博物館学界においては重要な歴史となったのである。

1949年の中華人民共和国成立後、国立社会教育学院図書博物館学専攻と北京大学附属博物館学専修科は、一時撤去されたが、他の大学でも博物館学教育の推進を計画する大学は複数存在していた。1951年、重慶の西南師範学院は、図書博物館専修科を開設し、2年後に停止することになるが、80人以上の学生を募集した（邓 2011）。1960年、天津の南開大学歴史学科は、博物館学専門化クラスを開設し、歴史学専攻の学部4年生を対象に募集を開始した（南開大学 1960）。

このような博物館学専攻は、長くは継続されなかったが、図書館などの他専攻と合併して博物館学教育は展開された。これらの大学における事例はさほど大きくなかったが、中国の大学における博物館学教育にとっては、貴重な試験的取り組みであったといえるのである。

1978年以前の改革開放前の中国の大学は、博物館学教育の取り組みを始めるものの、その実践にあたっては博物館学課程を図書館学や歴史学などと合併して設置されることが一般的である。中国における初期の博物館学は、教育時間や規模不足から、その成果は上がらなかったと評価されている。

1978年の改革開放後の中国における博物館学教育事業は、発展期を迎えた。博物館数も増加傾向を示し、博物館を運営、管理する人材に対する需要も年々増加していった。1980年、上海大学の前身である復旦大学分校は、考古学と博物館学専攻を開設し、天津所在の南開大学と共に中国で解放後最初の博物館学専攻を設置する大学になった。

上海大学で博物館学が開設されたことは、当時博物館界の需要に対応したことでもあった。また、上海大学の博物館学教育の試みは、独自の特色を確立し、その後の中国の博物館学教育に大きな影響を与えたのである。

1981～1985年までの中国の総合発展計画である第六回五年計画の中で、「現在の博物館を充実、高度化させ、博物館を所有していない市は、順次博物館を建設する」と明記されていた。このような国家の指導によって、中国各地で博物館を扶助する政策が出現し、各地で多様な博物館が建設されて開館していった。中国国家統計局の統計¹⁾によると、1980年の国家・省・市の文物機関に所属する博物館は265館であったが、僅か5年後の1985年には約2.7倍の711館を数えるまでに増加したのである。

このような中国社会における博物館事業の急速な発展により、博物館専門人材に対する需要の大幅な増加は必然的結果であった。しかし、当時の中国では、博物館学の知識を有する専門的人材は皆無に等しいのが現状であった。1980年代初期、中国全土の博物館で、大学教育を受けた人員は僅か17%であり、その多くは、歴史学或いは考古学専門の学位を有する者であった（宋 1986）。

このような博物館の専門人材に対して、1983年の中国博物館学会新春交流会で、当時の中国共産党中央政治局委員であった胡乔木は、博物館事業の発展は順次推進しなければならないと発言した。その理由として挙げたのは、客観的、主観的な困難が多いからである。まずは、各方面の専門家と専門人材を育成し、歴史や博物館など、博物館が需要している知識と技術を獲得しなければならない。この問題を解決するには、今開放している博物館の努力だけでなく、教育部の主導、条件を備えた大学で博物館学専攻課程を設置することと、大学教育も含めて大量の博物館人材を育てることが重要であると論じたのであった（胡 1983）。

1980年代初期、このような博物館専門人材の育成に注目した大学は、南開大学・杭州大学・復旦大学などで、これらは博物館学専攻の開設をおこなった大学であったのである。それと同時に、上海大学の前身である復旦大学分校も、1980年に博物館学専攻課程を開設したことは前述したとおりである。このようなことから、上海大学は、南開大学、杭州大学、復旦大学と共に、中国博物館学専門教育を開拓した大学の一つであると言えるのである。

1. 復旦大学分校の歴史と分校博物館学専攻の歴史

上海大学は、1994年に上海工業大学、上海科学技術大学、復旦大学分校、上海科学技術高等専科学校の4大学によって、統合合併された大学であることは前節でも記した。これら4大学のなかで復旦大学分校は、唯一の人文系大学であった。現在の上海大学は、文学院（院は日本の学部に対応）、社会学院、図書情報アーカイブ学環など、多様な人文学科を開設しているが、その前身は全て復旦大学分校時代の専攻を引き継いだ学部構成である。

1977年、中国は大学統一入試制度を10年ぶりに再開した。急速に増加した大学生に対して、教育機関の充実を図るために復旦大学は1978年に分校を設立した。復旦大学分校は、中国語、文学、歴史学、政治学、図書館学などの専攻を設置し、その中で応用型人材育成の目標に最も対応していたのは、図書館学専攻であり、国家の需要を満たすものであった。そのため、復旦大学分校は「文系専攻の改革に専念し、実際の需要に向けて、特色のある大学を創り出す」という方針を掲げたのである。この方針に沿って、復旦大学分校は歴史学専攻を基礎にし、博物館学専攻を設立する目標を定めたのである。

2. 復旦大学分校博物館学専攻の歴史

復旦大学分校の博物館学専攻課程開設に伴う教員人事は、当時南京市博物館副館長であった袁俊卿を招聘し、歴史学科副学部長に任命した。袁は、系統的な考古学の研究を

した学者で、南京市博物館に長年勤務していたことから、理論と実践両方の能力を有していた。袁は、復旦大学分校で考古学と博物館学専攻の開設を主導した。しかし、袁は努力したものの、1980年代に中国で博物館学専攻を創設することは、極めて困難なことであった。中国では、博物館学の教育経験がなかったことから、教材、授業方法などについて、全て実践から編み出さなければならなかった。さらに大学では、博物館学専門教員も設備も、極めて不十分であったのである。

このような状況の中でも、袁は中国の大学で最初の博物館学専攻の創設を開始した。専門教員の不足を解決するために、大学は博物館学の知識と経験を有した教員を招聘すると同時に、自らも若手教員の育成にあたった。袁は、北京大学考古学部学部長の門下であったため、自らの人脈を使い、長年考古学の現場で活躍している先輩と後輩を招聘し、また北京大学、吉林大学など考古学が発達している大学から、優秀な卒業生を教員として招聘した。若手の教師を招聘した後、彼らをエジプトや日本で研修をさせ、外国の知識と技術を経験させた。

1980年代中期、復旦大学分校の博物館学専攻教員数は10人ほどになり、歴史学科教員数の半分を占めた。また、教育設備の不足については、大学は特別経費を予算化し、カメラ・測量具・絵図道具などを調達した。1979年からは、内部の歴史学専攻の学生から優秀な学生を選出し、博物館学研究者として養成すべく博物館学課程を学習させ、上海博物館で実習を体験させるなどの博物館専門職員の養成に努めた。1980年5月、復旦大学分校歴史学科は、考古学と博物館学専攻の学生募集を始め、8月に授業が開始された。初年度の専攻学生は21人であった（竺・董 2014）。

1983年、復旦大学分校は、新しく建設された上海大学に統合され、考古学と博物館学専攻は、1984年に「文物と博物館学」専攻と改名した。その後、「文物と博物館学専攻」は専属の文物陳列室を設立し、教育資源・教育施設の多様化を実現した。文物陳列室を成立させるため、上海大学は上海師範大学文物陳列室で勤務した館員を招聘し、西安、北京、福建などで文物資料を収集した。上海大学文物陳列室設立の準備は、全国の博物館から支援を受けた。上海博物館、秦始皇帝陵兵馬俑考古学所、河南省博物館など、各地の博物館と考古学研究機構から、約100点の資料が調達された。上海大学文物陳列室のもう一つの特徴は、教員と学生全体が成立の過程や日常の運営に参加していた点である。文物陳列室は、文物と博物館学専攻学生の実習、実践の場となったのである。

3. 復旦大学分校での博物館学専攻の教育

復旦大学分校での博物館学専攻の教育は、以下の特徴を示している。

(1) 健全な課程

復旦大学分校博物館学専攻の課程は、主に中国通史、考古学、博物館学の三分野に分類されていた。その中で、中国通史類と考古学類の課程は、本学歴史学部の教員によって教授され、博物館学類の課程は、主に上海博物館の専門家によって授業がなされた。例えば、博物館学概論の担当者は、元上海博物館館長の沈之瑜であり、中国陶磁器の担当者は、元上海博物館副館長の汪慶正、中国絵画史の担当者は、元上海博物

館書画研究部副主任の単国霖、中国青銅器の担当者は、元上海博物館青銅研究部主任の馬承源と副主任の陳佩芬であった。

上海あるいは全国規模の専門家によって授業された課程は、博物館学専攻の学生に絶好の学習資源を与えた。最新の資料を使用した教材や高度な授業方法は、博物館学専攻の教育内容の保証となった。

他にも復旦大学分校は、中国内外の著名学者を招聘し、交流活動を頻繁に開催していた。豊富な国際交流活動は、博物館学専攻に国際視野を持つ学生を育成した。元国際博物館協会博物館学委員会主席の鶴田総一郎、九州大学考古学研究室主任の西谷正、中国歴史博物館研究員の傅振倫、中国革命博物館研究員の羅歌、北京自然博物館研究員の黎光耀、蘇州博物館研究員の廖志豪など、多くの博物館学・考古学研究者が復旦大学分校を訪問した。外来の研究者たちは大学で講演を開き、博物館学専攻の学生に最新の国際学術動向を紹介した。

(2) 豊富な実践

理論授業と整合性を保つために復旦大学分校博物館学専攻は、上海博物館など複数の文物博物館機構と協定を結び、研究・実践基地を設立した。また、毎年定期的に交流団を結成し、南京・常熟・宜興などの都市で調査を行った。そのほか復旦大学分校博物館学専攻の教員と学生は、全国各地の考古学の発掘現場を訪問し、発掘作業などを体験した。例えば、上海青浦福泉山遺跡調査、長江三峡地域の考古発掘と埋め戻し等の遺跡保護などがある。博物館学や考古学の実践研修の他に、1985年、上海航海学会と連携して、「鄭和研究資料選編」と「鄭和史跡文物選」の2つの著書を作成した。当該書籍の刊行には元上海大学附属博物館学専攻の教員と学生は、史料の収集や内容の編纂を担当した。

4. 元上海大学博物館学専攻の衰退と再興

1990年代、中国の博物館学は、発展の黄金期を迎えていた。1998年に中国国家教育部は「普通大学学部専攻目録と専攻紹介」¹⁾と題する政策白書を作成し、博物館学専攻を歴史学専攻に所属する二級専攻として確定したのであった。その時、南開大学・浙江大學・復旦大学・武漢大学・北京大学など、博物館学専攻を開設していた大学は計30校以上を数えた。博物館学専攻大学は、全国的な成長期を経験しているものの、上海大学の博物館学専攻課程は、学内での独立的な位置を喪失したのである。

1994年、上海工業大学、上海科学技術大学、元上海大学、上海科学技術高等専科学校の4校が合併し、現在の上海大学として統合成立した。元上海大学歴史学部は、「歴史学」「文物と博物館学」「観光文化」の3専攻を開設していたが、合併にあたり大学は管理の利便化などの理由で、各学部において2つの専攻に削減しなければならないと規定した。この規定に従い「文物と博物館学専攻」は撤去され、元の歴史学専攻は「歴史学専攻」と「文物と博物館学専攻」を年ごとに交代して、学生の募集を行う体勢に変更したのであった。上海大学は、継続的に博物館学専攻の人材を育成していたが、「文物と博物館学」専攻の発展的解消はやむなしとした結果、衰退の途に向かったのである。博物館学の教員は、退職や転職の理由で数人のみの在職となり、博物館学科目

を担当する教員が一人という時期もあった。博物館学の研究経費も、連年減少された。故に、博物館学専攻の学生は、遠方の調査は不可能となり、上海近辺の調査のみに留まることとなったのである。

1980年元上海大学における「考古学と博物館学専攻」の開設から、既に40年が経過している。40年前の元上海大学での「考古学と博物館学専攻」課程の設置は、その時代の発展を敏感に把握し、中国博物館業界の黎明期に創設されたものであった。しかし、中国で最初の博物館学専攻を開設した反面、上海大学博物館学専攻は、1990年代で発展の機会を喪失したのは極めて惜しいことである。大学教育が益々大衆化している今日、大学教育は社会発展の行方に注目し、長遠な計画を作成しなければ成らないことは当然の思考である。博物館数が急速に増加している今の中国では、博物館学人材の育成は、長年にわたって継続すべき事業なのである。

このような時代背景の中で、上海大学文学部は、博物館学教育の重要性を改めて考慮し、博物館学専攻を含んだ文系科目を重点的に発展させる方針を確定した。2018年から、上海大学は積極的に全国から著名な博物館学研究者を教員として招聘している。その中には、中国国家文物局博物館室元室長で故宮博物院元副院長の段勇、国際博物館協会副会長で「博物館雑誌」編集長の安来順、成都博物館元館長の李明斌、中央民族大学附属博物館学教授の潘守永などがいる。著名な研究者を招聘する以外でも、上海大学は他大学で博物館学博士課程を修了した若手研究者を、教員や助教として招聘した。2019年、上海大学文学部は全国に向けて、文物と博物館学専攻の大学院生の募集を再開した。

第2節 上海大学附属銭偉長記念館開館までの経緯と将来展望

人物記念館は、博物館の一形態として長い歴史を有し、初期の博物館の形態と名称であるといえる。なぜなら、中国では古くから著名人物を顕彰する「記念館」を建設する文化・慣習が存在しているからである。銭偉長（1912～2010）は、「力学の父」と尊称された中国の偉大な科学家、教育家、社会活動家として活躍し、新上海大学の初代学長を務めた学者である。本節は、筆者の実務経験を踏まえた上で、上海大学に銭偉長記念館（以下、記念館）を創設する社会的背景および学内事情と記念館の開館に至る経緯及び開館後の活動、将来展望を論述するものであるが、まずは中国における人物記念館の歴史、分類と統計、意義について考察し、なかでも大学の人物記念館に焦点を当て、その活用についての可能性を探るものである。

前節で記した上海大学に、2019年に建設された銭偉長記念館の設立背景、銭偉長の業績、収蔵資料、記念館の平面設計図についての論考は、未だ全くなされていないのが現状である。したがって、本論は中国における大学附属博物館研究に、新たな資料を提供するものである。銭偉長記念館の展示活動や収集保存活動を考察し、現在記念館が有する問題点を提示し、解決の可能性、即ち将来展望を図るものである。

1. 中国の偉人憲章の具現としての人物記念館の始まり

中国における人物記念館の歴史は、紀元前 478 年にまで遡る山東省曲阜に作られた孔子廟であることは周知のとおりである。孔子は、戦国時代の著名な思想家、教育家、政治家であり、紀元前 479 年に亡くなったとされている。その翌年、孔子の出身地である魯国の国王魯哀公は、孔子が生活していた故郷の家（3×1 間）を孔廟に改築し、孔子が使用した生活用品や衣服、冠、琴、書籍、乗用していた馬車などを陳列した。その後、本孔子廟では、毎年 9 月 28 日の孔子誕生記念日に、教師と学生数百人によって、『論語』を唱えたり、祭式を行うなどの記念儀式が行われ定着していった。

以上からも明白であるように、孔子廟は中国における人物記念館の嚆矢とされている。孔子廟以外にも中国では、古くから著名な人物を顕彰する展示施設の建設は文化的慣習となっていた。例えば、安徽省にある三國時代の名医華駝（145～208）を顕彰する華祖庵、戦国時代の詩人屈原（紀元前 340～278）を顕彰する屈子祠、諸葛亮（184～234）を顕彰する武侯祠など例を挙げると枚挙にいとまなく、いずれも漢代（紀元前 206～紀元 220 年）から存在していた。その後、民国時代に至る全ての時代においても、様々な人物を顕彰する施設として記念館が建設されてきた悠久の歴史を有するのである。

2. 中国における人物記念館の歴史

19 世紀以降は戦争による影響で、中国の博物館数は一時減少したが、1945 年から博物館の建設は政府によって再び推進されてきた。その一つの例として、著名な文学者、思想家、革命家である魯迅が 1936 年に亡くなった直後に、中国共産党中央は「全国民への告知書」を発行し、あらゆる種類の記念施設の建設を提唱したのである。1945 年、文学者である郭沫若は「人民日報」に、魯迅博物館建設の推進を「魯迅に関するあらゆる資料、魯迅の生活史、日常生活の状況、読本類、執筆書籍類、原稿類、翻訳原稿類、筆記、日記、手紙、写真などを国内や海外を問わず、すべて専門的に収集し、種類別に陳列し、魯迅の研究者や人民大衆が見ることができるようにならう」と呼びかけたのである。このような社会的風潮の中、1940 年代から中国各地には、様々な人物を主題にした記念館が建設された。さらに 1978 年の改革開放を機に、中国の人物記念館は、さらに大きな躍進を遂げて、中国の経済や文化の発展とともに毎年規模を拡大してきたのである。居住家屋であった故居が多く残り、それらが総じて小規模であることから、記念館は比較的容易に設立しやすい点の特徴である。

3. 中国における記念館型博物館の統計と設立目的

中国の記念館には、主に人物記念館と歴史事件記念館がある。そのうち人物記念館は、政治、文化や科学技術などの領域において、重要な貢献を果たした人物を紹介し、その歴史的意義を顕彰することを目的としている。

翻って、2023 年 5 月現在での中国の博物館総数は、6565 館と統計されている。²⁾ 近年、中国では博物館建設のブームと共に、当然の現象として人物記念館の建設も隆盛を迎えている。それらの中に特定人物や、民衆を主題に作られた専門博物館、記念館、陳列館、故居（生前の住居）などは約 450 館で、博物館総数の約 9 分の 1 を占めてい

る。人物をテーマにした記念館型博物館は、中華民族の歴史の中で顕著な貢献が社会的に認められた人物、換言すると偉人・先駆者・先学者を対象としている。このように、人物記念館の建設は民族の優位性の象徴化を目的とする、伝統的な国家意識の表彰であると言えるのである。このことは、中国に限ったことではなく、世界の国家意識を有しさらに醸成しようとする意図を持つ多くの民族に確認される行為である。すなわち、博物館はある一定の目的に拠る意図を伝達する情報伝達施設であることは、第1章で確認したとおりである。伝達意図は、収蔵する学術情報の伝達ではない場合も実存することが、記念館でも理解できるのである。

したがって、パリ軍事博物館などの歴史視点からの博物館は別として、第2次世界大戦の戦勝国に平均して設立されている軍事博物館なども、典型的な国家意識の醸成と国民への伝達装置としての博物館事例であると考えられる。

4. 人物記念館の意義

人物記念館は、独特な意図を有している博物館であることは上記したとおりである。多くの人物記念館は、特定した人物の故居や遺品を展示するだけでなく、その人物が果たしてきた役割と思想を紹介することが一般的である。このような展示は、立体的に人物の歴史を復元するだけでなく、多方面の文化的視点から、人物としての社会への貢献度や歴史的価値を伝達することができることは述べてきた通りである。

筆者は、上海大学初代学長銭偉長老子の記念館建設に携わる際、人物記念館に対する調査研究を行った。調査研究の結果、人物記念館は主に以下の3つの記念的意義、(1) 社会的意義、(2) 教育的意義、(3) 交流的意義に集約することができた。

(1) 社会的意義

人物記念館は、記念館の一つとして人物の歴史的貢献を顕彰することに意義を有している。ほぼ全ての人物記念館は、正義かつ貢献度の高い人物を主題に展示をしている点は共通している。人物の故居、遺物、作品、思想などが総括的に保存・展示され、記念館として設立されることは、遺族や信奉者には光栄なことと思われる。

しかし、人物記念館の中には、悪質な事件や悪人の紹介を主題とする記念館も、ごく僅かではあるが存在している。例としては、オーストリアにあるヒトラー故居が挙げられる。このような悪人の記念館は「負の記念」として、社会に似たような事件や人物が発生しないような注意の喚起を果たしているものと把握できる。

(2) 教育的意義

人物記念館は、特定した人物の一生を詳細に展示しているため、記念館を見学することは、その人物の伝記を読むのと同様の学習効果があり、必須の要件である。人物記念館を参観することで、一人の人物を知るだけでなく、その人物が生活していた時代背景、その人物の行為と思想の成り立ち、すべての歴史環境や事件経緯を知ることができる。人物記念館で開催される講座、ギャラリー・トーク、ワークショップなどを通して、持続的に新しい学習体験ができる。大学の実習生やボランティアにとって、人物記念館で働くことは学習体験であり、人物記念館は生涯学習の「場」にも十分成り得る施設である。なお、中国での人物記念館は、民営博物館である場合が多い。

(3) 交流的意義

人物記念館の多くは、人物の故居や遺跡を基に建てられているため、その建物や遺跡を使って、直接的な交流を行うことが可能である。人物記念館は、文化交流の場として、独自の歴史や文化を周囲の環境に発信する拠点である。例えば、上海大学銭偉長記念館は、銭偉長の歴史や教育思想を発信するだけでなく、学生及び研究者のみならず、一般的な博物館と同様に、市民の来館によって、交流の場にもなっている。

5. 大学附属博物館としての人物記念館の意義

中国では、人物記念館が多く建設されているが、大学附属の人物記念館は、まだ少数である。大学附属博物館は、当該大学の歴史を紹介する校史館が主流であるが、それ以外にも大学独自の研究テーマの特色を展示する専門分野の博物館や資料館も少なくない。大学で人物記念館を建設することは、科学研究者や教育家の経歴と貢献を例として紹介し、学生に見習わせ、大学の教育効果の向上にも繋がる可能性があり、学生が大学の人物記念館を見学することは教育の一環とも言えるのである。さらに、ボランティア活動や生涯教育活動に参加することによって、個人能力も鍛えられる。記念館には、多くの学術資料が保存されているため、関係するテーマを研究する学生にとっては、人物記念館は資料の宝庫でもあり、学生の研究向上に直接的に関与しているのである。

中国の大学が設置する人物記念館は、文学者、科学技術者、教育家、政治家、財閥などを主題とするものが多い。大学で人物記念館を設置することは、その人物の歴史的貢献や思想を、現地で保存し展示することが目的の一つである。さらに、大学で人物記念館を設置するもう一つの意義は、その大学独自の特色文化意識を向上することである。つまり大学のスローガンや建造物などを見て親近感が湧くと同時に、教職員、在学者、卒業者などは、大学の特色文化に対する一体感も共有し、強化できるのである。大学における特色文化に対する一体感は、学校の発展や、卒業者の統合、あるいは寄付金の募集など様々な面において、積極的な影響をもたらされるものと予想される。

6. 大学附属としての人物記念館の活用

現在中国では、個人を記念する記念館の多くは、公共機関であり、大学に所属する個人記念館はまだ多くない。大学附属博物館をテーマにした学術論文も、多くは大学の歴史を紹介する校史館に関連するものであり、個人記念館を対象にした研究論文はまだ少ない点が現状である。一般に世界の歴史を有する大学には、個人に関する資料や記録、アーカイブなどが多数保存されているのが実情である。それは、著名な人物は、ほとんど大学と深い関係を持っており、その人物に関する記録は、在学あるいは奉職していた大学に保存されているからである。

また、著名な人物が亡くなったことを契機に、その親族や後輩がその人に関わった物や資料を大学に寄贈することも珍しくはない。さらに、大学の卒業者は、公共社会で大学とゆかりのある人物に関する資料を入手した場合など、それ等の資料を大学に寄贈することが多い。

以上、これら 3 点は大学が著名人物の資料を収集する主要な手段である。したがって、大学で記念館を建設するのは、単なる人物の紹介や資料の保存だけでなく、在学生や教員、そして地域住民に発信する場所にもなるのである。

大学で人物記念館を建設するのは、大学で保存されている人物の歴史的記録やアーカイブを利用する過程であり、そのアーカイブを活用し人物と関わる精神を次の世代に伝える手段である。大学附属博物館の設立と存在は、大学の独特な気質と特色文化を育成することにも大きな利点を与えられるのである。

地域や行政が主体となり建設された人物記念館とは異なり、大学に建てられた人物記念館は、教育の役割をより一層実践している可能性が高いと推測される。展示や教育活動を通して、来館者への啓蒙と、学内の学生を対象とした各種専門実習の実践の場にもなる。

この点から日本とはやや異なり、中国では博物館学専攻課程を開講するほぼすべての大学は、独自の博物館を有している。その理由の一つは、博物館学の実習に当たっては、身近に博物館がある方が極めて合理的であり、且つ他の博物館学に関する他の科目内容との整合性も高くなる点が特徴であるからと筆者は考える。

第 3 節 錢偉長記念館の設立

1. 錢偉長（Chien Wei-zang）とは

錢偉長は、中国の偉大な科学家、教育家、社会活動家であり、新上海大学の初代学長であったことは既に述べたとおりである。1913 年、錢は江蘇省無錫に生まれ、無錫と蘇州で中学と高校教育を受けた。1931 年から 1935 年まで、北京にある中国屈指の大学である清華大学で物理学を学んだ。1939 年に奨学金を獲得し、カナダのトロント大学大学院に進学し、1942 年に博士号を取得した錢偉長は、アメリカのカリフォルニア理工学院に招かれ、ヴォン・カーメン研究室で物理学の研究を進めた。帰朝後は、1946～1983 年まで清華大学で物理学教授、教務長、副学長などを勤めた。1983 年に、上海大学の前身である上海工業大学に転出し、学長と教授を兼任し、上海工業大学で初めてとなる応用数学と力学研究所を建設した。

1994 年、上海大学が設立された際に初代学長に就任し、2010 年に亡くなるまで教育と研究に力を注いだ研究者であった。

錢は、研究者であり教育家でもあり同時に、有能な社会活動家でもあった。中国全国政治協商会議副主席と民主党派「中国民主同盟会」の副主席として、国際交流や国内の地域発展に多大な貢献を残した。物理をはじめとして歴史、文学、経済、水利（河川の利用）などにも精進しているため「万能な科学家」と呼ばれている。

2. 錢偉長記念館設立の背景と目的

錢は、中国の物理学や力学の基礎を作り、上海大学の創設と発展に尽力した人物であり、中国の政治や外交、国内の経済と文化の発展にも影響を与えた人物である。錢の教育精神は、上海大学に末長く影響するものであり、上海大学の誇りとして継承される。

上海大学では、長い間銭偉長を顕彰する記念館の建設は決定していた。銭は、上海で生活した 26 年の間、自宅を持たずに上海大学静安キャンパス内のホテルに住んでいた。このような事情から、2010 年に銭が亡くなった際に、大学とホテルの関係者は、銭の住居であった特別室を一切改変させないことを決定したのである。生前から、将来的に銭を顕彰する記念館を作り、室内ごと移築することは計画されていた。

銭とその教育思想は、上海大学にとって唯一無二の財産であることから、2016 年、銭を顕彰する記念館の建設は決定したのである。

3. 銭偉長記念館の設立経緯

(1) 文書による展示内容の編集

2016 年、銭を顕彰する博物館の設立決定が下され、その第一歩として文書による銭の生涯の歴史、研究と貢献、教育思想と愛国心を中心とした展示内容が上海大学図書館の館員 5 人によって草案が編集された。

上海における銭の経歴を詳述した著として、曾文彪の『校長銭偉長』がある(曾 2012)。上海大学の元秘書局長であった曾文彪は、銭の部下として働き、2008 年に上海大学を退職後、一年以上かけて資料を編集し出版に至った。当該著は、銭が上海で過ごした 26 年間を中心に、銭の教育思想と人格を表した作品である。曾は、退職まで仕事の面で銭と深く交流してきたため、銭の考え方や、実務を推進するスタイルに十分な理解があった。曾は銭の研究姿勢と人格に魅了され、上海大学の副学長や、銭の親族、銭の元助手、銭の指導学生など、銭と身近に交流した経験者を「銭偉長記念館準備委員会顧問」として招聘し、月に 1~2 度評議会を開催した。委員会顧問は 12 人で構成され、2016 年 10 月~2018 年 12 月まで、毎月一回の討論会に参加し、展示内容や解説の重点、銭偉長精神の中心思想などについての方向性を固めた。このように展示案を編集することに約 1 年を費やし、ようやく展示案を完成するに至ったのである。

(2) 展示資料の収集

記念館の展示資料は、主に以下の 5 つの経路で収集された。

①学内からの記念物の寄贈

銭は、上海大学で 27 年間学長を務めたため、大学の教授や職員の多くは、銭と縁のある記念品を所持している。記念館建設の決定に伴い、記念品の寄贈が多く集まり、上海大学事務課からは、銭が最期まで使用した車椅子が寄贈された。その車椅子は、銭が亡くなった後、家族から贈られたものである。

②学外からの記念物の寄贈

記念館の建設はメディアを通じて情報発信したところ、銭の知人や、銭に関する物を収集する人から、関連の記念品が寄贈または寄託された。銭は豊富な人生経験を有し、多くの人と関わってきたが、銭と交流した人の多くは、銭の人格に魅了され、銭と関わりのある物や資料を大切に保管することが多かった。銭と直接に関係した人以外でも、上海大学の卒業生などは日頃から銭と所縁のある物や場所に留意する人が多い。このようなことから、銭偉長の資料を収集するコレクターになり、日々インターネットやオークションで、銭の資料を手に入れる人もいるほどである。

③家族からの記念物の寄贈

銭の家族からも膨大な数の遺品の寄託を受けた。それは、26年ほど上海大学で生活していた間に、上海大学の教職員とは家族と同様の親密な関係を作ったことがその背景にある。毎年命日には、学生と教職員が自発的に記念の儀式を行うなど、上海大学と銭の家族との関係は未だに親密である。2018年には、銭の子どもたちから父親の遺品の多くを上海大学に寄贈したいとの申し出があり、遺品の一部が上海大学に寄贈された。銭の親族が、清華大学よりも上海大学に遺品を寄贈した理由は、上海大学と親族との交流や、銭に対しての地道な記念活動を続けてきた結果であると確信している。

④学内公文書などの収集

銭は学長であったため、上海大学の各部署と関係しており、上海大学の各学院や行政機関に多くの関連資料が残され、上海大学公文書館など各部署から資料が提供された。例えば、宣伝部には銭が会議に出席した際に記録したビデオや音声テープが大量に残されており、大学の公文書館には、北京から上海工業大学に移転する時期からの多くの文献や書類が保存されており、中国中央政府が移転に同意した通知書など、貴重な歴史資料は複製されて保存されている。

⑤博物館建設準備室による収集

記念館の展示を構成するには、特定の資料が必要不可欠であるが、このような資料は全て寄贈により収集できるとは限らず、建設チームのメンバーによる自力の収集が実践された。例えば、銭の青年時代の業績の一つである論文は、1942年発刊の雑誌『アプライド・メカニクス』に収録されており、この雑誌にはアインシュタインやヴォン・ノワイメンの論文も掲載されていたことから、銭が青年時代から高い学術能力を有していたことが証明できる必要不可欠な資料である。この雑誌を入手するため、記念館建設チームのメンバーが、アメリカの古本オークションサイトで検索し、入手することができた。この資料は、記念館の展示構成に重要な役割を果たしたと言える。それ以外にも中国のオークションサイトで出品される銭の関係文献や書類、手紙などは、予算に応じて可能な限り収集してきた。

4. 銭偉長記念館の平面設計図

記念館は、銭偉長図書館の建物の一部分に設置されている。銭偉長図書館は、銭偉長誕生100周年を機に建設を計画された記念建築物であり、2019年、上海大学25周年を祝う際にオープンすることが決定された。銭偉長図書館は7階建て構造で、上海大学附属博物館、銭偉長記念館、上海大学校史館、図書館などが統合されている。

銭偉長図書館は、各階によって機能が区分されている。1階には図書館と博物館の入り口があり、博物館の一部の展示室が含まれている。2階は多機能スペースと博物館の空間であるが、展示室以外は資料を保存する収蔵庫が設置されている。3階は、銭偉長記念館と上海大学校史館がそれぞれ同じほどの面積を所有している。中庭のスペースは、3階から7階まで見ることができるため、通常の閲覧室から、講演やパフォーマンスができる空間への変更も可能である。

上海大学は、長い間博物館建設構想を有していた。2008年から、大学に博物館建設

準備室が成立され、大学の学生、教職員、そして周辺地域住民の為の博物館を立てることを目標としていた。しかし、大学に博物館を建設することは、大学側は特に重視していなかったこともあり、博物館建設準備室は人手不足や予算不足などの問題を抱えていた。しかし、2018年の全国的な博物館建設ブームの影響により、上海大学附属博物館の建設も本格的に開始された。それと同時に、校史館と初代学長の人物記念館を設立することも決定した。上海大学附属博物館には僅かな人員しかおらず、記念館の建設に関わる業務は図書館に委任され、校史館の建設関係業務は公文書館に任された。筆者は、2016年6月から上海大学図書館に勤務し、博物館主催の国際研修プログラムに携わっていたと同時に、図書館における学生の実習管理、図書館の利用者サービスなどの業務を担当した。図書館に在職する博物館学専門職員は少ないため、当該記念館の建設に関わる業務の一部は、筆者に任された。

筆者が主に携わったのは、記念館の空間デザインである。上海大学の歴史と銭偉長 の思想を十分に理解できるデザイン会社と連携するため、大学の中から設計者を募集した。最終的に決定したデザイナーは、中国国内で10件以上の博物館内装の経験がある上海大学教授倪瑞武である。倪の設計案は、銭偉長記念館の個人的な特色が現れる展示を考案したものであった。銭は偉大な思想を持つ教育家であるため、展示全体の基調をシンプルに白と黒で統一した。また、銭は江南地方である江蘇省無錫の生まれであることから、青少年時代を紹介する第一展示室は、江南地方の建築を模倣して展示空間を演出した。

展示室は、テーマに沿って、6つに分けられている。記念館の導入部である序室には、銭の等身大石像が象徴展示されている。石像の背壁面には、銭の手書き原稿や、重要な発表論文などが印刷されている。第一展示室は、銭の青少年時代の紹介、第二展示室は、科学研究における成果を列挙している。大学時代の北米留学の経験や、帰国後の科学研究の貢献を紹介し、偉大な科学家としての一面が展示されている。第三展示室は、教育者としての一生が紹介され、清華大学、北京大学、燕京大学、上海大学などの教育家としての貢献、上海大学及び北米で学んだ先進的な教育制度の推進、上海大学を中国で革新的な教育と研究制度を持つ拠点にしたことが展示されている。第四展示室は、銭の社会活動を全面的に紹介している。ユーモアに満ちた人格で、中国の外交事業の重要な一人でもあり、共産党に参議する民衆党派の副主席としての活躍を展示している。最新の技術を使った3D動画は、中国の大学附属博物館では唯一の展示である。



写真 8-1 記念館内部（2019年10月1日筆者撮影）

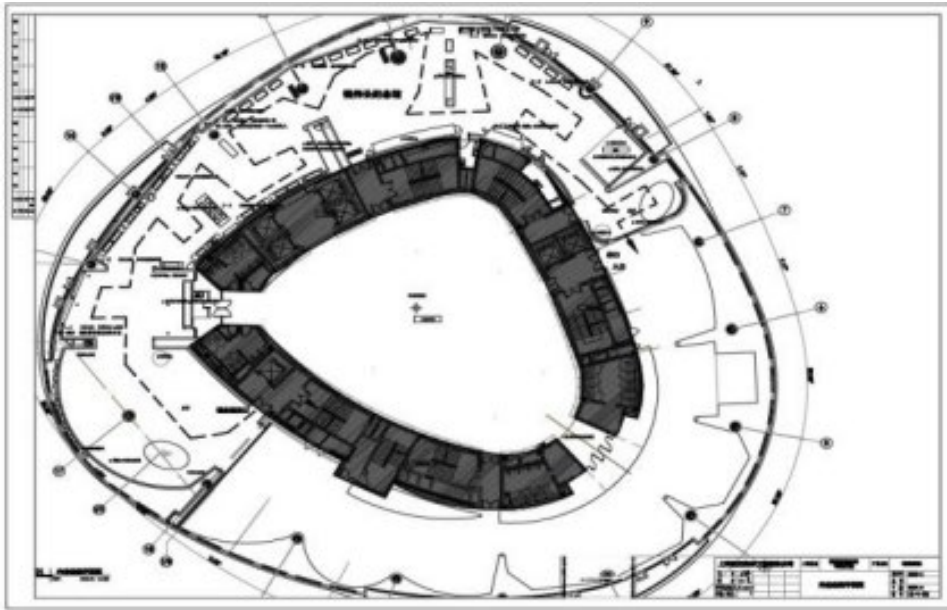


図 8-2 記念館平面設計図（匡正建設会社作成）

第 4 節 銭偉長記念館の展示内容と諸活動

2019年5月27日、新上海大学開校25周年記念を機に、銭の生涯及びその貢献を展示する記念館が開館した。新しく開館した記念館は、上海大学の特色と文化を展示する窓口になり、国内外の卒業生や関係者から関心を集めている。開館式では、上海大学学長や、上海文化界と学术界で活躍する研究者と作家が多く出席した。開館式と同時に、海軍による記念品の寄贈式なども行われ、銭を主題とした人物記念館は当館が初めてということもあり、全国のメディアで報道された。

当該記念館は、著名な科学研究者である銭の歴史の紹介だけを目的とするのではなく、上海大学の文化の一中心として、大学の由緒と特色を紹介し、教員及び学生全員の一体感を強化することをもう一つの目的としている。さらに外部から上海大学を訪ねる来客や、これから上海大学に入学する小・中学生、地域住民などあらゆる対象者に上海大学の文化を発信する役割を担っている。

記念館が開館してから、多くの注目を集め予想以上の参観者を集めている。予約をなしでも、館内でプロの声優が出演するスマホ音声ガイドを利用することができるため、個人客の数も多い。開館後は、充実した展示と豊富な教育活動を通じて、多くの来館者から高く評価されている。

1. 展示活動

記念館は、650 平米の展示スペースと約 500 点の展示資料を収蔵している。展示の中には、銭の博士学位記、アインシュタインや銭などの論文を登載したヴォン・カーメン還暦記念論文集など、価値の高い資料が展示されている。中国の国家メディアである人民網及び中国新聞網などは、銭偉長記念館の開館についての記事を掲載した。³⁾ また、館内には先端技術を使った 3D アニメーションセットや、銭のリビングの復元展示もある。銭偉長という人物を館内の展示資料を通して、あらゆる側面から紹介、解説しているのである。

記念館の入場は無料である。同じ建物の中にある図書館閲覧スペースは、貴重な古籍などが保存されているため、学内の教職員と学生に限り開放しているが、記念館は全ての人々に開かれているため自由に入館することができる。

また、学芸員とボランティアによる解説を行っており、15 人以上の団体であれば、所属を問わず受け入れが可能である。また、スマホで掲示された QR コードをスキャンすれば、プロの音声会社が作成した展示内容と対応するスマホガイドが利用できる。

2. 教育活動

記念館は、子どもから高齢者までの全年齢を対象に、それぞれに特化した解説内容と教育活動を用意している。すべての解説員に対して、一般的な解説内容以外に、種類以上の特定人物に対応した解説内容が要求される。現在、小学生に向けた解説や、ワークシートを使った教育イベントが利用者からの好評を受け、近くの小学校からだけでなく、遠方の小学校からも来館している。記念館では中国語の他に、英語と日本語の解説も行っており、海外からの参観者も利用できる。現在まで、アメリカ、デンマーク、ベルギー、エジプト、日本、ベトナムなどの国からの海外訪問者に対しての展示解説が行われた。

大学の特色文化を学ぶことは大切であることから、新入生や新人教職員に対しての教育に必要な不可欠な研修の場として活用されている。2019 年 12 月末現在、記念館は計 200 以上の団体が参観し、団体以外にも多くの来訪者が訪れて、合計 6000 人以上の参観者を記録している。

3. 収集保存活動

開館後もコレクションの収集は継続され、不定期に資料の受け入れをしている。また、開館前の準備作業が膨大であるため、展示されない資料の一部は、まだ登録とデジタル化を完成していないのが現状である。銭に関する資料は、様々な材質や形、コンディションの状況も違うため、整理するのが非常に複雑である。また、大学内部からも寄贈資料があるため、記念館は持続的な資料収集と整理が必要である。

現在、記念館は人手不足であり、比較的容易に紙資料のスキャンなどのデジタル化作業は、学生ボランティアに担当させているが、手書き原稿や手紙などは貴重資料であることを考慮し、すべて学芸員と職員で行っている。

現在、寄贈や寄託による保存資料は 3000 点以上にのぼり、約 500 点は記念館に展示されている。これから図書館 6 階にオープンする銭偉長個人寄贈書籍閲覧室にも、3 つの展示ケースが置かれ、対応資料を選出して展示している。

しかし、資料が増える一方で記念館にはまだ専用の収蔵庫がないため、現在の保存形態は、資料を一点一点ビニール袋に密封してダンボールに詰めている状況である。それぞれ異なる材質やコンディションの資料を長期的に保存するには、専用の収蔵庫に保存することが求められる。

4. その他の活動

記念館は、開館以前から本学独自のボランティア団体と深く連携している。大学に在学している学生を対象に募集し、開館前の資料整理、文字校閲、展示内容に対する意見聴取など、様々な面においてボランティア学生に参加させてきた。このような試みは、記念館にとっても効率がよく、学生自身にとっても有意義な実践学習になる。2019 年 5 月 27 日開館当日、数百人の来館者に対応するため、ボランティア学生は解説員としての役割を果たした。開館後も余暇時間を利用して、予約団体に向けての展示解説、小学生に向けたワークショップの実践、学習と交流を目的とした校外参観活動の参加など豊富な活動を実践している。

ボランティア活動の積極性を保つには、博物館と関連したアウトリーチ活動が必要である。上海市内を中心に、他大学の博物館を見学し、他のボランティア団体と交流を行う、また銭の命日に墓参りを行うことなど、持続的に独自のグループ活動を展開することが大切である。

第 5 節 その他の上海大学博物館展示

1. 上海大学附属海派文化展示館

海派文化とは、19 世紀の上海を中心として発展してきた独特な文化である。中国揚子江流域の蘇州、寧波、杭州、無錫などから移住してきた市民が伝統的な呉文化を守り、同時に上海開港とともに欧米人が近代工業文明を持ち込み、その両者が融合して生じた独特な都市文化である。上海大学は、中国教育部と上海市の共同建設大学として、海派文化を保存、研究、展示する責任を担っている。一般的な展示内容の他に、海

派文化展示館の中には上海方言展示体験室が設けられ、一つの独立区域になっている。この展示室は上海市教育委員会及び上海市言語委員会の助成により設立したプロジェクトで、上海方言の魅力を地元の市民と外来者両方に体験させる施設である。

2. 上海大学校史展示館

上海大学の前身は、1922年に設立された旧上海大学であり、中華民国時代の多くの革命家や文学家が育った、歴史ある大学である。しかし、旧上海大学は1927年に、蒋介石が発動した政治事件で閉じられ、教育活動も終止となった。1983年、上海大学は上海市政府により建設され、1994年に上海工業大学、上海科技大学、復旦大学分校、上海美術専科学校などと合併し、現在に至っている。長い歴史の間、上海大学は多数の歴史人物や科学者を輩出し、多くの学科で最先端の研究成果を上げた。このような輝かしい歴史を大学内外の人に宣伝するため、校史展示館は必要である。

上海大学博物館は、以上3つの展示室を主体に、企画展示室、多目的イベントルーム、収蔵庫や研究室を含め、多様な機能を持つ展示施設である点を紹介した。現在収蔵している資料は、主に海派文化に関わる文学作品、伝統書画、音楽や映画の映像媒体などであり、2019年10月の開館までに、大学公文書館から大学校史および銭偉長学長の関連資料を調達して、展示を行った。

当該博物館の役割は、教師や学生に対して自分たちの住まう街と大学の歴史を伝えることであり、地域住民や外部から参観しに来た人々には、この土地の文化を紹介することである。開館後、博物館は大学の玄関として、一般展示のほかに、大学内外の研究者や学芸員による講座を開き、ボランティアによる展示解説やワークショップなどの教育活動を実践してきた。

第6節 現在の上海大学博物館

2023年4月、中国科学院「インターネット周刊」、eNet研究院、徳本コンサルティングなどのリサーチ機構で共同発表した「2022年度博物館分類ランキング」によると、上海大学博物館は博物館の陳列・展示、人材育成、伝播・普及などの分野における革新的な模索により、2022年度大学博物館ランキングで2位となった。

中国科学院が主催し、科学出版社が編集する定期刊行物の「インターネット週刊」は、博物館のiB（業界内のロコミ）、iP（行動力）、iF（未来の発展力）の3つの視点から採点し、博物館の影響力、総合活躍度、潜在的な革新力、運営の積極性などを総合的に考慮し、博物館の総合的实力を全面的に測定して、最終的に5種類、130の博物館をトップとして認証した。

上海大学博物館（海派文化博物館）は、中国民主主義同盟中央伝統教育基地、中国博物館協会団体会員、中国博物館協会大学博物館特別委員会副主任委員館、上海市愛国主義教育基地、上海市社会科学普及示範基地、上海市中学生社会实践基地として認定されている。現在、博物館は海派文化博物館、上海方言文化展示体験館、上海大学校史館、銭偉長記念館、上海大学（1922～1927）校史野外展示エリア（野外博物館）遡園

の「4館1園」で構成され、総面積は8000平方メートル、そのうち展示面積は5500平方メートルである。

2020年、上海大学博物館は国家二級博物館として中国国家文物局に承認され、博物館の専門化を進めていくと同時に、大学の優位性を積極的に発揮し、大学博物館の品質で持続可能な発展方式を模索することに力を入れている。このような目標を実現するために、上海大学は主に以下の視座から実践している。

1. 文化遺産の価値の研究と説明を強化し、一連の良質な展示を構築する

展示は博物館の中心的業務である。上海大学博物館の基本的な展示と多くの特別展が、特色ある「展示システム」を構成し、海派文化と上海大学校史を中心とした基本的な展示、古今芸術対話を特色とした臨時展示を形成し、専門性、教育性、公共性が際立ち、影響力が増している。

上海大学博物館は、全国で唯一の海派文化を館名にした博物館であり、「海は広く空は高く：海派文化展」「江南望族と海派チャイナドレス展」「海潮の響き：上海方言文化展示体験展」などの常設展示があり、精神、物質、言語の3つの視点から海派文化を構成、解説している。

上海大学史館と野外展示エリアの遡園とともに、中国共産党が主導して創立し、実際に指導した最初の「正規の大学－1922年の上海大学の輝かしい歴史－」を展示した。

2019年、上海大学博物館は新館をオープンした。それ以来、毎年3～4つの特別展を行っており、展示テーマは伝統文化、海派文化、紅色文化、江南文化を中心している。また、古今芸術の対話をテーマにして、大学博物館の特色に基づいて「三星堆：人と神の世界」「銘心妙相：龍門石窟芸術対話」などの特別展を代表とする古今対話シリーズ展示の実践を革新し、大学博物館の質の高い発展の道を模索してきた。古今対話シリーズ展は、文物と現代芸術品の対話の展覧モデルを採用して、伝統と現代、歴史と現在、東洋と西洋の多層対話の鮮明な特徴を現して、社会各界から広く認められ好評を得ている。そのうち、特別展「三星堆：人と神の世界」が2020年度上海市博物館陳列展覽推薦賞（略称「十大精品」、地方文物局が毎年地域のトップテンの優秀展示を表彰する賞）を受賞し、特別展「銘心妙相：龍門石窟芸術対話」はさらに第19回（2021年度）全国博物館10大陳列展覽推薦優勝賞（全国第11位）を受賞した。一連の展覧のオンラインとオフライン参加者は、延べ600万人を超え、「人民日報」やCCTVなどのメディアから1500回以上報道された。

2. 学生の参加を積極的に導き、博物館学科の教育と人材育成を支援する

上海大学博物館は、開放運営の過程で大学の優位性を活用し、学生の参加を積極的に誘導、中小規模博物館の力不足を補うと同時に、文物と博物館学学科の教育と人材育成を支援している。

博物館は展示企画を足がかりに、教育実習の授業と課外実践の拠点となっている。これまでの展示の参加スタッフには、博物館の学芸員のほか、上海大学文物と博物館学専攻の大学院生が参加しており、学生数はチーム全体の50%以上を占めている。専

門実習生は全過程で展示の企画と実施に参加するが、展示脚本の作成から、展示資料の貸し借り、展示の日常的な開放・運営、社会教育活動の企画、宣伝などの段階に至るまで、すべて学生が参加している。

また、上海大学博物館は学生資源を十分に活用し、理学院、法学院、建築学院、文学院、外国語学院など 15 の学院の学生ボランティア 300 人以上が来館者に対して解説のサービスを提供した。美術学院の教師と学生は博物館の活動設計に参加し、映画学院の教師と学生は博物館の宣伝ビデオの撮影に協力した。博物館は大学からの協力を取り入れ、質の高い発展のための継続的な原動力を探索している。このような試みは、大学博物館が文博学科の建設に役立てるという趣旨からも、大学博物館が自らの力の欠如を補う重要な手段でもある。

3. 普及ルートを革新し、都市のマイクロ更新を推進する

展示面積不足の欠点に対して、上海大学博物館は大学の教育の優位性を発揮して、積極的にオンラインとオフラインイベントを組み合わせ、「導入」と「館外進出」を同時に行う多層的、立体的な宣伝普及戦略を採用している。できるだけ良質なイベントで集客力を高めている。

その他にも、上海大学博物館は「博物館を送り出す」努力をしている。2022年9月6日、上海市文物局が指導し、博物館が主催した特別展示「海闊・天空：海派文芸の現代回想」が浦東空港博物館で国内外の来館者に公開された。博物館は海派文化を通じて、中国文化が現代的なモデルチェンジを完成し、悠久の中華文明に新たな息吹を与えている。

また、上海大学博物館は地元の老朽化が進んでいる団地の東昌新村と協力して、「博物館＋コミュニティ」の形で東昌新村内のパーキングルームで写真展を開催し、団地の環境を顕著に改善した。

2年以上に亘る協力を経て、東昌新村の住民自身が公共文化空間となった駐車場をコミュニティの重要な構成部分と見なしているだけでなく、周辺の団地にもさらに波及している。このような連携活動を通じて、住民に直接に生涯学習の機会を提供しただけでなく、コミュニティ住民の博物館への興味をさらにかき立て、住民たちは上海大学博物館に何度も集団で訪れて見学し、他の博物館に行く頻度も大幅に増加した。

さらに、上海大学博物館はこの活動を通じて、東昌新村の活力と結束力を大いに高め、コミュニティ建設のための重要な社会構造を提供したことである。東昌新村の様相はすでに着実に変化し、もともと「破れ、乱れ、劣っていた」条件が改善され、一連の写真展を巡り、社区居民の日常生活にも変化が生じて、博物館見学に行ったり、来訪する親戚や友人に展示説明をしたりすることが住民の生活の重要な構成部分になっている。この展示は地域の素晴らしい生活の活力にもなっている。このような実践は、上海芸術進社区モデルプロジェクトに選ばれただけでなく、新華社や「光明日報」などの主要メディアにも取り上げられ、新時代の人民都市に湧く元気と活力の象徴となり、大学博物館がコミュニティで自らの力を発揮し、都市の細部更新を推進する実証でもある。

4. 専門的な社会教育サービス強化と学校文化の構築

社会教育と公共サービスは、博物館の趣旨を実現するための重要な手段である。上海大学博物館は、博物館と大学の二重の教育機能を発揮して、異なる来館者に対して多様な社会教育活動を展開して、大学の優勢な教育資源を結合して、中学及び大学の授業を博物館に導入し、二十四節気と中国の伝統的な祝日を組み合わせでデザインするなど、博物館は大学の様々な専攻教育と連携している。また、博物館は一連の社会教育活動を展開し、学内外の来館者から好評を得ている。

また、上海大学博物館は上海大学図書館、公文書館、南京芸術学院国際博物館学院などと共同で実践した『中国 GLAM 公開授業』は、2020年6月27日に新型コロナウイルスによる肺炎の流行中で正式にスタートした、全国初の公益博物館クラウド授業で、業界内外の多くの観客から熱烈な歓迎を受けている。これまで、本公開授業は博物館、美術館、図書館、公文書館に関連するテーマをめぐり、107回の特別講座と2回の特別イベント中継を継続的に発表し、延べ6572万人がインターネットを通じて視聴し、業界内外で重要な影響力を持つ公共文化ブランドとなっている。

一連の展示と社会教育活動を通じて、上海大学博物館は全校の教員と学生が共通の公共文化空間を共有し、多くのイベントが博物館をプラットフォームとして開催され、博物館は一連の重要なプロジェクトを実証してきたのである。上海大学博物館は団体の記憶を記録する場所となっただけでなく、団体の記憶に欠かせない一部となった。上海大学博物館は大学のリビングになっており、教師と学生がここで友人をもてなすのは日常的になっており、「博物館に行ってみる」ことは上海大学の新しいファッションとなっている。

5. 学術性を高め、学科建設の道を広げる

2008年に建設準備を開始してから、上海大学博物館は独自の特色ある学術建設の道を開いて、15年の学術の蓄積と発展を経て、学術成果は多くの成果を上げて、講座を開き、論文を発表し、シリーズの叢書と展覧図録を出版、科学研究プロジェクトを展開、館刊を創立してあらゆる方面に多種の特徴を表してきた。

博物館オリジナルの雑誌『博物館・新科学技術』は、2013年創刊の博物館の新科学技術をテーマにした国内唯一の学術誌である。刊行物は博物館の新科学技術分野の発展の最先端の動きに注目し、取材、原稿依頼、翻訳などの形式を通じて、国内外の学術論文と実践例を選出し、博物館業界に最新の理念と情報を提供している。

博物館は2017年より、国際的視野に立脚し、大学博物館分野で最も注目される専門学術刊行物である国際博覧会大学博物館・所蔵品委員会（ICOM-UMAC）会議の論文集『大学博物館・所蔵品雑誌』の中国語版を担当し、中国の博物館界に向けて世界的に有名な大学博物館からの貴重な経験を引き続き共有するとともに、中国の大学博物館とUMACの連携と協力を推進している。

国際刊行物の翻訳以外にも、上海大学博物館は各種刊行物の出版を通じて、特色ある学術ブランドを構築している。当館で展示されている常設展と特別展に基づき、博

博物館は各種シリーズの叢書と図録を出版し、発表された学術論文も枚挙にいとまがないほど多く、上海大学博物館の微信公式アカウントで発表と共有を行っている。

博物館と大学がますます共生し発展する現在、全社会に向けた研究型の開放交流プラットフォームを建設し、関係者、学生、公衆が国境を越えた博物館と文化遺産の新しい知識を体験できる機会を得ることは、大学博物館の前向きな探求と実践であり、上海大学博物館はその途上にある。

小 結

上海大学は、1994年に4つの大学が合併された上海市立の大学である。すなわち、設立母体は上海市で、上海市が設置経営する総合大学である。上海大学の前身は、上海工業大学（1960年開校）、上海科学技術大学（1958年開校）、元上海大学（1983年開校）、上海科学技術高等専科学校（1959年開校）である。

1983年に開校した原上海大学は、文学院、工学院、美術学院などで構成されており、後に新しい上海大学の文学院や美術学院の一部になった経緯を有している。また、1983年に開校した原上海大学は、復旦大学分校を改称した大学でもある。

復旦大学分校は、中国で最も早く博物館学専攻を開設した大学である。20年以上に亘り、博物館学専攻の学生を募集し、博物館学の専門教育を展開してきた。その結果、復旦大学分校は、中国の博物館業界に、多くの人材を輩出したのである。この様な歴史を継続して上海大学で博物館学が開設されたことは、当時博物館界の需要に対応したことであった。

1998年に中国国家教育部は「普通大学学部専攻目録と専攻紹介」と題する政策白書で、博物館学専攻を歴史学専攻に所属する二級専攻として確定した。当該白書に拠り、上海大学は勿論南開大学・浙江大学・復旦大学・武漢大学・北京大学などの博物館学専攻大学は、学内での独立な立ち位置を喪失した。

このような時代背景の中で、上海大学文学部は、博物館学教育の重要性を改めて考慮し、2018年から、上海大学は積極的に全国から著名な博物館学研究者を教員として招聘し、博物館学専攻を含んだ文系科目を重点的に発展させる方針を確定した。2019年には、上海大学文学部は全国に向けて、文物と博物館学専攻の大学院生の募集を再開した。

中国における人物記念館の歴史では、1945年から博物館の建設は政府によって再び推進される中で、中国共産党中央委員会は魯迅博物館建設を推進するべく「人民日報」に建設の趣旨と資料の提供を呼び掛けた。この新聞記事に触発され、1940年代から中国各地には、様々な人物を主題にした記念館が建設されるようになった経緯を有したことが把握できた。

記念館は、人物、換言すると偉人・先駆者・先学者を対象にしているが、潜在する目的は民族の復興を実現する重要な資源であるとしての把握であると筆者は考えた。つまり、漢民族の優位性の象徴化を目的とする伝統的国家意識の表彰であると言えるのである。このことは、中国に限ったことではなく、世界の国家意識を有しさらに醸成し

ようとする意図を持つ多くの民族に確認される行為であると記念館の目的を結論した。

筆者は、上海大学初代学長銭偉長老子の記念館建設に携わる際、人物記念館に対する調査、研究を行った。調査、研究の結果、人物記念館の主に以下の記念的意義（1）社会的意義、（2）教育的意義、（3）交流的意義の3点に集約することができた。

上海大学校史展示館は、1922年に設立された旧上海大学であり、中華民国時代の多くの革命家、文学家を育った歴史の深い大学であった。しかし、1927年に蒋介石による政治事件で閉鎖された、1994年に上海工業大学、上海科技大学、復旦大学分校、上海美術専科学校などを合併し、現在まで至っている経緯を記した。それらの長い時間の中での苦難と光栄の歴史を大学内外の人に宣伝するため、校史展示館は必要であると結論する。したがって、校史展示館を持たない大学は歴史が不十分であるか、博物館学的観点からの考え方が脆弱であると筆者は予想するものである。

再度要約すると、大学で著名人物の記念館を作るとは、歴史を記録、展示するだけでなく、大学の人材育成、国際交流および大学の文化と精神の促進に実際的な重要性が高い。その上、人物記念館を建設することは、資料の歴史的価値を發揮し、保護や伝承にも積極的な影響がある。大学の人物記念館は、より多くの注目を集めると同時に研究される必要がある。

次章は、観光の視座から大学附属博物館の位置づけと活用について考察を試みる。また、観光学教育、観光目的地としての大学など、中国の大学と大学附属博物館が観光に果たす役割について論究する。

注

- 1) 中国教育部が定時に公開する、当時承認される全部の大学学部専攻学科目録
- 2) 2023年中国国家文物局「中国博物館發展データ」より
- 3) <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1680077549996573310&wfr=spider&for=pc>

参考文献

- 胡乔木（1983）：「博物館事業需要逐步有一个大的发展」『新华月报』第4期、142-144頁。
- 竺劍・董麗敏（2014）：「上海大学文学院回忆录：1978-1994」上海大学出版社、58-67頁。
- 曾文彪（2012）：『校长钱伟长』上海大学出版社
- 宋伯胤（1986）：「博物館与学校教育 兼论博物館专业的学制与课程（二）」『文博』第3期、61-67頁。
- 南开大学历史系博物館学教学小组（1960）：「南开大学历史系开设博物館学专门化班」『文物』第5期、77頁。
- 李军（2015）：「中国博物館学专业教育的早期发展 以国立社会教育学院、北京大学为考察中心」『中国博物館』第4期、28-38頁。
- 彭飞（2007）：「国立社会教育学院图书博物館学系简史」『大学图书馆学报』第3期、

97-100 頁。

邓小昭（1960）：「西南师范学院图书博物馆专修科办学述评」『图书馆论坛』306-312、356 頁。

第9章 中国大学附属博物館の観光に果たす役割

本章は、先ず大学附属博物館と観光について記す前に、前提となる中国の大学における観光学について記すものである。事例として、中国国内において観光学教育で評価を受けている雲南大学商旅学院の観光学科を取り上げて、その観光学教育を詳述することにする。また、中国の観光学科を設置する大学一覧を作成し、復旦大学の観光学教育カリキュラムを紹介する。さらに大学が観光地となっている事例をあげて、観光資源と観光活用の両面から考察を試み、大学における観光資源の分類、大学附属博物館と観光について論述するものである。

第1節 中国の大学における観光学の歴史と観光学教育

1970年代後期までの中国の国際観光活動は、主に外交目的の友好活動として行われてきた。その後、中国に訪れる外国人観光客向けの観光業が大きく発展し始め、1980年代中期には、総合的な経済活動として観光業へと転機を迎えたのである。

中国で最初に観光学科を設立した四年制大学は、南開大学である。1978年の中国改革開放に伴い、中国国内では観光分野を研究する人材不足が問題となり、その後1981年に初めて南開大学歴史学部で観光学科が設立された。観光管理と観光英語の二専攻が作られ、翌1982年に観光学部が設立され、1983年には、同大学大学院に観光地理専攻が開講されたのである。その後、中国の大学に観光を研究分野とした学科や学部が続々と設立されていった。

現在、中国で「旅游系」（観光学）を学部もしくは学科として設置している大学は500校以上にものぼり、2018年の統計では全国の大学で観光学科或いは観光学専攻を所有する大学と専門学校は、延べ1207校ありそのうち約三分の二が専門学校で占めている。大学の観光学科に在籍する学生数は約20万人で、観光学に関わる教員数は1.9万人と統計されている（中国旅遊協会2018）。

1990年代以前の中国では観光人材教育に関する研究成果及び文献はまだただ僅かであったが、1990年代中期ころから相関研究の論文が増加し、人材培養に関する討論も盛んとなった。観光人材の教育方法、特徴、問題、多様化などに対する研究が行われ、観光教育実践活動及びその課題に対する重要性が増すとともに、2000年以降は観光教育に対する研究は飛躍的な発展を迎え、豊富な研究成果を残したのである。

張丹子の「観光教本の編集における提言」（張1989）は『社会科学』雑誌に掲載され、それは中国で初めての観光教育に関する論文となった。その後、観光人材教育に関する課題は、中国の学術研究界でも注目を集め、益々議論されるに至った経緯を有する。観光研究の分類については、最初は観光対策関連の論文が多かったが、人材育成や観光教育をテーマにした論文はその後大きく増加したのである。2004年に、地域の観光発展によって、人材の需要が増加したため、地域における観光教育研究は大きな発展を迎えることとなった。現在、観光人材教育の中で発生する「教育内容の萎縮」や「理論ばかりを重視し、実現を軽視する」などの問題に対して、中国の多くの研究者が

注目している（張 1989）。現在、観光人材教育に関する研究は、主に観光人材育成及び観光教育の総合的研究、観光教育方法及び形成方法の研究、観光人材教育の特定研究、観光人材供給と需要に関する研究など四つの主題に関与している。

中国の大学における観光学教育は、1990年代以降には政府からの規定を受けている。1998年に中国教育部は「普通大学学部学科目録」に、「旅游管理」（観光学）学科の教育目標を明確に記した。

本专业旨在培养具有管理、经济、民俗文化、法律及旅游相关专业知识、可在各级旅游行政机关、旅游企业等从事管理工作的高级专业人才、或培养具有从事旅游学科教育、旅游科学研究潜力的研究型人才。

（管理、経済、民俗文化、法律及び観光に関する専門知識を持ち、各級の観光行政部門、観光企業などで管理職に従事する高級専門人材、或いは観光教育、観光学研究にポテンシャルを持つ研究型人材を育てる。筆者訳）

従って、中国の大学での観光学教育は、大概この目標を基本としている。現在、中国で最も観光学教育が評価されている大学は、上述のとおり雲南大学である。雲南大学は、1999年に経営学と観光学が合併し、本部に「工商管理と旅游管理学院」（日本の学部に対応する。以下「商旅学院」と称する）を設置している。雲南大学は、観光学の国家一級博士及び修士の学位授与を推進しており、大学や専門学校に在職している講師を対象とする観光学の修士授与権を有している大学である。

雲南大学商旅学院は、中国屈指の観光学教育機構として海外の大学との学術交流に力を入れており、アメリカマサチューセッツ工科大学、スロン管理学院、香港中文大学など世界の高水準大学と密接な交流を行っている。雲南大学の観光学科の影響力は、中国全土だけでなく東南アジアや南アジアなどの地区にも及んでいる。その理由は、雲南は東南アジア地域と隣接しているだけでなく、東南アジアに観光する中国観光客は極めて大人数である理由もある。本論は、雲南大学商旅学院観光学科を事例に、その現状と課題を以下に論じるものである。

独立した観光学部を設置せずに観光学科を有する大学では、一般的に管理学部、歴史学部、地理学部、人文学部、園林学部などに観光学科は所属している。このような所属する学部からも、各大学において観光学科が中心的な学科であることが共通している点である。

一方、独立した観光管理博士課程を持つ大学院を有する大学は、中国人民大学、中国社会科学院大学院、南開大学、東北財経大学、上海財経大学、厦門大学、中山大学、暨南大学、重慶大学、雲南大学、陝西師範大学の11校である。

第2節 中国における観光学科の設置大学

現在、中国で観光学科を設置している500校以上の大学の中で、学科競争力トップ12の大学は以下の通りである。表中の学科評価は、中国教育部が総合的に当該学科の

研究能力、教育活動と学術影響力などを分析した結果である。特に、A+は、四回連続でA評価を受けた学科だけに与えられる。したがって、A+評価を受けられる学科は、全国の当該学科の中で、約トップ2%を占める。また、A評価は約トップ2%~5%に対応している（中国教育部2023）。

表 9-1 旅遊管理学科評価 A 以上の大学（筆者作成）

順位	大学名	学科評価
1	中国人民大学	A+
2	清华大学	A+
3	上海交通大学	A+
4	中山大学	A+
5	北京大学	A
6	对外经济贸易大学	A
7	南開大学	A
8	復旦大学	A
9	上海財経大学	A
10	南京大学	A
11	厦門大学	A
12	西安交通大学	A

これらの大学の観光学科は、管理学部に所属しているとは限らず、歴史学部にも所属することもあるが、その共通点は多くの大学が雲南大学と同様に、経営学、ミクロ経済学、マクロ経済学、マーケティング論、経理経営論、観光学概論、観光心理学、観光資源と開発論、観光経済論、ホテル管理論、観光地管理論、旅行会社経営論などを開講し、所属学部によってカリキュラムに異なりが見られる。

復旦大学歴史学部旅遊管理学科のカリキュラムには、育成目標及び育成要素として、観光管理学科は、観光学、管理学、経済学及び人文社会科学を統合した学科でその目標は、観光管理の専門知識を持ち、各級観光行政管理部門、観光企業及び国家事業所及び他の企業で、管理と経営の仕事に従事できる複合型人才を育成することが明記されている。当該学科の学生は、在学期間中に150単位を修得しなければならず、そのうち51単位は一般知識教育課程で、40単位は本分野基礎課程、59単位は専攻教育課程（教育実習5単位、学年論文1単位、卒業論文4単位を含む）である。さらに、復旦大学英語能力試験及びコンピューター応用能力試験に合格すれば卒業が認められ、管理学学士学位が授与される。具体的な課程内容は、一般知識教育課程（51単位）、大類基礎課程（40単位）、専攻教育課程（59単位）となっており、専攻教育課程は、観光学原理、財産管理、観光英語、観光資源論、観光景観見学、観光マーケティング管理、観光文化論、観光経済論である。専攻選択科目は45科目の観光に関する講座が設けられ、観光学のスペシャリストを養成する上で非常に充実したカリキュラム構成

になっている（郭 2003）。

第 3 節 大学における観光活動

中国の大学では観光活動を行うことが、1990 年代から大規模に始まった。市民の生活水準の向上と観光業の発展により、人々の観光観念が多様化したことによるものである。大学における観光は、観光者に対しては知的な満足感を提供し、大学側にも社会的、経済的効益を齎す大学経営の一分野に位置づけられている。

観光資源の要素は、①客観的に存在しているもので、自然風景もしくは人文環境として、観客の興味を引くもの、②観光者と緊密に接続し、その観光資源は観光者を吸引するだけでなく、観光者の自発的行動を喚起させるもの、③利用される可能性があるもの、④観光資源の開発は、経済的、社会的、環境的な効益を齎すの以上 4 点に集約できると考える。

つまり、大学における観光資源は、その大学特有の研究・教育より発生した物質的資源、或いは非物質的資源により観光者を誘引し、学習意欲とも表現が可能である観光意欲を喚起し、観光者自身は生涯学習による知的欲求を充足し、地域や大学に経済的、社会的、周辺環境の三方面からの効益を齎すものである。

2019 年 7 月、中国の国営メディアである「人民日報」は、SNS サイトである Weibo に「美しい大学 30 選」を題にした内容をアップし、以下の大学を挙げて紹介した。¹⁾

表 9-2 美しい大学 30 選

	大学名	見どころ	創設年
1	北京大学	初名「京師大学堂」中国最初の国立総合大学	1898
2	清華大学	「エンジニアの揺籃」と称される総合的研究型大学	1911
3	浙江大学	前身は「求是書院」、中国の歴史文化名城である杭州に位置する	1897
4	廈門大学	中国近代教育史上最初の、愛国華僑陳嘉庚によって創設された大学	1921
5	武漢大学	東湖を囲い、珞珈山の麓に位置し、環境優美	1928
6	復旦大学	中国人によって創設された最初の現代化大学	1905
7	中山大学	孫文が創設した大学	1924
8	北京航空航天大学	中華人民共和国で創立した最初の航空類大学	1952
9	中国人民大学	中華人民共和国で創立した最初の正規大学	1950

10	中国科学技術大学	唯一中国国家知識創新工程に参加した大学	1958
11	蘇州大学	前身は「東呉大学」、中国で最初の現代学科システムで運営する大学	1900
12	南京大学	前身は「三江師範学堂」、古都金陵（南京）に位置する	1902
13	南開大学	文系と理系並列に重視される大学	1919
14	中国海洋大学	海洋と水産学科が特色である総合的の大学	1924
15	河南大学	古都開封に位置する大学	1912
16	四川大学	歴史文化名城である成都に位置する大学	1896
17	雲南大学	中国西部で最初の総合的の大学の一つ	1922
18	蘭州大学	前身は「甘肅法政学堂」、中華人民共和国で確立した最初の総合的の大学の一つ	1909
19	山東大学	前身は「山東大学堂」、京師大学堂に続いて中国第二の国立総合大学	1901
20	吉林大学	吉林省長春市に位置する	1946
21	西安交通大学	中国で最初に創設された著名大学の一つ	1896
22	重慶大学	中国西南部の重鎮重慶に位置する	1929
23	大連理工大学	中華人民共和国で創立した最初の重工業型大学	1949
24	深セン大学	「特区大学、窓口大学、実験大学」が特色	1983
25	湖南大学	宋 976 年に創設された岳麓書院が起源。「千年の名校」と称する	1926
26	西南大学	長江上流の嘉陵江に隣接するガーデン式大学	2005
27	華中科技大学	緑化率 72% の「森林式大学」	2000
28	ハルビン工業大学	中華人民共和国で最初の学部五年制大学	1920
29	中国礪業大学	中国唯一に礪業を特色にする大学	1909
30	東南大学	古都南京に位置し、工学を特色にした研究型大学	1902

（『人民日報』より筆者作成）

このように人気の観光地に選ばれた大学には、建築、庭園、博物館、自然環境、歴史文化など、様々な観光資源が複数存在しているのが特徴である。多くの大学は、自発的に観光者を集客したのではなく、美しい環境や文化豊かな雰囲気がある有名になり、その結果自然と観光客が集まり大学が観光地化されたケースである。大学に観光を目的として訪ねる者の多くは①校内の景色を楽しむ、②大学の特色・伝統を体感する、③体育活動に参加することを目的としている場合が多い。中国には、湖や樹木林など豊かな自然環境や、100年以上経つ歴史的建築物やモダンなデザインの現代建築物といった

特色ある建築物を保有し、美しい校内環境を形成している大学が多く存在しているのである。また、そのような条件が整わずとも例えば上海大学宝山キャンパスのように地域住民の観光地となることもある。当該キャンパスは 1999 年に建設され、その歴史は決して長くはなく名所となる建築物や彫像等も有していない。しかし、大学は自然生態の向上に力を入れており、校内に湖や芝生の広場を造営し孔雀と白鳥の育成場を設置しているため、それが独特な所謂「癒しの場となり」観光資源となっているのである。

特に上海大学は、政府と連携して毎年 11 月に約一ヶ月間定例行事の「菊の節」を行っている。大学と政府両方の予算で、校庭の中に菊の盆栽を使って景観を作ったり、植栽や芝生を芸術的にアレンジした野外展示を行う、一種の展覧会として定着しているものである。この展示は、全ての地域住民に無料開放し、休日は観覧者で賑わいを見せる場となっている。



写真 9-1 上海大学「菊の節」景観一例（2018 年 10 月 8 日筆者撮影）

また、大学は高等教育の象徴として所謂聖地化されているともいえるが、中国は古くから勉学、読書に対する崇めは社会の各階層にまで浸透しており、市民は物質文化の享受を得るだけでなく、精神的な憧れと興味の充足を求めて大学の観光に訪れることもある。大学の博物館を見学したり、一般人は入れない図書館を背景に記念写真を撮ったり、在学生と話をしたり、或いは教室に潜り込み、授業を受けることも少なくないようである。このような高等教育を体感する以外には、小中学生の大学見学ツアーが好事例である。地方から北京大学や清華大学などを訪問し、「トップ大学」の雰囲気を感じることによって「将来この大学に入りたい」といった勉学意欲を芽生えさせる事を目的とするものである。

さらに、中国の大学設置基準に基づき、大学には必ず体育施設を設置する義務があ

るため、ジム、テニスコート、バスケット場、サッカー場、温水プール等の体育施設を複数取り揃えている大学も少なくない。それと比較して、中国では地域住民向けの体育施設は、あまり整備されていないのが中国社会の現状であることから、多くの大学では、体育施設を地域住民が利用することを認可している。結果として、これらの大学施設の開放が近隣住民の人気を集めている。

「人民日報」による大学観光ランキングに記載されたように、観光名所になった大学の多くは、博物館を併設しているところが多く確認できる。博物館や記念館などの展示、教育施設を併設している点も特徴として看過できない事実である。当該傾向は、実は中国に限ることではなく世界的な観光地として有名な大学も博物館を所有していることが多いのである。博物館を設置することは、大学の学術研究を支援するだけではなく、特有な所蔵品や研究内容を用いて大学内外の参観者を教育し、知識と情報を伝達することも目的となっている。また、質の高い大学博物館は、それ自体が観光の目的となり、多くの参観者を招いている。次に、中国で代表的な大学附属博物館を取り上げ、これらの特徴を紹介する。

第 4 節 観光地になっている大学附属博物館

1. 厦門大学人類博物館

厦門大学人類博物館は、人類学、考古学、民族学を中心にした博物館である。厦門大学人文学院の付属博物館であり、中国唯一の人類学専門の博物館であり、ユネスコの有名博物館として認定されている（陳 2015）。人類学に関する文物資料及び書籍 1 万点以上を所蔵し、国内外の古人類資料を展示している博物館である。

厦門大学人類博物館の濫觴は、1926 年に魯迅の主催による厦門大学で開かれた考古文物展覧会であった。翌年、厦門大学は文化陳列所を成立した。1934 年に人類学者であった林惠祥により、（私立）人類博物館準備所が設立され、1952 年林惠祥は個人収蔵であった千点以上の人類学資料を大学に寄贈したことが契機となっている。同年、中国教育部の許可を受けて厦門大学附属人類博物館が設立され、以前より存在していた文化陳列所も博物館に合併したのであった（陳 2015）。

厦門大学の特徴は、人類博物館を設立した後、人類学科が開設されたことである。これは博物館の創立者である林惠祥の希望により実現されたことでもある。1984 年、大学に人類学科と人類学研究室が設立され、厦門大学は中国で最初の人類学科が設立された点でも大きな特徴を有しているのである。

2. 北京大学セクラーク考古と芸術博物館

北京大学セクラーク考古と芸術博物館は、1993 年に北京大学とアメリカの収蔵家アーサー・セクラーク（Arthur M. Sackler）とが協力して立ち上げた博物館で、中国の大学で初めての考古学専門博物館である。2000 平米の展示室空間を有し、中国考古を中心とする文物資料数万件を所蔵し展示している。当該博物館資料の収集は、1920 年代北京大学考古研究所国学門考古学研究室時代より始まり、元北京大学附属博物館と元燕

京大学自然博物館の収蔵資料を併合している。1952年以降、博物館は北京大学考古学が発掘調査で収集した資料も受け入れ、国内外の個人寄贈も受け入れている。

因みに、当該博物館の前身である燕京大学自然博物館は、日本人考古学者鳥居龍蔵が1939年～1951年まで勤務した博物館であり、その時期に収集された古代文物や標本も、現在の北京大学セクラー考古と芸術博物館に受け継がれている。

3. 香港中文大学文物館

香港中文大学文物館は、1971年に香港中文大学中国文化研究所に設立された大学附属博物館である。文物館の一万点以上を数える収蔵資料は、主に中国美術の絵画・書・石碑の拓本及び工芸品等であり、中国文化を世界に広めることを主旨としている。

中国美術専門の大学附属博物館であるため、当該文物館は1977年に文物修復スタジオを設立した。紙資料の修復、装潢室、資料撮影室、木工室などが整備されている。館内の所蔵資料を修復することだけでなく、外部からの資料を受け入れて修理することも可能である。

4. 蘭州交通大学地震博物館

甘肅省蘭州市十里桃郷に所在する蘭州交通大学地震博物館は、1988年に王増甲教授が建設を始め、1989年に開館した博物館である。廢墟となっていた戦跡遺構で全長400米の大型防空壕を改造して展示を行っている。収蔵面積は3500㎡に及ぶ中国最大の地震博物館である。



写真 9-2 蘭州交通大学地震博物館入口 写真 9-3 防空壕を利用した展示室
(2018年12月10日筆者撮影)

王は、1970年代中国唐山大震災の現場を三回訪問し、震災直後の悲惨な状況に心を動かされ、地震に関する知識を社会に広げるべく地震博物館建設を推進したのである。世界から地震に関する資料を収集し、長期間に亘り当博物館を全国一の規模と収蔵資料を有する地震博物館に発展させたという。当博物館は、「国家科学普及教育基地」²⁾にも指定されている。

当博物館は、数百万年前の地震断裂帯に立地しているため、入口と出口以外、全ての

施設は山の中に埋め込まれた形となっており、中に入らなければその全容は想像がつかない。展示室は地震知識壁画館、実物史料館、地震造形館、地震観測機械館、音声映像展示館及び地震書道、絵画館の6つに分かれている。

壁画館は、メイン通路に設けられ、壁画は全長104m、高さ1.3mで、実物史料館には300点程の地震に関する資料が展示されている。地震造形館には、泥人形の展示の他、蘭州地震の再現展示がなされている。筆者が実踏して感じたことは、地震書道絵画館は、地震に関する書籍と絵巻が収蔵されているが、当該博物館の最大の問題点は多湿の環境であり、紙資料の保存状態は非常に劣悪である。乾燥地帯の蘭州であっても地下であることから湿度が高く、除湿機能が備えられていないようであった。中国国内外の地震に関する貴重文物及び資料が収蔵されていることから、湿度に対する対応策は早急の課題である。

表 9-3 大学の観光資源の分類

大学の 観光 資源	有形資源	教育型	博物館、図書館、実験室、研究センターなど
		実物型	建築、彫刻、歴史スポットなど
		参加型	大学で開催する娯楽イベント、部活イベントなど
		鑑賞型	文化芸術コンテスト、体育大会、放映会など
		展示型	大学で開催する展示、記者会見など
		自然型	植物、動物、山、湖など
	無形資源	大学の歴史、精神など	

(筆者作成)

小 結

本章は、中国の大学に観光学が設置された経緯を明らかにし、現代中国における観光学教育について論究したものである。特に、観光学教育で評価を受けている雲南大学商旅学院の観光学科を取り上げて、その観光学教育を詳述した。

また、中国の観光学科を設置する大学一覧を作成し、復旦大学の観光学教育カリキュラムを紹介した。さらに大学が観光地となっている事例をあげて、観光資源と観光活用の両面から考察を試み、大学における観光資源の分類を図ったものである。このような考察から、中国の観光学科における問題を示し、その解決策を見出す一助とするものである。また、日本の大学における観光学の歴史についても考察することにより、今後の日中博物館の比較研究に繋げるものである。

次章は、中国における大学附属博物館の国際交流事業の一例として、上海大学博物館の国際交流事業の一環である波佐見町との陶磁器実践交流プログラムを詳細に紹介

する。

注

1) <https://weibo.com/2803301701/HErPTCDHf>

2) 国家科学普及教育基地は、中国科学協会が主導で認定する科学教育施設の称号であり、現在、全国で計 188 ヶ所がある。

参考文献

郭英之（2003）：「旅游管理专业研究生教育的现状、问题与发展」『社会科学家』第 1 期、15-18 頁。

中国教育部（2023）：『第五回学科評価基準体系参照標準』

中国旅遊協会教育分会（2018）：『中国旅遊教育ブルーブック 2017-2018』

张丹子（1980）「编纂旅游教材的建议」『社会科学』第 1 期、111 頁。

陈振坤（2015）：「陈嘉庚与博物馆教育」『福建文博』第 1 期、94-96 頁。

第 10 章 上海大学博物館の国際交流事業

第 1 節 中国と波佐見の交流史

波佐見は、陶磁器製造の重鎮として中国と古くから交流活動を実践してきた。17 世紀頃から中国人が長崎を経由して、有田と波佐見に色絵の製作技術を伝えたと推測される。また、青磁の製法を初めとし、様々な陶磁器製品において中国の影響が見られることもその理由である。つまり、中国との技術上の交流はその時代から始まっていると考えられる。もう一つの論証としては、1604 年生まれの中国人鄭芝龍¹⁾をはじめとする海上権力者も、日中間で盛んに国際貿易を行っていた。その中の重要な商品が、陶磁器であった。

中華人民共和国成立後も、波佐見と中国の交流は続いた。1982 年の中国と日本国交正常化十周年を機に、中国江西省景德鎮市陶磁交流団が波佐見を訪問した。5 名の交流団員のうち、4 人は景德鎮市陶磁協会の要員で、残りの 1 人は通訳であった。この交流団を招致したのが、長崎県知事久保勘一、佐世保市長棧熊獅、波佐見町長福田寛吾、波佐見陶磁工業協同組合及び三川内工業共同組合であった。景德鎮陶磁交流団は 5 月 13 日から 20 日の 8 日間滞在し、長崎県の訪問期間中は、長崎県及び市の官僚や、陶磁業界の代表たちが全行程に同行し、見学や会談に参加して交流を深めた。当地の新聞は、交流団に関する写真や記事を掲載し、テレビも交流団の活動する映像を放送した。このような日本側の熱烈な歓迎は、中国人代表に深い印象を残し、日中人民の親交を表したものとなった。交流団は、波佐見を中心とした長崎県内の陶磁工房を見学し、原料の生産、鋳山機械、磁土の加工法などを視察したほか、窯業試験場及び伝統産業会館を訪問し、2 回の会談を行った。中国国内の陶磁研究雑誌『景德鎮陶磁』（1982 年第 2 号）には、交流活動の内容についての詳細な報告が掲載された。

景德鎮陶磁交流団団長は、陶磁研究者郭邦相で、郭による交流団の活動に関する詳しい記録は、前述の雑誌『景德鎮陶磁』の 1982 年第 4 号に掲載された。交流団は、波佐見の陶磁原料サンプルを中国に持ち帰り、分析研究を行った。景德鎮の陶磁研究員及び地質研究者は、長崎県陶磁工業協会が寄贈した資料を整理し、磁土サンプルを分析した。その研究成果として、波佐見焼及び三川内焼の生産工程を詳細なステップ図に集約し、長崎県の磁土及び磁石の化学成分を分析し、景德鎮の磁土や磁石の成分と比較研究を行なったのである。

以上の如く、中国と波佐見における交流は 300 年以上の歴史を有し、今日も継続している。

第 2 節 長崎国際大学博物館学研修の試み

1. 上海大学博物館と長崎国際大学の協定締結に至る経緯

上海大学と長崎国際大学における博物館学短期研修プログラムは、2015 年の上海大学博物館建設意見聴取会を契機としている。当時、上海大学博物館の建設と展示設計

の本格化に伴い、博物館学の先進国である日本から専門的な指導と監督を求めることが要求されていた。このようなことから、長崎国際大学落合知子教授を特任講師として上海大学に招聘し、在学生に向けての特別講義のほか、上海大学博物館の概念設置及び展示デザインに関する意見聴取会に参加した。上海大学文学院の学生は、日本の博物館学の講義に参加した結果、日本の博物館学に興味を持つようになった。

その後、上海大学博物館建設の意見聴取会で、落合教授は自身の経験を活かし、博物館の位置づけ、展示内容と重点、開館後の教育活動と交流活動の手がかりなどに関して、詳細な意見を提出したのである。上海大学の館長と学芸員は、日本の博物館学研究に共感し、日本の大学における博物館学芸員課程に関しても、その重要性と合理性を理解した。そして、上海大学の学生にも日本の博物館学（学芸員課程）を体験させ、未来の博物館学人材を育てたいと要望したのである。当会議で初めて、上海大学と長崎国際大学の間で、博物館学研修プログラムを展開する提案が出された。

2. 両大学での国際交流協定調印式

2016年2月26日、長崎国際大学木村勝彦副学長、博物館学落合知子教授、趙麗事務官などの一行が上海大学を訪問し、上海大学博物館館長陸銘、国際事務所副所長崔巍、留学生部主任金波、副主任汪宏斌、文学院副院長張童心、特別研究員于大方、上海大学博物館館長助理郭驥と会談し、双方が改めて交流プログラムを締結する意思を固め、「長崎国際大学人間社会学部と上海大学博物館の学術、教育交流に関する基本協定」締結の調印式が執り行われた。

同年5月7日、上海大学博物館館長陸銘と館長助理郭驥が長崎国際大学を訪問し、研修プログラムに参加する学生の受け入れ環境を調査した。長崎国際大学学内の博物館実習専門教室と学生の宿舍、食堂などを見学し、それらの施設を高く評価した。その後、両大学の代表者は、長崎国際大学においても協定の締結式を執り行い、研修プログラムの開催は確実なものとなった。

同年6月には、上海大学の在学生に向けて参加者の募集をはじめ、16人の参加学生団を結成した。日中の大学における博物館学に特化した短期研修は、この協定の締結によって、初めて実践され、上海大学と長崎国際大学は、日中間博物館学教育交流において、前人未到の試みを果たしたと言えるのである。

3. 上海大学と波佐見の交流活動

上海大学と長崎国際大学の交流活動は、2016年に両大学間に締結された「上海大学—長崎国際大学博物館学研修交流プログラム—」の一環として、2016年から実践している。

長崎国際大学は、2016年7月に16人の上海大学学生を第1期研修生として受け入れ、博物館学及び茶道文化などの日本文化に関連した授業を設けた。研修の一環として、波佐見で現地実習及び講義を受け、陶磁器生産の歴史的遺跡、現在稼働している陶磁器工房などを見学、陶磁器の手ごねの製作体験など様々な視点から陶磁器についてを学習した。



写真 10-1 上海大学と長崎国際大学の協定調印式（2016年2月26日、韦金宏撮影）

波佐見研修の具体的な内容に関しては、毎年異なりがあり、2019年を例にすると「陶磁器講義」「波佐見焼製作」「陶磁器工房見学」「波佐見町地域文化遺産見学」の主に4つをテーマとした。まず、「陶磁器講義」の内容は、「波佐見地域の歴史と文化」と「波佐見焼と中国陶磁器」の2講座で、それぞれ1コマ1.5時間の授業時間である。これらの講義は、波佐見の歴史や、波佐見焼の特徴を中国の陶磁器及び中国の歴史と深く関連づけたため、中国人研修生たちに対しても十分に興味を与えることができた。「波佐見焼製作」は、合計3コマ4.5時間を占め、研修生たちが自らマグカップを作り、破片に絵を描いてネックレスを作成し、研修の記念品として持ち帰ることができた。陶磁器文化を体感し、満足のいく体験であった。「陶磁器工房見学」では、波佐見の陶磁器工房を研修生たちに開放し、解説を受けながら生産の現場で陶磁器を作る各工程を間近で見学することができた。「波佐見町地域文化遺産見学」は、近年観光事業が発展している波佐見の歴史的町並みを散策し、地域の歴史的建造物を見学しながら、焼き物文化と観光の連携効果を体感することができ、貴重な研修となった。陶磁器文化で独特な雰囲気をもつ波佐見の町並みは、研修生たちには印象的であり、地域の特徴を生かした観光事業を発展させる好事例である。

その後、2016年から2018年の間に波佐見で実践した博物館学研修で、「登り窯焼き物体験」など貴重な体験プログラムに参加することができた。さらには、波佐見体験で訪れるレストラン四季舎は、旧時に陶磁器窯として作られた窯でピザを焼いて、料理を提供してくれることも、研修生にとっては印象に残る歴史遺産の再活用例として学びを得る場となっている。

上海から訪問した研修生にとっては、陶磁器は身近な生活道具である反面、近距離で陶磁器の生産工程を見学し、さらに、陶磁器製作を体験する機会は少なく、かなり独特な体験である。このような充実した体験プロジェクトは、研修生の中でも高い評価を得ている。2016年から2019年の3年間で、研修に参加した64名の学生が、全体の研修内容に対して、満足度アンケートを実施し、その全てが「とても満足している」とい

う高い評価結果となっている。

第3節 波佐見町研修の特徴と意義

波佐見の現地研修は、上海大学博物館学研修の中でも重要な位置に置かれている。研修全行程3週間のうち、一般的な授業や実習内容はそれぞれ一コマ（1.5時間）で定められているが、波佐見やきもの研修は、理論、やきもの作り実習、工房見学や歴史的町並み散策など、豊富な内容であるため、まる2日間を占めており、全行程の中で最も時間をかけた研修である。

波佐見研修は、波佐見町陶磁協会や教育委員会に支援され、町の博物館である波佐見町歴史文化交流館で講義とやきもの実習が行われる。教育委員会のスタッフによる指導は、波佐見町の概況や歴史の紹介、そして中国と波佐見の陶磁における歴史的関係を示し、現在の波佐見の陶磁産業における町おこしなどの紹介である。このようなテーマの研修は、中国では受ける機会がないため学生たちにとっても新鮮感に満ちた研修になる。さらに波佐見町と中国におけるやきもの歴史的背景に関する講義は、日中両国の歴史を鮮明に表しているため、陶磁器に関する授業であると同時に、歴史学に通じる内容となっている。上海大学では産業遺産系歴史に関心のある学生が多いことから、その評価も高い。

波佐見やきもの体験で、参加学生が自ら陶磁器を作ることができ、陶磁器の生地である粘土を自分の意思で造形し、あらゆる作品を自由に創り、それを焼き上げるまでの行程に参加することにより、大きな達成感を得ている。

工房見学や地域文化遺産の見学を通して、波佐見町が一体となり「やきものまち波佐見」のイメージ作りを実践していることを学んだ。歴史的建造物を雑貨ショップやカフェなどに改装したり、100年以上の歴史を有する元銀行をまちの会館として活用したり、小学校の講堂を様々なイベントに活用するなど、地元の消費者を招致するだけでなく、県外や海外の観光者に対しても波佐見の魅力を与えている。このような日本で盛んに実践されている「まちおこし」の体験は、これからの中国における地域おこしに活用されていくことが期待される。

波佐見の研修は、充実した内容と斬新な計画を提供し、参加学生の中で高い評価を得ている。本研修プログラムの終わりに、学生全体にアンケートをとるのが恒例であるが、「もっとも満足している研修内容をあげてください」という設問に対しても、多くの学生が波佐見やきもの体験を挙げていることから評価に値する研修であることが理解できる。

第4節 長崎国際大学博物館学研修の特色

長崎国際大学博物館学研修は、日中の大学間でこれまでにない試みである。外交正常化以来、日中両国間で短期研修の名目で中国から日本を訪ねる訪問団があったものの、殆どは博物館見学に限られ、教育施設において系統的に博物館学に関する課程を受講

することはなかった。さらに、学芸員養成を目的とし、日本以外の大学生・大学院生を対象に、博物館学を全面的に取り入れることも初めての試みである。参加した学生は、博物館学や歴史学などに限らず、理工学や経営学などあらゆる専攻から応募できることも特徴的であり、大きな意義を有している。将来の進路がまだ明確ではない学生が、この研修に参加する意義は大きく、人生に多大な影響を齎す可能性もある。実際に、これまで研修に参加した64人のうち、学部を卒業した学生は約20人であり、そのうちの9人が日本の大学院に進学したことから、この研修が日本への留学を決定付けたことに直結したものと確信している。

そしてこの研修の特徴の一つは、参加する教職員は、博物館学や日本語の専門的知識を有していることである。長崎国際大学には、博物館学の専門研究者をはじめとし、歴史学、考古学、宗教学、地理学、建築学、茶道などの専門教員を揃えているため、講義内容は専門性が高く、学生からも「収穫が多い」と高い評価を得ている。そのほかにも、日本語の通訳として職員が全行程に同行するため、日本語能力が低い学生にとっても、無理なく講義や交流活動に参加することができる。

長崎国際大学博物館学研修は、大胆な試みでもある。博物館学に専門知識のない学生たちをも受け入れ、本格的な博物館学講義や実習を体験させることは、どのような反響があるかは未知であり、学生たちがどの程度知識を吸収できるかも未確定である。しかし、学生達は歴史や博物館学、さらには日本に対して高い関心を持っているため、講義内容はレベルを下げない方針に徹している。その結果、研修後のアンケートで、参加学生たちからは「授業内容が充実している」、「専門性が高くとても勉強になる」などの高評を得ている。事実、博物館学と無関係な専攻生でも、この研修に応募する理由は、専門性の高い講義内容であることも理由の一つとなっている。また、参加した学生には、本来ビジネススクールに所属していた学生が、本研修を受けた後に専攻を変えて、歴史学部に入転した例もある。いかに影響が大きいかが理解できるのである。

長崎国際大学博物館学研修のもう一つの特徴は、博物館学実習や博物館のバックヤードツアーを豊富に取り入れていることである。博物館学実習は、学芸員資格課程の必修科目であるが、短期間の中で、歴史資料を扱う経験のない学生たちに体験させることは難しい。しかし、博物館学の教員たちは、研修生たち専用の中国語実習教本を作成し、中国の学生たちに特化した実習内容を取り入れている。10コマ程の実習時間では、作法、包み、四方掛け、掛け軸、刀剣、甲冑など基本的な資料の扱いから、拓本、装潢など、博物館で実践される資料の修理修復技術を系統的に指導する。これらの実習は一つ一つの内容が緻密であり、レベルの高い技術を修得することができる。このような実習は、中国の大学では体験することができないため、とても貴重な経験となっている。

研修終了時に、参加学生を対象とした満足度アンケートを行っている。アンケート内容は、研修全体及び一つ一つの科目に対する満足度調査のほかに、研修全体に関する感想や意見を求めるものである。このアンケートを集計し分析することで、次年度の研修をより質の高いものに計画することができるため、とても重要な試みとなっている。本研修は、上海大学で実践されている数多くの研修の中でも、とても高い評価を

受けている。充実した内容で合理的な計画を基に提供され、3週間に及ぶ長崎の生活は、日本文化を体験する素晴らしい機会である。このような海外の大学で学習し、生活し、地元の人々と深く交流する経験は貴重な体験であり、今後の学業や人生の選択に影響を及ぼすことは言うまでもない。

第5節 ICOM UMAC AWARD2019の受賞

このような取り組みが、国際的博物館組織であるICOMのUMAC部門で高く評価されて、2019年に受賞するに至った。本節では、UMACについて説明をしたうえで、受賞の内容を記すこととする。

1. UMACとは

UMAC (University Museums and Collections : 大学博物館とコレクションの国際委員会) は、国際博物館協会に所属する大学博物館及びコレクションに特化した組織である。定期的に国際会議を開き、学術性を持つ博物館に関する取り組み、連携に協力している。UMACは2000年に、一つの大学博物館専門家グループによって設立され、大学博物館は高等教育機関に所属しているため、特殊な課題に臨んでおり、ICOM (International Council of Museums □ 国際博物館会議 □) に対して新しい国際的組織を成立すべきであることを提案した。そして、2000年6月、ICOM執行委員会により、UMACが正式に設立され、第1回の年度会議が、2001年にバルセロナで開催された。

UMACの使命は、世界で高水準の教育系博物館及びコレクションの設立を提唱することである。使命を達成するための取り組みは、社会に貢献することであり、全人類に積極的な影響を与えている。大学博物館や学術的コレクションの持続発展は、研究、教育の源になり、文化、歴史、自然及び科学遺産の保護にも貢献できる。

UMACは、ICOM倫理条例 (ICOM Code of Ethics, 2013) 及びマグナ・カルタ公約 (Magna Carta Universitatum Bologna, 1988) の価値観及び原則と一致する。

(1) UMACの目標

UMACは、2017年作成の附則に目標を明記している。

- ① 大学博物館、美術館及びコレクションに勤務、或いは関与している博物館従業者を対象とし、健全な国際フォーラムを提供する。
- ② 研究を推進し、大学博物館、コレクション及び遺産に関する情報を収集、拡散する。
- ③ 博物館組織内部、政策立案者及び一般大衆の中で、大学の博物館、コレクション及び遺産に対する認識度及び影響力を高める。
- ④ 大学博物館の管理、保護、アクセス及び公共サービスを発展させ、専門人材の育成に協力し、連携を推進する。知識やアイデアの交換機会を提供することで、大学博物館、コレクション、遺産の管理、保存、アクセス、公共サービスを向上させる。

- ⑤教育、研究、創造的思考、自由、寛容と責任など、大学の中核的価値観を促進し、博物館やコレクションの関与を刺激する。
- ⑥ICOM のプログラム、活動及び戦略計画の実施に貢献し、研究テーマの近い ICOM 会員、特に高等教育機関の博物館やコレクション間の交流を促進する。
- ⑦効率的な行動と戦略的計画を支援し、ICOM の価値観、倫理理念及び高等教育に関する基準を提唱する。

(2) UMAC の組織構成

UMAC は、理事会組織によって運営されている。理事会は、4 年を期間としている。2016 年～2019 年までの理事会は、理事長 1 名、副理事長 2 名、秘書 1 名、会計 1 名、UMAC ジャーナル編集長 1 名、ニュース通信編集長 1 名及び会員 4 名で構成されている。

UMAC は、積極的に国際交流及び連携に取り組んでいる。現在まで、多くの組織及び個人に交流を実践してきた。理事会の会員たちは、特に UMAC の世界大学博物館データベース (UMAC Worldwide Database of University Museums) に貢献し、理事会会員以外、UMAC は主に以下の組織とパートナーシップを持っている。

- ①ヨーロッパ学術遺産ネットワークユニバーセアム (Universeum, the European Academic Heritage Network)
- ②アメリカ学術博物館、美術館協会 (Association of Academic Museums and Galleries (USA))
- ③国際 ICOM 人材育成組織 (ICOM's International Committee for the Training of Personnel)
- ④ストラスブール大学 (University of Strasbourg)
- ⑤ベルリン・フンボルト大学 (Humboldt University of Berlin)
- ⑥上海交通大学 (Shanghai Jiao Tong University)
- ⑦電子科技大学 (University of Electronic Science and Technology of China)
- ⑧上海大学 (Shanghai University)

大学博物館・コレクション・ジャーナル (UMACJ, ISSN 2071～7229) は、博物館委員会国際大学博物館・コレクション協議会に所属している、査読によって作られているオンライン開放ジャーナルである。UMACJ は 2008 年から、年に一回刊行され、論文の言語は主に英語である。

UMACJ は最初、会議の進展を報告するために出版される雑誌であったが、2001 年から、大学博物館・コレクションにおける研究の数量と質が顕著に増加しているため、UMACJ はそれに特化したジャーナルになる可能性がある。研究者は、UMACJ に大学博物館・コレクション・遺産の関連研究論文を投稿、発表できる。

UMAC データベース (Worldwide Database of University Museums and Collections) は、2001 年に UMAC によって作られた。ドイツ科学系大学コレクション総合センター (Coordination Centre for Scientific University Collections in Germany) コーネリア・ウェバー博士 (Dr. Cornelia Weber) の提唱で設立された。

UMAC データーベースの設立は、高等教育機関において、科学的、芸術的、歴史的に高い価値を持つ博物館、コレクション及び文化遺産を保有しているが、多くは世間に知られていない現状によって発案された。2016年から2017年にかけて、UMAC データーベースは顕著な発展を迎え、斬新なデザインと構成及び親切なインタフェースに変え、2017年に再開した。

UMAC データーベースは、大陸、国家で分別し、それぞれの大学博物館・コレクション情報データーを収集している。2019年1月現在、北アメリカには497件、南アメリカには290件ヨーロッパには2119件、アジアには418件、オセアニアには347件、アフリカには18件、計3689件の大学博物館・コレクション情報が登録されている。アジアでは、日本が110件、中国が36件の大学博物館・コレクションが登録されている。

UMAC データーベースに登録している大学博物館・コレクションは、各自のホームページ、テーマ、展示分野、組織の種類、住所、開館時間、連絡先、責任者、概略、周辺地図、館内写真などが掲載されている

2. UMAC AWARD 2019 へのチャレンジ

UMAC AWARD は、2016年からUMACによって設立された賞である。3年以内で実施された全世界の大学博物館プログラムを対象に、展示、教育、交流など、あらゆる形式を通して、大学博物館の理念を実践する活動を表彰している。UMAC AWARD を設立した目的は、世界の大学博物館や大学コレクションに、優秀な展示、創造精神、所属している大学やコミュニティへの貢献や影響力を表彰することである。UMAC AWARD は、あらゆる方面から大学博物館の活動を表彰するが、特に複数の専門性を融合し、全世界で通用できる普及性の高いプログラムを重視することが特徴である。

例年UMAC AWARD は、応募数によって、一つから三つのノミネーターを選び、当年度のICOM大会で授賞式が行われる。2016年から2018年の受賞者を見ると、ロシアのペルミ大学博物館、ベルギーのブラッセル大学図書館、ポルトガルのコインブラ大学、アメリカのオクラホマ大学サム・ノーブル自然史博物館、フランスのレンヌ大学、台湾の国立成功大学博物館、シンガポール国立大学博物館などである。UMAC AWARD は、ICOM を背景に、国際的な視野を取り入れ、全世界で幅広い応募者を受け入れている。

長崎国際大学博物館学研修は、2016年から始まったプログラムであるため。2019年でちょうど3年間の実施期間に達する。UMAC AWARD の評価規則では、3年以内に実施された大学博物館やコレクションを主体としたプログラムを対象としているため、実施3年といった境目でUMAC AWARD に応募することに、最適なチャンスであった。2018年12月、上海大学博物館の学芸員により、2019年度のUMAC AWARD に



写真 10-2 ICOM UMAC AWARD2019 授賞式 (2019年9月3日筆者撮影)

応募する提案が出された。日本の研修プログラム主催校である長崎国際大学に同意を得た上で、UMAC AWARD 委員会に応募書及びプログラム紹介など、書類一式を送付した。その後、UMAC 委員会会長、スウェーデンイング・マリー・ムンケンティール教授や他の会員に相談を重ねた。2019年5月、UMAC 委員会によって、長崎国際大学博物館学研修は、UMAC AWARD 2019 のトップスリーにノミネートされたことが HP に掲載され、全世界に発信された。

3. UMAC 2019 SECOND PLACE 受賞に至る経緯

2019 年度に UMAC AWARD に応募した大学博物館の数は 50 大学近くであったことが発表され、トップスリーにノミネートされる確率は約 7 パーセントであった。ノミネートされたのは、デンマークコーペンハーゲン大学医学博物館の「マインド・ザ・ガット」で、脳と消化系統の展示である。もう一つは、カナダのトロント大学芸術博物館の「寝ている人形と夜の思考」で、睡眠や健康に関する展示活動である。

ICOM 大会は 2019 年 9 月 1 日から 7 日にかけて、京都で開催され、UMAC 年度会議は大会の一環として、9 月 3 日に開催された。UMAC AWARD 2019 の優勝は、年度会議の中で行われた。UMAC AWARD 評議委員会代表であるマルタ・ルレンコ教授の挨拶に続き、トロント大学芸術博物館、コーペンハーゲン大学医学博物館、上海大学博物館の学芸員たちは、各自のプログラムを 5 分間で紹介した。そして、ICOM 大会副会長及び UMAC AWARD 評議会員の安来順教授から、UMAC AWARD 2019 の優勝はコーペンハーゲン大学医学博物館、準優勝はトロント大学芸術博物館と上海大学博物館であることが発表された。

4. 両大学への教育的波及効果

UMAC AWARD 2019 SECOND PLACE の受賞は、両大学は勿論のこと、両国の博物館業界でも話題となった。受賞された当日から翌日にかけて、関連記事を掲載した中国のマスコミは、計 7 社である。日本でも、多くの博物館関連組織に報道された。

本研修に参加した学生たちの間でも、UMAC AWARD の受賞が話題となり、SNS で新聞記事を転載したり、それぞれの研修に関する思い出やコメントであふれた。上海大学学内においても、当研修が UMAC AWARD に受賞されたことが周知され、他の学院や部署からも多くの関心が寄せられた。長崎国際大学との連携事業は、今後も継続が望まれるのである。

小 結

本章は、中国と波佐見の交流史と長崎国際大学博物館学研修の試みについて述べた。波佐見は、陶磁器の製造の中心地として中国と古くから交流してきた歴史がある。17世紀頃から中国人が長崎を経由して有田と波佐見に色絵の製作技術を伝えたとされており、中国の影響が波佐見の陶磁器製品に見られる。また、海上権力者や国際貿易にも中国人が関与しており、陶磁器が重要な商品であった。

上海大学と長崎国際大学の博物館学短期研修プログラムは、上海大学博物館の建設に伴い、日本の博物館学の専門的な指導と監督が求められたことをきっかけに始まった。上海大学の学生たちは日本の博物館学に興味を持ち、交流プログラムの提案が出された。2016年には両大学で国際交流協定調印式が行われ、交流プログラムが具体化された。上海大学と長崎国際大学の博物館学研修プログラムは、両大学の間で交流を深める重要な取り組みとなっている。

中国と波佐見、そして上海大学と長崎国際大学の間での国際交流事業は、異なる文化や教育機関間での連携と交流の重要性を強調したものとなった。プログラムによって、学生たちは異なる文化や専門知識に触れる機会を得るだけでなく、国際的な視野を広げることができた。さらに、波佐見と長崎国際大学の協力によって、博物館学の教育や研究の向上が図られ、学生たちの専門的な成長が促進された。

以上のような国際交流事業は、文化的な多様性を尊重し、相互理解と友好関係を築くために不可欠である。異なる文化や歴史的背景を有する人々が交流し、互いの知識や経験を共有することによって、相互の豊かさと成長が生まれる。また、国際交流は平和と協力の促進にも寄与するものである。

次章は、大学附属博物館と地域マネジメントの関係、相互への影響要素などについて考究する。大学附属博物館の特質と意義、そして地域の核として、あるいは観光拠点としての大学附属博物館の活用と意義を論究する。

注

- 1) 鄭芝龍(1604—1661)は、日本で生まれ育った明朝の中国人末裔、後に日本で有力な海賊首領になり、清朝との抵抗戦争にも参加した。

第 11 章 大学附属博物館と地域マネジメント

第 1 節 大学附属博物館の特質と意義目的

序章で論じたように、中国の大学附属博物館の設立は、欧米・日本の博物館先進国と比較してその嚆矢は遅れたが、現在の大学附属博物館の総数は 450 ヶ所余を数え、日本の大学附属博物館を数（266 館、2004）の上でははるかに凌駕するに至っている。

大学附属博物館の目的及び意義は、下記の 7 点があげられている（青木 2012）ことは、既に第 4 章「日本の大学附属博物館研究の歴史と現状」で記している。

- ①大学における教育資料・研究資料の保存・公開・活用
- ②大学院生、学部生、学科生、各専攻生の研究・実習の場
- ③博物館学課程履修学生の実習の場
- ④地域における生涯学習の場
- ⑤大学の建学理念の可視化
- ⑥大学の学史の公開
- ⑦大学の学部、学科の特色を明示

以上の①～⑦は、目的の軽重による順位に必ずしも基づくものではないと考えられる。大学附属博物館設置の目的が、在学生の教育を第一義とすることは、設立母体が大学であるが故に当然肯定されなければならないことは確認するまでもない。しかし、一方で「①大学における教育資料・研究資料の保存・公開・活用」を①としたのは、恐らく教育資料・研究資料等は学術資料であることは言うまでもなく、さらに資料によっては歴史資料である場合も珍しくはない点に起因していると推測される。

歴史資料は、過去の人々の活動と思考に拠って形成された不動産や動産である文化財で、人類の活動の歴史を記録する資料であることから、永遠に保存することが、今を生きる我々全員の責務なのである。したがって、①の附番は、このような観点での人類の責務としての資料保存に対する義務からであると考えられる。

大学附属博物館における資料の特性は、一般に研究資料から教育資料へと変遷し、最終的には博物館資料となるのが経緯である。ここで、確認すべき点は、上記の記し方では研究資料・教育資料としての価値が消失したものが博物館資料となるのではないことである。研究という、資料が内蔵する無尽蔵の学術情報の抽出が終わった場合でも、資料からの完全な情報抽出などにはあり得ないはずである。なぜなら、いずれの研究にも流行り廃れがある点と、現代社会においては新たな研究方法や研究機器が出現する可能性は、容易に予測されるからである。新たな研究方法や研究機器が出現した場合に備えて、現物資料を保存することが広く博物館の意義であり、中でも研究機関である大学が設置する大学附属博物館における、その役割は極めて大きいものと考えられる。

他の公共博物館や民営博物館と比較して、大学附属博物館は収蔵資料の数量と学術面での卓越性及び学術研究の上でも、通常的先進性と優位性を有している点が、大学附属博物館の最大の特質と把握できるのである。

次いで、「②大学院生、学部生、学科生、各専攻生の研究・実習の場」「③博物館学課程履修学生の実習の場」「④地域における生涯学習の場」としての学習の場である点である。すなわち、教育の場である。そこには、大学教育と社会教育の両者が重複し存在する点が、一般的博物館と比較した場合に異なる点なのである。

大学附属博物館は、大学に所属する研究機関・教育機関であることは確認してきたとおりであるが、さらに一般公衆にも公開されている博物館であり、大学附属博物館は中国国家の博物館事業においても重要な構成機関となっていることも既に述べたとおりである。

中でも「④地域における生涯学習の場」に関しては、大学附属博物館は大学と地域の結節点となり、大学が所在する当該地域の「郷土博物館」としての役割を果たさなければならないことも前述したとおりである。大学附属博物館は、人材育成に重要な役割を發揮しており、特に博物館学専攻の学生・大学院生の専門職の育成と博物館学の知識と技術の習得には極めて大きな意義があり、結果的には社会の発展に重要な推進作用があると考えられる。同時にまた、大学附属博物館は学生に直面し、教育の使命を担い、社会での価値観の形成に影響を与えているのである。具体的には、大学附属博物館は、大学内においては大学の諸科学の研究に実物資料の提供を支援することができ、大学の教育と科学研究のレベル向上にその任を果たしている。人材育成の面では、一部の大学附属博物館が大学院生やポストドクターを募集し、未来の博物館研究者や業務実施者を育成している点も、他の一般博物館には認められない特徴である。

社会の発展に伴い多様化する中で、大学附属博物館は大学の文化を伝承し、大学の記憶を保護すると同時に、博物館外の社会文化遺産の保護と伝承の重責をも担っている点も、他の公共博物館と同等であると考えられる。場合によっては、大学附属博物館は、他の公共博物館に比べて、専門性の高い資源・人材・図書資料や研究機器・分析機器等に恵まれているといった特徴も有するのである。

2011年5月に中国国家文物局が発表した『国家文物局、教育部による大学博物館の建設と発展の強化に関する通知』（文物博発[2011]10号）¹⁾は、中国最初の大学博物館建設に関する重要文書の一つである。当該通知の中で、大学附属博物館の位置づけについては、下記の指摘がなされた。

高校博物館是为了教育、研究、欣赏的目的,由高等学校利用所收藏的文物、标本、资料等文化财产设立并向公众开放,致力于服务高等教育发展和社会文化发展的社会公益性组织。

（大学博物館は教育、研究、鑑賞の目的で、大学が所蔵する文物、標本、資料などの文化財を利用して設立し、一般公開し、高等教育の発展と社会文化の発展に奉仕するために尽力する社会公益的な組織である。筆者訳）

大学附属博物館の社会的目的を明示した上でさらに、その具体を下記の如く記している。

高校博物館具有鮮明特色，是现代教育体系和博物馆事业的重要组成部分，是探索和实践新型人才培养模式、实现高等教育现代化的重要机构，是开展探究式学习、参与式教学、实践教学的适宜场所，是开展原创科研的重要基地，也是构建公共文化服务体系，建设和谐社会的一支重要力量。

（新型の人材育成モデルを模索、実践し、高等教育の現代化を実現する重要な施設であり、探究学習、参加型教育、実践教育を展開することに適した場所であり、創新科学研究を展開する重要な基地であり、公共文化サービス体系を構築し、協和社会を建設する重要な力でもある。筆者訳）

つまり、中国では大学附属博物館を社会公益施設であると定義している点が、日本・韓国とは異なる捉え方であると先ず指摘しなければならないのである。さらには、大学附属博物館は、主に高等教育と社会文化の発展に奉仕し、公共文化サービス体系の構築と協和社会の構築において重要な役割を分担しなければならないと明示している点も共産主義下ならではの中国大学附属博物館の特色であると把握できる。この点は、中国の大学は短期大学を含めて約 2900 校を数えるが、設立母体での内訳は国公立大学 1972 校、私立大学 928 校（中国国家统计局 2022 年統計）と大半は国公立である点が特徴であるところから、大学附属博物館の設立趣旨にも国家の思想が反映される点は自然であると思われる。逆に日本の場合は、総大学数 793 大学の設立母体のうち訳は国立 82 大学、公立 95 大学、私立 590 大学（旺文社教育情報センター 2023 年 8 月統計）であり、この点からも設立趣旨の違いは自ずと生ずるものと理解できるのである。換言すると、中国の大学附属博物館は、国立博物館の一変容形態であると考えてのものである。当該点において、上記したように 日本・韓国の大学附属博物館とは異質なのである。つまり、中国の大学附属博物館は、定義に確認されるように社会公益施設であるところから、地域マネジメントを担う社会での主たる機関であると考えてのものである。

翻って、2014 年、北京大学都市と環境学院観光研究と規画センターが、一般公衆に向けて大学附属博物館に関するアンケート調査を実行した²⁾。その結果、202 人の中で、大学附属博物館の存在自身を知らないは 49.5%に達している。しかし、大学附属博物館を「聞いたことがある」と回答した人のうち、実際に大学附属博物館を訪れたことがある人は 51.5%で、調査対象者全体の 26.4%に留まっている。即ち、回答者の約 1/4 のみが大学附属博物館利用したことになる。また、大学附属博物館を見学したことのある 53 人を対象に満足度を調査したところ、5-1 の数値を「非常に満足」、「満足」、「普通」、「あまり満足していない」、「特に満足していない」という 5 段階の測定値で選択させた結果、大学附属博物館を見学した後の全体満足度の平均値は 3.60 で、「普通」と「満足」の間にあり、総合満足度はあまり高くなかったと報告されている。

世界の例を参照すると、多くの有名大学附属博物館が一般公開されており、公共文化サービスの面で積極的な役割を果たしている。例を挙げると、オックスフォード大学は、6 つの博物館を所有しており、毎年 53 万人以上の観客が訪れている。その大多

数は、学生や専門家ではなく、一般の人々である。オックスフォード大学の博物館は、公共サービスの面で大きな役割を果たし、公共文化サービス施設が持つ公益性と共有性を体現している。

つまり、大学附属博物館の主な職能は、大学の教育と科学研究に奉仕することであるが、大学内部の教員と学生の教育、科学研究に奉仕する附属単位であるだけでなく、公共文化機構のすべての属性を備えており、公共文化機構であり、公共文化サービス体系の中に組み入れるべきであると考えられる。大学附属博物館の公共サービスは、学内では教師と学生全員に、学外では多くの人々にサービスを提供することを意味し、これが大学附属博物館の基本的な発展の位置づけとなるはずであり、地域マネジメントの一拠点であると同時に観光拠点にもなり得る機関なのである。

第2節 大学附属博物館と地域社会 —地域の文化の核としての大学附属博物館—

上海大学は、上海市立の大学であり、上海市内に位置するところからも直截的な地域社会とは上海市内を指すことになる。ただ、国際都市上海市内を地域社会と表現することには少なからずの違和感を有するが、大都市であっても理論の上では地域なのである。

いずれの大学も、所在している地域は必ず在る。大学所在地は、大学が存立している故に大学を取り巻く地域社会が発生している事例は、当該大学の設立が古ければ古いほど、さらに大学の規模が大きければ大きいほど広範囲となる傾向は一般的である。いわば、日本での中近世の城下町的な社会形成に類似しているのではないかと推定している。

換言すれば、大学は大学所在地域の中心であり、大学の研究・教育機能は「文化」なる用語に置き換えることも可能であり、そこから「大学は地域文化の核」と言った表現が生まれてくるものと推定されるのである。

仮に、大学を地域文化の核とした場合、大学と地域住民との接点の一つには中国の大学施設基準に基づき、大学には必ず体育施設を設置する義務があるため、ジム、テニスコート、バスケット場、サッカー場、温水プール等の体育施設を複数取り揃えている大学も多く、それと比較して中国の地域社会には体育施設はあまり整備されていないのが中国の現状であり、多くの大学では、体育施設を地域住民が利用することを認めており、近隣住民の人気を集めていることも既に論述したとおりである。このように、大学の体育施設の利用も、大学と地域社会との接点であり、梯なのである。

一方、大学は高等教育の象徴として教育・学術の上で、所謂聖地化されているともいえるが、中国は古くから勉学、読書に対する崇めは社会の各階層にまで浸透していることから、学術に対する興味を有していると言っても過言ではないのである。したがって、大学図書館や大学附属博物館は、当該憧憬の具現化を実現化する場であるといえる。

しかし、通常では大学図書館は、外部者の入館が制限されており、日本でも一部のケ

ースを除き同様であるが、大学附属博物館は地域住民をはじめとする外部者にも開放しているのが一般的であり、またそうでなければならない。この意味では、大学附属博物館は社会教育を最大の目的とする大学の、地域振興・地域の活性化を担う大学の学術情報伝達の広報を果たす機関とも表現できるのである。

仮に、大学附属の体育施設を人間の四肢に例えるならば、博物館と図書館は大学の顔であり、頭脳であるといえる。厳密には博物館は顔と頭脳の両者であり、図書館は頭脳と理解されるところから、学生は勿論のこと社会人にとっても大学はさらに重要な機関であると把握される。

第3節 観光拠点としての大学附属博物館

大学附属博物館を設置することは、大学の学術研究を支援するだけでなく、特有な収蔵品や研究内容を用いて大学内外の参観者を教育し、知識と情報を伝達することも目的であることは述べたとおりであり、また質の高い大学附属博物館はそれ自体が観光の目的となり、多くの参観者を招く結果となっている。

大学附属博物館の収蔵資料は、大学の発展過程の中で徐々に蓄積されてきたもので、その資料は間接的に、または直接的に大学の建学・教育理念やそれぞれの大学が持つ特性を表現する資料群なのである。大学附属博物館の趣旨、使命、運営理念、業務実践のすべての背後には、当該大学の思想・思潮、即ち歴史・伝統等から醸成された大学が持つ文化が包含されているものである。それが、各大学における学史・校史などと言い習わされるものでもある。

大学附属博物館にも、今日種々の形態が確認されるが、上記した学校史だけで大学附属博物館と言えるかどうかは甚だ疑問である。これらの多くは、学術資料が皆無であったり、学術情報の伝達機能が極めて脆弱であり、あくまで記念的である場合が多いのが特徴である。筆者が見学した限りでは日本の大学では、学校史のみの展示室は法政大学のように、一般公開していない場合が多いように推察されるが、未公開であるため詳細は不明瞭である。また学校史室は大学附属博物館と一体化している場合が一般的であるが、東京農業大学のように学校史展示室と附属博物館を物理的に分化している形態なども認められる。

大学附属博物館の基本的な設置形態として、それぞれの学部、学科、専攻などが単独で学内の個々の場所に設置する場合と、それらを統合し学校史も含めて「総合博物館」として設置経営する二形態が日本では認められる。欧米・中国等は前者である学部、学科、専攻ごとに単独で個々の場所に設置する形態が一般的のようである。したがって、結果として学内に複数の大学附属博物館を有することは前述したとおりである。

一方で総合博物館は、日本独自の思考に基づくものと筆者は捉えている。日本語における「総合」の意図する概念は極めて不明瞭であることから理解できるのである。少なくとも複数になれば総合のようである。特に、第4章第4節「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」で記した。

1996年の文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会による「ユニバーシテ

イ・ミュージアム設置について」の発表以降、「総合博物館」は増加傾向が認められる。

時恰も 1966 年に、東京大学総合研究博物館が開館した。当該大学附属博物館は、1966 年に東京大学総合研究資料館として発足していたものを 1996 年改組したものであったが、日本全国の国立大学法人や既に設置されていた大学附属博物館に影響を齎したことは事実である。つまり、これを機に既存の資料館は、総合博物館と改称される事例や新設が多々確認された。事例としては、北海道大学総合博物館、東北大学総合学術博物館、大阪大学総合学術博物館、島根大学総合博物館、九州大学総合研究博物館等々が挙げられる。

さらに特筆すべきは、東京大学は上述の東京大学総合研究博物館に留まらず、大学院医学系研究科・医学部が設置する「健康と医学の博物館」、大学院農学生命科学研究科・農学部設置の「農学資料館」、大学院農学生命科学研究科・農学部設置の「農場博物館」、医科学研究所による「近代医科学記念館」や「東京大学医学部標本室」、本館を離れては総合研究博物館「小石川分館」、大学院総合文化研究科・教養学部による「駒場博物館」、「大学院理学系研究科附属植物園本園」・分園として「小石川植物園」・「日光植物園」などの学部・学科が設置する大学附属博物館を有しており、それぞれの特色を出しているのである。

私立博物館では、2004 年 4 月、明治大学は、従来から設置されていた考古学展示室・刑事博物館・商品陳列館の 3 博物館を母体として統合を行い、私立大学では初のユニバーシティ・ミュージアムを志向する明治大学附属博物館を開館している。また、國學院大学では、2013 年に従来からの考古学資料館・神道資料展示室・校史展示室の 3 施設を統合して國學院大学附属博物館として新たに設置した。これら 2 大学の博物館を見てみると、統合により維持経費は軽減されたことは十分予想され経営の上では良好であろうが、情報発信力は兎も角としても見学者を魅了する力の上では専門領域が増加した分、脆弱化したのではないかと推察している。

大型博物館は、内容が単科であればまだしも、複合するとそれも関連性のない部門との統合は魅力を薄めることは明白である。これに伴い面積の増大は、物理的な博物館疲労 (Museum Fatigue) の発生率が高くなるのである。その結果、市民の足は遠のくこととなる。

したがって、大学附属博物館は各学部・学科・各専攻に基づく複数の大学附属博物館が生涯学習としての観光を抑揚させるためには必要であると考ええる。なぜなら、複数の博物館に及ぶことは、前述した如くそれぞれの附属博物館の専門性が発揮されることと、その専門性により見る者にとっても「驚きと発見」による知的欲求の充足が高まるものと考ええる。

さらに、複数の博物館利用は、大学内の散策にも直結し、博物館以外の驚きと発見を生む点が増大されるのである。

例えば、何故か日本ではメタセコイヤの植栽が大学に限らず多見されるが、地質学や化石学の附属博物館があり、展示されている珪化木と大学校内にメタセコイヤの植栽がなされていた場合は、展示は野外へと拡がり、見る者の印象性はさらに高まることは必定である。当該利点は、他の専門分野においても十分可能であろう。つまり、大

学は総じて、野外博物館となり得る展示空間を有しているのである。

故に、大学附属博物館の統合や連携を目指すよりは、大学附属博物館と学内空間をはじめとする建築物、記念碑、庭園、記念樹等との連携を講じることが、生涯学習としての観光には必要要件であると考えられるものである。

市民は、物質文化の享受や美味・楽しみのみを得るためだけでなく、精神的美しさや学術的好奇心による知的欲求を求めて大学附属博物館へ訪れることもある。その場合でも、大学附属博物館は1ヶ所よりも複数の存在が期待されるのである。

第4節 博物館が観光活用の拠点となる意義

中国の観光研究を考察すると、観光地理学や観光経済学における基本要素である観光資源については、これまで統一的な視点がなかった。一説は、観光資源とは、観光者にとって魅力を感じられる自然の景観、歴史的遺構、文化環境、あるいは観光娯楽目的で作られた人工的な創造物を指し、観光誘引物と呼ばれることがある。観光誘引物の形成の要因は、それぞれ自身の特質にあり、その特質は、現地の社会生活が自発的に形成したもので、人為的な計画の結果ではない。博物館観光とは、需要の角度から見ると、観光者が一定の時間、費用と労力をかけて博物館旅行の経験に引き換える行為を指す。

観光は重要な経済、文化活動であり、その発生と発展は、社会の発展と伴っている。観光者の行為、需要、知識教養、経済収入に応じて変化し続けている。博物館は、歴史文化情報を表現する場所として、観光資源の配置と整合、観光路線の開発などの方面から、文化力を高め、適応力を強化し、さらに地域社会との共同発展を実現することに不可欠である。地域の重要な観光資源であると共に、現在の博物館は、地域の重要な観光拠点になっている。社会の発展に伴い、博物館はすでに多様な機能で多層的に社会に奉仕している。博物館は観光者と社会の文化建設需要を満たすために、基本機能を徐々に拡張し、博物館観光の内容も充実、発展し続けている。

博物館は、観光者に所蔵資料の情報、学術研究の成果と専門分野の発展を紹介するだけでなく、資料の価値、文化、芸術、現実意義なども紹介しなければならない、また、博物館は展示テーマを通して、観光者が関心を持つ社会・文化の課題について議論をする。博物館研究は、歴史や発展経緯のほか、展示科学に関する研究をより重視し、来館者の知識と学習能力に基づき、資料や展示テーマの意義を正確に伝達し、科学普及の効果を実現しなければならない。いずれの博物館も、展示を通じて来館者と交流することを使命にしなければならない。来館者は、展示テーマ及び展示形式を通して、展示の意味を理解し、満足感を得ることができるよう、博物館を見学することで、自身の知識や教養を高めることができる。このような目的から、博物館観光は、生涯学習の一種といえるのである。

博物館は、観光資源の一種であり、相応な施設を備えなければならない、さらに重要なのは、観光客のニーズを満たすサービスを提供しなければならない。このような意味から言えば、まだ観光資源として不適切な博物館も多々存在している。例えば、一部の

大学附属博物館や、国家機関や企業に附属する博物館は、非公開で一般大衆には開放しない館がある。このような博物館は観光資源と言えず役割を果たしていないのである。

地域の歴史文化や特色を紹介する博物館は、地域のシンボルであり、地域や民族の主体性を表している。また、博物館は地域の文化を展示する窓口であり、博物館観光を展開することは、地域の観光地としての競争力を高めることに役立つ。観光活動は、思考・探索・発見を導く学習型観光に変化する傾向がある中で、博物館はまさにその発展方向に適応している。中国の一般民衆の教養向上と余暇時間の増加に伴い、博物館は、観光資源として益々に人に愛され、重視されている。

博物館の観光資源は、以下のような特徴がある

(1) 博物館の歴史と文化は、観光客の知的的好奇心と美的欲求を満たし、良質で豊富な体験を提供することができる。これは、観光客を吸引する核心的な要素であり、博物館の持続的発展の要因である。

(2) 博物館観光資源の種類豊富さとして、各博物館の所蔵品はそれぞれ異り、種類の豊富さがあり、貴重性と稀少性も有している。一部は、独自性と唯一性を持っており、科学調査、教育など多様な目的を満足することができる。

(3) 多くの博物館は、社会公益施設として社会の発展に奉仕する使命を持っており、非営利的である。また、中国の多くの博物館は政府の投資によって建設・運営されており、文明の伝承、科学知識の普及、公衆の教養の向上など社会的職能を担っている。特に中国の公立博物館の多くは無料開放され、観光客にとっては魅力的である。

(4) 博物館は文化教育施設として、生涯教育の場であり、観光者は博物館を見学することによって知識を獲得することができる。

(5) 博物館は、一部の野外博物館や野外展示を除き、主に屋内展示であり、年中通して利用ができる。ほかの観光資源が不足の時期に、博物館観光は季節や天気に制限されず見学が可能であり、観光に利用できる時間が他の観光資源より長い。

小 結

第1節 大学附属博物館の特質と意義目的での特質に関しては、他の公共博物館や民営博物館と比較して、大学附属博物館の収蔵資料は数量と学術面での卓越性を有した資料群である。これは、長年に亙る専門的学術研究に裏打ちされた結果に拠る資料の絶対価値であり、この資料の優位性こそが大学附属博物館収蔵資料の最大の特質である。そのうえで、大学附属博物館は、大学に所属する研究機関・教育機関に留まらず一般公衆にも公開されている博物館であり、社会の文化施設の一つを形成する機関である。大学附属博物館は、中国国家の博物館事業においても重要な構成機関となっていることを述べた。

故に、大学附属博物館は大学と地域の結節点となり、中国では大学が所在する当該地域の日本の各地に所在する「郷土博物館」としての役割を果たさなければならないと結論づけた。大学附属博物館は、他の公共博物館に比べて、専門性の高い資源・人

材・図書資料や研究機器・分析機器等に恵まれているといった特徴も有するのである。

第2節 大学附属博物館と地域社会—地域の文化の核としての大学附属博物館—では、大学の所在地は、大学が存立していることから、大学を取り巻く地域社会が発生している事例は、当該大学の設立が古ければ古いほど、さらに大学の規模が大きければ大きいほど広範囲となる傾向は強まる。いわば、日本での中世末から近世の城下町的な社会形成に類似していると表現した。

換言すれば、大学は大学所在地の経済面・文化面等々の中心であり、大学の研究・教育機能は「文化」なる用語に置き換えることも可能であるとして、そこから「大学は地域文化の核」と言った表現が生まれてくるものと推定した。

大学は高等教育の象徴として教育・学術の上での所謂聖地化されているともいえるが、中国は古くから勉学、読書に対する智的欲求は幅広く社会の各階層にまで浸透していることから、学術に対する興味と希求を潜在的に有していると考えている。拠って、大学図書館や大学附属博物館は、当該憧憬の具現化を実現化する場であると結論した。

したがって、博物館図と図書館は大学の顔であり、頭脳であり、学生は勿論のこと社会の人々にとっても大学はさらに重要な機関であると把握され、その大学との接点が大学附属博物館であると結論した。

第3節 博物館が観光活用の拠点となる意義では、大学附属博物館は各学部・学科・各専攻に基づ複数の大学附属博物館が生涯学習としての観光を抑揚させるためには必要であると考えた。なぜなら、複数博物館に及ぶことは、前述している如くそれぞれの附属博物館の専門性が比較強調されることと、専門性により見る者にとっても「驚きと発見」といった知的欲求の充足が高まるものと考えたのである。

さらに、学内での複数の博物館の存在にともなう利用は、大学内の散策にも直結し博物館以外の驚きと発見を生む点が増大されるのである。

大学博物館は、さまざまな方式を通じて資源を活用し、運営方法を改善し、公共サービス機能をより良く実現することを目標にしなければならない。

1. 資料と資源を統合し、共同研究を展開する

現在、中国の大学は、特定した類別の博物館が多く、総合博物館が稀少である。多くの大学は、各自複数の小型博物館を所有し、それぞれ独立しており、統一的な管理と長期的な計画が確立されていない。例えば、南京大学には、校史博物館、考古・芸術博物館、ラベ国際安全記念館、パール・バック記念館などの博物館が複数あり、金石拓本、古生物化石、鉱物・岩石、動植物標本、古文書、書画、歴史人物の手稿など豊富の資料が収蔵されており、しかし、すべて分散されて展示、収蔵、利用されている。近年、南京大学は大型総合博物館の新設計画をして、以上の博物館資源を統合して、統一した管理、保存、利用を計画し、博物館資源の最適化と統合的・効率的な利用を実現し、公共文化サービスの能力を改善しようとしている。

2. 科学普及教育を展開し、大学の文化を発信する

大学博物館は、大学文化の体現であり、大学の発展を記録して、建学の文化を国家、世界文化との融合を目的にしている。大学博物館は学校文化の媒体として、学人が創造した物質・精神文化財産を記録・保存するだけでなく、学校文化を伝承し、育人の役割を十分に発揮し、教員や学生たち精神力を引き出し、大衆に大学文化を理解させることを使命にしなければならない。例えば、多くの大学博物館では、一般向けの知識講座や展示会が開催されたり、無料で一般公開し、ボランティアによる無料解説サービスが提供している。2012年、中国は大学博物館資源を統合し、大学博物館の人材育成機能をより良く発揮するため、全国大学博物館人材育成連盟を設立し、全国の30館余りの大学博物館が加盟した。同連盟は多くの教員・学生、社会向けの展覧会、講座などの公益活動を打ち出し、大学博物館・記念館の社会一般への無料開放を推進し、学校文化の伝達、大学博物館の人材育成機能の実践において模範的な役割を果たし、新たな人材育成モデルを創造した。

3. 寄付・寄贈制度と支援体制の整備

大学博物館は公共文化施設として、一般大衆に文化サービスを提供するだけでなく、資金も社会から支援を受けなければならない。大学自身の財政のほか、社会組織と個人の寄付は大学博物館建設の最も重要な補足であり、博物館寄付制度と社会協賛システムの設立、整備は大学博物館が公共サービス機能を実現するための有力な保障である。

4. 大学博物館資源共有連盟の構築

さまざまなルートを通して大学博物館の資源共有連盟を構築し、公共サービス機能の実現を促進するには、以下の方法がある。

(1) デジタル資源の公開

米国イェール大学博物館は「オープンアクセス」政策を実施しており、「世界中の学者、芸術家、個人が、イェール大学博物館、公文書館、図書館の何千もの写真を無料で利用できる」とし、イェール大学博物館の一部の資料写真をデジタル資源として無料で一般公開されている。中国では、21の大学博物館の所蔵資料を基礎とした中国大学デジタル博物館が設立されており、大学のデジタル資料の共有を実現している。

(2) 資源共有連盟の構築

1994年、中国博物館協会には大学博物館専門委員会を設立し、大学博物館の間の交流と資源共有を促進する面で、積極的な役割を果たしている。現在まで、当委員会は毎年一回以上の共同会議を開き、会員館の間の交流や合作を促進している。

(3) 博物館の間の資源共有

例えば、大学博物館連盟や会員制度を創設し、博物館を社会構成員が共有する文化的空間や精神的世界とする。2008年、上海大学博物館連盟が設立され、後に中国地質大学（北京）、北京大学、北京航空航天大学、北京印刷学院、北京服装学院、清華大学など18の大学が北京大学博物館連盟、黒竜江大学博物館人育連盟、全国70校が参加する全国大学博物館人育連盟などが相次いで設立された。これらの連盟は、設立時に

博物館の一般公開を宣言し、政府と大学博物館や、それぞれの博物館の間の交流の経路を構築し、鮮明な特色のある大学博物館資源を統合して、高等教育と科学普及教育における大学博物館の役割をよりよく発揮することを目標にしている。

中国社会の発展に伴い多様化する中で、大学附属博物館は大学が醸成した文化を社会に啓蒙し、大学の記憶・記録も保護すると同時に、博物館外の社会文化遺産の保護と伝承の重責をも担っている点も、他の公共博物館と同等であると考えた。

注

1) 中国国家文物局（2011）、『教育部大学博物館建設と発展を強化する通知』（文物博発〔2011〕10号）[EB/OL] . (2011-06-01)

2) 劉社軍（2014）：「大学博物館の観光認知及び公衆教育影響要素——北京市大学博物館を例にして」『旅遊規画と設計』第4号、30-39頁。なお、中国の博物館調査アンケートは、約200の回答数は一般的である。

結章

序章では、現在に至っても中国博物館学史の研究と、これにともなう専門書が未だ不足している点を指摘したうえで、中国博物館学史の研究を深化展開させる必要性は、中国博物館界・中国博物館学界において喫緊の課題であると考えた。中国博物館学史なかでも、大学附属博物館および大学附属博物館史に関する研究は不十分であることから、本論は「大学附属博物館」に焦点を絞り論究を試みた。

当該研究により、中国の大学附属博物館に関する博物館学的視点での解明のみに留まらず、とりわけ中国の早い時期の博物館学史の構築に寄与できると予想した。二次的には、未だ不明瞭である清朝末期の西洋・日本の博物館思想の受容期の解明をも目的とした。

「中国における大学附属博物館」を論述するにあたり、前提として博物館とは何か、博物館の定義を明らかにするために、第1節では「国際博物館会議 (ICOM) 規約」「国際博物館会議 (ICOM) 憲章」から見る博物館の定義を、第2節では日本の「博物館法」に拠る定義をそれぞれ追求した。

「国際博物館会議 (ICOM) 規約」「国際博物館会議 (ICOM) 憲章」からは、①博物館の目的・②恒久性/恒常性・③営利性・④図書館と博物館の関係の4点が明示されていた。

①博物館の目的に関しては、「資料の保存と研究」であり、博物館の最大の機能である展示は利用者の「娯楽と教育」を目的にすることが理解できた。

②恒久性/恒常性に関しては、1951年の「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第2章」で、「恒常的施設」が明示された後も、1960年の第11回ユネスコ総会の「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」、1963年の「国際博物館会議規約第3条」や1989年の「国際博物館会議規約第2条」の凡てに明記されているところからも、博物館の要点であることが理解される。博物館は、恒久性/恒常性の視座からも常設展示が必要であり、期間が限定された特別展示・企画展示のみでは博物館の必要要件を満たすものではないと結論した。

③博物館の営利に関しては、1989年の「国際博物館会議規約第2条」に「非営利常設機関」と明示されている点が特徴である。したがって、博物館は非営利機関でなければならないが、後述した日本の『博物館法』第26条とは基本的に矛盾を有していることとなる。

④図書館と博物館は、1946年の「国際博物館会議 (ICOM) 統一見解」では、「図書館は、常設の陳列室を持つもののほかは除くものとする。」と記している。しかし、1951年の「国際博物館会議 (ICOM) 憲章 第2章」の第4条では、1946年と同様の意味合いであるが、「常設の陳列室を持つ図書館は博物館である」と記している。したがって、欧州の概念では、展示室を持つ図書館は博物館であると結論しているのである。しかし、中国・日本においても図書館と博物館はそれぞれの国内法・条例等で異なった社会教育機関であると規定していることから、ICOM の概念とは異なることを確認した。

第 1 章「中華人民共和国憲法と博物館条例等に見る中国博物館の定義」では、第 1 節「中華人民共和国憲法での博物館の諸相」、第 2 節「中国の一般法律に認められる博物館関係条文」、第 3 節「中国『博物館条例』」、第 4 節「政府会計準則第 11 号 文化財資源（意見募集稿）」の 4 節から構成し、憲法・法・条例・準則等から中国の博物館の定義を求めた。

先ず、ユネスコを含めた中国の博物館関係法規一覧（2023、張哲）に筆者が加筆して、新たに博物館関係法規一覧表を作成し、28 関連法規を集成した上で個々を顕彰した。

中国での博物館に関しては、1982 年の「憲法」「中華人民共和国文物保護法」を濫觴として、その後各種の法・標準・規定等で明示されてきたことを纏めた。中国での博物館は、現在における大学での学術分野の区割りでも単独で「博物館学」ではなく、「文物と博物館学」といった、資料が先行する形態であることから理解できるように、1990 年頃までは文物に主体を置いた文化財保護法であったことを確認した。

このような社会情勢下で、中国で「博物館」が法令の名称内に登場したのは、2000 年の北京市政府による「北京市博物館条例」であり、2005 年の国務院による「博物館条例」や同年の文化部の「博物館管理弁法」が登場していることが判明した。2015 年には、中華人民共和国国務院令第 659 号「博物館条例」が制定され、博物館に特化した内容は中国博物館界・博物館学界にとっては大きな前進となるものであったことが理解できた。

当該条例は、ユネスコ・日本の博物館法を基盤に咀嚼した内容で全体に正鵠を射た条例であると評価できた。最大の特徴は、ユネスコ憲章・日本の博物館法には認められない罰則規定が設定されている点であった。

さらには、2023 年 8 月に出された、中国財政部による「政府会計準則第 11 号 文化財資源（意見募集稿）」を検討した点である。公開年からも明確であるように直近の準則であるところから博物館研究者の研究は認められず、筆者が先鞭を付けたものと考えている。博物館資料である文物に関し、その名が示すとおり文化財資料の経済的価値からの管理等々について細かく示した点が特徴である。当該基準によって、博物館の基本機能である博物館資料の博物館での保管・保存がさらに強化される結果となったと結論した。

第 2 章は、「用語定義と研究目的と問題の所在」と題し、第 1 節「用語『博物館』『博物院』の定義」、第 2 節「用語『附属』『付属』の字義」、第 3 節「用語『大学附属博物館』の定義から構成した。

第 1 節「用語『博物館』『博物院』『博物苑』の定義」では、本章では博物館の語源等に関しては埒外として、「博物院」「博物苑」について検討した。博物院については、「Museum」の対訳としての用語「博物館」名称論に関して、必ず引用されるイギリス宣教師ウィリアム・ミュアヘッド（William Muirhead、中国語名、慕維廉）の 1854 年刊行の『地理全志』に記載のある「墨斯科博物院」（モスクワ博物院）と、1838 年の『美理哥合省国志略』に記載のある「邊西而文省」（ペンシルベニア州）と題される章内の「省城内有一博物院……」（城内に博物院有り）から、博物院の使

用事例を確認した。この両者の事例からも、19世紀中葉における中国に渡海した宣教師たちは Museum を博物館ではなく、博物苑と漢訳していたことが先ず把握できた。次いで、1905年に張謇によって創建された「南通博物苑」は、その名称の通り博物館は、「博物苑」が使用されているなど博物館ではなく、博物苑・博物院であった。

「2、博物苑」で記した張謇による博物苑の実態は、敷地面積は71800㎡を有し、中館・南館・北楼・東楼の複数の建物があり、さらに4つの陳列館があり樹木や草花を植え、鳥獣を飼育し、亭亭・築山・荷池などの園林建築であったと記録されているところから、自ずと「博物苑」であることが理解できた。つまり、博物苑は植物植栽し、鳥獣の飼育をおこなう野外展示も含めた大きな野外展示空間有した施設であると結論した。

一方、博物院は、野外展示を行う野外部を持つものではなく、中国各地に建設されている庭園的野外を付帯する大規模博物館であると考えられる。したがって、博物館は、規模も小さく専門領域も単科である点を特徴とする。故に、第5章 第3節 中国大学附属博物館歴史的経緯のなかで作成した中国全国大学附属博物館一覧表を見ても、393大学附属博物館の名称に博物苑、博物院は皆無である。さらに、第6章中国における医薬系大学附属博物館での一覧表35館の中にも同様なのである。

第2節「用語「附属」「付属」の字義」では、日本では「附」は旧字体であり「付」は現行書体である。したがって、1946年の当用漢字制定以前に使用された字体であることから、1946年以前の名称には旧字の「附属」が使用され、そのまま踏襲して現行使用している例も一般的であることから、固有名詞に関する使用例は「附属」とした。中国では、「附属」が常用で有ることから「附属」を使用することとした。

第3節「用語「大学附属博物館」の定義」では、大学附属博物館では、1543・1544年にイタリアで最古の大学の一つであるピサ大学に併設されたヨーロッパ最古の学術植物園であるピサ大学附属植物園とオックスフォード大学の附属機関として1683年に設立され現存するアシュモレアン博物館（Ashmolean Museum）を確認した。

以上の歴史的事例からも明白であるように、「大学附属博物館」とは博物館の設立母体を大学と称する教育・研究機関に置いた博物館であると概念規定した。さらに、「大学附属博物館」は、「学校博物館」・「学校附（付）属博物館」の一形態であると提唱した。

第3章「中国・日本の大学附属博物館に関する研究史」では、先ず、第1節「中国博物館学の研究史」では、従来研究成果に基づく中国博物館学史の5期の分類を踏襲し、近代博物館の概念を中国への伝播過程とその影響を研究した第1期、萌芽期（1849～1905）、中国博物館学の誕生時期である第2期、定礎期（1905～1949）、新中国の博物館実践期となった第3期、転向期（1949～1978）、中国博物館学の革新発展である第4期、探求期（1978～2020）、中国独自の博物館学研究原則や方法を生み出している第5期、創新时期（2020～現在）について述べた。

第2節「清朝末期における日本博物館の摂取」では、李圭に拠る『環遊地球新録』（1876年刊行）第4巻「東行日記」から、黄遵憲では『日本雑事誌・其五十一』（1879年刊行）を、王韜『扶桑遊記』などから19世紀後半における日本からの博物館思潮の

受容を確認した。

第3節「清朝末期における中国博物館の歴史」では、清朝末期の1840年頃中国の西洋化が開始されるなかで、その影響の一つとして中国の博物館事業が開始された。清朝末期の1842～1900年頃までに、中国で設立された博物館は15館以上を数える。これら15館の博物館創設の歴史を通して中国の博物館発展の歴史を概観した。

第4節、「民国期（1912～49）の5冊本にみる大学附属博物館」では、中国博物館学研究の萌芽期である1930～1940年代に出版された博物館学研究書籍は、次の点で共通している所があった。これら5冊の書籍は、いずれもが外国の博物館を対象にして、それぞれの歴史や特徴を紹介しながら、中国国内の博物館の現状を分析し、今後の課題や発展経路を論じた点であった。特に大学附属博物館に関しては、複数の本にイリノイ大学附属博物館、ケンブリッジ大学アッシュモレアン博物館などの典型事例が掲載されている点が共通特性であることを論じた。

つまり、5冊本の作者たちは、海外先進国の大学附属博物館の創設理念や運営方法などを紹介しながら、大学附属博物館の発祥、概念、目標などを中心とする大学附属博物館のあり方について先行事例を列挙したのであった。

このような大学附属博物館の事例からも、中国の博物館の発展において参考にできる対策も総括されていた。例えば、学校教育と密接にしなければならない点、十分な経費を確保しなければならない点、他の博物館との連携を重視しなければならない点など、大学附属博物館の事業内容を詳細に論述、紹介したものであった。

以上の紹介や総括は、民国時代（1912～49）の中国人にとっては初めて大学附属博物館という概念の導入と同時に、啓蒙となったものと考えられる。そのなかで挙げられていた課題の一部は、現在に至っても十分に重視しなければならない要諦であると筆者は考えている。

第5節、中国の大学附属博物館に関する研究略史では、中国の大学附属博物館に関する研究は、民国時代の舶載情報の移入を受け継ぎ、中華人民共和国時代に入ってから社会の民主化の中で大きな発展を迎えた。当該期の中国の大学附属博物館に関する研究論文として、1985年刊行の梁吉生「博物館学教育芻議」『中国博物館』、1987年に上梓された許順湛「論博物館学」『中原文物』、2003出版の咎淑芹、続顔・陳軍「中国大学附属博物館特色と発展傾向」『中国博物館』の3論考を取り上げ大学附属博物館に関する思想を確認した。

第4章「日本の大学附属博物館研究の歴史と現状」は、第1節「大学附属博物館研究の濫觴と歴史」、第2節「棚橋源太郎と日本博物館協会の大学附属博物館論」、第3節「日本博物館協会による『大学専門学校における現存設備の博物館的公開利用の提唱』」、第4節「『ユニバーシティ・ミュージアム設置について』発表以降の大学附属博物館論」、第5節「スクールミュージアム構想」の5節からなり、下記の結論を得た。

日本の大学附属博物館の濫觴は、現在の東京大学工学部の前身で、1871年に工部省に設置された工部大学校に関する書類の中の記載に、「博物場」という用語での大学附属博物館博物館と推定される施設が確認されるのが現時点では最古と考えられる。

大学附属博物館の必要論の先駆けとなったのは、上記の工部大学の博物館場から遅れること約 40 年後の 1912 年に鵬心生（本名、黒田鵬心）による讀讀賣新聞の記事が濫觴であった。ここでの年代的ずれは、大学附属博物館に相当する博物場は学内に留まるものであった為、鵬心生は一般大衆に公開する大学附属博物館を意図して記したことは、記事の内容からも十分推定されるのである。

大学附属博物館を含めた広義の学校博物館論に関して、1930 年に棚橋は「學校博物館問題（承前）」と題する論文で、各大学において図書館は整備されているが、博物館は未発達で博物館施設に乏しい国にあつては大学や専門学校の博物館に期待する目的で大学附属博物館の必要性を博物館学の観点から論述した。さらに、棚橋は、1950 年に刊行した『博物館學綱要』では「学生の教育において図書館及び博物館が設置されるべきであり、実物教育を行う上では極めて不都合である」と実物教育の観点を追加し論じたのであった。

1943 年に日本博物館協会は、『大学専門学校における現存設備の博物館的公開利用の提唱』を公刊した。該書は、日本で初めて刊行された大学附属博物館に特化した刊行物である点と必要論に留まるものではなく、そのあるべき姿にまで及んでいる点が特徴であり、日本博物館界・日本学物館学界に広く触発を齎した博物館思想であったと考えられる。

1996 年に、文部省学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会は、「ユニバーシティ・ミュージアム設置について」と題した中間報告を公表した。当該報告は、政府の施策では初めて大学附属博物館に関する点が大きな特徴であり、その結果日本での大学附属博物館の研究と大学附属博物館の設立は加速された。特に、国立大学機構に属する大学での設立は顕著であった。

一方、2005 年頃、従来の学校附属博物館論は、大学附属博物館に限定された傾向がある中で、「ミュージアムパーク茨城県立自然史博物館」は、小学校を対象とした教育活動の一環とした学校附属博物館構想とその実践を行った点が特徴であったことを考究した。

第 5 章「中国大学附属博物館の歴史」は、第 1 節「維新派の康有為と「天民」に拠る学校博物館設置論」、第 2 節「1842 年～1900 年にかけて、中国で開館が計画された博物館」、第 3 節「中国大学附属博物館の歴史的経緯」の 3 節から構成し、清朝から民国時代にかける中国大学附属博物館の起源、発展、変化をまとめたものである。

第 1 節「維新派の康有為と「天民」に拠る学校博物館設置論」では、清朝末期の変法自強を提唱した代表人物である康有為と、匿名であるが博物館設立の重要性を強調した「天民」の観点をまとめた。特に、二人は学校博物館について詳しく紹介し、外国の経験を紹介しながら、中国も学校博物館建設しなければならないと強く主張した。学校博物館の必要性、陳列資料の収集、展示方法、運営と教育などの面について、詳細に説明した。

第 2 節「1842 年～1900 年にかけて、中国で開館が計画された博物館」では、1842 年から 1900 年までの間、中国で開館を計画していたが実際に開館を実現できなかった上海格致書院博物館、京師勸工陳列所、郴州地理算数学会博物院、京師大学堂儀器院な

ど 4 つの博物館計画をまとめた。以上の博物館や展示施設は開館は実現しなかったものの、現存している記録から分析すれば、すでに綿密な計画が作成され、清朝末期中国人の博物館建設思考を忠実に体現したものといえる。

第 3 節「中国大学附属博物館の歴史的経緯」では、現存している 393 館の中国大学附属博物館を列挙し、それぞれの分類、開館年、地域などをまとめた。

第 6 章「中国における医薬系大学附属博物館の歴史」は、第 1 節「山東大学齐鲁医学博物館の前身『広智院』の歴史」、第 2 節「上海中医薬大学中医薬博物館の歴史」、第 3 節「南方医科大学嶺南薬博物館の歴史」の 3 節から構成し、中国の医薬系大学附属博物館の歴史をまとめたものである。

中国医学系博物館では、中国の代表的な伝統文化である中医薬学を主題にする博物館が多い点が、医学系博物館での最大の特徴である。中医薬文化を外部に向けて情報発信するためには、一般博物館と大学附属博物館、大学附属博物館と医学系博物館といった博物館の設置母体や専門領域の違いから発生する軋轢の解消と、国家と地域、地域と地域の境界を取り除き、医薬系大学附属博物館は文化を伝達する機関としての役割を果たすと同時に、社会教育機能を発揮することで影響力と存在価値を高めなければならないとの結論を得た。

医薬系大学附属博物館は、博物館としての基本的機能である収集、保存、教育、研究機能を明確にする上で、医学博物館独自の特性を生かし、時代の発展との協調を目指すことが必要である。また、大学附属博物館の特徴を利用し、医薬と大学両方の長所の融合を目標にすべきである。医薬系大学附属博物館は、医薬の歴史コレクションを収集すると同時に、現在の医学の発展状況や、未来の予測などにも注目し、公衆に向けた教育活動を通して、博物館の役割を果たすことが重要であると筆者は考えている。

第 7 章「中国の典型的な大学博物館－京師同文館の歴史－」は、第 1 節「京師同文館の歴史」第 2 節「京師同文館の設立に関わった人々」、第 3 節「京師同文館の歴史における信憑性」、第 4 節「京師同文館博物館の意義と影響」の 4 節に亘り論述した。

京師同文館の建設と発展を代表にした新式教育運動は、洋務運動の重要な部分である。このような教育改革は、清朝政府の衰退を阻止することはできなかったが、中国で西洋科学と知識の伝達普及において、大きな影響を会え、中国の現代化発展の巨大な助力になった。京師同文館博物館は、社会が激動する環境の中で誕生し、洋務運動と中国現代化の重要な成果になった。このような産物は、中国人が近代で世界の発展に注目し、中国社会の発展を推進しようとする証拠である。しかし、同文館博物館に関する資料はまだ有限であり、その歴史に関する考査はまだ不足であるのは事実である。現存している有限な資料を通じて、京師同文館博物館の存在と教育施設の補助としての意義を判明することは、中国博物館史の重要な一部として、承認されるべきだことを論じた。

第 8 章「上海大学の歴史と銭偉長記念・海派文化展示館・校史展示館など」は、第 1 節「復旦大学分校と博物館学専攻課程設立の経緯」、第 2 節「上海大学銭偉長記念館の開館までの経緯と将来の展望」、第 3 節「銭偉長記念館の設立」、第 4 節「銭偉長記念館の展示内容と諸活動」、第 5 節「その他の上海大学博物館展示」、第 6 節「現

在の上海大学博物館」で構成されている。

筆者が主に実務経験を構築している実践の場として、上海大学博物館とは、室内展示室開館前から関わり、複数の常設展示と特別展示の計画、建設、開館、運営、教育活動、解説、展示交換などを経験してきた。当該博物館を例に、中国の大学附属博物館の日常運営を詳細に説明し、経験をまとめた。1978年以前、中国の大学では博物館学教育の実践は少なく、一部の大学では博物館学カリキュラムを図書館学や歴史学などと統合して設置していた。しかし、1980年、上海大学は考古学・博物館学専攻を開設し、これは中国の大学の中で最も早く開設された博物館学専攻の一つである。その後の数十年間、上海大学は博物館学教育の面で積極的な模索と実践を行い、カリキュラムの設置と教育方法を継続的に改善してきた。また、青年教師と学生の育成にも力を入れ、国内外の同業者との交流と協力を強化し、中国博物館学の発展に重要な貢献をしている。

また、上海大学は国内外の著名な博物館学研究機関との協力を積極的に広げている。上海大学は2018年より、全国各地から著名な博物館学研究者を積極的に教員として採用しており、これらの教員は豊富な教学と研究経験をもたらすだけでなく、学科の発展に新たな活力を吹き込んでいる。また、上海大学は国内外の著名博物館との協力関係を積極的に広げ、学生により多くの実践機会と学術資源を提供している。つまり、上海大学は中国の博物館学教育の重要な発信地であり、数十年にわたり模索と実践を続け、中国の博物館学教育の発展に重要な貢献をしてきた。未来の上海大学は引き続き博物館学教育の発展と整備に力を入れ、中国と全世界の博物館事業のためにより多くの優秀な人材を育成していく必要性を述べた。

第9章「中国大学附属博物館の観光に果たす役割」は、第1節「中国の大学における観光学の歴史と観光学教育」、第2節「中国における観光学科の設置大学」、第3節「大学における観光活動」、第4節「観光地になっている大学附属博物館」で構成されている。

第1節では、中国の観光産業の発展において、人材育成や教育研究が直面している問題や課題を中心に論じた。中国の大学は観光学科教育の面ですでに総合研究、方法研究と特定研究などの多くのテーマを形成しつつあるが、教育内容が萎縮し、理論が重視され、実践が軽視されるなどの問題が依然として存在している。中国教育部は学科目録の中で、観光管理（観光学）学科の教育目標を明確にし、管理、経済、民俗文化、法律および観光に関する専門知識を持つ専門人材の育成を目指している。

第2節では、中国教育部は各大学の観光学科の総合的な研究能力、教育活動や学術的影響力などの総合的な評価に基づき、学科の競争力上位12大学を選出した。これらの大学は観光学科の分野で優れた活躍を見せているだけでなく、観光人材の育成や学術研究にも積極的に貢献している。また、これらの大学も様々なレベルで多様な観光学科教育を展開しており、例えば雲南大学などの大学は観光学に関する専門課程を開設しており、管理、経済、民俗文化、法律、観光に関する専門知識を持つ専門人材を育成することを目的としていることを述べた。

第3節では、主に中国の大学観光活動の発展過程、現状、影響及び未来の趨勢を紹

介した。1990年代から、中国の大学観光活動が徐々に盛んになり、市民生活レベルの向上と観光業発展の重要な構成部分となっている。人々の観光観念の多様化に伴い、大学観光も独自の観光形態になりつつあり、観光客に知識と文化の満足感を提供すると同時に、大学に社会と経済の利益をもたらしている。

現在、大学の観光資源には主に自然風景、人文環境、建学精神などが含まれている。こうした資源は観光客を呼び込むだけでなく、大学と社会との交流や交流を促進している。また、浙江大学付近の西湖、南京大学付近の鼓楼など、多くの大学が観光資源の開発を通じて経済的、社会的な効果を得ている。今後、観光業の発展と人々の観光観念の変化に伴い、大学観光も引き続き発展、拡大していく。そのために、大学は観光客の需要に応え、大学の文化的価値を維持するために、観光資源の開発と保護に一層力を入れる必要がある。つまり、大学観光は観光産業の重要な構成要素となっており、文化交流の促進や地方経済の発展に重要な意義を持っている。今後は、持続可能な成長を実現するために、経営や創新を継続的に強化していく必要がある。

第4節では、廈門大学人類博物館、北京大学セクラー考古・芸術博物館、中文大学文物館、蘭州交通大学地震博物館の4つの博物館の概要を紹介した。

第10章「上海大学博物館の国際交流事業」は、第1節「中国と波佐見の交流史」、第2節「長崎国際大学博物館学研修の試み」、第3節「波佐見町研修の特徴と意義」、第4節「長崎国際大学博物館学研修の特色」、第5節「ICOM UMAC AWARD 2019の受賞」で構成されている。

第1節では、国際交流事業における上海大学博物館の歴史と実践を中心に紹介し、特に日本の波佐見町との交流活動に注目した。陶磁器製造の重要な町として、中国の古代交流活動における波佐見町の重要な役割を概説し、17世紀に中国人が長崎と有田波佐見を通じて色絵技術を伝えた可能性を推測した。中華人民共和国成立後も、波佐見と中国の間の交流は続いた。

第2節では、日中間の文化交流を促進するため、上海大学と長崎国際大学が2016年から行っている博物館学短期研修プログラムについて紹介した。落合知子教授は、上海大学を専門的に指導監督し、上海大学博物館のコンセプト設定や展示デザインに関する意見聴取会にも参加している。2016年から毎年約15人の上海大学の学生が3週間にわたって研修プログラムに参加し、博物館学や茶道文化などの日本文化を学ぶ授業や、波佐見を見学して陶器作り体験を行い、多面的な角度から陶器に関する知識を学んでいる。このプログラムは日中間の文化交流の推進に役立ち、両校間の親交を促進している。

第3節では、主に波佐見町での研修の特徴と意義をまとめた。波佐見町研修は上海大学博物館学研修の中で重要な位置を占める実地研修プログラムである。理論学習、焼き物づくりの実践、工房見学や歴史ある町並み散策など、研修内容が充実しているため、2日間かけて修了する。この研修プログラムは、波佐見町陶磁協会や教育委員会の支援を受け、陶磁器博物館で講義やものづくりの実践を行っている。波佐見町の概況や歴史、日中の陶磁器の歴史的関係を紹介し、地元の陶磁器産業の現状を示すことで、学生たちは波佐見町の陶磁器文化を深く理解することができる。また、波佐見町や

中国の陶磁器の歴史的背景についての講義もあり、陶磁器だけでなく歴史学の知識にも触れる内容となっている。波佐見町研修プログラムは、充実した内容と革新的なプログラムを提供し、学生から高い評価を得ている。研修終了時に学生によるアンケート調査が行われることが多いが、多くの学生が最も満足した内容として波佐見町での焼き物づくり体験を挙げた。

第4節では、長崎国際大学における博物学研修の特色として、学習と実践の融合、包括的な教育施設の提供、博物学に対する学生の興味と専門知識の育成などを紹介している。また、研修には教職員による日本語の通訳もあり、学生が日本文化をよりよく理解し、適応できるよう支援している。このようにして、長崎国際大学博物学研修は中国と日本の間の学術交流と協力の機会を提供し、文化交流と友情の発展を促進している。

第5節では、UMACが国際博物館協会の附属であり、2000年に設立された大学の博物館と所蔵品に焦点を当てた組織であることを紹介した。UMACのメンバーには、特別な任務を持つ高等教育機関の一部である大学博物館や学術コレクションの所有者や管理者が含まれている。2018年12月、上海大学博物館が2019年度のUMAC AWARD選考への参加を提案した。日本研修プログラムの主催者である長崎国際大学の同意を得て、申請書やプログラム紹介などの関連資料をUMAC AWARD委員会に提出した。その後、UMAC委員会の会長との議論と協議を重ねた結果、2019年5月には上海大学博物館の研究がUMAC AWARD 2019のトップノミネートの一つとなり、世界的に発表された。同年9月、SECOND PLACEを獲得し、国際大会で受賞されたことを紹介した。

第11章「大学附属博物館と地域マネジメント」は、第1節「大学附属博物館の特質と意義目的」、第2節「大学附属博物館と地域社会—地域の文化の核としての大学附属博物館—」、第3節「観光拠点としての大学附属博物館」の3節に亘り大学附属博物館と地域社会について論述した。

第1節「大学附属博物館の特質と意義目的」に関しては、他の公共博物館や民営博物館と比較して、大学附属博物館の収蔵資料は数量と学術面での卓越性を有した資料群である。これは、長年に亘る専門的学術研究に裏打ちされた結果による資料の絶対価値であり、この資料の優位性こそが大学附属博物館収蔵資料の最大の特質である。

そのうえで大学附属博物館は、大学に所属する研究機関・教育機関に留まらず一般公衆にも公開される博物館であり、社会の文化施設の一つを形成する機関である。大学附属博物館は、中国国家の博物館事業においても重要な構成機関となっていることを述べた。大学附属博物館は大学と地域の結節点となり、中国では大学が所在する当該地域の日本の各地に所在する「郷土博物館」としての役割を果たさなければならないと結論した。大学附属博物館は、他の公共博物館に比べて、専門性の高い資源・人材・図書資料や研究機器・分析機器等に恵まれているといった特徴も有するのである。

第2節「大学附属博物館と地域社会—地域の文化の核としての大学附属博物館—」では、大学所在地は、大学が存立していることから、大学を取り巻く地域社会が発生している事例は、当該大学の設立が古ければ古いほど、さらに大学の規模が大きければ

大きいほど広範囲となる傾向は強まる。いわば、日本での中世末から近世の城下町的な社会形成に類似していると表現した。

換言すれば、大学は大学所在地域の経済面・文化面等々の中心であり、大学の研究・教育機能は「文化」なる用語に置き換えることも可能であるとして、そこから「大学は地域文化の核」と言った表現が生まれて来るものと推定した。

大学は高等教育の象徴として教育・学術の上での所謂聖地化されているともいえるが、中国は古くから勉学、読書に対する智的欲求は幅広く社会の各階層にまで浸透していることから、学術に対する興味と希求を潜在的に有していると考えている。よって、大学図書館や大学附属博物館は、当該憧憬の具現化を実現化する場であると結論した。

したがって、博物館と図書館は大学の顔であり、頭脳であり、学生は勿論のこと社会の人々にとっても大学はさらに重要な機関であると把握され、その大学との接点が大学附属博物館であると結論した。

第3節「観光拠点としての大学附属博物館」では、大学附属博物館は各学部・学科・各専攻に基づく複数の大学附属博物館が生涯学習としての観光を抑揚させるためには必要であると考えた。複数博物館に及ぶことは、それぞれの附属博物館の専門性が比較強調されることと、専門性により見る者にとっても「驚きと発見」といった知的欲求の充足が高まるものと考えたのである。

中国社会の発展に伴い多様化する中で、大学附属博物館は大学が醸成した文化を社会に啓蒙し、大学の記憶・記録も保護すると同時に、博物館外の社会文化遺産の保護と伝承の重責をも担っている点も、他の公共博物館と同等であると考えた。

筆者は、本研究を通して中国大学附属博物館の歴史や現状、そして実例について論じてきた。博物館の概念とその定義に関する内容を含め、国際博物館会議（ICOM）規約および日本の「博物館法」に基づいて博物館の定義を解説した。そして、博物館の定義に関する歴史的な変遷と拡大を明らかにし、中国における大学附属博物館の歴史、発展と変化、現在のあり方などについて論述した。以上の研究結果を踏まえて、今後の研究の方向性を以下に示すものとする。

1. 博物館の定義の見直し

本論では、中国や日本の博物館関連規約や法律の変遷をまとめたものの、現在の国際的な規約や慣行に基づいた最新の博物館の定義についての研究はまだ不十分である。特に、情報技術の進展により、展示室以外のデジタルスペースでの展示や学習が増えており、現代博物館の現状を反映した定義の改定が求められる。

2. 文化の多様性に対する取り組み

博物館は異なる文化や民族の遺産を保存し、展示する役割を果たしている。今後の研究では、文化の多様性を尊重しながら、博物館の定義や運営においてどのように異なる文化価値や視点を統合するかについての取り組みが重要となる。

3. 持続可能性と社会的責任

近年、博物館は持続可能性や社会的責任の観点からの取り組みが求められている。例えば、エネルギー効率の向上、環境保護、共同参画の促進などが挙げられる。今後の

研究では、博物館の定義に持続可能性と社会的責任の要素をいかに取り入れるかの討論が必要である。

4. 技術とデジタルの活用

デジタル技術の発展により、博物館はオンライン展示やインタラクティブ体験を提供することが可能になっている。今後は、新たな技術の活用やデジタル化の進展がもたらす博物館の変化についての調査や評価が求められると推測できる。

5. 中国の大学附属博物館に対する継続的な研究の必要性

本論は、中国の大学附属博物館における歴史、発展経緯、現状などについて論述したが、特に中国の大学附属博物館の教育活動、そして近年の発展方向や特徴、代表的な博物館の事例や管理者インタビューなどはまだ不十分である。

以上の課題について、今後の研究に反映させていく所存である。

謝 辞

本稿の作成にあたり、長崎国際大学大学院の落合知子教授、木村勝彦教授、大畠啓教授に終始ご指導いただきました。ここに記し深謝の意を表します。

参考文献

- 伊能秀明(2007):「新時代の大学博物館をめざして」『University Museum in Japan』
- 王学珍・郭建荣(1993):『北京大学史学料』第一卷、81、97、567 - 568 頁。
- 王毅(2005):『皇家亚洲文会北中国支会研究』复旦大学、16 頁。
- 王毅(2018):「1868 年亚洲文会黄河科考:“中国之患”形象的确立」『自然科学史研究』第 2 期、205 - 217 頁。
- 王子恒(2019):「戊戌变法前的“阴影”:強学会的失败」『青海师范大学学报(哲学社会科学版)』第 3 期、95 - 99 頁。
- 王秋华(2003):「高校社会历史类博物馆陈列内容设计问题」『中国博物馆』第 4 期、87 - 90 頁。
- 王世瑚(1982):「认真贯彻文物保护法」『法学』1982 年第 12 期、18 - 21 頁。
- 王之春(1879):『談瀛録』
- 王韜(1879):『扶桑游記』、264 - 265 頁。
- 王东・刘俊(2007):「论新形势下高校数字化博物馆的建设」『教育与职业』第 27 期、191 - 192 頁。
- 黄遵憲(1879):『日本雜事詩』
- 黄遵憲(1887):『日本国志』
- 黄维娟(2009):「试论高校博物馆的社会教育服务功能」『苏州科技学院学报(社会科学)』
- 黄维娟(2012a):「关于我国高校博物馆发展的思考」『江苏高教』第 6 期、63 - 64 頁。
- 黄维娟(2012b):「和谐文化校园视域下的数字博物馆建设」『江苏大学学报(社会科学版)』第 14 期、90 - 92 頁。
- 郭英之(2003):「旅游管理专业研究生教育的现状、问题与发展」『社会科学家』第 1 期、15 - 18 頁。
- 郭嵩焘(1994):『倫敦与巴黎日記』岳麓書社、963 - 964 頁。
- 郭骥・曹永均・冯志浩(2016):『高校博物馆发展研究以上海地区为中心』中国文联出版社、2016 頁。
- 亀井明德(1989):「大学博物館」『ミュージアム九州』、30 頁。
- 久松正樹(2006):「スクールミュージアム」『環境とカウンセラ - 』茨城県環境カウンセラ - 協会
- 金花子(2004):「海外博物館事情 韓国における大学博物館の現況と役割」『神奈川大学 21 世紀 COE プログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議』神奈川大学
- 栗原祐司(2022):『基礎から学ぶ博物館法規』同成社
- 胡乔木(1983):「博物馆事业需要逐步有一个大的发展」『新华月报』第 4 期、142 - 144 頁。

- 吳学婷（2022）：「张謇创立博物馆与美育、智育及其他」『中国书画』第1期、56 - 59 頁。
- 吳洪成（1998）：『中国教会教育史』西南师范大学出版社、266 頁。
- 吳宣易（1983）：「京师同文馆史略」『读书月刊』1983 年第 2 卷
- 侯懿航・樊一粟（2017）：「高校博物馆文创开发与实践」『课程教育研究』第 20 期、7 - 8 頁。
- 向辉・孟祥旭・杨承磊（2003）：「山东大学考古数字博物馆设计与实现」『系统仿真学报』第 3 期、319 - 321 頁。
- 康有為（1896）：『日本書目志』
- 康有為（1913）：「中国名迹古器保存説」『不忍』第 3 期
- 高橋有美（2001）：「大学博物館に関する序論的検討」『生涯学習・社会教育学研究』東京大学大学院教育学研究科、第 26 号
- 高荣斌（1996）：「试论我国高校博物馆的功能与发展」『中国博物馆』第 4 期、21 - 24 頁。
- 国立教育政策研究所・社会教育実践センター（2008）：「3 博物館法」『博物館に関する基礎資料』
- 国立中央博物館・韓国博物館協会（2009）：『韓国博物館 100 年史』韓文書
- 黒沢浩（1997）：「大學博物館における教育活動」『明治大学博物館研究報告』明治大学博物館事務室、第 1 号
- 濟南広智院（1931）：『濟南広智院誌略』
- 山本珠美（2011）：「大学博物館の初期形態に関する考察～昭和初期における長岡高等工業学校附属科学工業博物館を例に～」『香川大学生涯学習教育研究センター - 研究報告』第 16 号
- 竺劍・董丽敏（2014）：「上海大学文学院回忆录：1978-1994」上海大学出版社、58 - 67 頁。
- 柴典騰（2003）：「21 世纪高校博物馆建设的思考」『科技进步与对策』第 20 期、166 - 167 頁。
- 社韓国博物館協会（2006）：「韓国の大学附属博物館」『韓国の博物館、美術館』
- 謝祥・章鑫・沙迪（2016）：「高校博物馆发展现状、问题及对策探讨」『自然科学博物馆研究』第 2 期、22 - 29 頁。
- 謝文静（2014）：「高校博物馆与大学校园文化建设」『教育评论』第 7 期、18 - 20 頁。
- 守重信郎（2007）：「わが国の大学博物館の問題点とその背景」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第 8 号、208 頁。
- 朱兰（2015）：「初探中国大学博物馆的发展期」『时代文学（下半月）』第 9 期、133 - 134 頁。
- 周晓陆・徐燕（1997）：「试谈我国高校博物馆的特点」『中国博物馆』第 3 期、43 - 46、50 頁。
- 徐士進・陳紅京（2007）：『中国大学博物館誌』上海科技出版社

- 徐东・尹桂凤：（2016）「高校博物馆特点和育人作用探析」『黑龙江高教研究』第 12 期、167 - 169 頁。
- 商务印书馆编译所（1909）：「大清光绪新法令第十类实业陈列所」『商部奏定京师劝工陈列所章程』
- 小佐野重利・栗田秀法・芳賀満・半田正幸（2021）：『博物館の未来を考える』中央公論美術出版
- 蒋凡・项隆元（2022）：「西方人在华博物馆的本土化转向——以震旦博物院和上海博物院为例」『东南文化』第 1 期、145 - 151 頁。
- 鐘叔河（1985）：『走向世界叢書』、103 頁。
- 鐘叔河（2016）：『張謇癸卯東遊日記・凌文淵鑰盒東遊日記』『走向世界叢書』岳麓書社
- 西野嘉章（1996）：『大学博物館 - 理念と実践と将来と』東京大学出版
- 青木豊（2003）：『博物館展示の研究』雄山閣
- 青木豊（2012）：「大学付属博物館とは - 我が国の大学付属博物館の歴史と展望——『博物館学教育と大学博物館』、第 14 号
- 青木豊・鷹野光行・浜田弘明他（2008）：「学校博物館の現状と今後の可能性（予察）——学芸教諭の誕生に向けて」『全博協研究紀要』第十号
- 齐鲁大学（1924）：『齐鲁大学社会学系调查』
- 全国大学博物館育人連盟（2013a）：『走进高校博物馆科教博览』上海交通大学出版社
- 全国大学博物館育人連盟（2013b）：『走进高校博物馆人文芸術』上海交通大学出版社
- 全国大学博物館育人連盟（2013c）：『走进高校博物馆民俗文化』上海交通大学出版社
- 全国博物館工作會議（1956）：「全国博物館工作會議紀要」『文物参考资料』1956 年第 6 期、9 頁。
- 全瑾（2017）：「发挥大学博物館育人优势、拓展社会教育功能——以上海中醫藥博物館为例」『课程教育研究』第 32 期、205 - 206 頁。
- 曾文彪（2012）：『校长钱伟长』上海大学出版社
- 宋向光（2007）：「从大学文化视角解读高校博物馆的特点和发展」『文化学刊』第 3 期、10 - 14、1 頁。
- 宋伯胤（1986）：「博物馆与学校教育——兼论博物馆专业的学制与课程（二）」『文博』第 3 期、61 - 67 頁。
- 宋伯胤・李淑萍（2000）：『博物館歴史文選』陝西人民出版社、136 - 137 頁。
- 曹從坡・楊桐（1993）：『張謇全集』江蘇古籍出版社、第 4 卷、272 - 275 頁。
- 続顔・刘世恩・邵学汶（2007）：「20 - 21 世纪初的中国高校博物馆」『文化学刊』第 3 期、5 - 9 頁。
- 孫家鼐・王鹏运（1896）：「京师大学堂章程」
- 鷹野光行（2013）：「博物館教育に果たす大学博物館の役割」『全博協研究紀要』第 14 号

- 段勇（2004）：「古物陈列所的兴衰及其历史地位述评」『故宫博物院院刊』14 - 39、154 頁。
- 中国国家文物局（2011）、『教育部大学博物館建設と發展を強化する通知』（文物博發〔2011〕10号）[EB/OL] . (2011-06-01)
- 中国教育部（2023）：『第五回学科評価基準体系参照標準』
- 中国史学会（1957）：『中国近代史資料丛刊、戊戌变法四』上海人民出版社、466 - 468 頁
- 中国史学会（2000）：『戊戌の変法資料叢刊（三）』上海人民出版社、391 頁。
- 中国博物館協會大学博物館專業委員會（2019）：『大学博物館図録』
- 中国旅遊協會教育分会（2018）：『中国旅遊教育ブルック 2017 - 2018』
- 丁家荣（1996）：「高校博物館提高两个效益的思考」『中南民族学院学报（哲学社会科学版）』第 2 期、58 - 61 頁。
- 張奇鋒（2011）：「科学与艺术的美妙结合」『广东科技报』第 8 期、15 頁。
- 張丹子（1980）：「编纂旅游教材的建议」『社会科学』第 1 期、111 頁。
- 張哲（2023）：『中国博物館学の歴史 - 関係法規史を含めて - 』雄山閣
- 張惠朗（1988）：「试论高校博物館的功能」『中南民族学院学报（哲学社会科学版）』第 6 期、40 - 44 頁。
- 張謇（1905）：「学校部博覽館の設置を請う」、「上南皮相国が京師に帝国博覽館の建設を請う」
- 張爱民（2006）：「高校博物館功能及特点初探」『社科纵横』第 11 期、156 - 157 頁。
- 陳向阳（2007）：「论京师同文馆的洋教习」『重庆社会科学』第 10 期、78 - 82 頁。
- 陳振坤（2015）：「陈嘉庚与博物館教育」『福建文博』第 1 期、94 - 96 頁。
- 陳端志（1937）：『博物館学通論』上海博物館、28 頁。
- 陳楠楠（2008）：「试论我国高校博物館的特点与作用」『内蒙古医学院学报』第 2 期、166 - 169 頁。
- 陳理娟（2015）：「高校博物館讲解员队伍特色化建設路径探討」『文博』第 1 期、76 - 81 頁。
- 陳德富（1990）：「大学博物館应有一个較大的發展」『中国博物館』第 3 期、62 - 66 頁。
- 陳德富（1994）：「再论高校博物館的功能」『中国博物館』第 1 期、65 - 67、75 頁。
- 陳为（2014）：「京师同文館博物館考略」『中国博物館』第 3 期、84 - 89 頁。
- 鶴田総一郎（1975）：「博物館定義の変遷」『博物館研究』10 - 5
- 程軍（2005a）：「香港博物館開館時間考」『博物館研究』
- 程軍（2005b）：「上海近代早期博物館史料補遺」『博物館研究』第 4 期、14 - 16 頁。
- 程軍（2006）：「上海格致书院博物館建成与否之研究」『博物館研究』第 2 期
- 鄭德坤（Cheng Te - Kun）（1957）：「四川の考古学（Archaeological Studies in Szechwan）」『Artibus Asiae』1958 年第 21 卷第 1 期、89 頁。

- 天民（1917）：「学校博物館の設施」『教育雜誌』第9卷、第1号
- 田川太一（2021）：「日本における大学博物館の設立に関する研究」、修士論文。
- 田鷹（1986）：「济南广智院」『中国博物館』第2期、89 - 91頁。
- 匿名（2016）：「北京市第二十一中学」『教育家』2頁。
- 南开大学历史系博物館学教学小组（1960）：「南开大学历史系开设博物館学专门化班」『文物』第5期、77頁。
- 馬建輝・王晓宁（2015）：『中国高校博物館建設研究』新华出版社
- 馬晓华（2009）：「高校博物館志愿讲解服务工作与大学生素质教育——以中央民族大学民族博物館志愿者中心为例」『民族教育研究』第3期、110 - 113頁。
- 版)』第2期、122 - 124頁。
- 費畊雨・費鴻年 1936：『博物館學概論』
- 包遵彭（1964）：『中国博物館史』台湾中華叢書編審委員會
- 鵬心生（1912）：「銀座より」『讀賣新聞』讀賣新聞社、4月13日
- 名古屋第大学博物館（2002）：「名古屋大学博物館・サテライトフォーラム開催記録」『姉妹校博物館連携による智の創造と共有』
- 楊丹（2009）：「高校博物館數字化建設的理性思考」『黑龙江教育（高教研究与评估）』第12期、45 - 46頁。
- 葉涛・宋行健・李响・刘鋒・胡歆・邓君韬（2014）：「我国高校博物館發展簡述」『才智』第25期、257 - 258頁。
- 落合知子（2019）：「医学展示の考察」『医歯薬学系博物館事典』雄山閣
- 李圭（1876）：『環遊地球新録』
- 李传斌（2005）：「近代来華新教医学伝道士の西医訳」『中華文化論壇』
- 李传斌（2006）：「教会医院与近代中国的慈善救济事業」『中国社会經濟史研究』
- 李军（2015）：「中国博物館学专业教育的早期發展——以国立社会教育学院、北京大学为考察中心」『中国博物館』第4期、28 - 38頁。
- 劉社軍（2014）：「大学博物館の観光認知及び公衆教育影響要素——北京市大学博物館を例にして」『旅遊規画と設計』第4号、30 - 39頁。
- 李絢麗・魏鎮（2013）：「提升高校博物館文化传播功能的几点思考」『中国博物館』第1期、78 - 83頁。
- 劉莉（2008）：「高校地质博物館展品的陈列」『吉林大学学报（地球科学版）』第5期、830頁。
- 劉華（2016）：「『申报』（1912 - 1949）博物館史料初步整理与分析」吉林大学
- 梁啓超（1896）：「論学会」
- 梁峻（2008）：「中华医学会医史学分会会史」『中华医学会医史学分会第12届1次学术年会论文集』中华医学会、254 - 261頁。
- 梁骁・阮仕祺・王林・李琳（2020）：「校园博物館文创产品问题与开发对策研究——以武汉高校博物館为例」『艺术与设计（理论）』第2期、96 - 98頁。

- 呂建昌（2011）：「近代中国博物館史上需要澄清的一個問題 - 上海徐家匯博物院創建年代質疑」『上海文博論叢』第4期
- 呂濟民（2004）：『中国博物館史論』紫禁城出版社
- 于芹（2018）：「二十世纪前半叶的济南广智院」『春秋』第4期、41 - 43頁。
- 傅任敢·丁韪良（1983）：「同文馆记」『中国近代学制史料』第一辑上册 158 - 159頁。
- 傅兰雅（1876）：「上海格致書院」『格致匯編』、夏第6卷
- 傅维康（1996）：「60年来的中国医学史博物馆」『中华医史杂志』第4期、35 - 40頁。
- 傅维康（2008）：「王吉民和中国首家医史博物館的创办」『上海中医藥杂志』第7期、72 - 73頁。
- 崔岚·刘长友（2010）：「高校综合类科技博物館藏品的管理和利用」『煤炭高等教育』第6期、65 - 67頁。
- 彭露（2020）：「19世紀後半期における中国博物館学の揺籃期・博物館理論編」『中国博物館学史の研究』國學院大學博士学位申請論文 81 - 83頁。
- 彭飞（2007）：「国立社会教育学院图书博物館学系簡史」『大学图书馆学报』第3期、97 - 100頁。
- 汪长明（2020）：「高校博物館的时代机遇与使命担当」『中国文化报』10月14日、3頁。
- 簫若瑟（1898）：「天主教伝行中国考卷八」『民国叢書第一編』、上海書店
- 簫若瑟（1898）：「天主教伝行中国考卷八」『民国叢書第一編』上海書店
- 譚红兵（2002）：「努力作好高校博物館的藏品征集工作」『成都中医药大学学报（教育科学版）』第4期、40 - 41頁。
- 趙国香（2022）：「近代博物館教育实践方式探析 - 以济南广智院为例」『自然科学博物館研究』第6期 87 - 96頁。
- 趙晨宇（2014）：「杜莎夫人蜡像馆落户前门大街」『时尚北京』第7期 200 - 203頁。
- 趙玥（2014）：「新媒体时代高校博物館面临的机遇与挑战」『今传媒』第22期、158 - 160頁。
- 昝淑芹·续颜·陈军（2003）：「中国高校博物館特色与发展趋势」『中国博物館』第4期、81 - 86頁。
- 鄧小昭（1960）：「西南师范学院图书博物館专修科办学述评」『图书馆论坛』306 - 312、356頁。
- 安高啓明（2013）：「大学博物館組織論：法規と類型」『西南学院大学博物館研究紀要』西南学院大学博物館、第1号
- ICOM「国際博物館会議（ICOM）規約」